大正十年三月二十五日發行（毎月一回一日發行）

第二十號

臺灣時報

時報（本島時事）
臺灣衛生狀態逆轉
律令權經過概要
工場胎權と利用
戶籍諸法令制定
支那思想問題と公羊學
濠洲の社會政策
松井大使と語る
地方自治制要義

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
登錄濟
南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調查局
APR 13 1921
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO., LIMITED.

内容目録記入濟

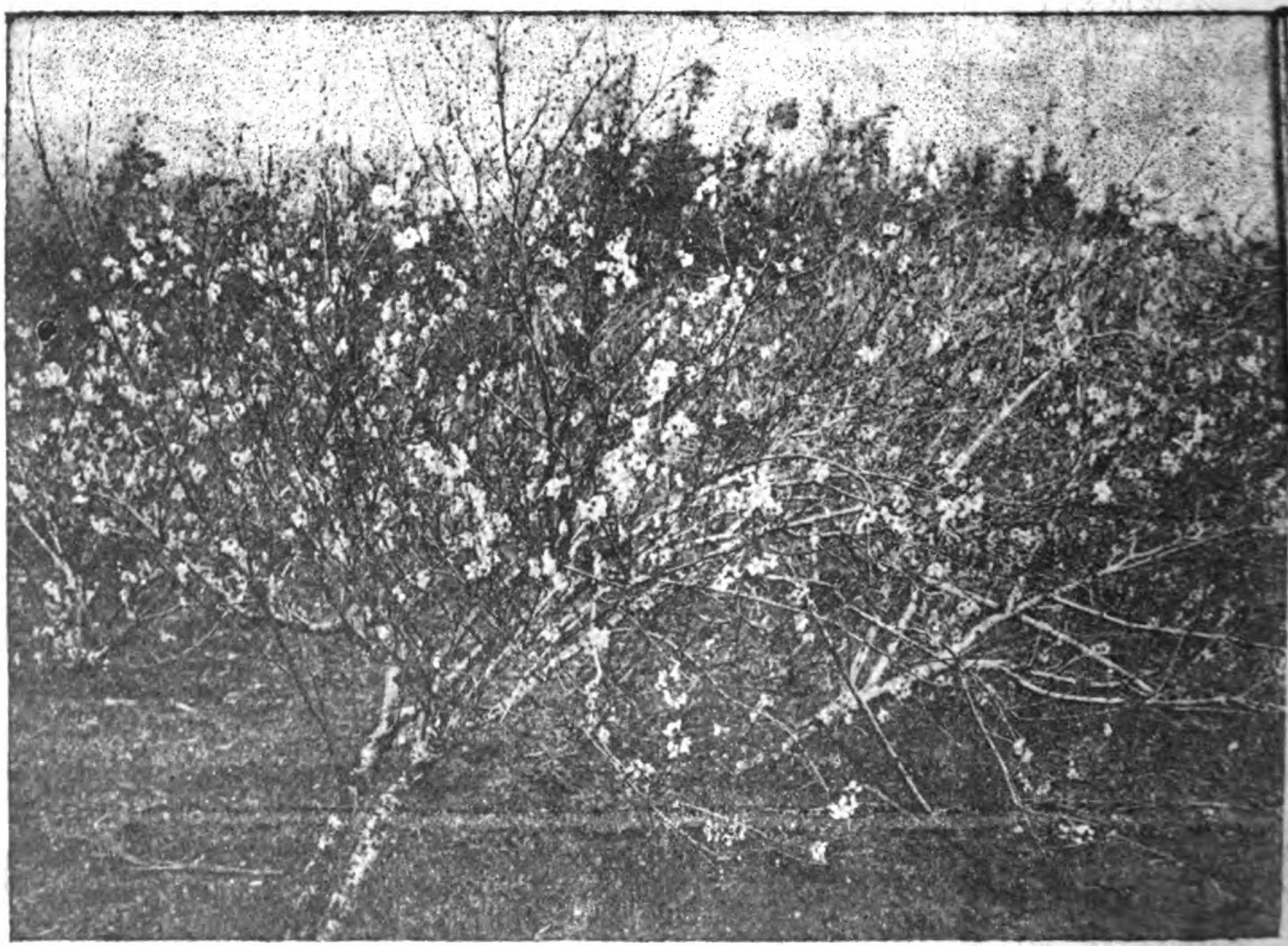
桃の草山

臺灣總督府內　臺灣時報發行所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員

評議員長 法學博士 下村宏

△評議員（以下イロハ順）

醫學博士 稻垣長次郎　池田常吉　石坂莊作　市來半次郎　服部仁藏　羽鳥精一　原脩次郎　新元鹿之助　西川利藤太　醫學博士 堀內次雄　宮島元治　富地近思　陳鴻鳴　陳中和　李景盛　林熊徵　林獻堂

林烈堂　林鶴壽　大竹勝一郎　農學博士 大島金太郎　大越大藏　渡邊英太郎　渡邊啓太　賀來佐賀太郎　川崎卓吉　片山秀太郎　簡阿牛　顏雲年　加福豐次　菅野善三郎　數田輝太郎　醫學博士 高木友枝

高田元治郎　工學博士 高橋辰次郎　立川連　田村武七　田村藤四郎　法學博士 谷野格　高山仰　曾田孝一郎　津田毅一　永田隼之輔　中村啓次郎　中島榮吉　長尾景德　內藤正太郎　武藤針五郎　宇野英種　椿谷光貞　草鹿砥祐吉　工學博士 山形要助　山移定政　松岡富雄　丸田治太郎　牧山清砂　松江春次　小松吉久　吳昌才　辜顯榮

古賀三千人　枝德二　鄭拱辰　赤石定藏　赤司初太郎　後宮信太郎　相賀照鄉　阿部滂　麻生誠之　荒卷鐵之助　坂本素魯哉　佐々木紀綱　齋藤愛二　楠瀨軍之佐　佐田武彥　蔡蓮舫　木村匡　木村久太郎　許廷光　北村吉之助　三村三平　三好德三郎　庄田藤治　平山寅次郎　平高寅太郎　末松偕一郎　角源泉　鈴木重臣

△編纂委員

石井光次郎　池田幸甚　生駒高常　井澤眞民

服部武彥　豐田勝藏　農學博士 東鄉實　岡村勝次郎　鎌田正威

△常務員

神社柳吉　横光吉規　田阪千助　堤一馬　長尾景德　中屋重治　中村壽太郎　宇都宗一　前田稔靖　稻與平三郎　藤井恭敬　深川繁治

古山榮三郎　小西恭介　阿部嘉七　淺野安吉　安西千賀夫　赤松寅七　菊池武芳　水越幸一　三浦碌郎　御厨規三　島田彌市　本山文平

編輯係 熊取田一郎
同 高橋惇
同 拓大雄
同 中野顯三郎
同 小森德治
同 秋澤次郎
囑託 池田壯太郎
同 峰谷彬

囑託 大槻綱彥
同 小野眞盛
同 横尾善大
同 高介龜次郎
同 眞倉民治
同 藤田正義
同 杉山秀
庶務及會計係 伊藤憐之助

大正十年三月二十四日印刷
大正十年三月二十五日發行（每月一回一日發行）
（定價一冊郵稅共金三十錢）
（廣告料一頁金二十四圓）

發行所 臺灣總督府內 臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府內第八九番

編輯兼發行人 臺北市龍匣口百四十番戶 中野顯三郎

印刷人 臺北市撫臺街二丁目四十番戶 澤田照基

印刷所 臺北撫臺街二丁目百四十六番戶 臺北印刷株式會社

K.D.K

營業科目

電氣事業投資
電氣工事請負
電氣機械、器具製造販賣
日本電話工業株式會社製品一手取扱

本社 東京市京橋區新肴町
工場 大阪府東成郡鯰江町今神

株式會社
川北電氣企業社臺灣支店

臺北市府前街三丁目五番戶

電話 長一、五四五番
一、九〇五番

出張所 廈門鼓浪嶼 川北電氣公司

代理店 高雄山一商行

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

大正十年三月號

口繪◉新竹州協議會員◉曾田参謀長送別午餐會参列者

美島の風光殿下の英眸に入る（卷頭辭）……一

時報◉東宮殿下へ上申◉六三案の經過◉臺北州協議會◉新竹州協議會◉臺中州協議會◉臺南州協議會◉高雄州協議會◉大正十年度地方費豫算◉臺灣經濟概況◉一月中金融概況◉電話交換器改良◉鐵道運輸狀況◉工場胎權規則の改正◉臺灣電力會社總會◉國語演習會◉北支旱災第三回救捐◉臺福丸の沈没◉高柳飛行警部の葬儀◉臺灣議會請願の否決◉臺灣商況……二—三五

兎耳梟目……五二

輓近臺灣に於ける衛生狀態逆轉の原因及其救治策……總督府醫學專門學校長 醫學博士 堀内次雄……五三

律令權に關する議會の經過概要……法務部長 長尾景德……六二

K129

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

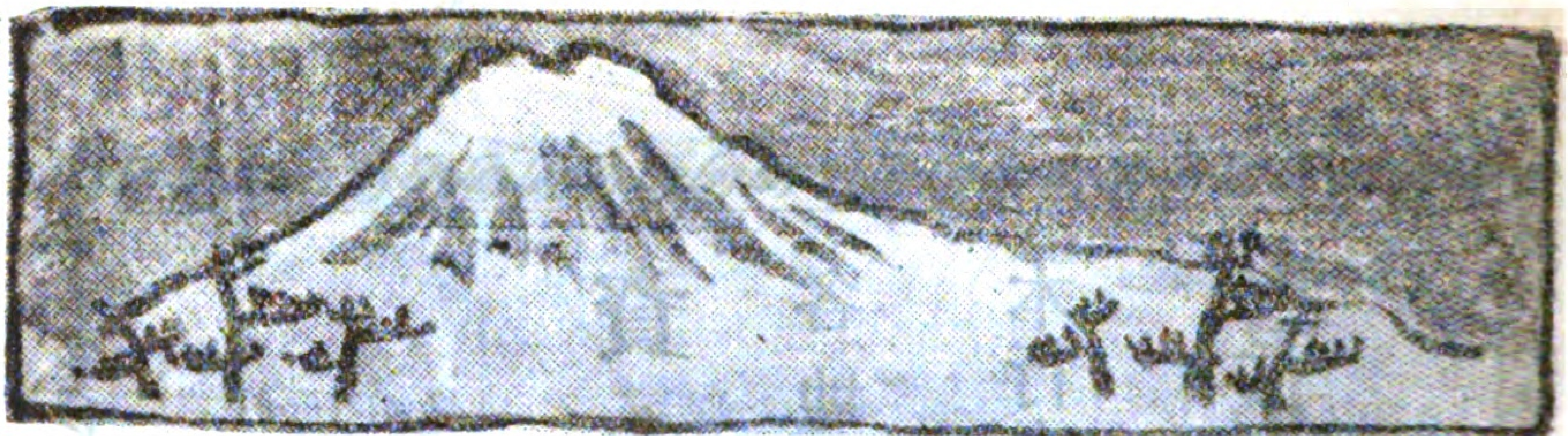

工場胎權と其利用方法に就て……商工課長 田阪千助……七六
戸籍に關する諸法令制定に就て……皷包美……八六
支那の思想問題と公羊學……税關事務官 井出季和太……九六
濠洲の社會政策……臺灣銀行調査課長 安西千賀夫……一〇三
空氣肥沃法の新發見……總督府囑託 田澤震五……一一六
竹楊茶烟……一二三
落花生油工業の統計學的觀察(下)……福田要……一三三
臺灣工場統計其一、其二、其三……
松井大使と語る……杜峯生……一五〇
雜報◉臺灣日誌◉人事消息◉任命◉新刊紹介……一五六
漢文◉就戸籍諸法令之制定言(鼓參事官)……一六三
臺灣地方自治制要義……內務局長 末松偕一郎……一九

大阪市高麗橋

株式會社 三十四銀行

資本金五千萬圓

各地支店（東京、京都、神戶、兵庫、尼崎、姬路、廣島、德島、奈良、伊丹、傳法
臺南、（大阪市內）南、天滿、雜喉場、堀江、日本橋、九條、朝日橋

本行之特色（銀行一般の業務の外擔保附社債信託法に依り信託事業を兼營す
事業資金部を置き工業資金の供給を爲す
外國爲替は香港上海銀行の代理店として最も便宜に取扱を爲す

臺北支店 臺北市城内府前街二丁目

（電話三三四、五六、九六〇）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

長官々邸に於ける曾田參謀長送別午餐會列席者、左より前列、森參謀、大川少將、下村總務長官、曾田少將、下村長官夫人
曾田夫人、佐藤新參謀長、新元鐵道部長、高田殖產局長、三宅憲兵隊長、同後列、菊地祕書官、武藤臺北市尹、山形土木
局長、末松內務局長、川崎警務局長、相賀臺北州知事、長尾法務部長、齋藤通信局長、上方圓內、右曾田少將、左佐藤少將

新竹協議會員及參與員諸氏、前列右より岩本多助、平山午助、樋口典常、西岡健之、松本徒留、山本內務
部長、服部知事、田端警務部長、小松吉久、劉緝光、簡阿牛、箇揖、翁瑞春、川田式參、岩滿重の諸氏

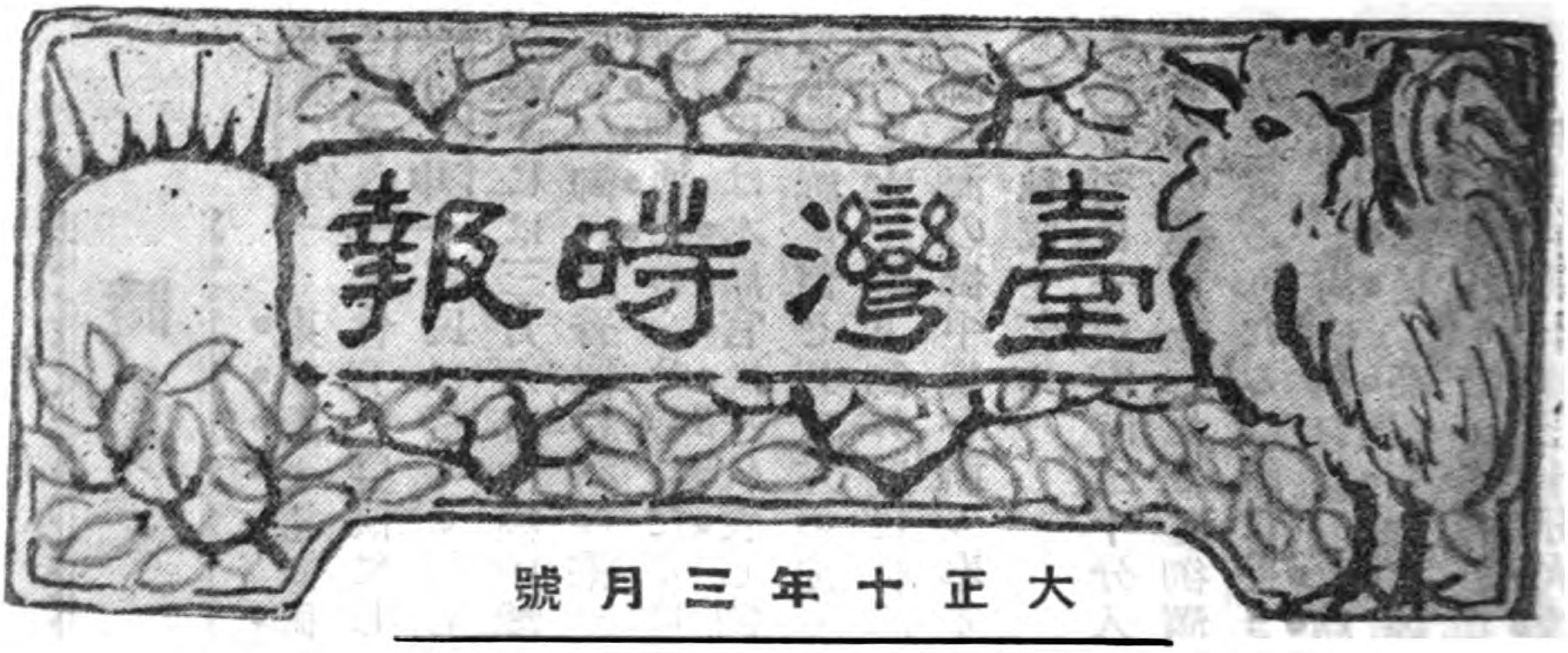

美島(フォルモサ)の風光殿下の英眸に入る

大正辛酉の三月、英邁なる我皇儲殿下、西歐御巡遊の途に上らせ給ふ。是實に建國三千年の盛事、擧國の景仰する所なり。既にして御召艦は沖繩を經、威風堂々南海を壓し、燦たる皇太子旗の輝く所、殿下は指顧の間、曾て葡萄牙の航海者をして、イラー、フォルモサと歎美せしめたる、我が臺灣の風光を瞰はせ、親しく島民の敬送を嘉納せられ、而して香港に向はせ給へり。恭しく惟ふに殿下英明の資、夙に帝王の學に勵まる、今親しく西歐の文物に接せられ、大處高處の觀、感得せらるゝ所必ずや多からむ。日本民族の使命たる東西文化の融合は、他年殿下に依りて、高邁卓絶なる一大指導力を得べきや期して待つべし。由來本島の改隷、僅かに二十餘年。然かも一視同仁の治によりて早く既に同化に進み、今や地方自治制の基礎を敷かれ、漸次母國と均等の域に進まんとし、三百餘萬の民衆、現に世界植民地に類例なき福利を享受し、仰いで我が皇室の鴻恩に感泣せざるは無し。偶ゝ今春、皇儲殿下の御西遊に際し、南瀛の景觀、端なく殿下の英眸に入りて、美島の舊山河新たに生色を加へ、島民遙かに殿下を奉送して、日東國民たるの歡喜を湛ふ。洵に本島有史以來の光榮、島民永遠の記錄と謂ふべし。冀くは殿下の、天佑に依りて至重の使命を了せられ、一路平安、東洋に歸りまさん日の速かならんことを。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

東宮殿下へ上申

東宮殿下遣巴御外遊の御儀は眞に前古未曾有の盛儀として母國は勿論新領土の官民に於ても等しく景仰し奉る次第なるが殿下には三月六日沖縄中城灣に御寄港あらせられたる後御召艦香取に御座乘、鹿島艦供奉して臺灣近海を御通過あらせられたるに付臺灣總督代理高田元治郎氏は本島官民を代表し御召艦入江東宮待從長に宛て無線電信を以て左の通り上申する所ありたり。

皇太子殿下御外遊に付本島官民を代表し謹みて御航海の御平安を祈り奉る。
右御執成を乞ふ。

右に付七日午前零時三十分入江待從長より。

電報の趣言上したる處御滿足に思召さる。

との返電ありたるは誠に畏き極みなり。

御召艦近海御通過

尙ほ御召艦の本島近海御通過に關し臺東廳長、高雄州知事等より左の如く其筋へ通報ありたれば併せて玆に揭ぐ。

本日午前十時三十分火燒島の北に軍艦見ゆ同十時五十分臺東火燒島間（臺東より約十二海里沖）を南航するを見る皇太子殿下の御召艦と拜察し奉る官民海岸にて遙に御航海の御平安を祈り奉る本日天氣清朗波靜かなり（大正十年三月八日午前十一時五十五分臺東廳長發總務長官宛）

東宮殿下御召艦香取は御供艦鹿島を從へ午後五時十五分鵞鑾鼻沖を同五時五十分大板埒沖を御通過在らせらる。大板埒入港中の新高艦は司令官の命に依り午後三時出港し臺灣南端海上に於て御敬送申上ぐ。恒春郡沿岸住民は殿下御通過に際し各所小高き處に國旗を揭揚し敬意を表せり（大正十年三月八日午後九時三十分高雄州知事發總務長官宛）

因に同八日海軍省より左の通り公表せられたり

八日午前八時火燒島の東二十浬にありて臺灣本島に近づきつゝあり新高山上を眺めつゝ正午鼻南沖に達し夫れより東岸に沿ひて南下せんとす氣溫攝氏二十二度北東の長濤あるも殿下には最早全く航海に御習熟遊ばされしやに拜せられ益御機嫌麗しく乘員一同亦元氣旺盛なり（八日午前九時二十分鹿島發、午後二時二十八分海軍省著第三艦隊司令長官發海軍大臣宛四時十分海軍省公表）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六三問題經過

今期議會に政府より提出せられたる所謂六三問題の改正案たる「臺灣に施行すべき法令に關する法律案」は一月二十九日衆議院に上程せられ二月十七日殆んど原案迴り可決せられ、三月五日貴族院を通過せるが其の全文左の通りにして修正せられたる點は僅かに第一條中「別段の定」を「別段の規定」に改められたるに過ぎず。

臺灣に施行すべき法令に關する法律案

第一條　法律の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

前項の場合に於て官廳又は公署の職權、法律上の期間其の他事項に關し臺灣特殊の事情に因り特令を設くる必要あるものに付ては勅令を以て別段の定を爲すことを得

第二條　臺灣に於て法律を要する事項にして施行すべき法律なきもの又は前條の規定に依り難きものに關しては臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り臺灣總督の命令を以て之を規定することを得

第三條　前條の命令は主務大臣を經て勅裁を請ふべし

第四條　臨時緊急を要する場合に於て臺灣總督は前條の規定に依らず直に第二條の命令を發することを得

前項の規定に依り發したる命令は公布後直に勅裁を請ふべし勅裁を得ざるときは臺灣總督は直に其の命令の將來に向て效力なきことを公布すべし

第五條　本法に依り臺灣總督の發したる命令は臺灣に行はるる法律及勅令に違反することを得ず

附則

本法は大正十年一月一日より之を施行す

明治二十九年法律第六十三號又は明治三十九年法律第三十一號に依り臺灣總督の發したる命令にして本法施行の際現に效力を有するものに付ては當分の内仍從前の例に依る

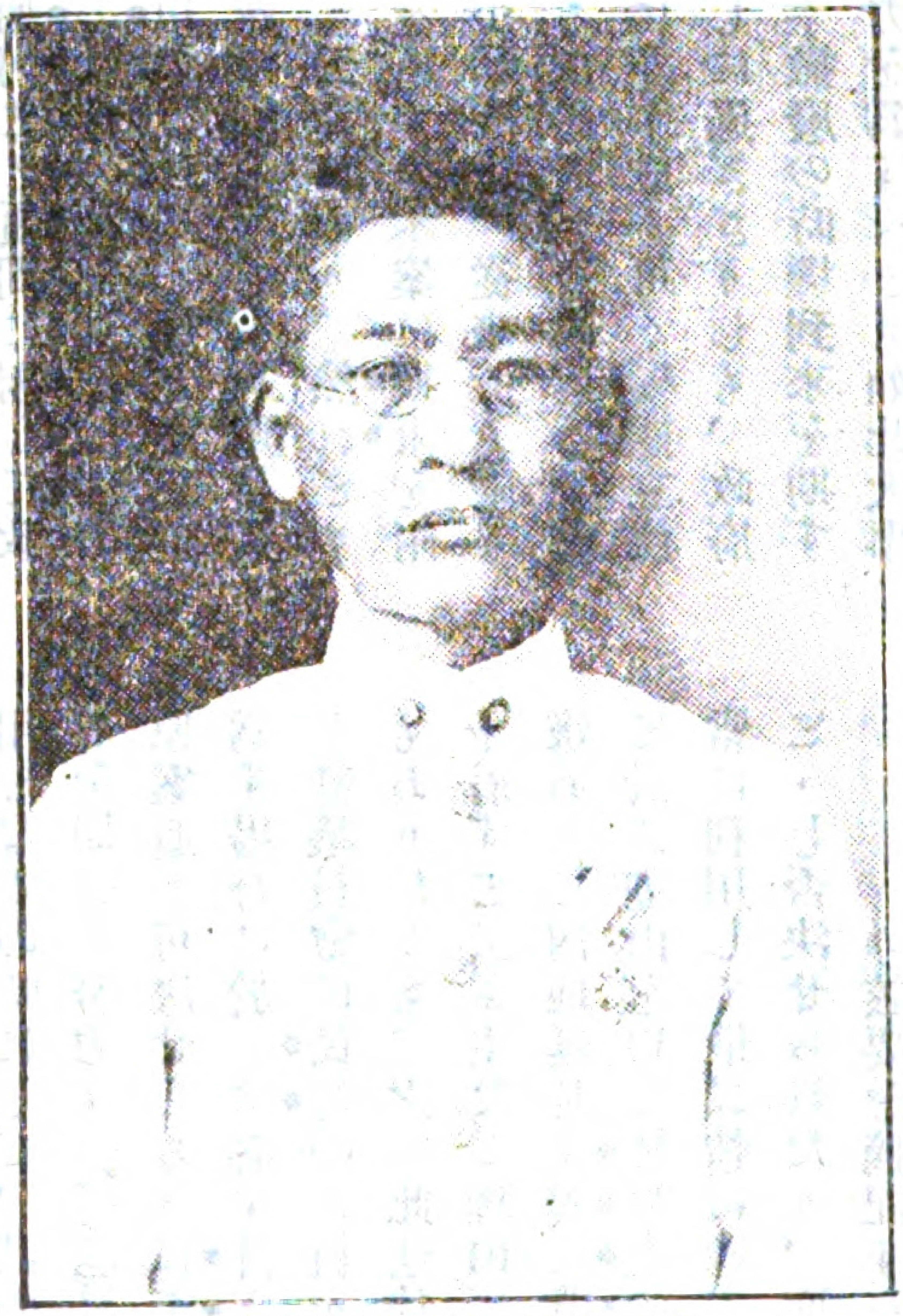

新臺中市尹川中子安次郎君

而して衆議院に於ては横田政府委員の提案説明は(一)所謂六三問題は今年限り廢絶し新法律に依り臺灣特別統治に臨まんとす(二)本案は勅令を以て法律

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を施行するの途を廣くし特別の場合にのみ臺灣總督の命令を以て立法事項を規定すと云ふにあり、然れども「法文の配列が單に前後したるのみにして法の規定に於ては新舊大差なきが如し」改正案の特徴如何との質問に對して政府の爲せる説明は「第一條の法律の全部又は一部の施行を要するものは勅令を以て定むる」規定を改正案の主眼骨子とし將來は全然母國の法律を適用し又は準用するの原則に復歸すと云ふにあり、然れども依然として委任立法の事實を有する本案に期限を附せざる點は問題となりたるが如きも、從來能ふ限りの短期の期限を付せられたるは必ずしも政府も議會も別段的確なる根據ありしに非ず成る可く變態立法を正則に復する希望に出でしに過ぎざりしも、政府は本改正案は寧ろ一日も早く撤廢の時機到來を期するものにして將來最善の努力を爲すべきも如此大事業は期限を附して之を實現するの不可能なる旨を聲明し、殊に田總督は「臺灣統治の方針は臺灣人の人格を向上せしめ、內地人と臺灣人との差別を撤回し無差別に至らしむるにあり、臺灣は領土的策源地又は經濟的利源地たる植民地に非ず帝國の延長にして正に帝國內地と同樣なるものなるも、如何せん、風俗言語等總てを異にするを以て、今日直に內地と同一にする能はざるも他日臺灣より帝國議會に議席を占むるの日は卽ち本法の不用となるの時にして、其の時機の一日も早く到來するを切望し努力す」べき旨を力說せられ、終に殆んど原案通り可決せらるゝに至れり、而して委任立法を爲す場合に於ては必ず評議員會の諮問を經ること、し評議員會は民選の議員を以て組織すべしとの意見もありたるも、之は此法律制度の主たる目的の上に矛盾すと云ふ主なる理由と、植民地氣分を馴致する嫌ありて內地延長主義に背反し統治の方針に矛盾すと云ふ理由を以て總督府の自ら計畫せる協議會を適當に利用して最民情に適する樣立法すべきを望むこととし否決せられたり、而して貴族院に於ける議事の該要を摘記すれば、各國植民地制度に通曉せる江木翼氏は本法に期限を附せざるは衷心より贊意を表するところなりとし、植民地的見地より永久法たる本案に贊成し主として特異民族の統治は特別立法に據るべく、本法の存在は內地延長主義を否認するものにして、憲法は形式的

（改正案の特徴）

（內地延長主義）

（植民地的見地より期限撤廢）

に行はるれども完全なる形即ち實質的に施行せられざるを證するものと云ふべく、政府は近き將來に於て衆議院議員選擧法を臺灣に施行するの確信を有せりや、今日の狀勢に照せば其の時機は絕對に到來することなきを信ずるを以て、內地延長主義を高唱するは寧ろ島民の誤解を招く虞ありとし、內地延長主義に反對意見を表明せられたるは純然たる植民地統治策を表明せるものにして、衆議院に於けると大に趣を異にするの感なくんばあらず、而して特別立法の場合に際しては各國植民地の例に鑑み島民を加へたる評議會の必要を說き寧ろ永久に本法に隨從して存在すべきを希望せられたるが、田總督は今回の改正案は以前の法律に比し餘程進步せるものにして成るべく內地法を臺灣に施行し內地の法律の統一を保つを原則とせるが故に內地延長主義を漸次に實現せるものに外ならずとし客年十月より實施せる地方制度改正に言及して、主義方針に對する政府の努力を聲明し、本法廢止即ち臺灣より代議士を送るの時期に付ては衆議院に於けると略同樣の說明あり評議會に關しても、一時的調査會の如きものに非ずして本法と終始すべきを明言せられ終に貴族院に於て何等修正を見ずして可決せられたり。

內地延長主義に反對

臺北州協議會

臺灣地方自治制創始最初の州協議會として臺北州に開かれたるは去月十五日より三日間にして、劈頭相川知事は豫算編成に關し大要左記要旨の說明を爲したり。

大正十年度豫算編成に就ては財源其他の關係上種々困難の點に遭遇したり舊廳時代の施設は相當進步發達の跡あるも尙完備を期するには前途甚だ遼遠なり又現今急施を要する喫緊の問題亦尠少ならず且教育產業土木衞生等は漸次發達の階梯にあるも尙改善を加ふべき點枚擧に暇あらず然れども金融の梗塞並州財政の基礎未だ鞏固なるを必する能はざるとに依り來年度は消極的方針を採り新制施行後爲さゞるべからざる應急事業に就てのみ豫算を計上したり要するに地方制度改正當初に際し地方經濟の狀況に鑑み提案の如き豫算を編成したる次第に付諸君の隔意なき意見を聞くことを得ば誠に幸甚なり。

次で書記をして臺灣州制第十三條但書に依り州知事に於て決行したる左記事項の報告をなさしむ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、大正九年度臺北州歳入歳出豫算
二、特別會計大正九年度臺北州罹災救助基金歳入歳出豫算
三、臺北州税規則施行細則
四、州市街庄手數料規則施行細則

會議の結果左記豫算其他は總て原案通り可決確定したり。

第一號議案　大正十一年度臺北州歳入歳出豫算
歳　入　經常部　三、五五七、五二一圓
　　　　臨時部　二三九、四一六圓
計　三、七九六、九三七圓
歳　出　經常部　二、六九二、六四二圓
　　　　臨時部　一、一〇四、二九五圓
計　三、九九六、九三七圓
第二號議案　大正十年度臺北州傳染病豫防臨時費特別資金歳入歳出豫算
歳　入　二二八、六九八圓
歳　出　二二八、六九八圓
第三號議案　大正十年度臺北州罹災救助基金歳入歳出豫算
歳　入　一五、六五九圓
歳　出　一五、六五九圓
第四號議案　州税規則施行細則改正の件
第五號議案　屠畜手數料徴收の件
第六號議案　臺北州協議會常置員會規程
但し本案は第一條第二項中「議長」の二字削除のことに修正して原案の通り可決確定す
第七號議案　移出米檢査の爲州組合の設置を常置員會に委任の件

右にて會議を終り會議關係者及會員有志は翌二月十八日州廳内に於て懇談會を開催し和氣靄々種々意見を交換したるが席上黄純青氏より在京中の田總督及下村總務長官に對し本島の爲に日夜盡瘁せらる、勞を謝し併而本州協議會は和衷協同の精神を以て無事終了したることを電報せんとの提議あり滿場一致相賀知事の名を以て之を發送せり。

右電牒に對し二十二日下村總務長官より左の返電ありたり臺北州協議會は和衷協同の精神を以て第一回協議會を圓滿に終了し倘吾等の盡瘁に對し感謝の意を表せられたるは深く滿足する所なり。

右總督閣下より會員へ傳達ありたき旨命に依り答報す。

新竹州協議會

新竹州協議會は去月七日より十日迄四日間開會、抽籤に依りて席次を定めたる後、服部知事は大正十年度豫算編成に關し州下施爲の方針に付左の要旨の演說を試みたり。

服部知事の演說

開會前服部知事は左の要旨の演說を爲す

今回第一回の協議會を開き諸君と相見ゆることを得るは欣幸とするところなり依て一言以て一般の事務を述べむとす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、昨年九月州部を置かれ續て十月地方自治制を布かれたるか當州は幸に兩部長州下職員一同各其の本分を盡し一致協力以て公務の進捗整理に努め他州に劣らざる成績を擧げたることを報告することを得るは州の爲幸福なり。

二、理蕃は當州の最も重大なる任務にして幸に督府の指導と民間諸君の同情とにより昨今稍其の緒に就きつゝあり。

三、敎育に付ては當州に中等以上の學校なしと雖小公學校並社會の文化は比較的良好に進歩せるを認む、只州の收入に比し其の經費稍過大なるが如き感なきにしも非ざるも華美を避け經費を節約し實質に於て漸次進歩の方針を執れり。

四、衛生上州は幸に激烈なる流行病を見ざるも尙チブス其の他絶滅せず更に公衆衛生としては水道下水等施設すべき事業少なからず是等は漸次助長完備せしむる方針なり。

五、民情は至つて平隱なり從て刑事々件も甚數多からず尙專心之が豫防に檢擧に緩急を愆らざることに注意しつゝあり。

六、經濟界に於ては世界大勢の餘波を免るゝ能はずも著大なるは茶、米、砂糖の暴落に在り金融界亦憂慮すべきものありしも大なる破綻なく經過しつゝあり州は極力救濟の方法を講じつゝあり本官は愼實なる產業が此の霜雪の苦寒に堪て一陽來復の春あるを信じ一日も早く之が實現を期待するものなり。

當州は山と海との間に於て狹き地域を有す平地に於ては農に商に夫々產業の保護奬勵を努め稍其の緒に就きつゝあり將來の發達は山と海に在りと謂はざるべからず故に山には道路を通じ一は理蕃に便にし且產業の開發を促すの要あり海には港灣に依り貿易と漁業とを發達せしめ海埔の利用を奬勵するは實に當州必須の事業たるを疑はず尙州には總督府經營の二大事業あり一は挑園大圳にして一は海岸鐵道工事なり幸に官民一致共鳴努力し共に順調の經過を遂けつゝあり

七、本官は以上の方針に依り十年度の豫算を編成せり只經濟界不振の時期に際し州民の負擔を激增するの不可なるを慮り大々的進取の方針を採る能はざりしは諸君と共に遺憾を分つ所なり而して豫算の詳細に付ては内務部長以下各其の說明

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に當るを以て充分審議あらんことを希望す。

十年度豫算其他

協議會の議決の結果に付議長より服部知事に答申したるもの、内大正十年度新竹州歳入歳出豫算は

歳入經常部　百三十六萬六千六百五十二圓
同　臨時部　四十一萬四千三百十六圓
合計　百七十八萬九百六十八圓
歳出經常部　百二十六萬五千五百四十六圓
同　臨時部　五十一萬五千四百二十三圓
合計　百七十八萬九百六十八圓

次に大正十年度新竹州特別會計罹災救助費歳入歳出豫算は

歳入　金二萬六千三百二圓
歳出　金二萬六千三百二圓

大正十年度新竹州特別會計傳染病豫防臨時費歳入歳出豫算は

歳入　金六萬五千五百二圓
歳出　金六萬五千五百二圓

州稅賦課標準及稅率中改正の件は

第一條中「百分の五十」を「百分の四十」に改む
第二條中「百分の十七」を「百分の十五」に改む

官舍建築費支辨の爲起債の件は

(借入金額)二十七萬六千九百五十圓(用途)官舍建築(借入時期)大正十一年二月(借入金利息)年利八分(償還方法)大正十一年三月迄据置き大正十一年度以降十箇年賦を以て償還

等にして尙は常置員會及常置員規則(略す)の可決、竝に常置員及補充員の選定、常置員會委任事項及左記委任の件等なり。

移出米檢査の爲州組合を設置する場合は之が設置に關する事項の議決を常置員會に委任す。

大正十年度豫算にして臺灣總督の認可に際し更訂を要する場合は之が決議を常置員會に委任す。

臺中州協議會

大正十年臺中州協議會通常會は二月十四日より同十九日迄六日間の豫定を以て州廳會議室に招集せられたるが當初諮問の大眼目たる大正十年度州豫算に關し極めて懇談的に隔意なき應答說明を遂げ各協議會員の了解を得たる結果殆んど一瀉千里の勢を以て圓滿に議事を了し豫定の期限を短縮し二月十六日無事閉會せり今其の概況を擧げんに

▲二月十四日　午前九時開會、抽籤に依り各協議會員の席次を決定し次て知事より別記施政方針に關する演說あり引續き藤井參與員大正十年度州豫算査定方針を述べ同豫算の說明に移り協議會員と各參與員との間に懇談的の應答あり各協議會員の了解を得て午後四時散會せり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲二月十五日　午前九時開會、議長は議事錄署名者として小西卓爾、吳汝祥、の兩氏を指名し次で州制第十三條但書に依り協議會の諮問を經ずして施行を了したる大正九年度州歲入出豫算同年度州特別會計罹災救助基金歲入出豫算臺灣州手數料規則に依る手數料の件、臺灣州稅規則施行細則竝同細則改正の件に付議長より詳細報告あり午後第一號議案臺灣州稅規則施行細則、第二號議案臺灣戶稅規則施行細則を議し全員一致を以て原案通り可決次て第三號議案臺中州協議會常置員委任事項、第四號議案臺中州協議會常置員會及常置員規程を一括して議事に附し委員附託次て第五號議案大正十年度臺中州歲入出豫算の議事に入り歲出經常部及臨時部各款毎に一讀會、二讀會を了し午後三時四十分散會す。

▲二月十六日　午前九時開會、議長は第三號議案協議會常置員委任事項、第四號議案同常置員會及常置員規程の議事を繼續する旨を告げ車野委員長代理より修正意見の報告あり報告通り可決す次て第五號議案の續き歲入經常部及臨時部の議事に移り向山參與員詳細說明をなし各會員の質問に答へ第一款州稅より各款毎に一讀會、二讀會を了し引續き第五號議案全體の三讀會を開き滿場一致を以て原案通り本會開會の大眼目たる大正十年度州歲入出豫算を可決す次に第六號議案大正十年度臺中州特別會計傳染病豫防金歲入出豫算、第八號議案大正十年度臺中州特別會計罹災救助基臨時資金歲入出豫算を議し何れも原案通り可決、午後より常置員及同補充員の無記名選擧を行ひ投票の結果常置員として、廖西東、小西卓爾、土居政次、李崇禮、坂本素魯哉の五氏、同補充員として、蔡部類、林崧雨、松岡富雄、吳汝祥、松山隆治の五氏當選せり右にて豫定の事項を了し立川知事より一場の挨拶あり午後二時閉會せり因に立川知事には當夜各協議會員及參與員を富貴亭に招待し慰勞の宴を張りたり。

立川知事演說

本日茲に當州第一回協議會通常會を開き各位の御參集を煩はし州治上に關する高見を拜聽することを得るは本官の洵に欣幸とする所なり。

顧ふに昨年九月地方官々制の改正せらるゝあり次て同十月州、市、街、庄制を實施せられ之に依て本島は始めて的確なる地方自治の團體を認めらるゝに至りたる次第にして實に本島統治上一新紀元を劃せるものと謂ふべく衷心慶賀に禁へざる所なり而して此等地方公共團體に諮問機關として夫々協議會を設置せられたるは要するに力めて民意を尊重し相倚り相扶け以て地方團體の發達と民衆の福祉を增進せんとする政府の意圖に出づるものなれば各位諮問事項に對し民意を背景とせる腹藏なき意見を吐露せられ州政上充分御盡瘁あらんことを切望す。

今や本州大正十年度歲入出豫算其他重要案件を提出し會議を開かんとするに先ち之に關聯せる州治の概況を陳述し以て各位の御參考に資せんとす。

●産業に付ては幸ひ當州は天惠豐かにして米、砂糖

苧蕉其他の産物に富むを以て常に之が指導奬勵に留意し州農會をして農事改良の事に當らしむると共に一面農業組合を設置せしめ直接將た間接に益々産額の増加及品質の改良に力め此外副業の如きも地方の狀況に應じ適宜之を奬勵しつゝあり而して産業の發達は金融の途を得るにあれば各地に信用組合を設立するが如き亦最も必要にして從來奬勵の結果現に設立中のもの比較的多數を算せるも農民金融機關としての活動未だ充分ならざるやの憾あり因て督府に於ては農民金融機關としての效果を一層顯著ならしめんか爲め本年度より七箇年繼續事業として農業倉庫建設の計畫あり當州下に於ても大正十年度中約三四箇所の建設を見るに至るべく如斯にして現在信用組合の外農業倉庫完備の曉は農民は倉荷證劵の發行を受け金融の便を得ること丶なり延て斯業發達上資する所多大なるべきを信ず。

次に一般經濟界は州下に於ても世界的變動の影響を免るゝ能はず昨年二、三月の交より株式の暴落に相踵き米糖の下落を來し銀行業者は貸出を警戒するに至り爲めに金融硬塞を告げ商工業者は概して資金融通上困難を感じたるも七月頃より臺灣銀行を初め其他の各銀行も堅實なる産業資金にして擔保附たるを條件とし出來得る限り救濟の方針を採りたるが未だ大に之を緩和するの程度に至らず不況の儘越年せるも最近本島舊曆の決算期に際しては著しき倒産者を出さずして經過せり。

之を要するに歐洲戰亂中經濟界の膨脹に伴ひ一般生活の程度も亦自然向上し居り此財界不況の秋に當り吾人の執るべき途は生活費の節約に外ならざるが故に各自堅實なる事業に奮勵し經濟力の餘裕を作ること最も肝要なりと思料す。

州下の教育は年を追ふて進歩の成績見るべきものあり内地人兒童の増加は勿論本島人向學心の勃興に伴ひ小公學校の校數及學級數も近來大に増加せり其他本島人に對する社會教化事業も地方官民協力の下に漸次其歩を進め專ら國語の普及風俗の改良等國民性涵養に力めつゝあり殊に彼の州下本島人有識階級の組織せる同仁會の如き適當に之を善導するに於ては國語の普及其他同化促進上一種の安全瓣たるを得べく延て一般に及ぼす好影響尠少ならざるを信じ常に之が指導誘掖に留意しつゝあり尚今回制度の改正に依り地方の權限を擴張せられたる結果從來公立學

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

校にして督府の管理たりし臺中高等女學校、臺中高等普通學校、臺中商業學校及彰化女子高等普通學校は大正十年度より當州に移管せらるゝことゝなり又小公學校にありては行政區域外に存在せる霧社小學校並同番人公學校を州立とし其他は全部各所在市街庄管理の下に移すことゝなり目下之が手續進捗中なり此外內地人中學校設立の企圖ありしも官制の關係上延期の已むなきに至りたるを以て將來適當の時機を見計ひ之が設置を遂けんとす。

衛上狀態は醫療其他衛生機關の設備と民衆衛生思想の向上と相俟て逐年良好に趨きつゝあるも一昨年來虎列拉及痘瘡の流行を見るに至りたるは誠に遺憾とする所にして此外窒扶斯、麻拉利亞、流行性感冒亦た絕滅の域に達せざるを以て來年度より保健調查に着手し先づ疾病狀態を調查し漸次事業の進捗を期すると共に傳染病豫防上特に水道其他飮料水設備に就き改良を圖る方針なり。

次に土木事業も亦重要なる施設の一にして交通の便否は延て地方の開發盛衰に關係すること至大なるが故に常に輕便鐵道並軌道の敷設を奬勵し道路の改修擴張等適應の施設を爲すに懈らす縦貫道路は從來路面の勾配、架橋、位置其他沿道開發上當を得ざる箇所多きを以て督府當局と協議を遂け路線の付替及改修を斷行することゝし之に要する敷地及勞力は全部地方人士の寄附に俟ち昨年一月工を起し年末に至り大部分完成を告げたるも架橋を要する箇所尠からざるのみならず之と連結せる重要指定道路の改修に付ては尙幾多の施設を要するものあるを以て今後機を見て漸次之が改修を期せんとす此他古來難流の稱ある濁水溪、大甲溪、大安溪の如き洪水の都度奔流氾濫して年々損害を與ふること多大なるものあり國土保護上忽諸に附すべからざるを以て護岸若は河川工事の緊要なるを認め目下夫々施行中に屬す尙臺中市區改正に付ては明治四十四年來市街地拂下及貸下收入に依り逐年工事を施行し來り本年度迄に投したる工費六十三萬圓餘に達せるも豫定計畫に對し工事既成步合僅に五分の一に過ぎさる狀況なるを以て將來更に相當財源を求め事業を續行せんとす。

州下の民情は一般に平穩にして何等憂慮すべき點あるを認めす最近刑事々件數は一進一退の狀況にして固より犯罪を絕滅するに至らずと雖も要するに憂ふべき狀態にあらず尙犯罪の豫防及檢擧に付

ては寬嚴機宜を愆らざらんことに力めつゝあり。

次に理蕃事業も亦重要なる任務の一にして當州は北は「ピヤナン」鞍部より東は中央山脈を境に南は新高山に至る廣漠たる蕃地を包擁し天然の產物に富める一大寶庫を有すと雖も該地域内に蟠居せる戶數二千六百、人口一萬五千餘の蕃人は之が綏撫啓發に努むるも性獰猛にして而も豹變極りなく時々兇暴を逞うし未だ安定の域に達せず昨年中、東勢方面及「サラマオ」蕃の反抗を見るに至りたるは最も遺憾とする所なり然れども膺懲の結果其の大部分は反抗持續の不利を悟り歸順を哀願するに至り漸次平靜に向ひつゝあり尙對蕃策として昨年十一月以來據點設置後、後方連絡道路及「ピヤナン」鞍部霧社間蕃地縱斷道路八通關越橫斷道路等の開鑿工事施行中にして此外防備施設の計畫中に屬するものあり之が完成の曉は防備稍々完全となり彼等も亦反抗を企圖すること能はざるに至るべきにより一層綏撫啓發に意を致し反抗蕃の處置を速かならしめんとす殊に來年度に於ては大甲溪を遡り「シカヤウ」社に於て（ピヤナン）道路に連絡せる道路開鑿の計畫あり同溪一帶寶庫の開展を見る亦蓋し遠きにあらざるべし如斯蕃地開發の機運に向ひつゝあるを以て將來蕃情に支障なき箇所は力めて行政區域に編入する等可成的蕃地を開放せんとするの意嚮を有せり。

最後に今回制度改正の眼目たる市街庄の狀況に付一言せんに當州は一市九街五十一庄より成り是等各公共團體は何れも法律、勅令、又は律令に依て其屬する事務を處理し市に在りては州に於けると同じく國家の官吏たる市尹一面公共團體たる市の事務を擔任し又街庄長は奏任若は判任官待遇たるも一方に於て名譽職として街庄の事務を擔任せり而して該事務の範圍は敎育、勸業、土木、衞生、社會事業等頗る廣汎に亙るが故民意尊重上夫々合議體的諮問機關たる協議會を設け州下を通じ市協議會員、十五名、街庄協議會員七百三十名（街五百九十名庄百四十名）を算せり。

是等協議會員は概して學識資望を有し何れも地方中心人物たるを失はず專ら市街庄の財政其他重要案件の利害得失を稽へ理事者の諮問に應じ以て地方行政の圓滑を圖るべく今や漸次其道程に向て進みつゝあり思ふに是等公共團體の振興を圖り地方各般の經營に勉め以て本島進運の根柢を鞏固ならしむるは刻

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

下最も緊要の事に屬し一日を緩うすべきにあらず之を內地優良町村の實況に徵するも理事者竝地方有志が如何に町村の改良に力を致し之が振作に汲々たるかを覗ふに足るべく翻て之を本州に見るに市街庄制度實施日尙淺く其事務の整理を要すべきもの其事業の經營を圖るべきもの固より擧げて數ふべからず完備練熟の域に達する前途頗る遼遠なりと雖も要するに財政の基礎を確立し地方の狀況に應じ盛に經綸を行ひ力めて已ますんは新制の美は日と共に現はれ施政の要は月と共に就り本島進運の基を固むるに至らんことは信じて疑はざる所なり。

概略如上の見地及狀況に基き本官は大正十年度の豫算を編成せり然れども歲入には自ら限りあり各事業に對し普く理想的の施設を爲さんと欲せば勢ひ負擔の增加を來すは免るべからざる所にして殊に州下財界の現狀に鑑み且つ新制度施行匆々俄に負擔を增さしむるは策の得たるものにあらざるを慮り歲入出共力めて緊縮主義を採り必要已むを得ざるもの丶外之が施設を見合せたるの結果積極的施設方針を採る能はざりしは洵に遺憾とする所なり。

尙來年度豫算査定方針に付ては內務部長以下參與員をして詳細說明せしむべきを以て各位冀くは之を諒とせられ該豫算案其他提出事項に對し愼重審議を遂け協議を與へられんことを。

臺南州協議會

臺南州協議會は全島各州に率先して一月二十四日臺南州廳內會議室に於て開會し同二十八日閉會を告けたるが臺灣に於ては從來全く先例なき施設なりし爲め多數の當事者は未經驗の事とて議事の進行上多少の錯誤又は意見の扞格なかるべきやを氣遣ひ世人も一種の興味を以て之を注目したるもの丶如くなりしが幸にして各協議員は皆誠意と熱心とを以て事に當りたる爲め議事の進捗比較的順調なるを得たり今主要なる事項等を擧げんに。

枝知事の豫算說明

協議會開始に先ち枝知事の演述せし大正十年度臺南州歲入出豫算の說明左の如し。

玆に本日州制第十三條の規定に依り第一回通常協議會を開催するに際り州協議會員各位の御參集を煩はしたるは誠に多謝する所であつて且つ光榮とする所であります今提出したる豫算案に對し說明旁一言して御淸聽を煩はすこと丶致します。

御承知の如く昨年九月地方官々制の改正あり之に

踰て十月地方制度を制定實施せられたるが各位は州制第十二條及第十四條に基き就任せられたる州の諮問機關であつて州制第十三條各號の事項に對しては隔意なき御意見を承り州政の爲に御盡瘁下さる事を得ば洵に幸とする所であります。

地方制度の制定に依りて新たに州市街庄を以て各獨立の自治主體と爲したると同時に督府が地方の權限を擴張せられたる結果從來國費を以て支辨せる內で移管せられたる其重もなるものに就いて云はゞ敎育費に在りては臺南中學校臺南高等女學校及嘉義農林學校又衛生費に在りては傳染病豫防費を州費に移されて又州費より小公學校(俸給諸給を除きたるもの)公園及水道の如きを市街庄の經營に移すことゝなり唯警察費は今後總て國費に移さるゝことゝなつたのである斯の如く州市街庄とも其の施設事業の增加を來せるに付ては各自治團體は最善の努力を盡して其の發達を圖らねばならぬことであるが各事業に對して急激に施設をなさんとせば勢ひ經費の增加を來たす事は固より免るべからざる所なるに依り徒らに事功を急ぐことをなさず宜しく民力の消長を顧念し周到なる注意を拂ひ徐ろに之が施設をなすべきであると信じます。

右の如き次第で大正十年度の豫算計畫を立つるに際りても一般經濟界の趨勢に鑑み勉めて緊縮の方針を採りて地方財力に惡影響を及ぼさゞらんことに考慮したのである今其の豫算案に就き大體の方針を證明して各位の御了解を求むることは敢て無益であるまいと思ひます新制度の實施は大正十年度より彌々本舞臺に上るものと申して然るべきで從て前述せし如く敎育、衛生、土木等の各種事業にして國庫經營より州費經營に移りたるものあり又州費經營より市街庄の經營に移りたるものもあつて州市街庄何れも自然經費の膨脹を來たすは數の免かれざる所なるも各自治團體とも急激なる負擔の增加は民力の能く堪へ得る所にあらざれば州の歲入を計るに於て愼重考慮の下に市街庄稅賦課徵收の餘地を存する爲め九年度の稅率に比し地租附加稅は百分の五十なりしを百分の四十とし所得稅附加稅は百分の十七なりしを百分の十五とし營業稅雜種稅は一割乃至二割を減じ之れが歲入は二百三十四萬四百〇二圓にして其の他街庄分賦金、雜收入等を合せて二百七十八萬一千七十六圓を計上し臨時部に於て九年度繰越金二十六萬圓

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と國庫補助金七萬七千〇四十圓（傳染病豫防費補助四萬三千五百圓）計三十三萬七千四十圓を計上し歳入總計三百十一萬八千百十六圓を豫算したのである。

　歳出に關しては敎育の普及産業の奬勵、道路の改修、橋梁の架設修繕又は衞生に關する事項等に對し充分の施設を爲さんには尙より以上の經費を要するは勿論なるも歳入豫算と民力負擔の輕重とを考察し事の緩急を取捨して緊急缺くべからざるものを計上して豫算を立てたのである。今其主なるものに就て云はゞ

　敎育費に在りては臺南中學校、臺南高等女學校、嘉義農林學校等は州の經營に移り其の職員俸給は國庫支辨なるも諸般の經費は州の負擔とし十五萬三千二百二十三圓を計上し小公學校は市街庄の經營に移し其の職員の俸給及諸給與は州費支辨とし之れに九十八萬九千三百九十二圓を計上したのである而して臺南女子高等普通學校は十年度の新規事業にして其の經常費一萬九千三百六十四圓を計上し其の他諸經費を合せて敎育經常費百十九萬六千九百七十九圓を計上した尙臨時部に於て市街庄に對する敎育補助十四萬三千六百七十七圓の外臺南中學校、臺南高等女學校、臺南女子高等普通學校及阿里山小學校の營繕費十七萬一千五百四十圓を計上したる爲め實に敎育費合計百五十一萬二千百九十六圓を要する次第である。

　勸業費は經常費に於て六萬五千四百九十五圓にして産牛改良費及各種事業に對する奬勵費で九年度に比し四萬三千〇五十八圓を增加してをる臨時部に於ては勸業調査費補助費に米種改良麥作改良園藝改良等前年よりの計畫事業を繼承せるものと新に計畫せる事業とに四萬五千九百五十圓を計上したのである

衞生費は經常費十五萬六千百十七圓で前年度に比し八萬五千八百十五圓を增加して居る從來國庫支辨であつた傳染病豫防費は前述の如く州費支辨に移すことになつたが其の三分の一は國庫より補助せらるゝので補助額三萬三千五百四十圓を歳入に計上したる都合である臺南公園は臺南市の經營に移し嘉義公園は嘉義街の經營に移し之れが經費の幾分を州費より補助することゝしたのである。

　水道の經營は將來市街庄に移すことにするを可なりと思料す然れども臺南水道は今尙國費を以て建設中なるも差し向き其の給水費丈けを州費支辨とし嘉

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

義水道は之れを嘉義街の經營に移し鐵管連絡敷設費として相當補助するの計畫である斗六水道は斗六街の經營と爲す都合なるも充分なる給水を爲し能はざる狀態にあるを以て貯水池設備として之れ亦相當補助するの計畫である。

郡役所營繕費は大約九年度に於て設備せしも尙廳舍官舍の補修及增築を要するものありて十五萬二十六圓を計上し前年度に比し二十五萬八千三百九十圓の減少となる。

營繕土木費の內新規事業としての營繕費は前に敎育費に於て述べたる外に州廳宿舍の建築費と臺南消防詰所建築費とを合し五萬二千三百七十九圓を計上したのである。

又土木費の新規事業としては臺南市區改正費十萬圓及縱貫道路橋梁架設費十萬圓を計上し又新に戶籍制度實施に依りて其の經費六萬五千四百六十九圓を豫算し此內四萬三千五百圓を國庫より補助を受くるに依り之を歲入臨時部に計上したのである。

以上は本豫算の大體に就きて說明したので其他各款項目に亙つての說明と特別會計に屬する分とは之を省略しましたが各位は充分審議を遂げられて協贊を與へられんことを冀望する次第であります（了）

附議及報告

會期中附議及報告せし事項左の如し

ロ附議事項

第一號議案、大正十年度臺南州歲入歲出豫算（可決確定）

第二號議案、大正十年度臺南州特別會計罹災救助基金歲入歲出豫算（可決確定）

第三號議案、大正十年度臺南州傳染病豫防臨時費資金特別會計歲入歲出豫算（可決確定）

第四號議案、臺南州協議會常置員會規則（可決確定）

第五號議案、大正九年度臺南州特別會計罹災救助基金歲入歲出豫算（可決確定）

第六號議案、州稅賦課率改正に關する件（可決確定）

第七號議案、臺南州傳染病豫防臨時費資金特別會計歲入屠畜手數料に關する件（可決確定）

ロ報告事項

第一號報告、大正九年度臺南州歲入歲出豫算

第二號報告、大正九年十月臺南州令第七號州市街庄手數料規則第三條の手數料額決定

第三號報告、大正九年十月臺南州令第八號州稅規則施行細則規定

第四號報告、大正十年一月臺南州令第二號州稅規則施行細則改正

十年度歲入歲出豫算

協議會の議を經たる歲入歲出豫算概目左の如し。

歲入經常部　一一、七八一、〇七六圓

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

歳入臨時部計	三三七、〇四〇圓
歳入合計	三、一一八、一一六圓
歳出經常部	二、二九六、七九九圓
歳出臨時部計	八一二、三一七圓
歳出合計	三、一一八、一一六圓

高雄州協議會

高雄州協議會は二月九日より同十三日迄四日間開會、富島知事は本年度豫算編成に關して別項の如く說明演說を試み會議の結果左記の如く厘毛の修正なくして通過し、其他の議案も可決確定したり。

歳入經常部計	二百十萬四千三百四十五圓
同　臨時部計	十萬九千百十六圓
歳入合計	二百二十一萬三千四百六十一圓
歳出經常部計	百七十四萬四千八百七十四圓
同　臨時部計	四十六萬八千五百八十七圓
歳出合計	二百二十一萬三千四百六十一圓

富島知事演說

新制度の下に成立を認められたる地方公共團體は自治の基礎を爲すものなれば健全强固なる發達に就いては州下民衆と共に重要なる責務を有する次第にして之等公共團體には各諮問機關たる協議會を設置し事務執行上遺漏なきを期せられたり協議會の意見も卽ち民衆の聲として深く之を尊重し互助的に新制度實施の精神に沿はんことを期せらるべし大正十年度

高雄州歳入歳出豫算案に就いて一言せんに高雄州は州廳設置以來一段の活氣を添へ調順なれど本州の文化は地勢上の關係より北部に比し其程度は稍や低く且つ著しく不均等にして諸施設の如き遜色あるを免れず而して今や自治的制度の實施されたる須らく該精神の在る所を了解せしむると共に教育の普及と其振興は最緊要なりと感ず次に

本州管內の衛生狀態は必ずしも良好なりと言ふを得ざるを遺憾とす現時高雄街屏東街を始めとし各地衛生の設備漸次整頓さるゝも未だ改善の餘地多しジフテリー患者の絕えざる如きマラリヤ病に惱める街庄の今尙ほ少なからざるが如き更に港灣に臨める高雄街の如き衛生的施設の急務なること眞に明かなりと次に

土木營繕工事の急務を要するもの多きを覺ゆ管內舊阿緱廳下の縱貫道路改修は其努力の蹟を認むべきものありと雖も其聯絡關係に想到し又た各地道路橋梁の狀態を見るに幾多施設の急を要するものあることは各位も現認し居らるゝ如し殊に本州は新に州廳を設置された關係上廳舍宿舍の如き多額の施設は本

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

豫算に計上するの餘裕なきを遺憾とするも別途に考案する所あらんとす更に屏東、潮州、東港、旗山の各郡に亙り大小の河川縱横に奔流し出水の被害頻々として大正九年九月の被害は殊に激甚を極め之が災害復舊に就き國費の支辨を仰ぎたるも其金額は到底十分ならず產業の發展上保護の急なるものに對しては關係州民の努力と相俟つて之が援助の必要を感ず

其他

產業の發展を期するの要あり然れ雖歳入豫算は自ら限あり又經濟界の狀態に鑑み負擔の增加は出來得る限り避くるの必要を認め歳出に就き緊縮の方針を採り最も焦眉の急を要する事項以外一切新規の事業施設は總て後年に繰越しと爲したり從つて出來得る範圍內にて以上の方針に依り歳出入を案配せり又た

街庄が獨立の自治的團體として活動すべき新制度の下に於いて街庄の經營に移されたる事業尠なからず而して就中敎育衞生に關する旅費に就き負擔輕からざるものあり殊に本州は人口稀薄にして之が負擔に堪へ難きものある等の事情に考慮し地租附加税及び所得税附加税州税の率を低下し街庄の歳入を圖りたる外州費を以て主として敎育衞生諸費の補助を認め之を本豫算に計上せり以上は即ち豫算編成の內容なり各位之を諒とせられ充分審議を遂げ協贊を與へられんことを希望す。

十年度地方費豫算

州制に依れは各州豫算は年度開始の四箇月以前に臺灣總督に提出し其の認可を受くへき筈なるも新制度施行後日尚淺く爲に各州共豫算資料の蒐集に多大の日子を要したるを以て其の編成は遲延を免れさりしも二月初旬には悉く之を舉り夫々協議會の儀を經て二月下旬には悉く認可申請の爲め總督府に提出し總督府に於ては目下之が審査中に屬すと云ふ。市街庄豫算は既に其編成を了し協議會の儀を經て郡守に認可を申請を爲したるものあるも多數の街庄は目下其の編成に忙殺せられつゝあるもの、如し。

臺灣經濟概況

本月一日臺灣銀行東京支店に於ける同行總會に於て中川頭取の述べたる昨年下半季の營業概況報告は同期間本島經濟の概況を窺ふに足るものあり即ち下の如し。

株主各位　茲に第四十三回定時株主總會を開くに當り昨年中に於ける臺灣竝本行關係地方經濟界の狀勢と本行業務の概況を述へ以て各位の參考に供せむ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

とす。

昨年の本邦經濟界

昨春來動搖せる本邦經濟界は世界的財界の不況に伴ひ益惡化の勢を續け各方面に亘り萎靡不安の狀態を以て終始せり即ち貿易は巨額の輸入超過を爲して滯貨山積し商品市場は市價低落して商取引杜絕し株式市場は不振を來し企業界は沈衰を極め商賈の破綻と事業會社の救濟を要するもの接踵し金融業者亦取付休業の不幸を見るものありて一般に警戒を嚴にせし爲銀行手許資金の潤澤を來し其間公債社債の發行株式の拂込等ありしも金融は緩漫の趨勢を持續し金利は種類と期間とに依り著しさを示せる等の變調を呈したるも愼重警戒裡に大體平穩に越年せり。

昨年の臺灣貿易

臺灣に於ける昨年中の貿易總額は三億八千八百餘萬圓にして內輸移出二億千六百餘萬圓輸移入一億七千二百萬圓なり之を前年に比すれは輸移出は砂糖樟腦石炭綿織物等の增加により輸移入は鐵道建設材料豆糟木材肥料海產物等の增加によりて結局貿易總額に於て五千六百餘萬圓を增加せり次に臺灣重要物產の消長に就て述ふれは砂糖は大正八、九年期の產額は前年に比し減少し三百八十萬擔を算したるのみなるも一面爪哇原料糖の輸入三十餘萬擔あり輸移出量は三百八十餘萬擔にして百三十餘萬擔の減少なるも移出全盛期に於ける糖價尙好況を保ちたりし爲輸移出價額一億四千百萬圓に達し前年に比し五千五百餘萬圓を增加せり而して大正九、十年期の產額現在豫想は四百二十餘萬擔なり米は九年度一期米二百四十餘萬石にして二期米も稍豐作なりしか內地米價の激落に因り取引尠なく移出は六十餘萬石價額千七百餘萬圓にして前年に比し其半額に過ぎず茶は平作にして前年の二千六

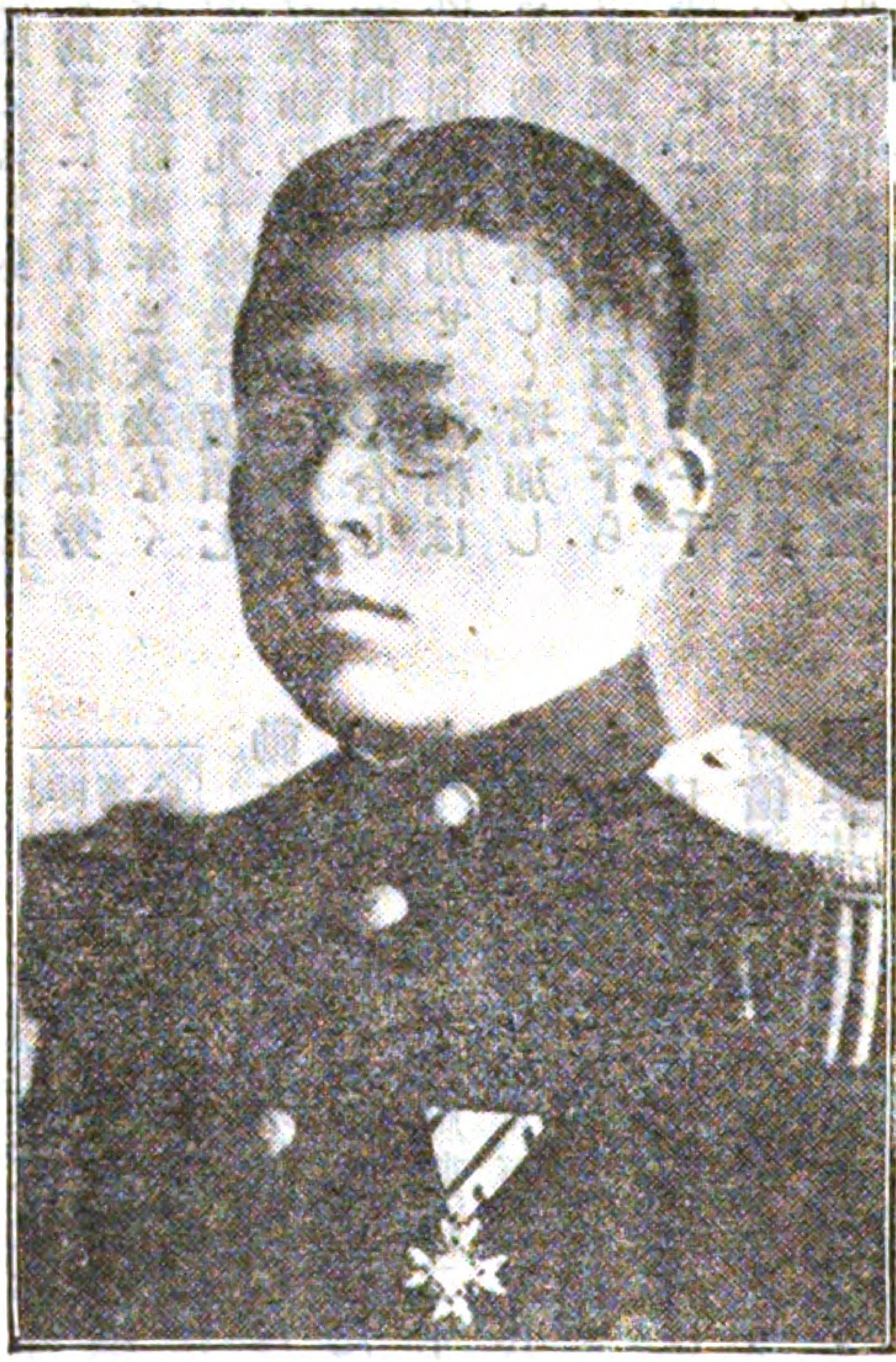

臺灣醫界の功勞者　醫學博士稻垣長次郎君

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

百餘萬斤と大差なきも輸出は僅に千八十餘萬斤價額六百三十餘萬圓に過ぎず前年に比し百八十餘萬圓を減したり之れ烏龍茶唯一の需要地たる米國に於ける需要激減相場不引合に因るものにして包種茶に於て幾分輸出の增加を示したるも到底烏龍茶の打擊を緩和するに足らす烏龍茶の停滯頗る多し茲に於てか總督府は停滯茶一掃の爲買上を爲すに至れり樟腦は勞力不足蕃地不穩の支障ありしも產額前年と大差なく又需要好調にして輸移輸出は二百九十餘萬斤價額七百六十萬圓なり又樟腦油は芳樟油の增加ありて移出三百二十餘萬斤價額百五十餘萬圓に達し兩者を合し前年に比し輸移出二百三十餘萬圓を增加せり酒精は一時の需要激增價格騰貴により製造高著しく增加したる餘勢を以て九年に於ても尙製造高十萬石を下らさりしか價格の下落需要の減退により輸移出約一千萬圓にして前年に比し二百六十餘萬圓を減せり石炭は昨年上半季に於ては需要旺盛市價好調なりし爲輸移出頗る盛況を示したるか下半季に入りては內地炭價の下落銀相場の逆調に因り輸移出共に不振に陷りし爲幾分採掘制限の氣味ありしも一箇年の出炭量は前年同樣百餘萬噸を下らず輸移出は五十餘萬噸價額一千餘萬圓にして前年に比し百五十餘萬圓の增加を示したり金は生產費の騰貴等により採掘不振にして產量も僅々百四十餘貫を見たるのみ而して是等重要物產に對する本行昨年中の放貸額は累計五億二千三百餘萬圓にして前年に比すれは一億六百餘萬圓を增加せり。

昨年の臺灣企業界

臺灣企業界は昨年初頭依然盛況を持續し倉庫炭礦保險製糖織物其他拓殖等の諸事業相踵て企畫せられたるか四月以後は財界の變動に因り此趨勢を阻止したるも尙好況時代に計畫せられたる新企業の成立したるもの少からす全年を通して新設事業會社數百二十一此公稱資本金七千二百餘萬圓に達したり而して其約九割は上半季中に成立したるものなり。

日本勸業銀行代理貸付は昨春農家經濟好況の爲臨時償還をなす者尠からさりしも一面に於ては新規に開墾其他資金の要求をなすもの多く殊に財界急變後農產物市價低落の爲農家經濟の打擊より小資金の需要一層增加せり昨年末現在貸付殘高口數四千三百金額千三百四十餘萬圓にして一口貸出平均約三千百餘圓なり而して其資金の用途は開墾三割舊債償還二割を占め其他は埤圳工事家屋建築甘蔗及果樹栽培等各

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

種の農工業なりとす。

島内經濟界

島内經濟界は内地財界の變動に伴ひ其影響を蒙り有價證券及物價暴落等に依り金融逼迫を誘致し新規企業にて經營難に陥る者尠からす又綿布商米糖商等の金融難を訴ふる者あり加ふるに米茶酒精等重要物産の需要減退等相俟つて一般財界をして不安ならしめたれは本行は金利の引下不動産貸出の擴張地方銀行への資金融通等に依り各方面に亘り必要資金の普及に力め以て島内の金融梗塞を緩和し財界を安定に導くと共に諸般の整理を遂け他日發展の基礎を鞏固ならしむる方針にて機宜の措置をなせり銀上の狀況にて本行銀行劵の發行高は昨春五千百三十餘萬圓の最高記錄を示したるか爾後減少し年末に於ける發行高は四千二十餘萬圓にして發行餘力三百七十餘萬圓を示せり。

支那の狀勢

轉して支那に於ける狀勢を見るに政界に於ては内爭尚止ます又北部一帶に亘る大饑饉は非常なる慘狀を呈し銀價は中途一時引戻の氣味を示したるも激落の大勢依然底止する所なく爲替相場も未曾有の變動を爲し貿易は不振を來せり殊に本邦との貿易に於ては排日運動は漸次鎭靜せられたるも商品及銀價の低落に因る打撃尠からすとか爲邦商の閉鎖引揚を爲すものありたり而して本邦の對支貿易總額(香港を含む)は七億五千百餘萬圓にて前年に比し一億二千四百餘萬圓を減少せり。

南洋及印度

更に南洋及印度方面を見るに佛領印度及暹羅との貿易は輸出增加したるも米の輸入なかりし爲前年に比し減少せり次に英領印度は棉花の輸入と綿絲布の輸出增加とに因り貿易額著しく增進せり其他蘭領印度海峽殖民地比律賓等一體に輸出貿易の增進を示したるは喜ふへき現象にして本邦對南洋印度間貿易額は九億千七百餘萬圓にして前年に比し九千二百餘萬圓を增加せり尙南洋方面に於て昨夏經濟界の變動に依り邦商か綿絲布雜貨等の滯貨を生し困難に陥るに際し本行は華南銀行及南洋倉庫株式會社と協力し極力之か救濟に努めたり。

國際爲替

國際爲替に就て述れは英米爲替は昨年上半季に於て英國財政及經濟狀態の改善に伴ひ一時恢復の氣運に向ひたるも下半季に於て米國より歐州に對する農產物輸出激增英國炭坑夫罷業等の影響を蒙り遂に一時三弗三十五仙臺に暴落したるも其後次第に恢復し年末三弗五十仙臺に上騰し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

たり又銀塊相場は一方支那印度諸國の需要激減と他方歐洲大陸より引續き倫敦市場にて銀塊を賣出したるとに因り九月頃迄六十片臺を維持したる相場は遂に三十八片臺に暴落したり是等の事實に加ふるに印度幣制の改正爪哇財界の不況支那の饑饉米國經濟界の變動本邦財界の動搖等に因りて本邦の對英對印度、對爪哇、對支對米爲替は異常の變態を示し各國に於ける財界の不況と共に本邦輸出貿易に支障を來せり昨年下半季中本行爲替取組高は十億三千八百餘萬圓にして前年同季に比し二割餘の減少を免れさりしも幸に爲替業務は大過なく相當の成績を擧くるを得たり。

昨年中臺銀の施設

之を要するに昨年中は内外經濟界の動搖國際爲替の激變等多事なる難局に際して本行は夫々機宜の施設を爲せり即ち臺灣に於ては事業會社綿布商其他に對する救濟と金融梗塞の緩和とに力め以て財界を安定ならしめ内地に於ては有力銀行と共に各種救濟資金の融通に參與し又輸出爲替資金の低利供給をなし海外に於ては貿易業者の援助と護謨業者の救濟に當り或は爪哇銀行總裁の來遊を機とし同行との關係を厚くし又一面金融緩漫の期に於て本行資金充實を計れり當季本行業務は大體良好なる經過を遂け別冊營業報告書に示す如き成績を擧くるを得たり仍て玆に利益分配案を提出せり希くは各位の承認あらむことを（下略）

一月中金融概況

昨年末臺灣銀行の地方銀行に對する貸出擔保範圍擴張以來金融の梗塞を緩和し、漸く圓滑を見るに至れるも商取引方面の資金需要尠く、金利は臺灣銀行が十八日以後貸出二厘方、輸出利付爲替利率一分方引下を斷行し、地方銀行亦之に倣ひて利下を見三錢一厘乃至四錢を唱へたり。

米界は内地米は地方廻米の正月休の間荷細りを告げたると、不賣同盟の不徹底と更に鮮米の出廻增加とに因り再び氣配軟弱を呈し、本島米は一時巨額の買埋の爲に賣惜となり價格十一圓内外に上騰、内地より上鞘を唱へしも輸出不振なれば商況面白からず。糖界は外糖不況にして内地は主力を精製糖に振替へんとするの氣配あり、一方各製糖會社は新糖の出廻弗々あるの狀態なるも、去年物多少在庫せるを以て時價と生產費との採算出來ず困難せるもの、如く、一般未だ逆賭し難き形勢なり。烏龍茶は輸出依

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

然杜絶し窮狀其の極に達し多數の腐敗茶を出したれば、總督府は救濟策として買上ぐること丶なれり。包種茶は之に反し爪哇其の他南洋一帶の需要多く輸出盛況を呈せり。炭界は製糖會社の仕入炭未だ滿腹せざるも貯炭場の荷間となり送炭を見合せるが、對岸輸出は不引合にて商況捗々しからず。其の他木材は相當需要を喚起し好況なれども福州材に壓せられ內地材も之と鞘寄の外なく弱含なり。而して一般商況は本島人側の疲弊甚しく舊正月を迎へんとして市況極めて不活潑、綿絲布の如き財界不況と製品過剩と更に輸出不振銀價下落等にて買付鈍狀取引閑散なり。物價は鰹節綿絲等僅に騰貴し米綿布金物類幾分低落せり、本島品は米落花生油の騰貴を見たれども砂糖其の他下落し大體に於て保合の狀態なり。株式界は慘落容易に回復せず、僅に島內諸株式中銀行株の上騰せるのみにして殆底値に沈衰し、電力株、三十四銀行株、東洋製糖株等移動せしに過ぎず。水產界は天候不良閑散にして出漁船離破等不況を助長せしが如し。貿易は基隆と高雄とを合して輸出百三十五萬三千圓餘輸入四百七十四萬六千圓餘、移出千四百五十一萬二千圓餘移入六百七十六萬六千圓餘にして、總計二千七百三十七萬九千圓餘なり。

電話交換器改良

臺南局電話加入者は己に七百名を超へ、從來使用の磁石式直列複式交換機にては交換操作上不便あるに至れるを以て今回之を監視信號式並列複式交換機に變更したり、又同地は加入者の增加に伴ひ街路の架線困難に付市街の一部は地下線を布設すること丶なり目下其工事中なり。

基隆局電話加入者は己に五百九十名餘に達し、從來單式交換機使用の處交換操作上敏速を缺くに至りたるを以て今回之を直列複式交換機に變更目下其工事を急きつゝありて三月中竣功の豫定なり。

國庫債券賣捌狀況

一月二十日より二月五日迄本島各郵便局所より賣出のか號五分利國庫債券五萬圓（額面五百圓、百圓、五十圓、二十五圓の四種）の配付を受け、財界不況の際とて賣行氣遣ひたりしが期日迄の賣出高三萬七千五百圓に達し比較的好成績を得たり。

船舶無線電信

香港航路就航の天草丸、開城丸の二船は今回無線電信機の裝置完成せるに依り之が檢査の爲め田邊技手は一月十六日基隆出帆の

開城丸に、熊谷技手は同月二十三日基隆出帆の天草丸に乘じ、各一航海實地通信を試み檢査を行ひたるに何れも成績良好なるを認めたり又目下養成中の無線電信講習生六名宛右兩船に便乘實地見學を爲さしめたり。

遞送護衞巡查凍死

二月十二日埔里社花蓮港間郵便遞送の際能高山池の端附近に於て吹雪に會ひ、郵便護衞中野巡査凍死したり當時の積雪三尺に及びたりと云ふ。

鐵道運輸狀況

大正十年一月中運輸の狀況概略左の如し

本線(縱貫線、淡水線、瑞芳線、潮洲線)乘客人員は百二萬三千三百八十六人にして其の收入は四十九萬四千五百九圓八十五錢なり、之を前年同月に比するときは人員に於て千二百四十六人、收入に於て七萬四千八百七十二圓十七錢を增加せり。

貨物噸數は二十七萬八千四百六十二噸にして其の收入は五十七萬三千五百十一圓十七錢なり、之を前年同月に比するときは噸數に於て六萬七噸、收入に於て二十萬一千二百六十九圓五錢を增加せり。

臺東線(花蓮港玉里間)乘客人員は五萬六百十人にして其の收入は一萬六千九百四十七圓五十一錢なり、之を前年同月に比するに人員に於て一萬二千四人、收入に於て四千百二十二圓二十九錢を增加せり。

貨物噸數は一萬九千六百九十五噸にして其の收入は二萬六千六百三十七圓六十五錢なり、之を前年同月に比するに噸數に於て六千四百四十二噸、收入に於て一萬五千三百十三圓二十二錢を增加せり。

宜蘭線　乘客人員は六萬五千五百七十九人にして其の收入は一萬三千二百九十八圓七十七錢なり、之を前年同月に比するに人員に於て四千九百八十六人、收入に於て四千二百五十一圓五十四錢を增加せり。

貨物噸數は八千三百五十八噸にして其の收入は四千四百二十一圓五十六錢なり、之を前年同月に比するに噸數に於て二千六百七十四噸、收入に於て千九百九十五圓二十一錢を增加せり。

工場胎權規則の改正

內地に於ては明治三十八年法律第五十四號工場抵當法の制定により工場の設備一切を資金化せしめ得利便ありたるに拘はらず本島に於ては明治四十三年律令第六號臺灣製糖及織維工場胎權規則の制定により局限せられたる此の二工業のみ金融上の便益を得るに過ぎざりしが今

や本島は諸般工業の發達を見るに及び時勢の進運は工場の資金化を一般工業家に解放するの必要を生じ這回大正十年律令第一號を以て新規則を定め工場の範圍も「營業の爲め物品の製造若は加工又は印刷若は撮影の目的に使用する場所」と規定して其範圍を擴大したり詳細は別項田阪商工課長の「工場胎權と其の利用方法に就て」に讓る。

臺灣電力會社總會

臺灣電力株式會社第三回通常株主總會は二月十八日午後二時臺北市書院街同本社内に開會、出席株主は政府持株代表者を始め委任を合して三千九百九十五人、此株數四十五萬七千六百三十六株にして總督府よりは山形監理官、阿部監理官代理及監理官附屬官臨席あり定刻に至るや高木社長議長席に就き第三營業期間に於ける社務の概要を報告し營業報告書、財產目錄、貸借對照表、損益計算書及利益金處分案につき承認を求めたるに何れも異議なく原案承認に決す、次に社債募集の件は角副社長より先般上京中金融業者と折衝の成行を述べ將來數回に涉り總額三千萬圓を募集することゝし、起債條件は總て重役一任の承認を求めたるに是れ亦異議なく承認に決し三時散會せり、同社當期の利益金は九十一萬三千百十四圓九十七錢一厘にして内十萬圓を固定資產償却に充て再差引純益八十一萬三千百十四圓九十七錢一厘に前期繰越十三萬九千百十圓八十二錢九厘を加へ計金九十五萬二千二百二十五圓八十錢を左の如く處分せり。

法定積立金	五萬圓
缺損補塡準備金	十萬圓
配當平均準備金	二十萬圓
社員及傭人退職慰勞積立金	一萬五千圓
役員賞與及交際費	七萬圓
株主配當金	四十三萬九千二百圓
但し一株に付金一圓二十二錢年七分五厘强	
後期繰越金	七萬八千二十五圓八十錢

尚角副社長の説明によれば同社が近々起債すべき豫定額は一千萬圓にして條件は未定なるも發行價格九十七圓利率七分五厘位にて交涉纒るべき見込なりと云ふ。

因に同社の營業概況は左の如し。

電氣事業

當期間に於ては新たに五堵庄、双溪庄、總爺明治製糖會社、三埃店製糖所、溪州、新北勢、西勢及萬丹等の方面に電氣の供給を開始し又埔里街に於ける、埔里社電燈株式會社の經營に係る電燈事業を買收し又は基隆及彰化に火力發電所の建設を企畫する等益々事業の進展を見るに至れり其の成績左の如し。

▲電燈

種別	計	前期に比し增
需用戸數	六四、六七八	五、二四七
取付燈數	二〇八、二六三	一八、七四四
延燭光	四、四九八、七二八	四二二、九一五

▲電熱

種別	計	前期に比し增
需用戸數	七、四二五	八〇二
取付基數	九、七〇四	七〇九

▲電力

種別	計	前期に比し增減△
需用戸數	一、一三三	九五
電動機數	一、三六二	一二二
馬力數	一〇、八〇五・九六	△一〇六・七五

▲電力用途別表

用途	需用戸數	電動機	馬力數
セメント製造用	一	二二	二、一〇五
カーバイト製造用	一	一	六七〇
水道用	八	一六	一、〇九三
精米用	六一八	六五〇	一、二四四・五
荷役用	二	一一	六三九
製材用	三四	四六	六〇〇・五
灌漑ポンプ用	六	一〇	四九四
金銅鑛精錬用	五	六	四二〇
煉瓦用	五	六	四七〇
其他	四五三	五九五	三、〇六九・九六
計	一、一三三	一、三六二	一〇、八〇五・九六

▲發電機容量と發電量表

種別	計
發電機容量	一〇、一二二KW
當期發電量	一二、四〇九、五九五KVAH 一三、三五四、一六二KWH

瓦斯其他の事業

瓦斯營業は原料炭の高値を持續せると瓦斯發生の意の如くならざる等に依り當期の成績を擧ぐるを得ざるを遺憾とすと雖近く適當の補修を施し瓦斯製造能率の增加及品

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

質の改善を企畫しつゝあり修理作業及木材防腐事業も亦相當の成績を收めつゝあり今當期間の製造高等を示せば左の如し(下略)

豫備的作業

日月潭水力電氣工事の豫備的作業として第一期以來著手したる

(イ)物資運搬の用に供する二水、門牌潭間鐵道の敷設(二十一哩)取入口、水頭谷間道路の開鑿(四里二十町)生蕃空、水頭谷間(二哩七十鎖)水社、木屐嚕間(八哩六十三鎖)新城司馬按間(二哩六十五鎖)輕便軌道の敷設

(ロ)事業の根據地たるべき司馬按建設部事務所及社宅の建設

(ハ)工事用の爲にする北山坑水力發電所及送電線の建設

(ニ)各事業地間私設電話の架設

等は風水害等の故障に因り遲延を招きたるは遺憾とする所なるも孰れも遲くも大正十年五、六月迄には竣工の運に至るべく斯くて全力を本工事に傾注する日の近づきたるは快心とする所にして建設部員は既に事業地に移轉せり

既に著手したる本工事としては

(イ)送電線の踏査は當期初之を完了し引續き全線の豫測に著手せり

(ロ)導水隧道中延長最長き第六第七兩隧道開鑿工事は前期に引續き施工中にして一面機械堀用諸設備を準備しつゝあり

國語演習會

國語演習會

臺灣教育會主催の國語演習會が二月二十日の午前九時から臺北師範學校雨天體操場で開かれた。出演者は各地方選出の公學校六年生六十一名蕃人公學校四年生四名國語練習會員十名計七十五名であつた。當日會場の模樣は演壇に對し、中央には出演者が著席する、右方には會長席に續いて十名近くの考査委員が嚴しく控へ、左方と後方全部は來賓や附添人傍聽人で取卷いてゐる。出演者にとつてはホントウの晴れの場所だ。定刻になると艋舺公學校陳子堯を先頭として各自得意の辯舌を振ふ。蕃人公學校兒童と國語練習會員は豫め準備した題で演述するのであるが公學校兒童のは全くの即題で會場で順々に演題入りの籤を抽いて行く。腹案の時間は十四五分しかない。之れにしては何れもく見上げた出來榮だつた。國語練習會員の方は修業の

程度も年齢もまち〳〵で十四歳の少年も居れば不惑に達した壯者も居る。何れも練習期間に比すると立派な出來、中にも樹林から出た一盲人の談話には滿場ホロリとさせられた。蕃人公學校兒童は毎年落著いた態度と淀みのない口調で滿場の喝采を博するのであるが今年の出來も惡くはない。考査委員の總評は發音口調等の形式方面で相應の進歩を認めてゐるとのこと。演習時間は一人平均三四分で終了したのが午後三時半。それから川崎會長代理の賞品授與並に訓辭出演者總代の答辭があつて閉會、川崎會長代理は訓辭中に自治制施行後民心の傾向に就いて警告を附け加へられた。閉會後出演者來賓其他の茶話會があつて全く解散は四時半過ぐる頃であつた。當日當事者側として午前中は末松局長午後は川崎局長か臨席され、來賓としては大川少將福與大佐相賀知事武藤市尹明石社長木村頭取其他數百名に上つて非常の盛會であつた。

北支旱災第三回救捐

隣保相扶くるの精神よりして夙に本島に於て募集したる救助米は既に前號所報の如くなるか其の後聞く所に依れば義捐金三萬八千九十七圓を以て玄米二千七百五十袋を購入し其の内二千六百九十袋は二月十七日北支那行湖北丸に積込み青島陸揚けとして發送したる由なるか青島民政長官は在北京小幡公使と諸事打合せ救助米の配付に就き種々手配中なる由。尚次回の便船を俟つて送付すべきもの六十袋あり、之にて全部終了の見込なりと。

臺福丸の沈沒

株式會社基隆鐵工所々有に係る石油發動機附漁船臺福丸(二一八噸)は支那福州大成商會出張所渡の石炭四百噸を積載し一月十二日午後五時半福州に向け基隆を出帆せるに港外約三十四、五浬の點に於て暴風に遭遇し十三、十四の兩日間激浪と戰ひたるも力及ばす、遂に大岩石に衝突し沈沒の悲運に遭遇せり而して乘組員十七名の内船長坂本吉松外五名は遂に溺死せるも機關長宮下常藏外十名は大岩石に游ぎ著き九死に一生を得十六日朝に至り附近出漁の漁船に救助され十九日福州南臺に上陸し領事館に保護を願出て救助せられたり。

高柳飛行警部の葬儀

總督府警部高柳幸氏は飛行班に屬し其の技量見るべきものありしが去る二月二十五日早朝、高雄州下屏東飛行場に於て中島式飛行機に乘じて飛行中、午前六時四十五分墜落

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して重傷を負ひ直ちに屏東醫院に收容、手當を加へられたるも其効なく頭蓋骨内部の損傷の主因により同十一時十五分遂に絶命したり右に付同警部は即日五級俸に進み金五百圓を賞與せられ勳七等に敍せられたるが其葬儀は親族の來臺を俟ち本月六日別項の如く盛大なる擧式を見たり。

高柳警部の葬儀は三月六日午後三時屏東大照寺に於て盛大に擧行せられたり折柄春陰打曇りて天亦た哀愁を表するもの丶如く葬列は前衛の警察官八名を先登に續いて田總督、柴軍司令官、山梨航空局長官、下村總務長官、川崎警務局長、宮島知事、仙臺同鄉會其他地方の友人等より寄贈せる燈籠、弔旗、献花、供物、放鳥、百對以上の花輪次ぎ賞田導師其他高雄、臺南、嘉義の各布教師、次に未亡人遺族次に靈柩は五十嵐別府兩飛行警部及び吉田金山兩技手の僚友に護られ川崎委員長以下葬儀委員之に續き航空警察官八名之に次ぎ一般會葬者屏東高雄地方官民小公學校生徒無慮五百餘名約二丁餘に亙り蕭々として自宅を出で小學校横手より屏東登記所前に出で本町通を經て大照寺に至り靈柩は直に御堂前の祭壇に安置せられ各官家より御下賜の弔祭料其他田總督初め主なる官民寄贈の供物山と供らる斯て關係者一同著席するや道師其他の讀經あり次で川崎委員長宮島知事永田屏東郡守新館東港郡守木村商銀頭取藍高川諸氏の弔辭弔電の朗讀あり終つて親族を初め川崎委員長以下一般會葬者の焼香あり午後四時三十分式を終りたるが屏東未曾有の盛儀なりき。

飛行警部高柳幸氏の葬儀

尙ほ高柳警部の略歷は左の如しと。

明治二十七年二月十六日宮城縣仙臺市河原町六十番地に生れ同地東北學院普通科卒業後大正六年一月六日警察官練習所乙科生として選拔入所、同年五月澎湖廳巡査拜命、大正八年飛行練習生として選

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れ同年八月十八日所澤陸軍航空學校へ入校飛行機操縦術を學び大正九年三月十七日飛行機操縦術修業同年三月二十四日總督府警部となり理蕃課勤務を命ぜられ同年四月歸臺後航空班に屬し飛行警部として臺北臺中に航空實務に服し臺灣に於ては蕃薯中寮下の蕃地飛行に參加し後飛行機の移轉と共に屏東に移り同地飛行場に於て航空に從事せり尚はハル=未亡人は目下妊娠中なりと。

臺灣議會請願の否決

林献堂、蔡惠如等が在東京の臺灣人留學生等と共同して臺灣議會設置の請願を帝國議會に提出したるに付、田總督は親しく林献堂等を總督府出張事務所に招致して總督府評議員會の近く新設の運びに至るべき旨竝に臺灣議會の設置は全然內地を離れたる自治にして絶對に之を認めざる旨訓示せられ尚は衆議院特別委員會に於て同樣の聲明ありたることは本誌前號既報を經たる所にして林献堂等の運動の不適法なることは普く認めて林の爲に之を惜む所なりしが果然其の請願は容るゝ所とならず去月二十一日衆議院請願委員會に於て否決を見るに至りたり。

臺灣商況

本年二月中の臺灣商況

●米相場（內地米及臺灣米）

內地米の相場左の如し

	定期米二月限		正米標準相場（中米）		內地白米本島相場	
	東京	大阪	東京	大阪	肥前米	豐前米
一日	円 二六・三四	円 二六・四〇	円 二六・三〇	円 二六・八〇	円 三八・一〇	円 四一・六〇
十日	二六・二六	二六・一三	二六・六〇	二五・三〇	三六・〇〇	四〇・五〇
廿日	二六・〇八	二五・九八	二六・八〇	二六・九〇	三九・三〇	三九・三〇
廿八日	二六・七四	二五・一八	二六・三〇	二六・〇〇	三四・八〇	三九・〇〇

不賣同盟の効果疑はしくなりたると一部農家の賣急ぎ在米豐富等にて大勢は悲觀に傾き居るも舊正後資金の需要尠なく且米穀法案の鳴物入れ等にて一時反撥相場を見たるも之れ永續せず又復下落を餘儀なからしめらる悲觀論者も樂觀論者も眞の見當付かざるものゝ如く小巾を往來しつゝあるは一は調節案米法案の前途を眺め下澁り居り他は政府の買上げも畢竟整理に外ならずして調節の聲薄らぐと共に變質米の出穀を促かす虞れありとするにあり。

本島米の相場

本島米も內地市場に於ては外米安の入增に壓迫を受くること甚だしく本島米との値鞘甚だしく從來沖繩方面は獨舞臺なりしも現今外米の侵入する所となりつゝあり而して神戸市場よりも產地高なるは舊正賣急ぎ一巡にて爾後閑散出

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

數なきためなるも目先大勢に引摺らるゝより外なかるべし移出巨商も拱手成行を觀望するに過ぎず北部市場の相場左の如し。

	北部在米	同上小賣一升	長糯
一日	一五・八七	二〇	一八・四〇
十日	一六・一〇	二〇	一八・八六
廿日	一六・一〇	二〇	一九・〇九
廿八日	一六・一〇	二〇	一九・〇九

砂糖

二月の糖界としては前月の周圍事情面白からざる折柄なれば賣買兩者共氣迷裡に拱手傍觀の態度を執り閑散月初め內地市場分蜜糖保税新糖三、四月渡二十一圓丁度、四五月渡二十一圓二十五錢、精糖標準物現物三十二圓丁度と生る、海外入電としては爪哇白双直積「エフオービー」の二十五盾、玖瑪糖組育「シーエフ」の三弗八分の五と不動の商狀を持續せしが中旬玖瑪政府は糖價の安定を保つべく販賣委員を任命し「シンヂケート」團を組織し最低四弗五十仙以下絶對に賣應せず方針を採る事に決定せりとの管理說出で爪哇糖の附隨高に俄然買氣を唆り分蜜糖保税三四月二十一圓六十五錢より續騰十五日には三四月渡の二十二圓五十錢、六十五錢、七十五錢、八十五錢、二十三圓丁度と五十錢方昂騰を演じ四五月渡亦た二十二圓五十錢より二十三圓二十五錢昂騰大活況を呈せしも其後玖瑪管理說確實となり安値を五弗とし高値を六弗迄と閂(カンヌキ)の入りしより外糖の持合を傳へられたると旁々內地市場も多少の氣疲し模樣にて月末分蜜糖保税三四月渡二十一圓七十五錢、四五月二十二圓丁度と軟弱裡に終れり要するに糖界の前途としては突飛的硬材料の湧出せざる限りは目先き此儘閑散を持續の商狀なるも岐れば結局下岐と見るが至當なるべきか。

麥粉

內地市場依然閑散ながら賣物薄に弱保合の商狀にて標準物ダイヤ印基隆沖値三圓九十五錢摑みを唱へ實需筋の取引而已行はれ居れり海外粉は多少銀相場に左右せられたるやの感あるも大なる變化を見ず稅込基隆庫渡三圓九十錢處を持續せり粉界の前途觀としては先づ左したる變化なきと視て可ならんか。

綿布

例年舊年末は決濟月のため閑散なる市況を呈するにも不拘本年は各商買の買控によるも品薄と內地相場が稍安定を保ちたるとのため年末間際まで可成り好況を持續するを見たり。而して本島人間の回收狀態は其成績甚不良にして貸高の約二三割に不過即ち金融は依然として困窮狀態なれども案外平凡裡に越年することを得たり。舊正明後は一巡の荷動を見るべく豫想せられ入荷一時に嵩まりしが實需不振にして各商人は自己の資金の關係上漸次競爭賣となり品によりては殆ど投賣相場を出現し顧客をして益恐怖の念を抱かしめ自然買控ゑとなり極く小口取引が多少行はるゝに不過、中旬後は

日々新安値を示すなど甚不安の狀態に陷れり、下旬に至りては銀塊安及米棉安により綿絲も下向步調を呈し輸出不相變八方塞りのため內地よりは日々安報を入れ本島不況と相俟ちて各品相場混沌裡に越月をなしたり、主要商品の本月末成行左の如し。

駱駝六百番晒金巾	一三・八〇円	大尺布（五百八十目付）	三・四〇円
駱駝五百番晒金巾	八・八〇	黒無地朱子目　每ヤル	〇・六五
象兎細布	九・二〇	黒無地ポプリン每ヤル	〇・三〇
五福祥並巾	八・一〇	紋ポプリン　每ヤル	〇・八三
龍〇粗布	八・二〇	黒光輝付ジンス	一一・八〇
三輪〇生天竺	一〇・二〇	紺小倉（二十五ヤルモノ）	一九・〇〇
尺一白木綿（三百八十目付）	二・三〇	織小倉（二十五ヤルモノ）	一七・〇〇
同（二百六十目付）	一・六五		

金物類

內地市場の銑鐵は爲替關係により英米兩國よりの輸入直段は却つて割高を示せるも在荷三十五六萬噸を擁し約半歲の需要を支持するを得べく處分物は大體昨年中に一段落を告げたるも尙時々投物現はれ市價崩壞の因をなすことあり旁々前途歎勢の轉開容易ならざるもの、如く期待さる只市場尙混沌たるものあり一高一低しつ、あり丸鐵は株式騰貴により一時上昇の氣配ありしも月末沈衰し針金、及釘類も之に逃れ騰落せり瓦斯管は氣配も良し板類の一時上向きたるは原板不足の結果なりとす軌道は三千七百圓にて暫らく釘付なり月末相場左の如し。

丸鐵四分（一貫）	〇・六三円	平板二十八番（一枚）	二・一〇円
同　五分（同）	〇・六六	同　三十番（同）	二・〇〇
同　六分（同）	〇・六五	浪板同（六尺）	一・六〇
釘類六分（百斤）	二三・〇〇	同　同（七尺）	二・〇〇
同　一吋半（同）	二〇・五〇	同　同（八尺）	二・三〇
同　二吋（同）	一九・〇〇	鐵管內經一吋（長一尺）	〇・三三
針金八番線（一丸八四斤）	一二・〇〇	同　二吋（同）	〇・六二
同　十六番（同）	一八・五〇		

需要は例年の如く本月は閑散時期なるも最近殊に甚だしく來月にも入らば弗々引合ひ來るべきか。

石炭

香港方面は益々爲替下落し平均九十七を唱へ手取少なく一等切込塊炭十二圓沿道炭六七圓（基隆渡し）にて不引合なると馬剌尼、新嘉坡方面は運賃安の關係上濠洲炭の活躍に壓倒され輸出不振を呈しつ、あり、島內は各製糖會社側は將來の炭價安を見越し容易に買進み來らず內地方面へは小量の積出あるも之迚殆んど言ふに足らず一等切込目下の島內相場十八圓見當にて弱保合なり前年同期に比し四圓方の下落に當る。需要減に拘はらず

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

貯炭の割合に増加せざるは出炭暴減により例月より三割方低下したるが爲めにして斯くて自然的に需給の調節を圖りつゝあり各炭礦會社の窮狀甚だし。

因みに昨年中の本島に於ける出炭量は百七萬八千餘噸にして積出高百二萬三千餘噸あり左の如し。

出炭高　一〇七八、五八九噸　積出高　一〇二三、二三六噸

内譯

輸出	三八六、五二五噸
移出	九七四〇五
焚料	一七六、四二四
島内消費	三六二、八七三

木材

本品内地市場は金融關係にて一般不勢なる折柄、本國安と運賃安とのため又復米松の輸入容易となりたる結果氣崩れを演じ相場は松板竝四分二枚三分、米松尺締十七圓五十錢、同大口物十六圓五十錢、北海松百石七百三十圓と不味の成行を示し目先尚多少の下押は餘儀なかるべき情勢にあり集散市場への入荷尠きも實需の振興なきがためなり本島に於ては銀安の關係上福州材は益々下落一方にて之と競爭的に内地材も直下げを實行しつゝあるも直幅廣く對抗容易ならず福州材の輸入依然旺盛にて官佃溪を初め大口需要の大部分は本材の占むる所となれり品質云々の問題ありしも三四割方下稍のことゝて大勢は奈何ともすべからざるもの、如し米松も製糖會社初め幾分使用しつゝあり需要の一般に幾分不振なるは事業不振と年度末の關係ならむ相場左の如し。

杉槓（長二間幅三寸）（七分厚六分）	一丁	〇・六八円	杉柱（三寸五分角）一本	三・四五
杉棰（正一寸八分角）一本		一・〇〇	杉柱四寸角一本	四・〇〇
杉板六分	一坪	四・七八		
同四分		三・〇〇		

紙類

洋紙は製紙聯合會にて殘價値下の協定は一部の反對ありたるため纒まりたる結果を見ざりしも銀安にて支那南洋方面の商談思はしからず先安見越にて當用物のみに限られ居るため頭重にてヂリ安歩調を辿り昨年末に比し一割方の値下げを見るに至り更紙八圓五十錢より七圓五十錢に落下し模造紙大阪相場封度三十二錢を唱へ居り印刷紙も同斷弱氣なり但本品が他品に比し下避るは洋紙の需要が月四千五百萬封度以上にて斯業界が左まで疲弊し居らざる證左なりとす（内地需要の四割か新聞用紙三割は定期刊行物印刷紙他は一般雜用なり）。和紙は昨年末に比し二割方下落したるも商ひなく市況依然不動の姿なり目先滯物の出廻り期に接せるも製造家は引合はざるため生産を手控へつつあれば或は新物は幾分昂騰すべきか。

肥料

市場は當業者竝金融業者双方共危惧の念より來れる沈衰狀態に陥り折柄の閑散時期に加へ殆んど目立てる取引なく當分此狀態を持續するなるべし相場は單に名目に過ぎざるも豆粕は一圓九十錢内外にて前年同期の三圓七八十錢に比

し約半値を唱ふるに過ぎざるに至れり銀相場の下落に比し本品相場の割合に下降せざるは大連に於て短操行はれ調節するが爲めなり臺北市場の小口需要は二圓二十錢見當にて取引さる過燐酸十六度物一圓三十錢二十度物一圓六十錢なるもの需要なし硫安は噸百六十圓見當にて割合確かりなるは輸入品多きため產地相場と數量に制せらるゝがためなり。硝石は噸百圓內外にて之亦取引なし。

セメント

內地は目今本品の輸出殆んど皆無なると工業方面不振の影響を受け消化力頗る減退し雪解後の新規起工を待つの狀態にて投物も現はれたるため左なきだに浮腰なりし市價は低落の一途を辿れり本島も內地方面より入津あると朝鮮工場より一萬一二千樽の揚荷あり淺野は之に對抗策を講じつゝあるため市場は意外の混亂に陷り相場は區々なるも臺北驛渡し八圓五六十錢中部九圓三四十錢所なり新規契約は一圓落ち位にて前途突飛なる下落なからむも見當つかず。

燐寸

海外市場は支那は自國產の勃興せるため之が抵制を受け印度は今回五割の輸入稅增加を賦課（從來一箱當り二十五圓の所更に十二圓五十錢を加へて三十七圓五十錢となる）さるゝの結果本邦より輸出する本品の既約品に對し積出見合方申込あり銀相場下落にて引合はざる旁々內地財界の現狀と相俟ちて頗る不振を極め製造會社は生產費以下に低落せるを以て自衞上可及的生產を手控ふるに至り人氣は依然軟弱を免かれざる狀態にあり、本島に於ける需要は當用のみに限られ商談なく無爲に暮せり相場は月琴六十圓普通品五十二三圓にて金融の關係上投物現はれ四十五圓にて取引せられたるものありとのこと。

麻袋

本品は昨年末より殆んど目星しき引合なきが主因は米の搬出なきが爲めにして米商大手筋も拱手買付せざるによる例年ならば弗々五、六月引當の用意をなすべき筈なるも現在は單に當用小口のみに止むるの狀態にあり買持ちは下落の危險多きためなり斯くて大勢挽回迄推移することなるべし。有り物實のため在庫は基隆、高雄を合し四十萬以內なるべし相場は二十九錢（神戶保稅物二十一錢五厘）にて先物は割合しつかりなり。

工業藥品

本品は實質より言へば最早や下落の餘地なきが如きも金融關係と先途の見定めつかざるため極めて退嬰的商狀を呈し人氣昂進せず需要は眞に小量宛を購買するに過ぎず。重曹はチリ安にて戰前相場に接近しつゝあり硫酸曹達は人造肥料賣行不振のため生產過剩に陷り寧ろ硫酸の儘販賣する方割好きが如し因みに本品本島に於ける需要は氷代用及染料等に混合使用さる月末相場左の如し

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

硫酸六十六度	一箱	一五・〇〇円	月印曹達灰	百箇	八・三〇円
同 六十五度	同	一四・〇〇	洗曹達	一樽	五・三〇
鹽酸二十度	同	一五・五〇	月印重曹	同	一二・三〇
白硝酸四十度	同	二四・五〇	硫酸曹達	一表	四・九〇
苛性曹達	同	九・八〇	カッチエキス	八十四斤	二五・五〇
硫化曹達	同	八・八〇	㊞氷醋酸	百封度	三九・〇〇
晒粉(カルキ)	百斤	一五・五〇			

海産物

前月迄は舊年末に際せることゝて地方に於ても相當取引あり價額も强調なりしが本月に入るや閑散に陷り加ふるに數年前迄は内地よりの仲繼品として旺んに對岸へ輸出する時期なりしが厦門を除くの外は今尙排日持續すると銀相場の關係上面白からず相場は櫻海老百斤十五圓鰆小鯛三十一圓にて對岸より逆輸入の有樣なり現在他品の代用となりつゝあるは聊か注目に直すべし内地品は鯣四十六圓乾蝦七十二圓貝柱九十二圓五島鮑三百七十圓見當を往來しつゝあり鹽物は目下の所米國產鹽鯧全盛にて賣行好し價格は上物にて九圓二三十錢なり鹽鯖は鹽鯧の爲め壓倒され需要滅切減じ商人は在荷の處分に困じ僅か五圓四五十錢にて賣り放ち居れり鰆は二十三圓雜魚上物二十六圓にて商況澁る。

◉正　誤◉

前號統計欄、福田要氏「臺灣落花生油工業の統計學的觀察」中、最後の「大正七年落花生相場の表中、三月の行、基隆の欄「殼付一・〇〇のは「殼付一・〇〇〇」、同欄九月の行「同一・三四〇」は「同一・三・四〇」の孰れも誤に付訂正す。

本號三十六頁より五十一頁まで落丁に就き

上記の十六頁間には下村長官の六三問題に關する所論を揭記したりしが編輯上の都合に依り本號より之れを省き追つて同問題に關する參考資料を一括し紀念さするの計劃あれば讀者諸彥冀くば之れを諒せよ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

兎耳梟目

長

尾法務部長が寛ひ先頃上京した時の話芽出度いことには未だ老母が矍鑠さして東都に留まつてる。▲デ不條理に對つては鬼面にて一喝を喫はすことの珍らしくない長尾君ながら、親にかけては目のない人。時々慈愛濃かな老母を伴れ立つては晩飯を食ひにも出蒐けたのだが之れは又何んさいふ失敬な女中もあるもんだらふ熟々母子二人の面相を見較べては、貴方達は御夫婦でせうさ拔かしたさうだ、▲此一言を聽かされた長尾法務部長、重罪犯人の自白以上に度膽を拔かされたか例の膽力でズーッさ抑へ、偖て、徐ろに口を開いて、『それぢやお前、僕の年齢を幾つさ見るんだ?』▲女中は一向澄ましたもんで『六十二歳位でせう』、一席或會合で態麼ことを告白した長尾君、最後に嘆嗟の聲を漏らして、『あゝア僕はそんなに見えるのかねえ』

聽

時代から上下の信用の厚かつた前臺中州知事加福豐次君が冠を挂けて彼の土を去らんさするや、綿々禁ぜざる惜別の情を、セメテはお餞別にも托さばやさ方々から包み物を持參に及んだらしい。▲然るさころ其處が趣味さ運動を治國平天下の一大要素さなすを以て主義さする加福君、而して現ナマなんか無論懷へ突っ込むやうな柄でない加福君、愈々吾輩の主義の一斑を實現すべしさあつて▲先づ其半金を以てピヤノを購ひ、他の半金では圖書を購ひ之れを臺中圖書館に、而して薩張りさ空懷ろにしたさは近頃美しい譚。

松

井大使或會合の演說に曰ふ、講和條約の際、フオシユ將軍の陣營卽ち專用の汽車に驅け附けた獨逸側の使臣は、大分酩酊して居てあつたさ。今迄捷ち誇つた彼等が、一朝此運命に陷る、彼れが爛醉また左もあるべし▲又曰く、講和席上小國の使臣程見慘なものは無かつた。大國側の耳には如何な彼等が熱誠の言語一言半句悉く東風馬耳。彼等小國使臣中には個人さして誠に見上げた人物も小なくなく▲例へば彼のドムスキーの如き、日露戰爭に際して波蘭の獨立を計り、吾が國にも來遊して周旋大に努むる所あつた國士である。然し講和席上の彼の言行には何等の權威もあつたればこそさ。▲辭濟最終の一日（二月二十四日）を北投の翠綠の間に過した今大使さ同行の今村君、酷く其秀麗の風色に感服して繪のやうな周圍を逍遙の場合、新北投驛のアノ冷たいベンチにごつかさ計り腰を下ろして悠々さ向ふを眺めて居る▲折しも停車場へ下りた顏見知りの一人、ちよつさ面喰つて『怎うなさいました』さ質問するさ、今村君は其れを受取つて、『否吾々は汽動車さいふものを見たことがないんで、見に來てるんだ』さ而して其れは事實の白狀らしいさいふが、日本よりか西洋に長く生活した大使でも、此點に於ては吾輩よりも遙かに後輩さは我臺灣のアナクロニズムかね。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

晩近臺灣に於ける衛生狀態逆轉の原因及其の救治策

總督府醫學專門學校長　醫學博士　堀内次雄

本篇の要旨　臺灣の衛生狀況は領臺以來明治三十九年より大正元年に亙りて著しく改良せられ、死亡率も亦た急速度を以て減少したるが、大正三年より再び增加の傾向を生じ、遂に大正七年には十二年前と同樣の死亡數を生ずるに至りたり。如此逆轉の原因を考究するに諸般の複雜する原因あるも就中、主としてマラリア死亡の增加と認むべき理由あり。救治策としては特別調査機關を設けて、マラリア其他疾病の死亡數增加の原因に就て精査し、適切の處置を取るの外無きも、また研究する迄もなく改良の必要を感ずるは既定の方法を實施するに熱誠の缺如せる點なり、宜しく官民協力一致の努力を必要とす。

臺灣衛生狀態の著るしく改善せられたる時代

曾て臺灣の衛生狀況が領臺の當時に比して著しく改善せられ、殆んど隔世の感ありと稱せられて居つたのは、決して過當の評で無いのは勿論、寧ろ世間稀有なる長足の進步なりと迄、賞讃せられて居つたのであつて、臺灣の實狀に通じて居る人々は多くは其事實を承認して居つた事と思ふ。

然るに遺憾ながら最近四五年來、全く反對の現象が現はれて來たので、吾人は到底是を自然の成

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

衛生狀態の研究として死亡累年比較

今日の衛生狀態は十二年前の不良狀態に逆轉す

行に放任する能はざるに至つたのである。

扨て衛生狀態を具體的に知悉判定せんとするには、如何なる事實に據る事が正當であるか、其最も簡單にして且明瞭なるは、一般の患者數を調査するか、又は生産及死亡率の増減を比較するかの方法であるが、前者は其一般に就て實施する事は甚だ困難であるから、先づ後者に據るを便利とする。幸にして臺灣には明治三十八年以來信用すべき統計の存する故に、其死亡累年比較表の一節を摘記して研究を開始しやう。

累年死亡率表

	臺灣	臺灣に於ける內地人	內地に於ける內地人
	人口千に付死亡	同上	同上
明治三十九年	34.0	20.2	19.7
同　四十年	33.1	18.4	20.7
同　四十一年	32.6	15.4	20.9
同　四十二年	31.8	16.8	21.9
同　四十三年	28.0	14.9	21.1
同　四十四年	26.6	15.4	20.3
大正元年	25.3	15.8	19.9
同　二年	25.3	15.3	19.4
同　三年	28.1	15.0	20.5
同　四年	32.2	17.3	20.1
同　五年	29.2	16.0	21.5
同　六年	27.5	16.5	21.4
同　七年	34.8	19.6	—

即ち明治三十九年には人口千に付死亡者三四、〇であつたのが年々著しく減少し、大正元年及二年には共に二五、三といふ少數を示して居つたのである。然るに大正三年より再び増加し、大正五年には二九、二に上り、六年には一寸と減じたそれでも、七年には再び三四、八といふ多數を示して居る。是を明治三十九年の三四、〇に比して更に〇、八丈け多い。換言すれば十二年以前の狀態に逆轉したのである。是れ誠に容易ならぬ事であつて、決して樂觀するを許さないのである。

今試みに明治三十九年より大正二年に至るまで年々著しく死亡率の下降した事實と、又大正三年

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

好結果とは臺灣に於ける比較的の語

各國死亡統計概數

死亡減少の主因たりし疾病

以來逆轉して增加し來つた原因とを能く吟味して見やう。

先づ死亡比例表を一瞥するに、明治三十九年と大正元年との間に人口千に付八・七の差を示して居るのであるから、人口約三百五十萬人とすれば、一年間に實に三萬四百五十人といふ多數の人が、衛生狀況改善の結果として死より救はれたと見る事が出來るのである。

乍併、人口千に付死亡數二五、三もいふ數は臺灣に於ては非常な好結果であつたには相違無いが、是れは素より比較的な事であつて、內地又は諸外國に比して未だ敢て滿足すべきでは無い。唯だ從前所謂瘴癘毒霧の地と稱せらるゝ程、過度に惡かつた爲に夫れに比較して著しく減少したといふに過ぎないのであつた。

▲各國四十年來の死亡統計概數（人口千に付）

日本	一九・〇	二一・〇	英國	一九・〇	一六・〇
佛國	二三・〇	一九・六	獨逸	二五・〇	一八・四
露國	三六・四	三一・六	墺國	三〇・〇	二六・二
伊國	二七・三	二一・九			

但しこの間に於ても在臺灣の內地人丈に於ていふ時は二〇、二乃至一五、〇であつて、內地に在る內地人よりも著しく死亡數は少ないのであるけれども、これば強壯なる壯年者が主として渡臺して居るのであるから、其數を以て直ちに內地及其他諸外國に比較し得ざる事は勿論である。

要するに當初臺灣に於ては人工的に比較的容易く改良し得べく、隨て死亡數をも減少し得べき餘地が充分に存して居つたと見るべきであつて、これ迄の下降率を以て何處迄も減少して行くべき者で無いのは素よりである。

然らば如何なる疾病に因する死亡の減少が、全死亡數減少の主因なりしやに於て一考する必要がある。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

熱帶地に固有なる地方病傳染病が主として風土服合の妨害を為す

死亡の最

先づ「ペスト」は、明治四十二年迄は大抵毎年千名以上、時としては三千名近くの死亡者及同數以上の患者を出して居つたのが、同年以後漸次消滅に歸した事杯は最も著明の事實であつて、其外「マラリア」赤痢等に因る死亡の減少も亦た主要の者であつた。乍併それ以外衣食住等、生活法の改善及向上、阿片吸食の減少等が身體の抵抗力を増加し、間接に一般の疾病に依る死亡の減少を將來した事も充分想察し得る事である。

蓋し臺灣に於ける諸般の地方病又は傳染病にして、死因の大部分を占めて居る處の者は、結核を除くの外皆な殆んど完全に治療又は豫防を為し得る見込のある者許りである。勿論結核とても其豫防の見込は立ち易く、又其の治療も或る程度迄は出來るのであるけれども、其他の疾病に至ては一層努力の甲斐が現はれるものである。往時熱帶地の氣候風土其者が危害を來すもの、樣に考へて居つたのは全く誤であつて、熱帶地に固有なる地方病傳染病等が主として風土服合の妨害を為すものである事は、今殆んど疑ひなき事實となつたのである。故に若し其疾病が豫防或は治療し得るものであらば能く人力に依つて其地を健康地たらしむる事を得るのである。

曾田參謀長送別草山遠乘會員の臺北東門を發する光景

明治三十九年以後の調査に依るに臺灣に於ける死亡總體上のから見て其死因の最大部分を占めて

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大部分はマラリア

居るものは矢張「所謂マラリア」であつて只だ大正元年と二年との二箇年は第二位に下つて居るが蓋しこの二箇年は一般死亡比例の最も低下して二五、三に達した年であつた。

次で大正三年より四年に亙つて死亡率は頓に增加したのであるが「マラリア」死亡の數もまた一躍して人口一萬に付一八五、五より二四、七となり。更に大正四年には三七、〇の大數を示し、明治三十九年以來未曾有の昇騰を示した。由是觀之、臺灣の死亡比例の高低を支配する最も有力なるものは今尙「マラリア」其者である事が判るのである。

大正四年マラリア死亡の數一萬三千三百五十人に上る

其大正四年に於けるマラリア死亡の實數は一萬三千三百五十人に達して居る。而して其患者數に至ては一箇年幾何に達するや今直に其數を知り難いのであるが、無論死亡數の十數倍乃至數十倍にも達するであらう。何故なればマラリア患者の死亡するといふ事は極めて稀な事であつて、大多數の患者は死より免れ得るものであるからである。然らば何故に斯く迄マラリア死亡が增加したか、其原因に就て研究ずる事は是非共必要である。

統計上にマラリア死亡の多き所以

統計表の上で「マラリア」死亡として記載せられて居る者が果して盡く眞の「マラリア」に相違無いか夫れは疑はしい。元來「マラリア」は適當の時期に診斷治療すれば決して死すべき者では無いのであるのに、斯く多くの死亡者を出すのは第一疑はしい。實際臺灣に於ては病名の不明なる場合に「マラリア」なる名稱を濫用する風がある。殊に田舍の醫生の診斷書の如きは、無論如此ものが多數包含せられて居る事は充分想像し得られる。又「マラリア」なる病名を附すれば臺灣の地方病として取扱はれる關係より、故意にこの名稱を附する事も澤山あるであらう。乍併統計表に於て其所謂「マラリア」死亡の多き地方と其季節とに就て調て見るに、實際眞性「マラリア」の多き地方卽ち舊阿

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

緱廳に於て最多を示し、嘉義・澎湖・臺東・南投・花蓮港等相次ぎ、臺南・臺中・宜蘭・新竹・臺北・桃園等の各廳に於ては甚だ少數なる事、又職業に於て調査するに、特に農業林業者が最多數を占むる事、小兒に多き事、季節としては後半年に多き事等に就て考ふるに、其大半は眞性なる「マラリア」死亡ならんと認むる上に根據を與へて居る樣に思はるゝのである。

マラリアの多き地方、職業時季

統計は必ずしも眞實の數ならざるべきもマラリア死亡亦た決して少からず

然うして見ると、田舍の不便なる土地では、未だ〳〵「マラリア」にして充分に診斷も治療も出來ずして鬼籍に上り、或は少なくも充分に治療を受くる事能はずして慢性「マラリア」或は「マラリア」惡液質等に陷り、遂に餘病の爲に死を招く樣な者が往々にしてあるらしい。故に所謂「マラリア」死亡の統計表は、未だ直に眞實の數なりとは考へ難きも、而かも尙は眞の「マラリア」死亡も決して人が曾て想像せし如く少ない者では無いらしい。今上記の意味を考慮に置きながら姑らく其大部分を眞の「マラリア」死亡と見做して取扱つて見やう。

熱帶地の衛生問題はマラリア問題

蓋し是等死因に就ては更に詳細に之を研究する必要があるのであるから、追て當局に於ては特別調査委員の如きを設置して研究に著手せらるゝ事であらうと信ずる。兎に角何處に於ても熱帶地の衛生問題は今尙直に「マラリア」問題と解釋されて居るのである。

マラリアに因る死亡增加の直接原因

然らば一般にマラリア死亡數增加の原因として如何なる事が考へらるゝか、其直接原因としては。

一、各般の原因に依りマラリア患者又は媒介蚊の發生增加の結果

二、マラリア病毒の濃厚なる地方に多人數出入の爲め患者を多發し從て病毒を各地方に散蔓せしむる事

三、種々なる原因に依り治療又は豫防法の實施を怠り又は實施上の熱誠を缺き爲に豫期の目的を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

貫徹し得ざる事

四、諸般の疾病に「マラリア」を併發し爲に兩者の經過をして不良ならしむる事

其の間接原因

間接原因には

一、貧困若くは收入不足の結果適當なる醫療を加へ難き者増加の爲死の轉歸を取らしむるに至る事

二、生活難の結果として營養不給に陷り爲に疾病に對する抵抗力著しく減弱し從て其死亡數の増加を將來する事

三、豫防法に關する諸經費の缺乏又は監督者實行者等手不足の爲め豫定の事業を遂行し難き事

四、豫防及治療に關する知識及經驗の缺乏

マラリアに次ぐ諸病

「マラリア」に次で死亡數の上位を占むるは結核・赤痢・腸チフス等であるが、内地人のみに就て言へば、腸チブスが最も主要な問題である。又た小兒死亡の夥しい事も注意を要するけれども、是れは生産の増加に隨伴する一現象であつて、或る程度迄は已を得ない事である。

赤痢殊に熱帶赤痢の根治は困難ならず

赤痢殊に熱帶赤痢に就ては、輓近已に特效療法の發表せらるゝありて、根治せしむる事も決して困難で無いのみならず、患者の治療に依て病原の蔓延をも豫防し得る譯であるから、是れは最早や憂慮を要しない事と思ふ。

腸チブスの絶滅は困難

下水及糞尿處置法

腸チブスに至つては其絶滅を期する事は至難の業である。乍併、これは決して臺灣丈の問題では無くして、日本の各地は勿論、歐米諸國に於ても亦た頗る困難として居る事である。其根本策としては結局下水及糞尿處置法の改良に俟たなければならぬけれども、個人的にはチフス豫防接種に依て

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

の改眞とチブス豫防接種

充分の效果を奏する事が出來ると思ふ。今日統計表上に「マラリア」と稱せられて居る者の中にも、必ずや多少の腸チブスを包含して居る事は能く想像し得るのである。腸チブス問題に就ては眞面目に研究努力を要する次第である。

マラリアに因る死亡增加の明かなる原因は豫防方法實施の懈怠と其の不徹底となり

上來述べ來つた處によりて大正三年以來頃に死亡率の增加した原因を推考するに、其最大原因たるものは「マラリア」死亡數の增加に歸すべきは最早や覆ふべからざる事實である。但し大正七年以後に於ては流感及コレラ大流行ありたる事故其爲に急劇に死亡數の增した事は寧ろ一時的現象と認むべきであらう。然らば近年「マラリア」死亡を增加せしめた原因は果して何事であるか、其間接原因に就ては將來設けらるべき保健調査の力に俟つを適當と信ずるけれども、深き調査を要せずして充分推定し得る事項もまた二三無いではない。夫れは豫防方法實施の懈怠と不徹底といふ事が原因にあらずやと思はる。

豫防方法の實施が當初に比して緊張を缺くならん

現今用ひられて居る處のキニーネ豫防内服法又は「マラリア」原蟲携帶者の檢查及其治療方法の實施が、當初に比して幾分が不統一且つ不眞面目に成つて來たのではあるまいか、但しこの紙上に於て餘り多くを語る事は好まないが、要するに一二の熱心なる地方を除きては漸く倦怠の氣味が生じて其緊張性を失ひ來つた者と察せらる。例之は實施の强制には警察力に依る事は一定度迄は甚だ必要である。當初は其力に依りて豫定の事柄が著々勵行せられたのであるけれども、近來は稍や熱心の度を減じ、又た其方法に統一を缺き、力が一點に集注せられずして却て散漫となつたやうに思はれる。

其の二三の實例

今其二三の實例を示さば、採血檢查を行ふにしても、經費又は要員を節約せんが爲に其檢查法が漸次略式となり、遂に學理上よりするも殆んど無意味と稱すべき程となり、又原蟲携帶者が發見せ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

られたる場合にも、其治療法が頗る不徹底にして、其服用法が明示しあるに拘はらず其服用を嚴守せぬ者が尠くないといふ評判もある。其極端なる例を以て見る時は、檢査も服藥治療も共に學理とは殆んど沒交渉であつて、全く形式丈を行つて居るのでは無いかと思はるゝ點もある。如斯しては到底效果の擧がるべき理由は無いと思ふ。

豫防方法を徹底せしむべき手段

逆轉惡化の頹勢を挽回する方法

又勞働者を多數に使役する場合、例令は討蕃・土工・道路の開鑿其他土木工事等に際して、各地方より勞働者の集合する場合の如きは、一定の方針の下に豫防なり治療なりの方策を建つる必要がある。又直接間接マラリア豫防事業に關係する人々は。能く其原理を理解して協力一致努力する事を必要とする、一面に於ては、豫防方策に就ては一定の研究調査機關を設けて不斷の研究をなし、其機關に於て最善なりと認めたる方法に就ては充分の信任を置き、必ずこの方法を以て效果を擧げねばならぬといふ信念を以て事に從ふのが必要である。目今は其點に就て尙ほ遺憾の點が少くないと思ふ。又學校生徒は勿論、敎育關係者其他一般智識階級者に、一層徹底的に「マラリア」豫防の必要なる事と其原理とを理解せしむる必要がある。若し夫れ「マラリア」其他の疾病に對して從來採り來れる以外、更に如何なる方策を採用すべきやに就ては尙ほ幾多の案件が存する事と思ふが、其は姑らく調査委員會の研究問題として是を保留し、最後に一言せんと欲するは往年當局の精勵により一旦は衞生上の顯著なる改良が出來、人力を以て天然に打ち勝ち得る經驗を遂げ來つたのであるから、假令近年一時的に狀態が逆轉惡化したとは云へ、徒らに悲觀すべきでは無い。寧ろ充分に其缺陷の存する處を摘發し、更に積極的に合理的の方法を考案し、官民一致協力事に當らば、必ずや頹勢を挽回し、其面目を一新せしめ得る事は決して疑無きことと思ふ。繰り返して言ふ、臺灣の風土は人

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

力に依りて改善し得らるゝ者の外、何等恐るべく憂ふべきものなしと。

律令權に關する議會の經過概要

―明治二十九年乃至大正五年―

法務部長　長尾景德

本篇の要旨 今期議會に提出されたる六三法律案は之を從來の六三法律に比して(一)內地施行の法律は勅令を以て臺灣に施行するを原則とし臺灣特殊の事情に依て特に規定を要する事項のみに付律令を以て規定することを得ることゝしたる事(二)從前の六三法律の如く有效期限を附せざる等の相異あり。今、律令權に關する從來の議會の經過概要を擧ぐれば(第一回)の提出案は臺灣特殊の位地より法律の效力を有する命令發布權を總督に附與する必要あるを理由とし、衆議院に於ける委員會は之を認めたるも有效期限を三箇年とし、貴族院は期限を付するは本案制定の趣旨に反すとの意見なりしも會期切迫の場合衆議院の修正通り可決したり(第二回)の提出案は有效期間三箇年の滿了に先ち更に三箇年を延長せんとするものにして委任立法を不可とする違憲論ありしも結局本案は可決せられたり(第三回)は再び三箇年延長の法案を提出して通過を見(第四回)は日露戰役の當時重ねて延長案を提出して平和克復の翌年迄延長となり(第五回)は六三法律に代はるべき法案を提出したるが最初の案は撤回して直ちに別案を提出して通過したるもの卽ち法律三十一號なり(第六回)は三一號延長案通過し(第七回)は更に五箇年延長案通過し以て今日に及ぶ

今回の六三案は從來の六三法律に比して二箇の大なる差異あり

所謂六三法律案は本期議會に提出せられたり。其の內容を見るに從來の六三法律に對し二箇の大なる差異ある點を見るべし。其の第一は從來の六三法律に依るときは、臺灣に於ては法律を以て規定すべき事項は總て律令を以て規定するを原則とし、其の例外として內地施行の法律にして臺灣に施行するも差支なきものは勅令を以て之を施行したりしも、此の度の六三案に依れば、從來の立て方を顚倒して、內地施行の法律は臺灣に勅令を以て施行するを原則とし、臺灣特殊の事情に依て特

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

從來のは臺灣には律令を以て規定すべきを原則とし例外として勅令を以て法律を臺灣に施行したり

今回の六三案は法律施行を原則とし律令規定を例外としたり

第二に今回の六三案は從來の如く有效期限を附せず

期間滿了每に政府當路の苦心と議會討議の時間とを空費することなかるべし

に規定する事項のみに付、律令を以て規定することを得ることゝせられたり。而して之が爲めには此の度の提出案第一條第二項に於て「前項の場合に於て官廳又は公署の職權法律上の機關其の他の事項に關し臺灣特殊の事情に依り特例を設くる必要あるものに就きては勅令を以て別段の定めを爲すことを得」と規定せられ、勅令を以て法律を臺灣に施行するに付大なる便宜規定を設けられたり。從來は勅令を以て法律を施行するには單に施行すると云ふことのみにて、提出案第二項の如き便宜規定なき爲め止むなく律令を以て規定するの必要起りたることあり、本案にして通過の曉は內地施行の法律にして臺灣に施行せらるゝ件數は從前に比して其の數を增加することゝ信ず。加之、臺灣の文化は日に進み、又風俗習慣も內地に接近しつゝあるを以て、內地同樣の法律を臺灣に施行せらるゝことゝ益々多々なるべきことを疑はず。從つて臺灣特殊の事情の爲めに律令を以て規定する事項は、年々減少することは明なることなり。

●第二は從來の六三法律案には三年又は五年と云ふが如く、一定の有效期限を附せられたるも、此の度の六三案に於ては期限を附せざる點なり。六三法律に期限を附することの無意味なることは、六三案提出當時より明かなることにして、吾人は何故に期限を附せられたるやの理由を知るに困しむ者なり。之れ三百年來支那の風俗に染みたる民族をして、全然內地の風習と同一ならしむるには、到底三年或は五年の期限を以て之を完成し得べしとは、初めより夢想し能はざることなるを以てなり。然かも此の期限あるが爲めに、期限滿了每に政府當路者の苦心の甚大なることは勿論なるのみならず、當初より三年、五年にして六三法律の撤廢を豫期し得ざるものとするに於ては、期限延長の爲めに討議を費すことは、議會としても時間の損失と云はざるべからず。故に今回の六三法律案に有

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣特殊の事情より法律の效力を有する命令發布權を總督に附與する必要ありとの理由

效期限を附せざるは誠に當を得たるものと信ず。況んや朝鮮總督の制令權には期限を附せずして、獨り臺灣の律令權にのみ期限を附しあるは矛盾も亦甚しきものなるべし。幸ひにして此の度の無期限の六三案通過するに於ては、有效期間滿了毎に政府當局者が從來嘗めたるが如き苦心は再び爲すことなく、又之が爲めに議會も時間の損失を免かるゝことゝなるべし。是に於て六三法律案に對する議會の經過槪要を述ぶるの機も、亦將來之れなかるべきを豫想し、明治二十九年より大正五年に至る迄の議會に於て、如何に六三法律案が論議せられたりしやを瞥見的に述ぶることも無用にはあらずと思料し、左に之を敍することゝせり。

第一回（第九議會）

明治二十八年四月下の關條約に依り、臺灣は帝國の領土に歸したりと雖も、當時支那の殘兵は本島獨立を標傍して亂を起し、掠奪殺戮を恣にし、到る處擾亂を極めたるを以て、征討の軍を派遣せられ賊徒を討伐し、翌二十九年三月軍政を撤廢して民政を施行することゝせられたり。

憲法が臺灣に施行せらるゝ以上は、臺灣の統治も內地と同一ならざるべからず。然れども此の時に於ける臺灣の狀勢は內地と人情風俗を異にし、匪賊尙屢々蜂起するを以て、其の時其の場合に應じて法律の效力を有する命令を發布するの要あり、且つ臺灣は本國と遠隔の位置に在り、必要生したる毎に中央と交涉して處分するが如きは機宜を失するの虞あるを以て、法律の效力を有する命令發布權を臺灣總督に附與するの必要を認め、政府は左の法律を明治二十九年三月十七日衆議院に提出せり。

臺灣に施行すべき法令に關する法律案

第一回の法案

憲法違反論

衆議院委員會は違憲論を否認し法案を認めたるも三箇年の期限を附す

貴族院は期間を附するに反對にして政府亦た同意見なりしも會

第一條　臺灣總督ハ其ノ管轄區域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得

第二條　前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取リ拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第四條　前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ

勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條　現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

衆議院委員會に於ては審議の結果本案の修正案を作成し、原案の通過は頗る困難なる如き形勢あり。政府は看取して尙ほ調査を爲す爲め一旦之を撤回し、更に越えて同月二十五日前に提出せると同一の案を議會に提出せり。

衆議院に於て本案に對する反對論として有力なるものは憲法違反説なり。帝國憲法臣民の權利義務中法律に定めたる云々と規定せられたるものは法律以外の命令を以て規定する能はざるものにして、本案は其等の事項をも臺灣總督の命令を以て發布せしめんとするものなれば否決すべきものなりと絶叫せるも、委員會は臺灣は内地と事情を異にするを以て、内地と同樣の規定を以て之を統治することを能はざることを委員全體之を認め、又多數は本案は憲法に牴觸せざるも永久の事柄として執るべき政策にあらずとし、有效期間を三箇年と限れり。本會議も亦た委員會修正の如く通過し、貴族院に於ては本案の有效期間を三箇年と限るは本案制定の趣旨に反するに依り非なりとし、政府の意見を質したるに政府は貴族院と同一の意見なりしを以て、當初本案に有效期間を附せざりしも衆議院に於て修正し玆に至りたるものにして、既に會期も余日尠なき今日に於て之が爲め本案不通過となる如きことあらば臺灣統治上支障を生ずる旨を述べ、貴族院委員會は之を諒とし三年後に於

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

期切迫の折柄必要の場合延長を期して修正通り可決す

第二回の期間延長は前回の提出理由より見るも當然の結果なり

第二回に於ける伊澤氏の評議會議員の資格に關する提議は不成立

て必要あらば有效期間を延期し得るを以て事實上差支なきにより不服ながらも衆議院修正の通り、可決し本會議も何等異議なく通過し、明治二十九年三月三十日法律第六十三號を以て發布せられたり。之れ本案に關する問題を六三問題と稱する所以なり。

第二回（第十三議會）

斯くて六十三號の有效期間は三年とせられたりと雖も、其の有效期間の滿了する明治三十二年の臺灣の情態は依然領有當時と異なることなきに依り、政府は更に有效期間三箇年延長の法案を貴族院に提出せり。本案の提出せらるべきことは六十三號提出當時の理由より見るも當然斯くあるべきことにして何等怪しむに足らず。而して有效期間の延長を三年とせるは、當初衆議院に於て三年と限られたる爲め此度も三年とせるものにして、三年後に於ては六十三號は必要なしと云ふにあらず。蓋し支那數百年間の因襲に培はれたる臺灣人の人情風俗慣習を、僅かに數年にして吾人と同一の規定を以て律することを得べき程度に變遷せしめんとするは、到底望む能はざるものなることは識者を竢たずして明なるべし。

伊澤修二氏は議員二十名の賛成を得、第二讀會に於て六十三號中に評議會議員に關する規定を設くる必要ありと云ひ、修正案を提出せるも成立せず、氏は臺灣總督府官制改正の結果、勅令にて定められたる評議會員は殆んど總督の屬僚なれば、評議會は屬僚會議の如きものと化したるに依り、總督は其の行はんと欲するものを爲し得るを以て、法律中に一定の文武官竝に臺灣に居住する滿二十五歲以上の男子にして、地租又は營業稅十圓以上を納め、學識名望ある者四人、其の中二人は十年以上臺灣に居住したる者を以て評議會員と爲すの一箇條を加へんとしたるも、當時十年以上臺灣

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

花井氏の委任立法を不可とする違憲論及憲政黨の緊急勅令說

に居住する內地人は稀有なるべく、又有りとするも此の條件に適合する者は殆んどながるべしと思料す、果して然らば本修正案は臺灣人に一種の參政權を附與せんとするの精神なるべく、伊澤氏の眞意奈邊に在るやは不明なるも最も注意すべき事項たり。然かも實際に於ては議員の注意を喚起せず、後藤長官は本修正案には反對なる旨を述べられたるのみ。衆議院に於ては憲政本黨及花井卓藏氏等は本案に反對せり。而して其の理由とする所は前回の憲法違反論と異にし、花井氏は立法權は君主と議會とに依つて行はるべきものにして、他の行政官廳に委任するは憲法の法理及解釋として許すべからざるものなり、假りに委任立法を爲し得るとするも、立法の變例にして屢々行ふべきものにあらず。臺灣關係の法律にして議會を待つ能はざる場合は、內地と同樣緊急勅令を發布せば可なりと說き、憲政黨は、從來發布したる法令を見るも多くは緊急を要せざるものなり、若し緊急を要する場合には海底電線の布設せられたる今日、直ちに緊急勅令を發するを得るにより、六十三號は最早存續するの必要なしと、臺灣內地間の海底電線は明治三十年八月軍用線を普通線にせられたり、然れども法律文を電報にて往復する如きは迂遠にして困難なるのみならず、時に過誤なきを期し難き故、海底電線

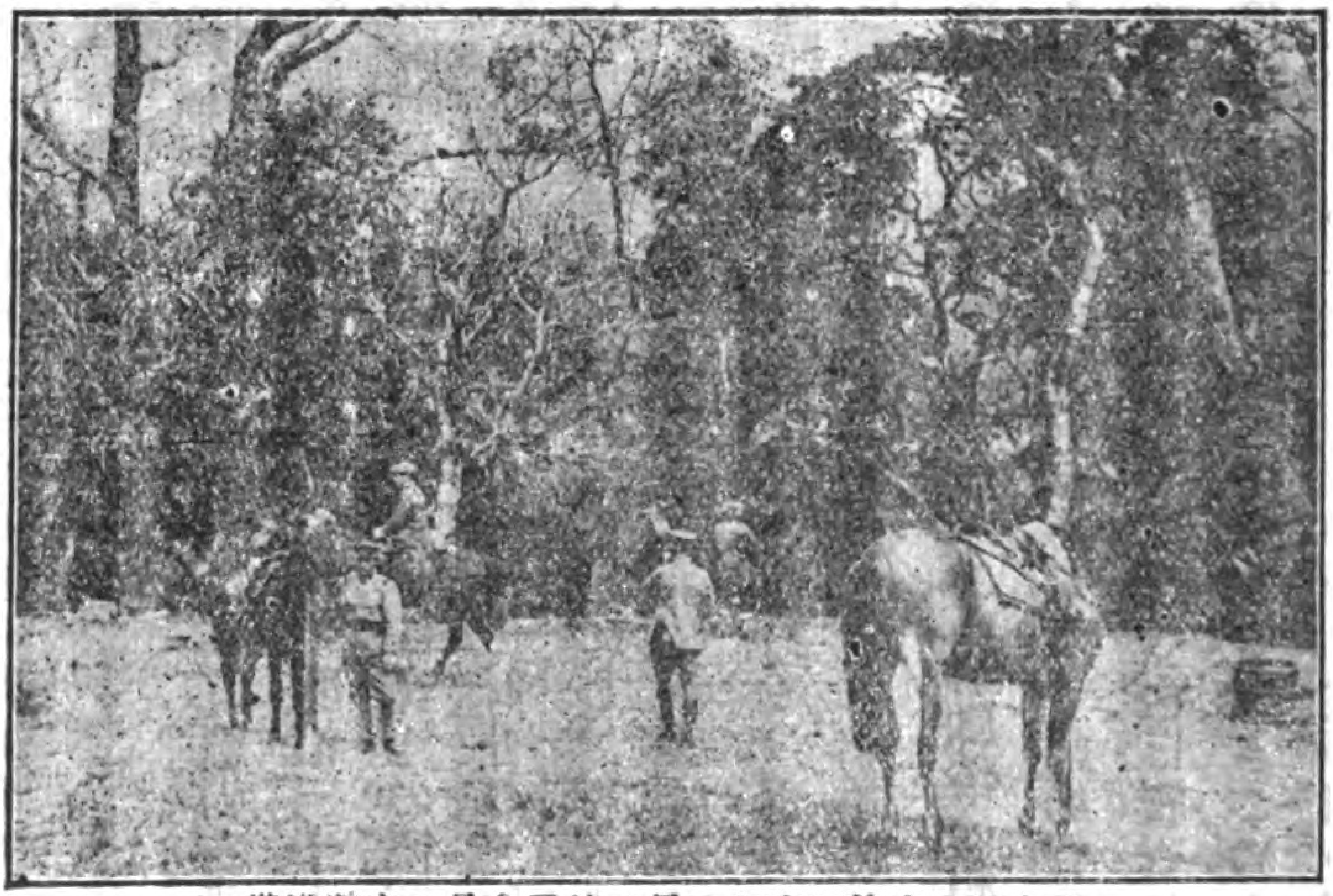

草山警官療養所庭內の景と遠乘會員の出發準備

ありとて六十三號を必要なしと云ふは首肯することを得ず。又た委任立法は憲法に違反せざることは、前回討議の際闡明せられたる事實なれば、本案は可決せられ、明治三十二年法律第七號を以て發布せられたり。

第三回　（第十六議會）

第三回延長案の理由

明治二十九年法律第六十三號發布當時は內地臺灣間には電線の布設なく、只僅かに月四回の航海に依り交通したるのみなりしが、海底電線は布設せられ、明治三十五年の六十三號有效期間滿了に垂んとする際に於ては、內臺間は一月六回の航海を爲して交通の便著しく開け、一面匪徒に對する政策は着々成效し、臺灣の狀態は外觀に於て昔日と一變せるもの・如し。然れども土民の風俗慣習は容易に變化するものに非ずして、內地と大いに趣を異にし、行政上萬般のこと亦た母國と相違するにより、內地と同一の法律を以て統治すること能はざるのみならず、機宜の統治を行ふの必要あることは、依然六十三號發布當時と同一の狀態に在るを以て、再び六十三號の有效期間を三年間延長するの法案を衆議院に提出せり。臺灣に憲法の施行せらる・以上は、臺灣に施行すべき法律も亦た帝國議會の議に附すべきは憲法の常道なり。然れども人情風俗の相違と日々の變遷烈しき爲め、其の時其の場合に應じ機宜に適する處置を採らざるべからず。此場合に法案を帝國議會の議に附せんとせば、各事項に付主務省に合議し修正に修正を加へられ、尙ほ審査に長時日を經過するに於ては、變遷の急速なるときには發布當時は法律の精神を滅却する如きことあるを政府は認めたる結果にして、兒玉總督は亦六十三號を繼續する必要あることに付き左の四の理由あることを述べられたり。

兒玉總督提案の理由四箇條

（一）機宜を失す。（二）人情風俗を異にするを以て內地と同一の法律を作ること能はず。（三）將來

衆議院の反對論

本案贊成論及貴族院に於ける伊澤氏の修正說

兒玉總督の臺灣統治に對する新法案提出の約言

制度の變更を爲さんとす。(四)總督の威嚴を保つ爲め。

衆議院の反對論者は前回の如く既往の律令を見るも議會を俟つに於ては機宜を失する如き緊急のものなく、必要の場合には緊急勅令を發布し得べきに依り六十三號は必要なしと論じ、又總督の威嚴を減ずと云ふ如きは寧ろ哄笑に附すべきことなり、官吏の待遇支那時代と異なると云ふは却て總督を尊信する基なりと說けり。唯々野間五造氏は新なる反對說を稱へて、憲法は臺灣に施行せられざるに依り臺灣の統治は憲法以外に置くべしとの意見なり。其の論據として憲法義解を著はしたる故伊藤公の言及當時の政府當局者芳川子爵の言を引用せるも、然れども我國の政例に依れば當時憲法が臺灣に施行せらるゝことは異論の余地なきが如し。

又た立法府は立法府の發したる法律に依て豫算を議するものなり。然るに立法は委任し豫算のみに議會が協贊を與ふるは此の間の結ひ付きなきに依り六十三號は廢せざるべからずとの論ありたるも少數なりき。本案贊成者は或者は總督の威嚴を保つ爲めと事情從來と異ならざるとに依り仍必要なりとし、或者は臺灣の法制確立せば必要なきも未だ其の成らざる間は一時の便宜法として斯の如きものを要すとなし、貴族院にては伊澤氏より前回に修正案として提出せる中の一部分「臺灣の住民を三名なり五名なり評議會に加へられ度」ことを希望したるのみにて通過し、明治三十五年三月十一日法律第二十號にて公布せられたり。而して此議會に於て兒玉總督が今回の延長期限滿了後は本法の繼續案は提出せず、次回迄に臺灣統治方針を確立し、臺灣統治に適する法律案を議會に提出せんことを辯明したたること因を爲し、六十三號は日露役の終結の翌年末日限り消滅するに至れり。

第四回 (第二十一議會)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第四回延長案提出の理由

右兒玉總督の辯明せる如く爾來政府に於ては其の法案の起草に從事しつゝありたるが、偶々明治三十七年二月帝國有史以來未曾有の日露の大戰勃發し、我國は國を擧げて一致之に當り臺灣總督兒玉大將も亦滿洲の野に出征し、爲めに曩に議會に於て辯明せる臺灣に適當なる法案は未だ成案を見るに至らず。而して六十三號の有效期間は三十八年三月を以て滿了するも、之に代るべき恰當なる規定なくして直ちに六十三號を消滅せしむるに於ては、臺灣の狀態は從前と異なるなきを以て統治上支障を生ずるに依り、政府は此の大戰局の終了し總督の歸臺を俟ちて更に曾て調査しつゝありたる法案を完成せしめ、以て新領土統治に適する規定を設けん爲め平和克復の翌年末迄本法有效の期間を延長するの法律案を提出せり。

政府の意見

臺灣統治の責任は內閣に在るを以て、兒玉總督出征せりと雖も、內閣より前約に依りて六十三號に代はるべき法案を提出せば、今回の繼續案を提出するの必要なしとの說ありたるも、政府は既に臺灣總督府に於て六十三號に代るべき法案の調査中に屬する以上は之を完了せしめて其の是非を研究し、然る後議會の協贊を求むるを可なりと認め、六十三號の有效期間を暫時延長せんとするに至りたるものなり。

反對及贊成論

從來六十三號を以て憲法違反なりと絕叫せる者尠なからず、就中花井卓藏氏の如きは其の尤なるものとす。然かも氏は本議會に於て其の持說を更め、六十三號は憲法に違反せざるも憲法上の疑義に屬するにより之を避けざるべからずとの反對說を述べたる外有力なる反對意見なく、要するに反對論の多くは政府が前約の履行を爲さざることを責め、尙豫見し得る事實を豫見せずして斯く數回延期するは、議會の決議權を輕んずるものなれば之を認むべからずと稱へ、贊成者は總督出征の爲め

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

六十三號に代るべき臺灣統治に適當なる法案完成するに至らざりしを諒とし、貴族院に於ても亦可決せられ、明治三十八年三月七日法律第四十二號を以て公布せられたり。

第五回（第二十二議會）

日露の時局は明治三十八年十月ポーツマスに於て媾和の締結に依り終りを告げ、從つて明治二十九年法律第六十三號の有效期間も愈々三十九年末日限りとなれり。然して當時臺灣の情勢は領臺當時と敢て大差なく、社會上の態様より觀察するに內地と同一の法令を以て統治することは到底不能なるに依り、政府は前約を履みて六十三號に代るべき左の法案を貴族院に提出せり。

明治二十九年法律第六十三號に代るべき法律案

第一條　臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附　則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣の事情六十三號制定當時と同一なるに於ては緊急の場合を如何に處置せんとするやの問題生ずべきは當然なり。而して政府は此の場合には總督に法律の效力を有する命令の發布權を更に勅令を以て委任せんとするもの丶如し。貴族院は臺灣の如き特別の事情を有する地域に於て萬般の事項に就き中央政府の干渉するは不可能なりとし、尙世の進步と共に自治行政を行はざる地域は地方分權を可とすべし、況んや臺灣は僅々十二年來の版圖にして內地と異なる事情あるに於ておや、帝國の主權を代表する官憲卽ち總督に、可成廣き範圍に於て委任する方、治績擧がるべしとの理由に基

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

撤回後再び提出したる別案

き、都筑氏よりの修正案に付審議せんとし（都筑氏の修正案は六十三號と略同一なるも只律令の發布に勅裁を要せざること最も重なる相違の點なり）政府の原案通過は頗る困難なる狀ありき。左れば政府は本案は尙調査の必要ありとして之を撤回し、再び左の法案を提出せり。

臺灣に施行すべき法令に關する法律案

第一條　臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條　前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

貴族院に於て有效期間を附す

貴族院に於ては第五條を第六條とし、現行の第五條の一條を加へ、尙附則を改め本法の有效期間を五箇年と限れり。明治二十九年法律第六十三號制定當時に於て、衆議院が有效期間を三年と限定せるとき、貴族院に於ては無期限說を主張せしも、這回は貴族院に於て憲法上の變則たることを示す爲め有效期間を附するに至れり。

本案は通過し三九法律三一號として公布せる

衆議院に於ては本案は總督の權力を牽制するの途なきに依り、尙調査の上相當立法すべしとするものと、花井氏の前回同樣の反對說とあり。贊成說としては特に傾聽すべきものなく、會期切迫の際なりしかば、直に二讀會、三讀會を通過し、明治三十九年四月十日法律第三十一號を以て公布せらる。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三一號延長案と桂總理の辯明

朝鮮に無期限にして臺灣の期間附なる理由

第六回（第二十七議會）

貴族院に於て有效期間を五年とし而して政府の之に同意せるは、五年後に至らば更に他の法律を必要とするか、若くは本法を繼續するか、何れにしても相當の判斷を下すべき時期に到著すべきに依るものなりしが、烏兎匆々五年の歲月は正さに經過せんとし、三十九年法律第三十一號の有效期間滿了せんとする秋に迫れるも、仍依然臺灣の狀態は此法律の施行を要するに依り、明治四十四年三月、政府は更に五箇年間有效期間の延長案を衆議院に提出し、桂總理大臣は其の理由として委任立法權を總督が用ゆる場合の多少を論ぜず、之を有することは人情風俗を異にする臺灣の統治上最も必要なるのみならず、現時の臺灣の狀態は時と場合とに依て此法律を必要とする場合もある故なりと詳述せり。

此議會に於て朝鮮總督に委任立法權を附與するの案討議せられ、無期限にて可決せられたり。然らば憲法上の變則たることを明にするの必要より有效期間を附すると云ふは、絕對的のものにあらずして、統治すべき土地の狀態に依りて決せらるべきものなり。而して當時の臺灣の狀態より推すに到底短日月を以て內地と同一の法令を以て統治することは能はざるは周知の事實なり。領臺以來十有六年を經過し諸事著々其の緒に就かんとしつゝありと雖も、三百年來の性情、風俗は容易に馴化すべきものにあらず。加之、文化未だ進まず、彼等土人の有する事大思想と迷信とは能く煽動者の常に乘ずる所にして、一朝保安を怠れば不逞の徒慘虐を敢てせんとす。本繼續案の反對論者は憲法の常道に復すべしと云ふも、憲法の常道は帝國議會に各地より代議士を出して其代議士に依り帝國議會を構成し法律を議するに在り。而して反對論者も臺灣に選擧法を施行して臺灣より議員を選出

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

せんとするの意思はなきもの、如し。兩院共本繼續案は通過し、明治四十四年三月二十九日法律第五十號を以て公布せらる。

第七囘（第三十七議會）

第七囘の延長案、期間は五箇年

大正五年末迄、有效期間を延長せられたる本法律は、其滿了の際政府より再び有效期間五箇年延長案を衆議院に提出せり。反對者の論旨は從來爲されたる所と差異なく、憲法の常道論は總督より委任立法權を取り上ぐるも緊急の場合は緊急勅令を發し得るに依り差支なしと云ふに在り。異とするは、從來贊成の地位に在りたる政友會議員に依て繼續案は反對せられ、曾て反對せし憲政會議員却て贊成を爲したることなれども、時の政府は憲政會内閣なるが爲め斯る奇現象を生じたるに非ざるか。政府は臺灣に適切の立法を爲すためには特種の立法を要し、此の特種の立法は議會に於て爲すよりも總督に一任するの可なるを力說し、從來憲法論を以て本法に反對せる高木正年氏は政府案に贊成の意を表すると共に、勅令を以て現今の律令審議會の如きものを設け、臺灣の文武官の外に民間に在る者をも加へて律令案を諮問することにせられたしとの條件を出し、一木内相は勅令を以て諮問機關を設くる積りなりと云ひ、尙組織に付ては充分考慮して事情の許す限り高木氏の希望に副はんと答へ、高木氏の希望條件付にて衆議院は可決、貴族院も通過し、大正五年三月十七日法律第二十八號を以て公布せられ、大正十年三月三十一日迄效力を有することにせられ、以て今日に及べり。（今期會議に於ける六三案衆議院に於て可決したりとの日に之を草す）

高木氏の贊成說、條件付

參考の爲め六三法律經過梗概表を左に掲ぐ。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

帝國議會	政府當局者	政府提出案及議會修正

（第一回）

第九議會

明治二十八、九年

內閣總理大臣 伊藤博文
臨時代理 黑田清隆
內務大臣 野村靖

臺灣總督 樺山資紀
民政局長 水野遵

政府提出案

第一條 臺灣總督は其の管轄區域內に法律の效力を有する命令を發することを得

第二條 前條の命令は臺灣總督府評議會の議決を取り拓殖務大臣を經て勅裁を請ふべし

臺灣總督府評議會の組織は勅令を以て之を定む

第三條 臨時緊急を要する場合に於て臺灣總督は前條第一項の手續を經ずして直に第一條の命令を發することを得

第四條 前條に依り發したる命令は發布後直に勅裁を請ひ且之を臺灣總督府評議會に報告すべし

勅裁を得ざるときは總督は直に其の命令の將來に向て效力なきことを公布すべし

第五條 現行の法律又は將來發布する法律にして其の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

第六條 此法律は施行の日より滿三箇年を經たるときは其の效力を失ふものとす

衆議院の修正

確定議

第一條 臺灣總督は其の管轄區域內に法律の效力を有する命令を發することを得

第二條 前條の命令は臺灣總督府評議會の議決を取り拓殖務大臣を經て勅裁を請ふべし

臺灣總督府評議會の組織は勅令を以て之を定む

第三條 臨時緊急を要する場合に於て臺灣總督は前條第一項の手續を經ずして直に第一條の命令を發することを得

第四條 前條に依り發したる命令は發布後直に勅裁を請ひ且之を臺灣總督府評議會に報告すべし

勅裁を得ざるときは總督は直に其の命令の將來に向て效力なきことを公布すべし

第五條 現行の法律又は將來發布する法律にして其の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

第六條 此の法律は施行の日より滿三箇年を經たるときは其の效力を失ふものとす

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（第二回） 第十三議會 明治三十一、二年	内閣總理大臣 山縣有明 内務大臣 西郷從道 臺灣總督 兒玉源太郎 民政長官 後藤新平	政府提出案 第六條 此の法律は明治三十五年三月三十一日まで其の效力を有す	確定議 同上
（第三回） 第十六議會 明治三十四、五年	内閣總理大臣 桂太郎 内務大臣 内海忠勝 臺灣總督 兒玉源太郎 民政長官 後藤新平	政府提出案 第六條 本法は明治三十八年三月三十一日迄其の效力を有す	確定議 同上
（第四回） 第二十一議會 明治三十七、八年	内閣總理大臣 桂太郎 内務大臣 芳川顯正 臺灣總督 兒玉源太郎 民政長官 後藤新平	政府提出案 明治二十九年法律第六十三號は同法第六條の期限後に於ても平和克復の翌年末日迄仍其の效力を有す	確定議 同上
（第五回）		政府提出案（撤回） 第一條 臺灣に於ては法律を要する事項は勅令を以て之を規定することを得 第二條 法律の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む 第三條 臺灣總督の發したる律令は仍其の效力を有す 附則	

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二十二議會

明治三十八、九年

内閣總理大臣　西園寺公望
内務大臣　原　敬

臺灣總督　兒玉源太郎
民政長官　後藤新平

本法は明治四十年一月一日より之を施行す

政府再提出案

第一條 臺灣に於ては法律を要する事項は臺灣總督の命令を以て之を規定するこさを得

第二條 前條の命令は主務大臣を經て勅裁を請ふべし

第三條 臨時緊急を要する場合に於て臺灣總督は直に第一條の命令を發するこさを得

前項の命令は發布後直に勅裁を請ふべし若し勅裁を得ざるさきは臺灣總督は直に其の命令の將來に向て效力なきこさを公布すべし

第四條 法律の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

第五條 臺灣總督の發したる律令は仍其の效力を有す

附　則

本法は明治四十年一月一日より之を施行す

貴族院修正

第三條中效を効に改む

第五條 第一條の命令は第四條に依り臺灣に施行したる法律及特に臺灣に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背するこさを得す

第五條を第六條さし效を効に改む

附則を左の如く改む

本法は明治四十年一月一日より之を施行し明治四十四年十二月三十一日迄其の效力を有するものさす

確定議

第一條 臺灣に於ては法律を要する事項は臺灣總督の命令を以て規定するこさを得

第二條 前條の命令は主務大臣を經て勅裁を請ふべし

第三條 臨時緊急を要する場合に於て臺灣總督は直に第一條の命令を發するこさを得

前項の命令は發布後直に勅裁を請ふべし若勅裁を得さるさきは臺灣總督は直に其の命令の將來に向て效力なきこさを公布すべし

第四條 法律の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

第五條 第一條の命令は第四條に依り臺灣に施行したる法律及特に臺灣に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背するこさを得す

第六條 臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附　則

本法は明治四十年一月一日より之を施行し明治四十四年十二月三十一日迄其の効力を有するものさす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（第六回）第二十七議會 明治三十三、四年	內閣總理大臣 桂太郎 臺灣總督 佐久間左馬太 民政長官 內田嘉吉	政府提出案 附則を左の如く改む 本法は明治四十九年十二月三十一日迄其の效力を有す 確定議 同上
（第七回）第三十七議會 大正四、五年	內閣總理大臣 大隈重信 內務大臣 一木喜德郎 臺灣總督 安東貞美 民政長官 下村宏	政府提出案 附則を左の如く改む 本法は大正十年十二月三十一日迄其の效力を有す 確定議 同上

工場胎權規則と其の利用方法に就て

商工課長 田阪千助

本篇の要旨 內地に於ては既に明治三十八年中工場抵當法の制定ありて一般工業家は金融の利便を得たりしが本島に於ては四十三年中臺灣製糖及纎維工場規則の發布ありて局限せられたる工業家のみ恩典に浴するを得たり然かも時勢の進運は該法改正の必要を來し這回之を改めて臺灣工場胎權規則となし、一般工業家に對して工場の資金化を解放せり、（一）新規則に於ては工場の範圍擴大せられ、有ゆる製造工場、加工々場は勿論、印刷工場、撮影工場をも包含し、更に進んで電氣及瓦斯供給の目的の爲にする場所をも工場と看做すべきものとせり、（二）胎權とは舊慣に依る名稱なるが民法の抵當權と殆ど同一なる物權的性

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

資を有す、(三)工場財團設定とは工場に關する一切の物件及權利を一團となし法律上一箇の不動產として權利の目的たるべき資格を作るの謂にして其工場は一箇又は數箇なることを得、而して財團は登錄により成立し成立後二箇月內に胎權を設定するを要す、(四)胎權の設定、變更、移轉、消滅は登錄を要す

内地に於ては明治三十八年中工場抵當法の制定あり

本島に於ける明治四十三年の工場胎權規則は製糖及纎維工業にのみ適用せられたり

時勢の要求は臺灣に於ても胎權規則の改正を促進したり

商法の謂ゆる工場

內地にありては既に十數年以前即ち明治三十八年法律第五十四號工場抵當法の制定に依つて工場の設備一切を資金化せしむる方法が認められた結果、一般工業家は金融上多大の利便を得て居る譯である。

本島に於ても明治四十三年律令第六號を以て臺灣製糖及纎維工場胎權規則の公布を見、內地同樣の制度は認められて居たが、然し工業の範圍は頗る局限せられ、單に製糖及纎維工業が其の恩典に浴したのみで一般的でなかつた。換言すれば從來工場胎權の設定に依る金融上の便益は專ら製糖及纎維工業者の獨占する所であつた。然るに最近本島に於ける諸般工業發達の狀勢に鑑みるに、之を彼等にのみ局限することを許さない、加之、將來に於ける我臺灣の任務に想到するときは、倍々工業の發展を助長せなければならぬ樣になつた、此の必要に應せむが爲め、這般律令第一號を以て臺灣製糖及纎維工場胎權規則の一部を改正し、同時に其の名稱も臺灣工場胎權規則と改められ、工場の資金化は一般工業家に對して解放せられた次第である。此の機會に於て工場胎權の設定と其の利用方法とに就て、極簡單に且つ通俗的に敷言を呈したいと思ふ、

一　工場とは何を指稱するか

從來の工場胎權規則(明治四十三年律令第六號)では「本令に於て工場と稱するは全部新式機械を用ゐ砂糖又は纎維製造の目的に供する設備を謂ふ」ものとし、工場の範圍を極めて制限して居つた。即ち砂糖及纎維の製造工場のみを工場と認め、其の以外のものは工場と認めなかつた。のみならず縦令砂糖なり纎

新法に於ては工場の範圍を擴大したり

維なりの製造工場であつても、機械の全部が新式でなければ工場とは認めない。故に例へば改良糖廊の如きは等しく製糖工場でありながら、工場胎權規則の上では之を工場として認めない、と云ふ風に甚だ窮屈なものであつた。

然るに今度改正の新規則(大正十年律令第一號)に於ては、斯の如き制限を全然撤廢し、工場の意義を定めて曰く。

本令ニ於テ工場ト稱スルハ營業ノ爲物品ノ製造若ハ加工又ハ印刷若ハ撮影ノ目的ニ使用スル場所ヲ謂フ

營業ノ爲電氣又ハ瓦斯ノ供給ノ目的ニ使用スル場所ハ之ヲ工場ト看做ス

と故に新規則に所謂工場の範圍は頗る擴大されたるものと云ふを得べく、あらゆる製造工場、加工々場は勿論、印刷工場、撮影工場をも包含し、更に進んで電氣及瓦斯供給業の爲に使用する設備をも工場と看做すべきものとした。斯く電氣又は瓦斯供給業の設備をも工場と認めたのは、蓋し斯業の發達すると否とは、一般工業の盛衰に甚大の關係を有するに依り、電氣及瓦斯業者に對しても亦一般工業家の浴すると同一の惠澤に均霑せしめ、以て斯業の伸展を企圖したるに外ならぬ次第である。

物品の製造若くは加工とあるのは、所謂動産の製造又は加工を指し、不動産の製造加工は之に包

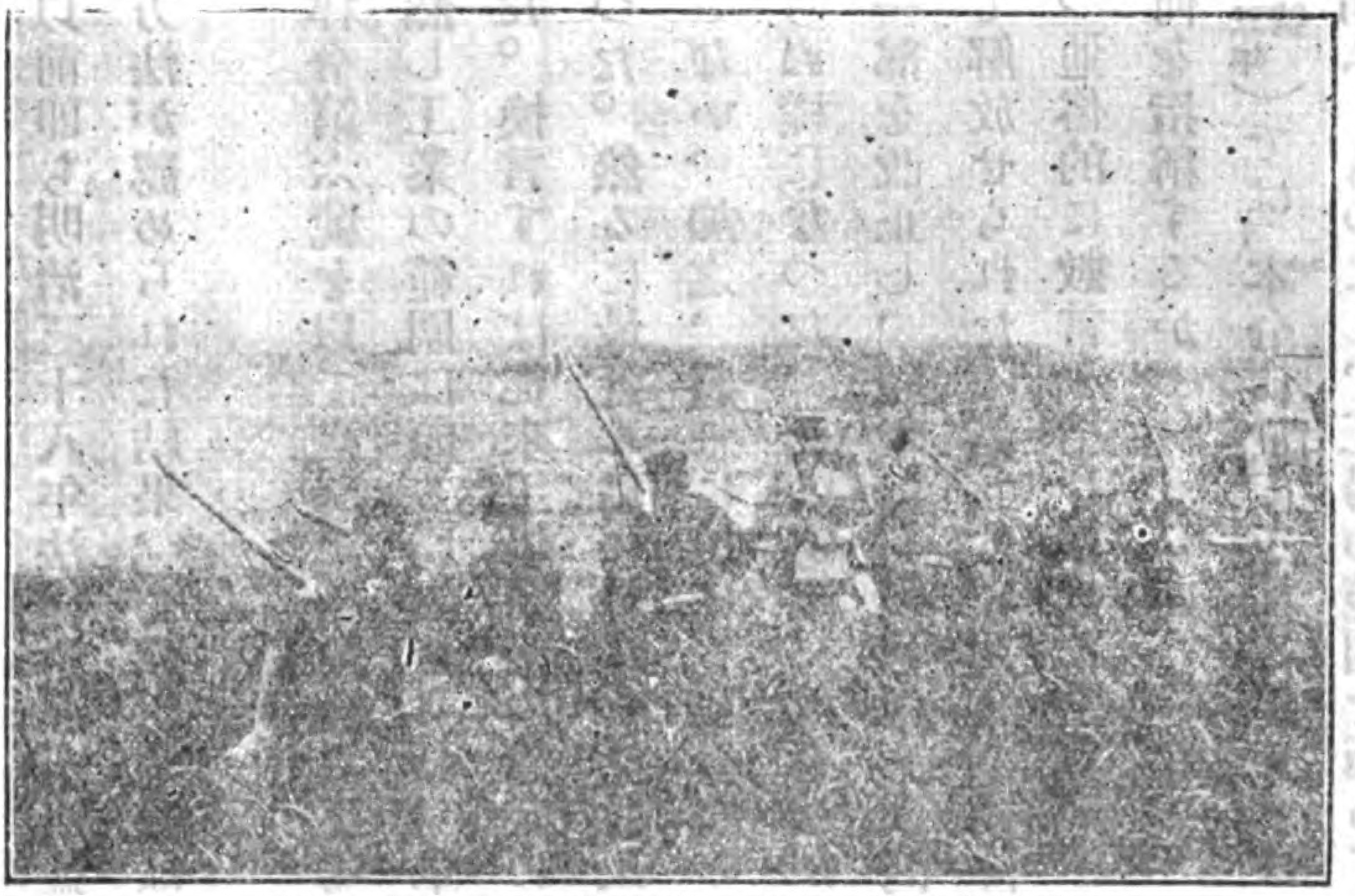

臺北陸兵場に於ける陸軍記念日模擬戰の光景

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

物品の製造若は加工は動產のみに限る

製造と加工

營業の爲に使用する場所たること

胎權は舊慣の胎と異り民法の抵當權と殆ご同一なり

含しない。従つて例へば請負業者の家屋建築工場若くは修繕工場の如きは工場の範圍に屬しない。又鑛山(土地)を採掘(加工)して鑛物を產出する場所の如きも亦た前例同様である。

更に製造及加工は、兩者とも物に人工を加へることを指稱するのであるが、其の人工を施す程度の大小、淺深に依る區別で、要するに程度の差あるのみである。即ち一の原料に人工を加へて變形若くは變質せしめ、全く別個の物を產出するのを製造と云ひ、それまでに立至らない場合を加工といふ。故に具體的實在の場合には兩者の判別は極めて困難なる場合あるも、此の規則の運用に就ては餘り重要な問題ではない。要は物品(動產)に人工を加へる場所であるか否かを判斷すれば足るのである。

倘は工場たるが爲めには營業の爲に使用する場所なることを要するのである。營業とは營利の目的で、收入を得る爲めに繼續して同一行爲を繰返すことを云ふ。故に自家專用の爲め物品を製造加工し、若くは電氣瓦斯を供給するに用ふる場所及び設備は工場とは認められない。

二　胎權とは如何なる權利なるか

由來胎權なる名稱は本島の舊慣に基いて附せられたものであるが、工場胎權規則に所謂胎權は、其の性質全く舊慣を脫し、民法に所謂抵當權と殆んど同一のものである。即ち胎權とは債務者(工場の所有者)が占有を移さないで、債務の擔保に供した工場財團に付き、他の債權者に優先して自己の債權の辨濟を受けることの出來る權利を謂ふのである。故に胎權の性質及其の成立要件を分說すれば左の如くなる。

(イ)胎權は優先辨濟を受くる權利である　債權者(胎權者)は債務者が債務の辨濟期に其の履行を怠

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

胎權は優先辨濟を受くるの權利なり

胎權は目的物の占有を移さず

胎權は物權の一種なり

胎權は臺灣民事令に依る舊慣の名稱

工場財團は法律上一箇の不動產の如き取扱を受く

つた場合には、直ちに民事訴訟法の定めた手續に依り、擔保物たる工場財團を賣却して得たる代金の内より、何人にも先きに自己の債權の辨濟を受けることが出來る。

(ロ)胎權は目的物工場財團の占有を移さないで成立する權利である　此の點が胎權と典權(質權)と區別せらるる要點で、且つ胎權が擔保として債務者に取り甚だ便利な點である。何となれば擔保提供者は目的物を胎權者に引渡すことなく、依然として自己が使用收益しながら債務の擔保に供し得るからである。

(ハ)胎權は物權の一種である　物權とは物を直接に支配する權利である。從つて追及權と云ふ權能を生ずる。追及權とは、物が何人の手中に歸するも、之に追隨して其の權利を行ふことの出來る性質を指すのである。

斯の如く胎權は國法の抵當權と殆んど異名同質のものなるにも拘はらず、敢て此の名稱を附する所以如何。之れは臺灣民事令が、土地に關する權利に付ては、民法第二編物權の規定に依らず、舊慣に依ると宣言した結果である。從つて本島には內地の如く土地の所有權、土地を目的とする質權若くは低當權、永小作權等の權利は全然存在しない。之に代はるべき權利としては業主權(所有權)、典權(質權)、胎權(抵當權)、贌耕權(永小作權)等の名稱で、略々內容を同ふする權利が認められて居る次第である。

三　工場財團の設定

工場財團を設定する目的は、其の財團の上に工場胎權を設定し、以て資金融通の途を開くに在ることは云ふまでもないことである。而して財團の設定とは、工場の敷地、建物、器具、機械は勿論、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一箇又は數箇の工場に付工場財團を設定することを得

工場財團に組入るゝことを得べきもの

他人の權利の目的たるものは工場財

其の工場に關係ある工業所有權、用水權及び土地使用權等の權利をも打て一團と爲し、法律上一箇の不動產の如き取扱を受くる資格を作ることである。故に一度び工場財團の成立を見るときは其の財團に屬せしめたる工場の諸設備及び權利は、一括して一箇の不動產と同樣の資格を取得するに至るのである。

工場の所有者は、胎權設定の爲め一箇又は數箇の工場に付き工場財團を設定することが出來る(規則第二條第一項)故に工場所有者は一箇の工場に付きて一箇の工場財團を設けることも可なり、又數箇の工場を一纏めとして一箇の工場財團を設定することも出來る譯である。然し之に反して一箇の工場に付き二箇の工場財團を設定することは絕對に出來ない。

工場財團に組入るゝことの出來るものを例示すれば次の如し。

(1)工場並其の敷地、(2)工場區域內の土地、(3)工場區域內の土地の上に存在する建物(例へば宿舍、病院、倶樂部、浴室、郵便受取所、倉庫等)、(4)機械、器具、電柱、電線、配置諸管、舟、筏等、

(5)工作物(登記するを得ざる建造物例へば門、橋壁、番小屋等)、(6)鐵道及軌道、

(イ)線路、(ロ)橋梁、(ハ)溝橋、(ニ)隧道、(ホ)車輛(汽罐車、家車、貨車、臺車)、(ヘ)保線用材料、器具及機械、(ト)鐵道又は軌道に附屬する建物及工作物、土地、

(7)船舶、(8)用水權、(9)土地使用權(例へば地基權、贌耕權等)、(10)工業所有權(例へば特許權意匠權、實用新案權等)、(11)工業所有權に關する實施權、

右(1)乃至(11)に揭ぐるものは總て財團に組入るゝことを得るも他人の權利の目的たるもの、例へば他人の所有に屬し、或は旣に他人の胎權典權等の目的となつて居るものは、最早工場財團に屬

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

團に屬せしむることを得ず

財團に屬せしめたるものは所有者と雖も之を處分することを得ず

工場財團設定の手續

異議申立催告の申請

せしむることは出來ない。又旣に差押假差押若くは假處分の目的となり、何時强制執行に遇ひて何人の所有に歸すべきか分明しない不確定の狀態に在るものは、是亦た工場財團に屬せしむることを得ないのである。何故なれば、財團設定の目的は財團の成立と共に一箇の不動產同樣の資格を取得し、以て胎權を設定せむとするにあり、一度胎權設定せらるゝときは、財團は或る債務の引當てとして擔保の任務を有するに至る。然るに他人の權利の目的たるもの又は差押假差押若くは假處分の目的たるものをも、工場財團に屬せしめ得るものとするときは、一物の上に數箇の權利が競合することゝなり、權利關係を複雜ならしむるのみならず、財團の擔保力を薄弱ならしむる虞れが有るからである。是れ規則第二條第三項の規定ある所以である。

又一度財團成立したる後は、財團に屬するものは之を處分し、又は他人の權利、差押、假差押若くは假處分の目的と爲すことを得ない（規則第二條第四項）是れも矢張り前と同一の理由に依り設けられた規定である。故に財團に屬せしめたるものは、例へ所有者と雖も之を賣買讓與し、擔保に供し、或は之を破損し若くは破損せしめる等のことは絕對に出來ない。若し是等の行爲を敢てするときは、三年以下の懲役に處せらるる（規則第十五條）更に所有者が處分するを得ないのみならず、國家と雖も財團に屬するものを差押假差押若くは假處分の目的物とすることは出來ない。然し斯の如き嚴重な規定を設けた趣旨は、胎權者の保護に在るのであるから、胎權者の同意さへあれば、財團に屬するものでも賃貸を爲すことが出來るし、又財團から分離して自由に處分することも出來る（規則第二條第四項及第五項）

工場財團を設定せむとする者は、工場財團に組入るべきものに對する異議の申立の催告を臺灣總督に申請すべきである。而して其の申請書には工場財團に組入るべきもの、目錄を添へ、地方廳を

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

經由して差出さねばならぬ(規則第四條)申請書及び目錄等に付ては一定の樣式があるから之れに準據する必要がある。

催告の公示

異議の申立の催告方法は、左の事項を掲けて三日以上府報に掲載し、且つ十日以上地方廳の掲示場に公示することになつて居る(規則第五條)。

(イ)工場財團に組入るべきもの、(ロ)工場所有者の住所氏名又は名稱(工場所有者が法人なるとき)、(ハ)工場財團に組入るべきものに對する異議を申立つべき旨の表示、(ニ)異議の申立を爲さゞるに因り生ずる效果、(ホ)異議の申立期間(此の期間は二箇月を下ることは出來ない)

催告を爲す理由

右の樣な催告は何の爲にするかと云へば(ホ)の期間内に工場財團に組入るべきものに對して異議の申立をしない者は、財團成立後に於て財團に屬するものに付て、彼れ此れ權利を主張させない爲にするのである。又財團成立前卽ち異議申立期間内に爲したる差押、假差押假處分等も强制執行をしないときは其の效力を失はしめるのである(規則第六條)

工場財團の成立

工場財團は登錄に因つて成立す(規則第三條第一項前段)。故に登錄を經なければ財團は絕對に成立しない。而して其の登錄は地方廳に備付けてある一定の工場財團登錄簿に記載するのである(規則第八條)。又登錄は(ホ)の異議申立期間滿了後二週間を經過しなければすることは出來ない(規則第四條第二項)

財團成立後二箇月内に胎權設定の登錄を爲すべきこと

工場財團を設定するも、其の成立後二箇月以内に胎權設定の登錄なきときは、工場財團は成立せざるものと看做される(規則第九條)。故に胎權は財團成立後卽ち財團登錄後二箇月以内に設定するを要し、其の登錄を受けざるときは折角の努力も水泡に歸する譯である。又財團は胎權の消滅に因つて消滅するものである(規則第三條第一項後段)。是れ卽ち胎權の爲めの財團であるので胎權消滅すれば財團は最早や御用

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

胎權の變更移轉消滅は登錄を要す

濟であるから其の消滅は當然である。

四　工場胎權の設定

胎權の設定、變更、移轉及消滅は、登錄をせぬ限り絕對に其の效力を生ずることとなし（規則第七條）。此の點は內地の抵當權と少しく趣を異にして居る。卽ち內地の抵當權の設定、變更、移轉、消滅は、當事者の意思のみで效力を發生せしむることが出來るが、胎權は登錄なき限り絕對に之を許さない。

胎權を設定せむとするときは、契約書の謄本を添へ當事者連署して地方廳經由、臺灣總督に申請すべきである（規則第十條）。而して臺灣總督に於て胎權設定の申請書を受理したるときは、地方廳に對して其の登錄を命し登錄を了ると同時に（一）當事者（二）債權額及辨濟期限を三日以上府報に揭載し、且つ十日以上地方廳の揭示場に公示することになつて居る。

以上を以て工場胎權に關する梗概を盡した積りである。財界不況の當節、之を利用して工場の資金化を計ることは、工業家の當に執るべき策だらうと信ずる。

戶籍に關する諸法令制定に就て

臺灣總督府參事官　鼓　包美

本島人には特別の戶籍法令を制定するの要あり

本篇の要旨　本島人に適用せらるべき臺灣戶籍令、臺灣に在る內地人の戶籍に關する屆出便法及び內臺人間の婚姻及認知等に關しても特別の規定を設くるの要ありて、臺灣戶籍令案は久しき懸案として行き惱み居りしも近々解決を見るべく、內地人に關する戶籍法中改正案も今期議會を通過する豫想、又た在臺內地人の戶籍上屆出の便法及び臺灣に寄留法を施行することも遠からず解決せるべし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

內地人に特別なる戸籍法令制定の必要

戸籍上內地人本島人の結合を可能ならしむる法令制定の必要

我が臺灣は領臺以來既に二十有六年を閱したりと雖も、其の人情風俗慣習等尙未だ內地と其の趣を異にし、特に親族相續の點に至りて其の著しきを見る。從て法制上內地法の施行を困難とする場合頗る多く、所謂六三法の必要ある所以とす。余が茲に論ぜんとする戸籍に關する諸法令の如き素より親族相續法の手續に屬する事項なるが故に、內地戸籍法を直に臺灣に施行し得ざるは自明の理にして、本島人に付ては從來の慣習を參酌せる所の特別の戸籍法令を制定するの要あり。是余が本論に於て議せんとする第一點なり。而して內地人にして臺灣に在住する者益々多きを加ふる今日に於て、尙從前の如く全然本籍地屆出主義を固執せんか、其の繁雜は却つて法を輕んずるの結果を招來すべく、爲政者の考慮を要する點なりと信ず。卽ち戸籍に關する何等かの便宜手段を構せざるべからず。是余が論ぜんとする第二點なり。最後に內臺人間の和親は日一日と其の度を加へつゝある狀態なるを以て、戸籍制度上此兩者の結合を可能ならしむるは統治の要諦にして、識者の夙に唱導しつゝありし所、實に內臺人の融合を助長せしむる所以に外ならず。此點に關する法令の制定は余が本論に於て最も詳細に論議せんとする所なり。

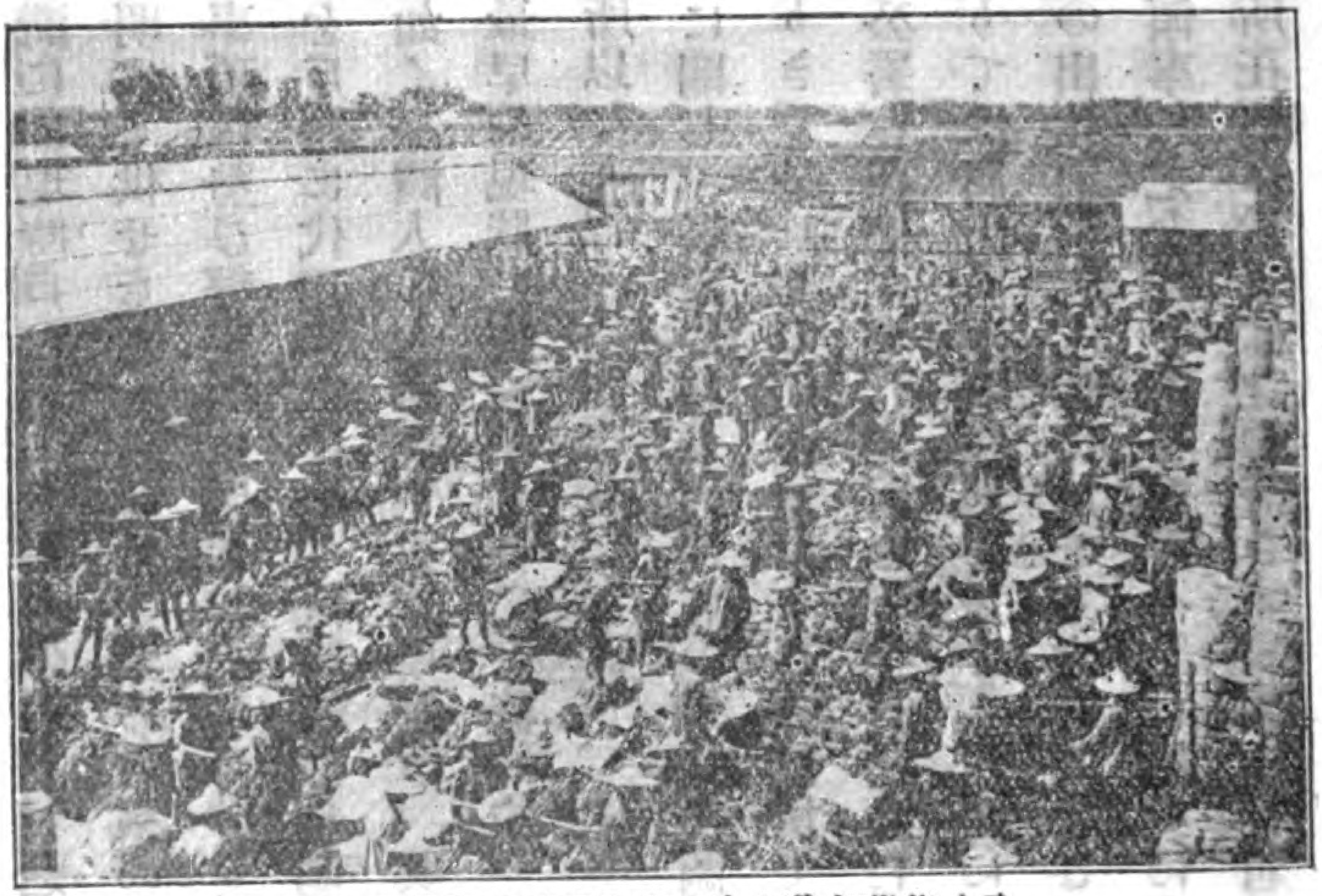

臺中芎蕉市場（加福前知事時代施爲の一）

戸口規則は警察の必要より來れるもの

本島人に適用せらるべき戸籍令制定の必要

臺灣に在る內地人の戸籍の屆出は臺灣に於て爲し得ることゝするの要あり

以上三點に關し以下順を追て略敍する所あらんとす。

一　戸籍に關する法令制定の必要

(イ)本島人の戸籍に關し、臺灣には現時戸口規則なるものあり、之に基きて作製せらるゝ戸口調査簿は、今日之を人の身分の證明にも供せらるゝと雖も、其の本來の目的は主として警察の必要に在るものなるを以て、其の記載事項は勢ひ警察的に偏し、人の身分を證し家の構成を明かにする點に於て不精確なるを免れず。之を戸籍に代用するは全く戸籍法令を制定せらるゝ迄の一時的權宜の處置たるに過ぎず。從て今日の如く臺灣人の人事漸く複雜に赴き、其の身分及家の構成を明にするの必要切實なる時に當つては、最早や現狀に安んずることを許さず。是れ臺灣人のみに適用せらるべき臺灣戸籍令制定の必要ある所以なり。

(ロ)臺灣に在る內地人の戸籍に關し、臺灣に在る內地人の戸籍に關する屆出は從來總て之を內地の本籍地に於て爲すの外途なかりき。是れ其の所在地たる臺灣に於て屆出を爲さんとするも之を受理すべき戸籍事務を管掌する官公署存在せざりしに因る。今戸籍法に付て之を見るに、內地人は其の本人の本籍地の外、內地に在りては屆出人の所在地に於ても戸籍に關する屆出を爲すことを得、加之、出生及死亡の場合には其の出生地及死亡地に於ても之を爲すことを得べく、外國に在りては其の國に駐在する大使公使又は領事に之を爲すことを得べし。然るに臺灣に在る內地人は獨り本籍地に於てのみ爲し得べく、其の所在地に於ては之を許さずとするは啻に其の內地人の苦痛とする所たるのみならず、外國に在る內地人に比して其の權衡を失せるや大なり。是れ夙に臺灣に在りても亦た其の所在地に屆出を爲し得るの途を啓くべしとの要求ある所以にして素より其の所たるべし。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

內地人本島人間の婚姻認知に關する件

之を許さざれば不條理の感あり

（ハ）內臺人間の戸籍に關し、外國人は內地人本島人と其の親族相續に關する法令慣習を異にするに拘はらず、其の間に婚姻緣組又は認知を爲すを妨げらるゝことなし。是れ外國人と內地人若くは本島人との間には其の民事々項に付き法例の適用あり、其の婚姻緣組又は認知は同法第十三條第十八條及第十九條に依て爲すことを得ればなり。然るに等しく日本人たる內地人と本島人との間に於ては之を爲すことを得ざるは不條理の感なくんばあらず。然れども是れ全く法の不備より來るものにして、卽ち此の內臺人間には右の法例は之を適用するを得ず。故に別に法例を準用し又は法例に代はるべき規定を制定するに非ざれば如何ともすべからざりしなり。素より臺灣に在りても本島人と內地人とは各其の風俗慣習を異にし且文化の程度を異にするが故に、其の公法上私法上の事項は同一の法規の下に律すべからず。從つて內地人と本島人との別は之を明にするの必要あり、之を明にするには諸種の法ありと雖も、其の戸籍に依るもの最も簡明にして且行ひ易し。是れ卽ち內地に本籍を有する者を內地人とし、臺灣に籍を有する者（臺灣には未だ戸籍行はれざるが故に茲には臺灣に本居地を有する者と解す）を本島人と爲すことにして領臺以來總督府の執り來りたる方法なりとす。此方法は今後尙ほ若干年間、換言すれば內地人と本島人とが全然其の適用せらるべき法令を一にする迄は之を存置するの必要あり、從て內地人が臺灣に籍を轉じ、或は反對に臺灣人が內地に籍を轉ずることは今暫く之を自由ならしめざるの要ありと雖も、而も之が爲に兩者間の婚姻緣組又は認知を拘束するの必要なし。兩者間の婚姻緣組及認知は共に彼是其の籍を轉移するの結果を生ずと雖も、是無制限に許容するに非ず、假令へ無制限に行はるとするも、如斯事由に因りて內地人が本島人と爲り、又は臺灣人が內地人と爲るは、內臺人間の和親を助長し其の同化混融を易からしむる

之を拘束するの要なし

之を許すは內臺人の和親を助長す

共通法第一條法例準用の規定

所以にして、利ありて害なく、容易に之を爲し得るの途を啓かざるべからず。

是に於てか大正七年共通法公布せられ、其の第二條に於て民事に關し各當事者の屬する地域の法令が相異なる場合には法例の規定を準用する旨規定せられ、之に依りて内臺人間の婚姻縁組及認知に付其の適用せらるべき法令の内臺何れのものなりやは明かとなるに至りたり。

同第三條の施行除外

然れども其の第三條たる「一の地域の法令に依り其の地域の家に入る者は他の地域の家を去る一の地域の法令に依り家を去ることを得ざる者は他の地域の家に入ることを得ず云々」てふ條項のみは同法施行期日を定むるに當りて除外せられ、今日に至る迄尚は實施せられざるが故に、實際上内臺人間の婚姻縁組及認知は尚ほ未だ之を行ふ能はざるの狀態に在り。

共通法第三條の實施如何の効果

蓋し内臺人間に行ふ是等の行爲は其の結果必ず其の妻養子又は被認知者たる者が本來の地域の家を去りて各々夫養親又は認知者の屬する他の地域の家に入るものなるを以て、假令其の準據法卽ち適用せらるべき法令明かとなりたりとするも、右の第三條の施行を見ざる間は之を爲すに由なきを以てなり。

附記、人或は内臺人間婚姻を爲すには(縁組認知皆同樣なり故に茲には單に婚姻のみに付て論す)共通法第二條第二項の規定あるを以て足り、第三條の實施を必要とせず、唯々入籍及除籍を爲すことを得ざるのみと論する者あり、現に内地に於ける戶籍公署は此見解を採り、卽婚姻に於て男が内地人にして女が臺灣人なるときは其の男の戶籍事項欄に、臺灣人某女と婚姻したる旨を記し、女を男の戶籍中に入籍せしめず、又女が内地人にして男が臺灣人なるときも、其の女の戶籍事項欄に「臺灣人某男と婚姻せる旨」を記し其の女を除籍せざるなり

然れとも余の見る所に依れば是「家に入る」と「入籍」とを混同し、又「家を去る」と「除籍」とを混同せるより起れる誤れる解釋たるを免れす夫れ「家に入る」又は「家を去る」と「入籍」又は「除籍」とは宜しく之を區別せざるべからず。民法の規定に依れば婚姻は之を戶籍吏に屆出づるに因りて其の效力を生ずと爲せり。然れとも其の屆出は戶籍公署に受理せられざるに於ては屆出なきに等しきが故に、實際上婚姻の效力發生時期は其の屆出の受理せられたる時に在りと解せざるべからず。且つ民法は妻は婚姻に

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

依りて夫の家に入る旨規定せり（茲には壻養子縁組及入夫婚姻を除き單に婚姻に付てのみ論ず）此規定は絶對的のものにして例外あるを許さず。卽ち妻は必ず婚姻の成立と同時に夫家に入るべきものにして、妻が依然生家に留りて夫家に入らざるが如き婚姻は之を認めず。素より婚姻成立すると必ずしも妻が直に夫家の戸籍に登記せらるべきに非ず。届書の受理ありたる後之を夫家に入籍する迄には多少の日時を要するは明かなり。特に届書が本籍地に受理せられずして其の所在地に於て受理せられたる場合及外國に於て届書が大使公使又は領事に受理せられたる場合に於て然り。然れども是等の場合に於ても妻が夫の家に入るは届書の受理せられたる時に在り。決して入籍手續の爲されたる時には非ず。果して然らば內臺人間の婚姻に付ても先づ共通法第三條の規定の實施せられたる後に非ざれば之を爲すを得ざるや明かなり。蓋し假令へ內地に於ける戸籍公署の如く入籍除籍の手續を見合はすと雖も、妻が夫の家に入るは前述の如く其の手續ありたる時に非ずして、其の婚姻成立の時なるを以て、其の結果は未だ實施せられざる共通法第三條の規定の適用を見ることとなればなり。

尙茲に一言するを要するは今假に共通法第三條の施行ありとするも、未だ內臺人間の婚姻を完全に行ふ能はざる一障害の存することゝす。他なし戸籍法の改正是れなり。元來戸籍吏の規準たる戸籍法は共通法と何等の接觸なきを以て、假令へ共通法に依りて入籍除籍の實體確定するも、內地戸籍吏は合法的に入籍竝に除籍の手續を實行し得べからず。是れ今期議會に提案せられたる戸籍法改正を必要とせる所以なり。

二　戸籍に關する法令制定の經過

以上戸籍に關する諸法令制定の必要に付其の概要を述べたり。我が臺灣總督府に於ても夙に此必要を認め、久しき以前臺灣戸籍令案を內閣に提出せるも、爾來六年餘を經たる今日に至り、漸く其の公布を見んとす。其の間幾多の迂餘曲折の存するあり、以下先づ戸籍令案に付聊か其の經過を明かにせんと欲す。

（イ）臺灣戸籍令案制定の經過　本島人は內地人と其の親族相續に關する慣習を異にするの結果、戸

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣戸籍令案制定の經過

實體法の審議

慣習の移動性尊重の說

籍法の規定は之を本島人に適用するを得ず。本島人に對しては別に適用すべき戸籍令の制定を要するも、手續法たる戸籍令の制定は其の基本たるべき實體法の制定を前提とせざるべからず。依て總督府に於ては大正三年臺灣親族相續令と共に臺灣戸籍令案を内閣に提出せり。然るに右兩案が法制局の審議に附せらるゝや、先づ實體法たる親族相續令に付て法制局と總督府との間に幾多意見相干格するものありて、辯難論詰審議容易に進まず。該令案の決定果して何れの日に在るべきを期し難からしめたり。法制局の根本主張とする所は、慣習の移動性を尊重せんとするに在り、蓋し凡そ慣習なるものは一の社會の實狀と共に常に移動するの傾向を有するものにして、昨日の慣習は今日の慣習に非ず。今日の慣習は必ずしも明日の慣習に非ざるなり。然るに今若し本島人の舊慣を過重するの餘り總て之を基礎として一の整然たる統一的法令となさんが、爲に舊慣は固定して内臺人の同化融合に最も適當の手段たるべき親族相續に付、永く其の慣習の進歩を阻害するが如き惡影響を貽すに至るべし。故に其の舊慣を重んずべきは固よりなるも、能ふ限り廣き範圍に於て内地法を適用すべしと爲せり。

大正七年に於ける人事及戸籍令案の提出

法制局の右の意見は吾人亦大に考慮すべき値なしとせず。而も他面に於ては臺灣戸籍令の制定は益々其の急に迫られ、空しく法制局の決定に委するを得ざるの事情に在り。依て大正六年總督府は曩に提案せし兩案を撤回し、改めて案を起し、翌七年人事及戸籍の二令の提案を爲し、漸く人事令案の第一讀會を通過せしむることを得たり。然れども該案は尙ほ諸多の事項に付慣習に委したる所あり。而も其の慣習中には最早や臺灣現時の狀態に適合せざるものありて、須らく改廢を要すべきものあり。又不備若くは不明にして之を法文に明定補足するに非ざれば之が實施に不便なるのみな

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同八年の修正案

戸籍法との關係による行惱み

一陽來復解決近きに在らん

戸籍法の改正は今期議會の通過を見るならん

らず、戸籍令を制定する上に於て支障を生ずること尠からざるものもありたり。是に於て總督府は更に同八年法制局諒解の下に右の第一讀會決議案に修正を加へて提出し、同年十月先づ人事令の第二讀會に入ることゝ爲れり。此時に於ても同局の審議は頗る綿密に亙り遲々として進まず。同年末に至り漸く僅かに其の十數條を議したるに過ぎず。而も其の中には保留せられたる條項若干ありたり。然れども幸に同案の骨子に付ては略ぼ同局參事官の贊同を得たるを以て、此勢にて進まば此の人事令案も遠からず決定せらるべく、從て又、人事令案に基く戸籍令案は別に難節とすべきものなく、之を迎へて容易に解き去るべしと期待せられたり。

然るに翌年に入るや不幸にも法制局に於て幾多當面の急を要する法案簇出し、引續き臺灣總督府に於て地方制度の如き緊急の制定を要する法案の提出あり、加ふるに臺灣戸籍令の制定あるも戸籍法の改正なき以上、之が實施は內臺人間の結合に實效なきを以て、戸籍令の施行は一日を爭ふべきものに非ずとの理由に依り、人事令案は暫く其の審議を中止せらるゝことゝなり、戸籍令案亦た之に附隨し、徒に法制局參事官の案上に横りたる儘にて今日に及べり。然れども今日に於ては臺灣戸籍令實施の必要は益々急切なるものあり、幸ひ法制局に於ても樞密院の慫慂に過ひ、急速審議を開始するの意向を洩せる所あり。人事令戸籍令兩案の審査は一昨年に續きて遠からず開かるべく、久しく難產と目せられし右兩案の呱々の聲を揚ぐるも亦當さに數月の內に在るべしと信ず。

(ロ)戸籍法中改正案の經過　以上を以て戸籍令案經過の概要は盡きたり。然れども既に一言せるが如く臺灣戸籍令の制定あるも戸籍法の改正なき間は未だ內臺人間結合の必要を充たす能はず。即ち地方制度も既に一段落を告げ、六三問題亦た略は解決を見たる今日、總督府は全力を戸籍制度に傾注

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

共通法第三條の實施及臺灣戸籍令公布の豫想

するの要を認め、中央政府に戸籍法改正案を今期議會に提出せんことを迫りたるに、幸にも各方面共頗る同情する所あり、急遽成案を得て提出せり。該案は目下議會に於て審議中に屬するも、大なる異論なき模樣なるを以て、兩院の通過を見んこと蓋し近きに在るべし。今左に其の全文を掲げん。

△戸籍法中改正案

戸籍法中左の通改正す

第四十二條の二　第三十一條乃至第三十四條及第三十五條第一項の規定は共通法第三條の規定に依りて內地の家を去りたる者及他の地域の家を去りて內地の家に入りたる者の戸籍の記載手續に付之を準用す

附　則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

前既に述べたるが如く、內臺人間の婚姻緣組及認知は能ふ限り速かに爲し得るの途を啓くの要あり、此必要上共通法第三條の規定は速かに實施せられざるべからず。同時に此場合に於て內臺雙方に於ける戸籍官公署の聯絡を計る所なかるべからず。換言すれば屆書を受理したる一方の官署又は公署は他の一方の官署又は公署に其の屆書を發送し入籍者は除籍の手續を爲すことを得しむるに必要なる規定を設けざるべからず。卽ち右法案が今期議會に提出せられたる所以のものは一面共通法第三條の實施及臺灣戸籍令の公布を豫想せるものと見るを得べく、幸ひに右法案の公布を見たる曉は之と同意味の規定を戸籍令中に設くるを要し、同時に夫の共通法第三條施行の勅令公布を見ば玆に領臺以來の宿案たる內臺人間の婚姻緣組及認知に關する問題は始めて解決せられ、共通法及臺灣戸籍令と相俟つて始めて我臺灣に於ける戸籍制度の完全なる確立を見るに至るべきなり。

（ハ）臺灣に在る內地人の戸籍に關する屆出　臺灣に在る內地人の戸籍に關する屆出は宜しく其の住

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に在る内地人の戸籍に關する屆出便法

所地に於て之を爲し得べからしむべしとは既に述べたる所に依りて明瞭なり。而して此點の解決策たる内臺戸籍官公署の連絡、詳言すれば一面に於て臺灣戸籍令實施と共に設置せらるゝ戸籍官署に對し、臺灣に在る内地人も戸籍法の規定に從ひて屆出を爲し得ることゝし、其の屆書を受理したる官署も亦た戸籍法の規定に從ひて之を内地の本籍地の戸籍公署に發送することゝし、他面に於ては臺灣戸籍官署より發送せる屆書を内地戸籍公署に於て受理し、之に依て戸籍記載の手續を爲さしむることに付考慮せざるべからず。幸ひに此點に關し既に司法省との交渉を了せるが故に、本問題に付ても容易に解決し得べく、年來の不便も近く除去するを得べしと信ず。

余は以上に於て戸籍に關する諸法令制定に關し述ぶる所ありたり、尚此機會に於て臺灣に寄留法を適用すべきやに付一言して筆を措かんとす。

三　臺灣に寄留法を施行すること

臺灣に在る内地人に寄留法を適用するの必要

臺灣に戸籍令を施行すると共に内地の寄留法を臺灣に施行するの要なきや、臺灣に於ては既に戸口規則中に寄留に關する規定を爲せり。素より内地の寄留手續令とは幾多の點に於て異なれりと雖も、臺灣人に對しては寧ろ此種の簡單なる寄留規則を適當とせざるなきや、即住所及居所の二種の寄留を認むるが如きは臺灣人に對して煩雜に失するの虞なきや、尚は調査考究を要するものあるを以て臺灣人に對しては今暫く從來の儘とし、差當り此際臺灣に在る内地人の寄留に付内地の寄留法を適用するの要ありと信ず。

從來臺灣には寄留法行はれざりしが故に内地人の臺灣に寄留せる者に付ては内地に於て之を恰も外國に在る者又は旅行中の者と同視するの外なく、從つて之を寄留と爲さず、前述臺灣に在る内地人

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其の解決亦た近きに在るべし

の戸籍に關する屆出と共に不條理極まれる處置なるが如しと雖も、是れ臺灣に寄留法の行はれざる已むを得ざる所なり。然れ共内地人にして臺灣に在住する者益々增加せんとする今日、永く斯る不便の狀態に放置すべからず。從つて寄留法を臺灣に在る内地人に對して適用するの必要緊切なりと云ふべし。而して本問題に關する司法省の意見に依れば臺灣に於て律令を以て内地の寄留法同樣の規定を設くるに於ては、司法省より戸籍公署に對する通牒に依り内臺戸籍官公署の連絡を計り得べしと爲す故に本問題に付ても其の解決を見んこと近きに在るべし。

支那の思想問題と公羊學

稅關事務官　井出季和太

本篇の要旨　（一）文化運動の現狀、（二）文化運動の成果に關して二樣の見解あるが何れも極端なり支那の國民性と外國の後援とに依り相當覺醒の見込あり、（三）支那土地制度の特質（四）公羊學に就ては、（イ）其の由來、（ロ）孔教會の成立、（ハ）陳煥章の說明、春秋三世說と緯讖論

一

支那思想界の變動

一般的文化運動と政治的文化運動

支那思想界は一昨年以來著しく變動した。其の原因は元より歐洲戰爭の結果日本思想界の反動露國過激派の宣傳又は國際聯盟會議の開催等に依つて、一般的文化運動又は政治的文化運動となつて居る。前者は一昨年北京大學に新舊思想衝突問題が起り、急進派の巨頭陳獨秀が同大學を逐はれ反對に少し以前保守派の學者嚴智齊の如きが表彰されたが。最近に至つては獨り北京大學の教授學生のみでなく、各地階級を通じて新文化運動は熾盛を極め、西歐文化の移入に沒頭し、最近英國の碩

學ラッセルを聘し、又一兩年後には佛國よりベルグリンを迎へんとして居る。

後者には聯省制自治制の主張其の他各種民主的政治運動もある。殊に巴里會議に於て失望した支那は、突如過激派政府よりの通牒に接して。天來の福音として隨喜し多數團體から感謝狀を發した。即ち過激派に對しては元より正當の理解をして居らぬが、從來の利權恢復と同時に熾んに軍閥官僚的政治の破壞を主張し、國家の解放を叫んで居る。

二

前記支那の文化運動は燎原の火の如くに傳播しつゝあるが將來の成果は如何、又た西歐文化或は露國過激思想を接受消化する可能性を有するか、之に關しては二樣の判斷力ある。消極論は其の革新運動の中心は一部階級に止り、支那の殆んど全部を占めて居る。農民は無知で新思想には風馬牛の情態であるとし、積極論は遠からずして歐米の文化に浴し、過激化して我邦の文化をも危殆ならしむる樣に說くが、兩說とも穩當でない。

蓋し支那人は家族主義の國民であるが、又た實際的に且つ個人主義の人種であるが故に、國家に對する狹義の愛國心もないのみでなく、社會又は人類に對する廣義の愛國心も缺けて居る樣で、新文化的革命と云ふことは容易に出來るものでない殊に因襲的貴族階級がなく、又た古來

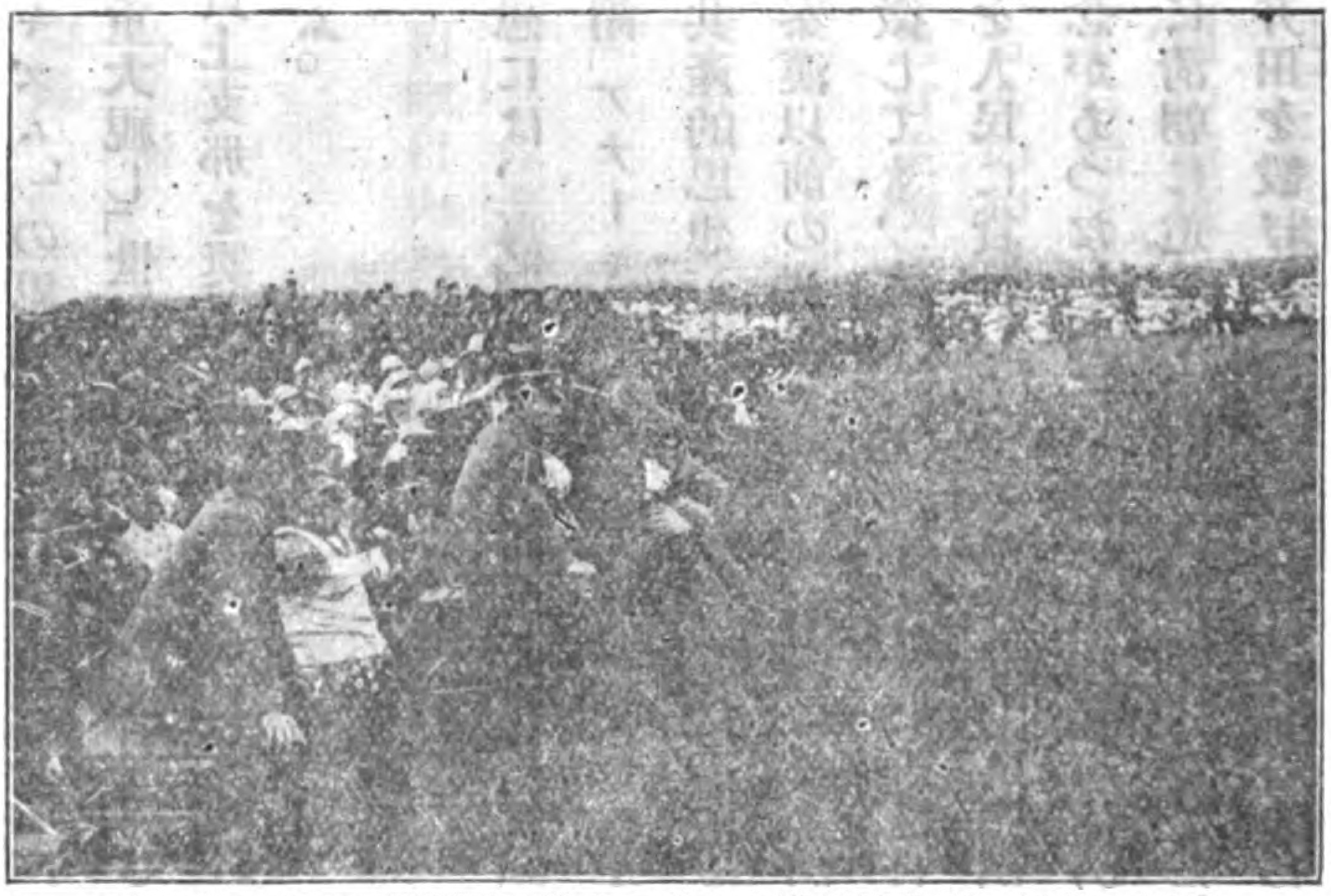

陸軍記念日、臺北練兵場に於ける模擬戰觀覽席（左方は柴大將）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

土地政策上大地主少く、土地は極めて小區劃に分たるが故に資本家對勞働者の社會問題の發生を見ないのである。但し一方に於て我が國家の成立及國民性と異つて、古來幾千年來、傳統的に今日に一種の共產主義否な「アナーキズム」の思想が存在して居るが上に、近年歐米諸國が支那の土地及人民に望を屬し、支那問題を重大視し「世界の眼は支那に集れり」とか「支那の利害は即ち世界の利害なり」と云ふて、精神上物質上支那を奬勵し協助することが到れり盡せりであるから、支那の覺悟亦た見るべきものがあると思ふ。

三

老莊墨子の思想と孔子敎の半面

支那の國民性を組成した思想には、專制君主國體所謂開明的專制及忠孝道德の基本となつた儒敎の外に、老莊又は墨子等の所謂「アナーキズム」があつた。又た孔子敎の中に超國家的「コスモポリタン」の精神力あり、民主的共產的思想があつた。之が爲に最近支那に於ては思想界の變動に伴つて、自ら墨子の兼愛說其の他秦漢以前の文學を熱心に研究するものがある樣になつた。

支那の土地觀念

支那に於ける土地の性質に徵しても、古來普天の下王土に非るはなしと云ふ王土觀念に基き、井田法其の他の制度に於て土地を人民に貸付して之を耕作せしめたのであるが、一面には土地は元來人民社會の共有なりと云ふ觀念があつたが爲に、既に土地私有權の確定後にも限田說があり、又た井田分授の制を復活した。殊に淸朝に迨んで、雍正の初年には設立後十箇年を經ずに廢止したるが、周制に法つて直隸省の數縣に井田を設けたことがある。尙其の後長髮賊の太平政府は、共產主義を實施して土地の私有を禁し、分給制度を採用した。又近年に至る迄、支那の土地所有權に該當するものは業主權なれど、そは今日諸國に於ける物權的完全の所有權と多少實質を異にして居るが如き

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

は要するに土地制度自體に共產的性質を帶ばしめた傳統的思想政策の結果である。

四

公羊學の由來

次に現代の新思想と其の軌を一にする學說は、予が茲に紹介して聊か指示を與へんとする公羊學である。公羊學は乾隆の世、漢學の隆盛に際し、今古兩文の別を生じ、古文家が春秋左氏傳に依るに對して、今文家が公羊傳を採るに始まり、道光時代より流行した一の學派である。淸末に於て康有爲等を中心として本學派に入るものが多くなつた。公羊學の趣旨は春秋又は禮記に新奇の附設を爲したるもので、孔子敎を尊王忠君主義と認めずに民主共和主義と解し、殊に孔子敎を民國に適合せしむることに努むるに至つたのである。

陳煥章と孔敎會

民國元年に尊孔主義を標榜する孔敎會が出來た。同會の主唱者は「コロムビア」大學出身の陳煥章博士であつて、康有爲や梁啓超の學風を受けて居る。同氏は一九一一年「コロムビア」大學より The Economic principles of Confucius and His School（孔門理財學）と云ふ著書を出し、公羊學を以て解釋して居る。同氏の孔敎會も西歐自由思想傳播の結果、民國八年始めて支那政府より表彰されたのである。

五

春秋三世說

今、前記陳煥章の著書より、公羊家の說の大體を左に敍說することにする。第一に春秋の三世說を擧ぐ、即ち三世として、（一）據亂（Disorderly stage）は原始的文明の時代で、夷狄は勿論、假令文化の進んだ國なりとも、自國と嚴格に區別して之を排斥する。即ち內を治めて外に及ぼす時代である、（二）升平（Advancing peace stage）は文明に多少進みたる時代で、夷狄は之を排斥するが、文化

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の發達した國に對しては、自國と區利を設けない、即ち國家相互間の友誼が一層親密となり、小國と雖ども同等の權利を以て各自を代表して居る時代である、(三)太平(Extreme peace stage)は自國と他國又は文明國と未開國との區別が全然なくなり、世界は平等の一單位に歸し、人類最高の標準となるのである。

政治及宗教上三世說の適用

此の三世の原則をば政治上に充つれは、(一)專制主義(Despotism)(二)立憲制度(Constitutionalism)及(三)無政府主義(Anarchism)となり、之を宗教上より論せば、(一)多神教(Polytheism)(二)一神教(Monism)及(三)無神教(Atheism)となるのであるが、細分せば三世說は九等乃至八十一等級に分るゝが如くに、要するに進步又は進化の階級に過ぎないのである。

大同の世と小康の世との區別

次に升平時代は小康の世(Small Tranquility)に當り太平時代は大同の世(Great Similarity)に當つて居る。小康及大同時代の區別に於ては、禮記禮運篇に、孔子が門人子游の問に答へて曰ふ「大道が行はるれば、全世界は共和となる(天下爲公)賢良を選び、智能の士に委し、信を講じ、睦を修むるが故に、世人は獨り其の親子のみを親子とせずに、老者は終を全ふし、壯者は使役の途あり、幼少の者は能く生長し、鰥寡孤獨廢疾の者は皆恤養あり、男子は各自分職あり、女子は亦良緣を得て嫁期を失はず、財貨が地に遺棄せらるゝを好まず、之を保管しても自己の私有物とはしない、又勞力を出すのも自己の爲ではない、凡て私欲の計を立てず、盜竊亂賊が起きず、門戶を閉さずに居る、

大同の效果

之を大同の世と云ふ。反之「大道が行はれなくなれば、各自の親子あり、財貨を貪り勞力を私し、禮義が生れ、君臣父子兄弟夫婦等の道あり、制度を設け、田里を立て、勇知の者を賢とし、功を爲すも皆な自己の爲である。之が爲に謀を作し、兵起るに至る。彼の禹湯文武成王周公は、此時代の代表

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

的賢者で、禮義を蔑し、專制の君主等あれば、放伐害を除いたのである。之を小康の世と云ふ」

大同の効果

孔子の最終の目的は、大同又は太平の世であるが、孔子が常に倫常の道を說いたのは小康の時代に過ぎぬと自ら云ふて居る。孔子の所謂大同に至れば世界は唯一の社會組織となり、個人は獨立したる單位となり、社會的に又個人的に理想鄕に達し、卽ち一の同家なきが故に戰爭なく防禦なく、又た軍人もなきに至る。才智賢能の者を人民が選擧するから、人民自身は統治者であり、從つて治者被治者の區別がなく、男女は所謂婚姻に依つて結合しない故に、夫婦父子等の關係もなく、唯一の親愛關係のみで結合して居る。卽ち家族なきが故に相續もなく、又た私有財產もなく階級もなく、只年齡男女の別のみである。結局大同の大道が行はるれば、各人は平等で五倫五常の區分がなくなり、人爲的の禮義もなく、唯一の愛のみに作り存立するのである。

經濟上の大統

又經濟上より見れば、大統(Great uniformity)の適用に至らば、全世界は單一なる經濟組織となり、軍國主義の代りに產業主義となるのである。

結婚論

陳煥章は更に康有爲の大同書を引證して、結婚に關して一新說を發表して居る。大同書第五に曰ふ「結婚制度は愛の正當なる結合に進化し、夫婦の名目は廢止せらるべし、而して其の期間に制限もあり、當事者は契約を解除し得るが如く、愛の有無に依つて自由に離合する。婚約の期間は一箇年以上を越へず、又た一箇月以下に下らぬ」と、恰も野蠻未開時代の期限附又は條件附結婚(Time or Trial marriage)の如し。

國家の養育制度

結婚の紐帶が破壞せられたときは、家族の職責は國家に移る故に、同上書第六は國家の役目を述べて居る。卽ち大同の世にては、國家は世界的共和であり、各人を世活するのである。例へば婦女

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

が姙娠せば、分娩前に生兒の教育の爲に産科院に收容する。男子二十歳に至れば教育は完了して獨立の人間となり、六十歳の後には死に至る迄養老院に入るゝが如くに、國家は人民に對して大家族の地位に在る。之に依つて婦女は獨り絶對的獨立の境遇に在るのである。孔子の大同教以外に、古來學者は結婚廢止を說かざれども、例外として列子は窮北に一種の理想國を描いて、老幼は平等に生活し、又た治者階級もない。男女は共に自由に交游し、媒妁人もなく婚禮もない。極めて幸福な愉快の處であると云ふて居るのは、多少大同の世に類似して居る。

結局は、根本的に婦人は男子と平等である蓋し據亂の世には兩姓の分離が必要であり、升平の世には社會上の交際が至當であるが、太平の世には婦女の絶對的獨立が最大の愛で且つ正義であるが如くに、亦た孔子の三世說に合致して居る。

其の他孔子教に在つては、據亂の時代には一夫多妻であるが、升平の時代には一夫一婦であると云ふ。

前記以外に陳煥章は諸事項に關して公羊家の說明を加へたれども、煩を厭ひ之を省略す。要之、公羊家の說は、孔子の說く倫理は、大同の大乘教に進む過渡的時代である小康の小乘教であるとし、過去より未來に向つて漸次發達することを附會したものがあつて、考證學上價値なきものであるが、從來の復古思想に對して一革命たると同時に、支那國民性の一面を表白したものである。一言にして蔽へば、現代の文化よりせば、政治上經濟上並に倫理學上の「アナーキズム」である。既に孫逸仙の如きも民生主義を說き、大同世界を夢想して居る一人であることを附說して置く。（二月二十七日記）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

濠洲の社會政策

臺灣銀行調査課長　安西千賀夫

本篇の要旨　(一)濠洲に於ては一切萬事悉く國家社會主義に基く政策に出でたれば特に社會政策として舉ぐべきものなし、(二)濠洲は資本主義の弊を防止すべき社會政策を執りて弱者救濟を考慮したり、(三)南濠アデレードには貧乏人もなく金持もなし、救貧病院等の待遇は實に臺北醫院の一等室の待遇にも勝る、(四)濠洲の社會政策の第一として政廳は勞働者の最低賃銀を定めて之を保護すると同時に八時間制を夙に勵行せり、(五)又た老年者及無能力者等に對する年金は歲出中の最巨額なるものにして又た產婦手當として出產毎に五磅を給するの制あり、其他私的組織のフレンドリーソサイテーと稱する會員五十萬を有する救濟團あり、政府は又た生活必要品の價額を極力低下せしむるの政策を執りて價額公定制度を設け、且つ生產機關の公有並に國家管理の政策を執れり、(六)濠洲の社會政策は歐米の如く言論に止まらず事々實行に現はれ、特に徹底的に之を行へり、畢竟濠洲人が一率平等なると、局に當る人の新國家に對する理想を有せるとに歸せざるべからず、(七)特に濠洲に於ける社會政策の徹底せる他の大原因は政治の民衆化と其國が無限の富を藏するとに歸せざるべからず。

一

濠洲のインター、ステート、コンミッション

會長ペンヂントン氏と予との問答

抑も濠洲に於てインタアステートコムミッションと云ふは、聯邦に關する共通的の政務を研究する爲に特に設けられたる機關で、有數の學者及深き經驗を積んだ人のみで組織されて居る極めて有力なる機關である。普通我國に於ける委員會などと其の趣を異にして、此のコンミッションに於て研究したるものゝ多くは政府の容るゝ所となり、議會の承認する所となるので、又政府は法律を提出せんとする場合に於て、其の重要なるものは此のコンミッションに懸ける程の重要なる機關であるが其のプレシデントのペンヂントンなる人が一日私に對して「濠洲に於て著るしく目に着いたものは何かといふ」問を發した。私は答へて「濠洲に於ては社會政策が最も發達しては居ないかと思ふ如何」

濠洲には社會政策なるものなし

社會政策の目的は社會政策なきに歸す

濠洲は夙に政策の基礎を社會政策に置き國家を國家社會主義的に構成したり

と答へた所が、同君は卽座に意外にも「我國には社會政策など云ふものはありませぬ」と明答したのである。此の答辯に接して私は恰も電氣に打たれたかのやうに身體に振動を感ずることを禁し得なかつた。實に此の「社會政策が無い」と云ふ一言は眞に千鈞の重みを持つて居るので、濠洲政策の根本義を說明して餘蘊なきものである。恐らく是れ程的確に濠洲立國の精神を說明する言葉はあるまい。私は感嘆久しからざるを得なかつたのである。夫れ法律の目的は法律なきに歸す、社會政策の目的は社會政策なきに歸す、否な社會政策なきにあらず、一切萬事の政策が悉く社會政策なるが故に、特に社會政策と目すべきものあらざるのみである。

二

更に同君は徐ろに語を次で曰く「熟ら世界の大勢を觀るに、彼の十九世紀は正しく資本主義の社會であつた。否な此の二十世紀に入つても殊に此度の大戰に依つて著しく人心が變化し、社會の組織は甚だしく變化し來つた樣ではあるもの、尙は現在は資本主義の社會たる事を免れぬ。然るに我國卽ち濠洲は是と異り、夙に政策の基礎を社會政策に置いたのである。否な國家を國家社會主義的に構成したのである。惟ふに從來の立法と云ふのは、人間の間に行はるゝ所の法律なるに拘はらず徒らに形式に囚はれ、動もすれば人類を目的とせずに、物を目的とするの誤謬に陷ることを免れなかつた。生命財產の安固と謂へば、唯其の外形に現はれたる生命財產のみを目的として、其の之れを享有する人に付ては注意を拂ふ事を怠つたのである。其の結果として資本主義の惡弊が極端に暴露し、遂に行き詰つて今日の所謂世界改造とか、思想の革命であるとか云ふ世の中を現はしたのである。それ政治の妙諦は弱者の救濟にあり、人類が社會を形成する根本の理由は、正に此處にあるので、爲

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

濠洲は疾くに重きを社會政策に置きたるが爲め他國に於けるが如き政治の誤謬に陷ることを免れたり

政の局に當つて居るものは勿論、吾人は深く思ひを玆に致さねばならぬ。幸ひ我國は疾くに社會政策に重きを置いたが故に、他國に於けるが如き政治の誤謬に陷る事を免れたのである。勿論我國是は凡ての點に於て是なりとは云はぬ、併し自分の國に於ては歐米各國に觀るが如き貧民窟と云ふものは觀ることは出來ない。又病みて醫藥を得ざる者なく、老ひて食を得ざる者なし、聊か舊國に勝れる所ありと思ふ。貴君能く我國の實狀と社會政策とを觀察して吳れ給へと言ふのであつた。蓋しペ氏の言はれた「從來の法律が形式に囚はれて其の實質を忘れた爲にめ社會の缺陷を釀成し、又資本主義の票弊を

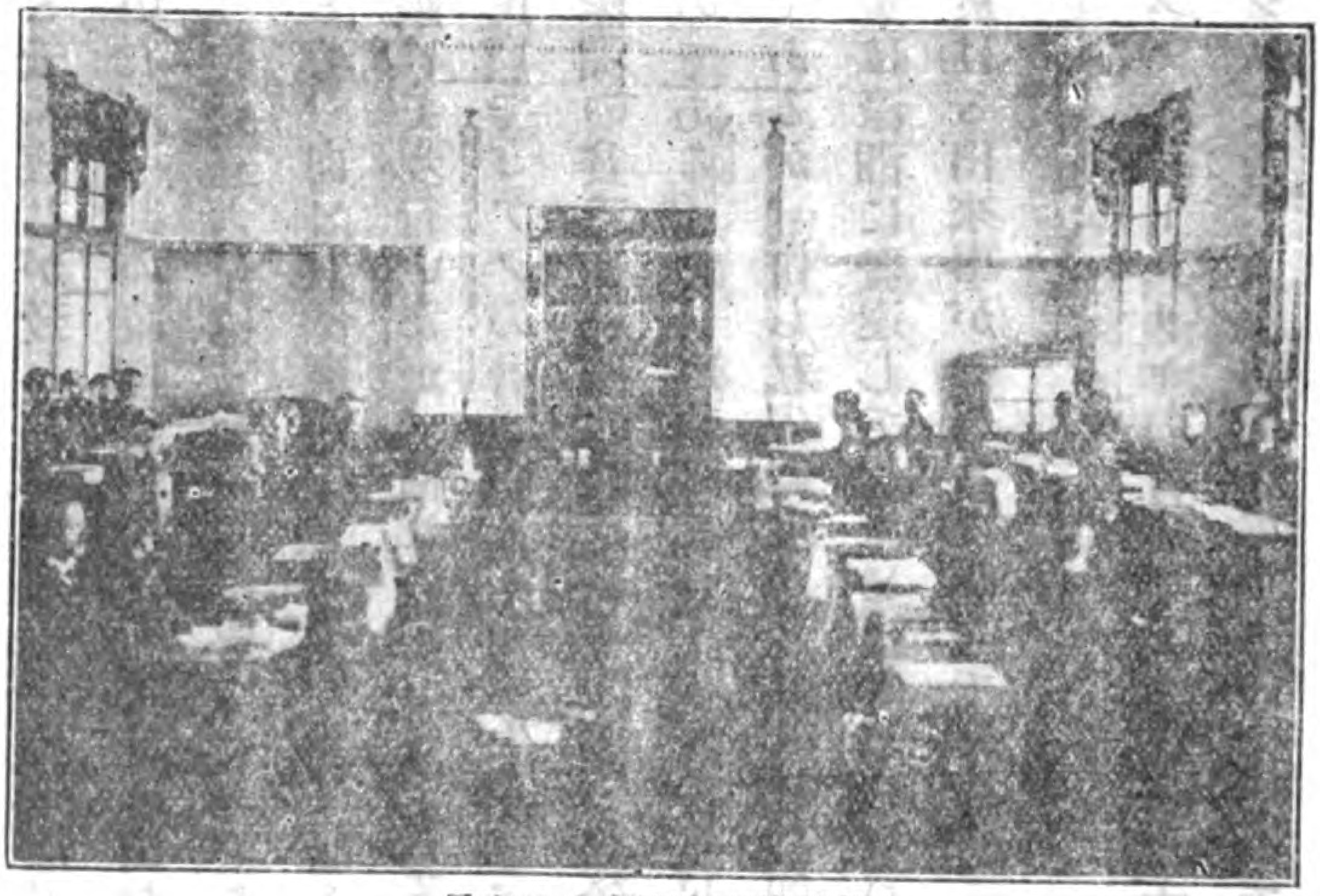

新竹協議會開會中の光景

も極端に發揮する樣になつた」ことは、疾くに書物でも讀んだことで、何も今更ら耳新しい言葉ではない。併し特に其の國に於て又其の人によりて其の言を聽くに及んで私は一層の感を深ふすることを禁し得なかつたのである。

是より前、私がペンヂントン氏に對して「濠洲は社會政策が發達して居るのではないか」と云ふことを申しまするに付ては、實は聊か人にも聽き、又實際も觀たからの事で、シドニーに於ては、其の最も貧民窟と言はれる所の、サリーヒル、ウッローモッロー、メルボルンに於ては、ヒッ、ロイ、ポートメルボルン、コーリンウッドなど云ふ所を觀た、勿論此等の地

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

濠洲の貧民は我國の貧民に比して到底比較すべからざる高き生活に在り

方には貧乏人が無いでない、澤山ある。穢い垢の着いた衣服を着た者もあれば、靴を穿たずに歩行して居る者も澤山見受けた。併し大體に於て此の地方の貧民は、我國の貧民とは到底較べものにならない高い生活をして居る、と云ふ感じが致したのである。例へばポートメルボルンに於て、私は肉屋と麪麭屋の後を跟けて歩いたが、其の時に貧民窟から買ひに出たお婆さんの買つたものは、兎を二疋と大分大きい魚二尾と、麪麭五六斤位とを一時に買つたのである。是には私も聊か一驚を喫した。邦人とは食物の違ふことも、肉と魚は廉いことも、知つて居るのであるが、併し此の一時の買方に驚いたのである。尙ほ跟けて歩行いたが、何れの家でも、兎を一疋以下買つた所はなかつた。又コーリンウッドに於ては貧民窟でピアノの音も聞こえた。牛乳なども必ず三合や四合は小忰が皆買ふて居る。一寸觀た所では濠洲の貧乏は我國の貧乏から觀ると、餘程々度の高いものであると云ふ結論をせずには居られないのである。私は職務の都合上、此の貧民窟の内部に立入つて見ることの出來なかつたのは洵に遺憾であるが、併し私の觀察が單に其の外觀的視察に止るならは、如何に私か大膽であつても、社會政策は濠洲に發達して居るとは容易に言ひ得ないので、而かも之れを言はしめたのは、アデレードに於ける出來事が一つあるからである。

三

アデレートには貧乏人も無く又た金持も鮮し

アデレードと云ふのはサウスオーストラリヤの首府で、人口が二十三萬と記憶して居るが、此處の名譽領事のアンガスパーソンスと云ふ人を訪問して、「メルボルンでもシドニーでも見損ふて要を得なかつたから、アデレイドの貧乏人を見せて呉れ」と云ふ話をした所が、パーソンス氏の言はれるには「アデレートには貧乏人は居ない又金持も居ない併し金持は無いと言つても十軒位はありま

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

アデレードの老病救護所は我が臺北醫院の一等室より遙かに良好なり

其の救護所の費用は總て政府の支辨なり

せう」と云ふことで、貧乏人はそれ〳〵始末を付ける方法がある、そこを觀れば貧乏人の無い事が判ると云ふので二通の紹介狀を呉れた。

此の紹介によつて私はマーギルホームを觀察したのであるが、マーギルホームと云ふのはアデレードの市街から約一里計り隔つた所の、山の手に建てられた病者や老年者などの救護所であつて、其際收容の人員が約四百人であると聞いたが、其の設備の行き屆いて居ること、掃除の清潔なること、それに從事して居る人の懇切なること、食物・洗濯・娛樂機關・寢床等の總てが、實に恐れ入つた程完備したるものであること等は實に想像以上で、迚も是は吾國の高い入院料を拂ふて居る病院などでも觀ることの出來ない程である。私は大正四年腸窒扶斯に罹り、臺北病院に入院して五號病棟の一等室に這入つたが、其の時の經驗から見て、其の寢所の軟らかな事、洗濯の行屆いて居ること、食物・卵・肉類等、凡ての點に於て臺北醫院の一等室は到底此の救護所の設備に及はないと云ふ感じがしたのである。院長の說明によれば、玆には老者或は無能力者と云ふものを總て收容して居るので、其の費用は總てサウス、オウストラリヤの政府から支出して居るのであるが、設備萬端不行屆の點は注意してくれと申されて隈なく引廻されたが、收容者中には實に百三歲の女もあり、百歲の男もあり、六十三年前に印度戰爭に出たと云ふ兵士もあつた。是等の內で身體の動ける者は或は娛樂室にカードを弄び、小說を讀む者もあり又高老で身體の全く動けぬものは、顏に布を當てゝ安臥して居た。而して夫か單にオウストラリヤの人計りでなく、毛色の變つた支那人迄も收容して居つた。私の觀た中に支那人が二人あつて、一人は老年者、一人は中老であつたが、椅子に腰を掛け、煙草を喫みながら熟と私の顏を視て淚を流しました。私を支那人と見て自分の同胞が見舞に來たと

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

其の救護所は單に濠洲人のみならず現に支那人其他の外國人をも收容せり

更に濠洲に於ては最低勞銀の制度ありて其最低額は一週間三磅乃至四磅なり

思つたのである。そこで私は「お前は非常な幸福者だ、支那の汕頭なり廣東なりを歩行くと、乞食みたやうに貧乏な者かゴタ々々して居る、病氣になつても誰も看て呉れる者はない、然るにお前は此の遠い所に來て、外國の政府から、本國などでは夢にも見られない斯樣な手厚い待遇を受けて居る、珍しい果報者だ」と申した所が、本人も如何にも難有く思ふ、此の政府のお陰で身體の利かないのに安樂にして居る、誠に々々自分は難有いと思ふと話をして居つた譯であつた。

四

更にペ氏の語る所を聞くに、濠洲には最低勞銀の制度に依つて勞働者の取るべき給料の最低額を決めて、それ以下では傭ふことが出來ない、と云ふことになつて居るが、其最低額は一週間三磅度乃至四磅で、それ丈の金額は是非とも拂はなければならぬ。是は彼の契約自由の原則を打破つたもので、舊制度の下に於ては、人間を遂に商品化して勞働の價値は其の一番少い所の給金に依つて支配されると云ふ結果に陷る。併しウキルソンの宣言の如く、人類を商品視することは徹頭徹尾誤謬であるから、濠洲に於ては先づ此の舊制度を打破つて最低勞銀の制度を採用し、それが爲に先づ出來たのがビクトリヤ州のウエージボールドの組織である。尤も此のウエージボールドの制度は、現在に於ては啻にビクトリヤ州に行はるゝのみならず、ニユーサウスウエルス、サウスオーストラリヤ等の各州にも行はれて居るが、先鞭をつけたのがビクトリヤである。併しニユウサウスウエルスに於てはウエジボールドに代ふるに裁判の形式にて賃銀を決定しやうとした。即ち一千九百一年の頭勞働大臣のルータスと云ふ人がアービツレーション、エンド、コンシリエーションと云ふ制度を採用した。此の制度に付ては茲に詳說する暇はないが、要するに訴訟の形式を以て判決を下し、爾

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

勞働者は賃銀に就き差押權を有す

別に八時間勞働の制ありて一週四十八時間にて七日分の賃銀を給す

ストライキは給料問題よりは却て時間問題に移れり

協に最低勞銀を決め機と云ふにあつたのである。斯く兩者共に形式及起源を異にして居るが、今日では兩者共に行はれる事になつて居る。尚ほ勞働者の受くべき賃銀に對しては勞働者に差押權を認めて居る、即ち主人の金が勞働者の手許にあつた時に、主人が勞銀を仕拂はなかつたならば、勞働者は其手許にある金錢を直ちに差押ふる事が出來る、併し主人は勞働者に對し此の權能は持つて居ない。今一つ勞働者に對して非常に都合の善い事は、勞働に關する判決の效力は雇主は直に羈束されるが、勞働者に對しては其の意思に反して效力を生せない。即ち裁判の效力は片手落と云ふことになつて居る。從つて勞働者は自分に有利な判決でなければ服さないと云ふことに歸するのである。

斯の如く一方に於ては賃銀の方面で勞働者を保護すると共に、他方に於ては八時間勞働と云ふことが早くから設けられた。一體此の八時間勞働と云ふのは正確な言葉ではない。寧ろ一週四十八時間の勞働と云ふ方が適切である。即ち現在では毎日八時間働くのではないので、日に依つては八時間以上働く事もあり、日に依つては全く働かぬ事もあるが、結局一週間に四十八時間働くので、而して給料は七日分渡すのである。抑も此の八時間勞働制の根據は極めて簡單なので一晝夜の時間を二十四時間として、之れを三つに分ち、八時間働きて八時間寢み、他の八時間は修養又は休養を爲すのであるが、何故こんな制度を起したかと云ふと、給料は充分やつても時間が長ければ結局人間を虐待することになるのであるから、そこで濠洲では早くから八時間勞働の運動が起り、慣習より判決或は法律となつたのである。要するに濠洲の政策は勞働者に多くの給料と充分の休養時間とを與へて其の地位を高むることが目的である、故にストライキの如きも歐米より一歩進んで、其の多くの原因は給料問題よりは却て時間問題に移つて居る。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

老年者及無能力者には一箇年に三十二磅十志の年金を給す

此の年金は聯邦政府に於ける歳出の最も巨額なるものにして戰役負傷者に對する年金を合せて約一億圓に達す

年金は慈善的には非ずして權利として之を受くるの觀念に基く

又た產婦手當として出產毎に五磅を給するの制あり

尙ほフレンドリー、ソサイテーなる私的救濟會あり

五

次は老年者及無能力者の年金制度である。老人は六十五歳以上、無能力者は十六歳以上の者並に盲人に對して、政府は一年に三十二磅十志の年金をやる。併し此の金額は現在の物價騰貴に際しては少きに過ぐるが故に之を增加しなければならぬ、と云ふ議論が盛である。而して聯邦政府の年金は歳出の一番大きな科目を爲し、此度の戰爭で負傷した者に對する年金を加へると約一億圓計りで、內五千萬圓計りが老者及無能力者の爲に費され、之を受ける人間がザット十萬ある。英吉利の制度は働く人間が積立をなし國家がそれを補助するのであるが、濠洲のは悉く國家がそれを支出して、其の間全然慈善の意味はない、全く權利思想に基いて居る。蓋し相當年齡になつた者は、是は社會に對し貢獻をして來たのであるから、後に社會から救濟される權利があり、又之を救濟する義務があるのである。尤も無能力者や盲人の方は慈善的である。今一つは產婦手當である。即ち姙娠して子供を生んだ女には、其の都度五磅の金を政府が支出して居る。是は一九一二年に制定になつたので、出產率の增加を圖る目的も包含することは勿論なるが、貧乏人が之に依て救濟される事は誠に少くないのである。

以上は國家關係の事であるが、此の外私的のものとしてフレンドリー、ソサイテーと云ふのがある。會員は五十萬位であるが、其の家族が悉く關係して居るので、濠洲人の殆ど三分の一は關係を有する極めて大なるソサイテーである。而して此の會員たるものは本人たると家族たるとを問はず、何か事があれば直ちに醫者が駈けつける、藥も與へる。又必要があれば葬式費も支出してやる。誠に重寶至極なもので貧乏人の助かる事が少くない。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

又た法令を以て生活必需品の價格を公定せり

政府經營の肉類販賣所あり

又た生產機關の公有並に國家の管理等は濠洲に於ける最重要の政策にして其他社會政策に屬する施設は擧けて數ふべからず

斯くの如くして我國にては特殊の弱者救濟を講ずると共に、國家の直接立法に依りて一般的に生活の最少單位を保障せんとする政策を採つて居る。卽ち生活必需品の價格は極力之を低下せんとするの政策を執り、肉類や麵麭の如き生活必需品の値段は公定されて居る。例せば肉の値段が、牛肉は一封度七片するのは高い方で先づ六片内外、兎一疋の値段が四片から五片、牛乳一合が一片半、砂糖は一封度三片半位、奢侈品の樣なものは高いが生活必需品は安いと思ふ。而して此の必需品の値段を下けさせる爲には幾多の方法を執つて、ニユーサウスウエルス州の如きは政府で肉類の販賣所迄設けて居る。併し此の政策中の最も有力なるものは價格の公定の制度である。元來價格公定の事は最も新らしい試みで、品物の價格を需要供給の原則に依らず、法律の力で決定しやうと云ふ事には議論が少くない。又其の成績に付ても中々論難があるが、之に依つて生活の最少單位を保障せられた效果は大なるものである。

更に生產機關の公有並國家の管理と云ふ事は、濠洲に於て最も重要なる政策である。言ふ迄もなく濠洲は新開富饒の地なれば、自由競爭も至極結構である筈であるが、國家社會主義が早くから政治の根本義を爲して居るのである。卽ち英本國は近年まで極端なる自由競爭主義の國で貧富の懸隔が甚しく、資本家萬歲の狀態であつたので、濠洲に移住した多くの者は此の資本家の專制を嫌つて逃出したものである。故に濠洲では治世の根本義として國家社會主義を採用したのである。前に説明した幾多の社會政策は凡て此の原則から出て居るのみならず、鐵道・軌道・土地大部分の國有、大地主制限、累進的所得稅及び地稅、勞働省設置、嚴重なる工場法等、其の政策は殆ど數へ切れず、又意味深長のものも少くないのである。是等の事は書物で御研究を願ひたい。尙は現在に於ては

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

金持を作らず貧乏人を作らざるは濠洲に於ける國家社會政策の根本義なり

國家社會主義に就ては濠洲は歐米の如く言論の社會に非ずして實行の社會なり

濠洲の政策の徹底的なる所以の第一原因は濠洲人の一率平等なるに在り

國民の主要食料である小麥や麵麭や砂糖も國家が管理をして居る。尤も是等の食料品などに對する管理の事は戰時の必要に迫られて行つた事でもあるが、根本義が國家社會主義から出て居るのは勿論である。

六

要するに濠洲の政策は適用の方面に於ては幾多に岐れて居るが、結局の處は國家社會主義の實行であつて、金持を作らず貧乏人を拵へぬと云ふのが政策の根本義である。而して此の點に於ては歐米諸國にも先手を打つて居る。惟ふに歐米の如き舊國は是なりと信じても中々思ふ樣に行かぬらしく、濠洲の成績を見倣ふて始めて實行するのである。勿論國家社會主義は濠洲特有のものではない。又其の政策に於ても歐米の方が發達して居るのもあるが、濠洲の社會主義が歐米と異つて、言論の社會主義でなく實行の社會主義であることは、先づ注意を要することゝ思ふ。又最も濠洲に於て偉とすべきは、其の政策を何處迄も眞劍に徹底的にやる所にある。從て常に先手から先手に出て、法令の改廢なども實に夥多しい、昨日出たものが今日は變る。恰も掌を返すとでも云ふべきであるが、此の如きことは政策實行上に於て毫も介意しないのである。何故濠洲の政策が眞劍徹底に出るかと云ふと、其の第一の原因は、濠洲が新國と云ふことである。言ふ迄もなく濠洲は一七七〇年クツクが發見し、其の後一七七八年に總督のヒリツプが千人計りの人間を伴れて來た所で濠洲の開發は極めて年限が短い、幾ら長くても百五十年にしかならない、若しも濠洲の金鑛の發見を以て新紀念とし、之から起算するならば七十年にも足らない。僅か人間一代の間に過ぎないのである。斯の如く新しい國で日本の如く貴族富豪の後裔とか階級とか云ふやうなものは一人もない。濠洲五百萬の市民は

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其第二の原因は局に當る人が單に學問又は知識のみの人に非ずして新建國の理想な有し手腕あり人情世故に通ぜるが爲なり

其三の原因は政治の民衆化せるに在り

凡て一率平等である。從て濠洲には特種階級なく、特權階級もないから、徹底的の政治をやらうとして。是等の階級に妨けられる氣遣ひはないのである。

第二に濠洲は英吉利帝國の羈絆を脫して理想的の新國家を形成しやう、と云ふ人によつて成り立つて居るのである。抑も本國を脫して濠洲に移住した者に英國は如何にも難有いと感じて去つた者はない否な英吉利の政治や制度は惡い、卽ち英本國の舊慣桎梏の下では到底驥足を伸ぶる事が出來ない處から、此の濠洲の新天地に理想的の國家を建設せんとて移住したのである。否な少くとも此種の人によつて濠洲は政治を爲されて居るのである。例へは建國の偉人サーヘンリーパークスでも現總理大臣ヒユースでも、又之と手を握つて居る自由黨の領袖クツクでも、共に本國の桎梏から逸れて新天地を拵へて見やう、理想の社會を建設しやう、と云ふ意氣ある人々であつて、夫れが政治を爲して居るのである。殊に是等の人に於て貴ふべきは、自ら具に辛慘を嘗め、飽く迄人情の機微を味ふて居るのであるから、知識や學問の上で人世を解するのと違つて、人類に對する觀念が强烈となり、隨つて政治が勢ひ徹底的ならさるを得ない。勢ひ又た犧牲的ならざるを得ないことである。

七

更に第三の原因は政治の民衆化と云ふことである。一體濠洲には前述の如く特權特殊の階級がなく、一率平等の人に依て組織せられて居るのであるから、政治は初めから民衆化して居るが、殊に此の事が鮮明になつたのは勞働黨の出現からである。一九〇〇年の始めに濠洲でシーメンスのストライキをやつたことがあつた。此のストライキは濠洲全體に亘つての大ストライキで、結局はシイメンスの方が資金の缺乏から負けたが、負けると共に直に之を政界に持つて來て、所謂勞働黨と云

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

尙ほ他の大なる原因は濠洲が無限の富を有することに在り

國家社會主義は戰爭以來の獨逸にも現はる

ふものを出現したのである。勞働黨の出現は政治を彌か上に民衆化し、普通選擧や其の他の事に非常に成功した、此の政治の民衆化が眞劍政治家を選出するに當つて最も有力なる原因であることは勿論である。夫れから尙一つの大なる原因は、濠洲の無限の富である。以上掲げた原因の內で最も大なるものは政治の民衆化、徹底的政治と云ふこと、之れが濠洲の今日を爲した大原因である。顧ふに國家社會主義に關する、長所短所は知る人之を知らんが、彼の戰時中に發表せられたるゼイムスハルデーンスミスのエコノミックモーラリズムにも、歐羅巴の交戰國は次第に其の產業を廣き範圍に涉りて合同主義の上に組織する事となつた。獨逸の場合が特にさうである。開戰以來獨逸の軍國主義は國民の生活狀態をも政府の手に依りて引續き支配する事となり、斯くて獨逸に於ては一個の社會主義的國家が現出されつゝあると書いてあつた如く、最近の立法は著しく國家社會主義に傾いて居ることは否むことが出來ない。孔子樣は食足り兵足り民をして之を信せしむと曰はれて居つた。又ダントンの言にパンの後には敎育が最も必要であると述べてあつた。此のパンの後と云ふ一言が實に千鈞の重みを持つて居る。又嘗てキヤピタリズムと云ふ本を讀んだ時に、經濟の事は網の元ジメノ樣なもので、人類社會の凡ての物は之を基礎として成り立つと書いてあつた。學者や聖人の言を待つ迄もない、衣食住は最も卑近の慾望であるが、而も之が人類生存の基礎である事は三つ兒でもよく知つて居る。然るに現在は如何、成り金や暴利取締令に觸るゝ樣な奴は別として、健全なる中產智識の階級が衣食住の爲に神經衰弱に陷つて居る。否な營養不良に陷つて居る樣な我邦の有樣ではないか。曾て役人をした時の經驗に依ると、判任官などは恩給に付くか付かぬ頃が丁度馘首せらるゝ頃で恩給證書は馘首の免狀であると云ふ話さへ聞いた。而かも其の頃は子供が中學に行

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

くか行かぬか位の時で、又年齢からしても四十から五十迄の間で、言はば人間が熟練して最も役に立つときである。然るに此の時に於て馘首せられ、一家が行詰りて悲惨に泣く、之を濠洲に於て五十六迄新規採用など云ふ公告のあることに考へ及ぶと、國情の相違とは云へ痛恨骨を刻む様な感がする。而も我邦の富が適宜に分配せられて各人の所得が其の能力に應じて居るのならは可いが、或る者は暴富に暴富を重ねて、或る者は稼いでも稼いでも追つ付かないと云ふ様な社會の状態でありとするならば、そこに社會の缺陥はありはしないか、元來生活に對する人類の需要品には一定の限度があるもので、皆川淇園は酒數獻に至れるときは味なく、肴數種に及ぶときは美なく、茶數椀に及ふときは香ばしからずと云ふた。誠に其の通りで、雀は一日十粒あれば暮しが出來る、米俵を積んで何にする、而も雀なら單に俵を積む丈で害はないが、人間になると夫れが特に惡い事をする、女を買ふ遊蕩に耽る事等は未だしも、國民生活を犧牲に供して買〆賣吝をやる、又立法機關を蠱毒して議員買收など勝手な眞似をする。誠に沙汰の限りである。之をしも健全なる國家組織と見得べきや、建國の精神は果して如此ものであらうか、今や世界は改造の秋である。我邦獨り之を免るゝ事は出來まい。ソコデ先づ考慮を要する事は、我國民の一般が覺醒を爲すの要ある事は勿論であるが、政治家が其の本然の立場に歸り、政治は卽ち犧牲である事を能く解し、囚はれざる政治を爲すの必要あると共に、政治の民衆化と云ふ事が必要ではあるまいか、從て普通選擧など云ふ事も或は落ち付く處であらう、又貴族院の改良なども追ては出て來るであらう。尙ほ故ワグナーの云ふた樣に、租税を社會政策の目的に用ゐて、今少し徹底的累進課税を課するの必要もありはすまいか。場合に依りては生活必要品に對する價格公定も面白からう。米や砂糖等は從來の收入主義でない意味

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に於て專賣制度にすることも必要ではあるまいか。地價修正も此時であらう。會社の利益分配も適度に制限するか、或は國家が其の一部の割前を取つても良からう。彼の特權會社や補助會社などが五割十割の配當を爲すなどは沙汰の限りである。要するに時代は進めり、最早古き經濟學や契約自由の原則などに囚はれて居る時代は疾くに過ぎ去つた、とは即ち予が濠洲の視察を了りてメルボルンを去らんとせる前二日、一夜床上に轉輾して思ひに耽つた所であつた。

空氣肥沃法の新發見

――炭酸瓦斯の新利用――

總督府囑託　田澤震五

全文の要領　(一)工場煙突熔爐等より排出する炭酸瓦斯を植物に供給して肥料代用さなす、(二)獨逸リーデル博士始めて之れを實驗し固形肥料以上の效果を收得す、(三)而かも此極度の炭酸瓦斯を植物に增給するも人體衛生上何等有害なるを見す。

先年彼の豪僧大谷光瑞氏の渡臺に際し臺北鐵道ホテルに於ける官民懇話會席上に於て同氏の喝破せられたる演説の骨子は。當臺灣の開發は横に於ては既に行き詰り居れば今後は之を縱に於てなさゞるべからず。即ち土地の開くべきは既に開き盡されたり。故に臺灣の今後は農業に非ず工業本位を以て進まざるべからず。

とありたる樣記憶す、予も常に此の感を有するを以て同氏の渡臺後僅々の日子中に於て斯かる觀察を遂げたる同氏の明敏達識に就き深く驚嘆したが今日標題の如き發見を見るに及んで斯る事實を研究するは、所謂横に非ずして縱に農業を研究開發する道に非ずやと感ずるのである。讀者は下の記事を讀み單に珍らしき事と感ぜられたるまゝ之を放任するなく其々當事者に於ては、理論に實際

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●植物中に含有する炭素の見解の變遷

●大氣中の炭酸瓦斯は僅かに〇、〇三プロカント

●世界草創時代の大氣とは如何

●大氣還元法の發見者エフ、アール、リーデル博士

に之を研究して所謂富臺灣の農業を縦に開發せられん事を深く希望して止まない次第である。

抑も植物體を構成して居る主要成分は何かと言へば卽ち有機物質であると云へやう、而して其の有機物質の半分は實に炭素である往昔、此等の炭素は土中より植物體中に誘導せられたものであるとの意見で此學說は其のまゝ久しく研究せらるゝ事なく放任され來つたが近代の研究に於て葉綠素卽ち植物葉中に存する綠色物の力に依つて大氣中の炭酸瓦斯を吸收し之を炭素原子に分解し之と根より吸收する水分及び大氣中の濕氣を吸收結合して有機化合物を構成するに在る事が明瞭となつた。

現在の大氣中には比較的貧弱なる量の炭酸瓦斯しか存在して居ない、卽ち其の含有量は、漸く大氣の〇、〇三%に過ぎないのである、然るに天地創造の古代に在つて植物が始めて世界に出現した當時は大氣が包含して居つた炭酸瓦斯の量は頗る莫大で有つた事を想像し得る當時の世界は動物の未だ出現せざる時代で實に植物の繁盛紀である。彼の羊齒屬の如き草葉植物が陸地の殆んど全部に於て亭々たる喬木の如く天を摩さん許りに鬱々として大深林を形成して居つたのである、其の後に地震其他の地殻變動に依り之等の植物は地中深く埋沒せられ、幾萬年の長き期間地熱の爲めに乾溜分解せられて終に今日吾人の有する石炭を構成した。

卽ち以上の見地より推想して若し現代の大氣中に炭酸瓦斯の內容量を增加せしめたならば其の土地の膏腴度を向上せしめて殆ど古世紀年代の狀態に復活せしめ得べきは想像し得られる。是に於て實際問題は極めて廉價に炭酸瓦斯を供給して之を商業的に價値あるものとならなければならないのである。

之を發見した人は獨逸ルール河畔エッセンのドクトル、エフ、アル、リーデル氏である。同氏は總べての工場より空しく放散する燃燒瓦斯、就中熔礦爐よりは最も多量に此等の瓦斯が何等之を利用せられずして空しく大氣中に放出せられ居るのを見て、之れを有用に利用すべき計畫を立て其の

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●溫室内の植物に炭酸瓦斯を供給し其後の變化を試驗す

方法の専賣權を得て大規模の試驗を實行した、卽ち、最初先づ三箇の溫室を設け其の一室を試驗室となし他の二室は之を比較室とする事にした。而して此の試驗室には前後左右に多數の穿孔ある管を通じ此管には熔礦爐より出づる排氣卽ち炭酸瓦斯を充分清淨したものを供給する樣にした。此の排氣を清淨する目的は該氣中には硫黃の如き植物に對しての有害物を多少含有して居る故之等を除去するに在る。

扨て昨年六月の十二日より愈々試驗室に炭酸瓦斯を供給し始めたが時は溫室中の植物が既に生成の項點に達して居つた。然るに此の實驗を始めて二三日を經過するさ試驗室及び比較室に於ける同種植物兩者間には實に顯著なる相違を生じたのである、卽ち前者蓖麻子の葉は其の直徑一メート以上に達せしに後者の其れは其の廣さ漸く五十八糎しかない而して前者が炭酸瓦斯の影響を受けたことは頗る明瞭で其の草丈も亦非常に延長したのである。

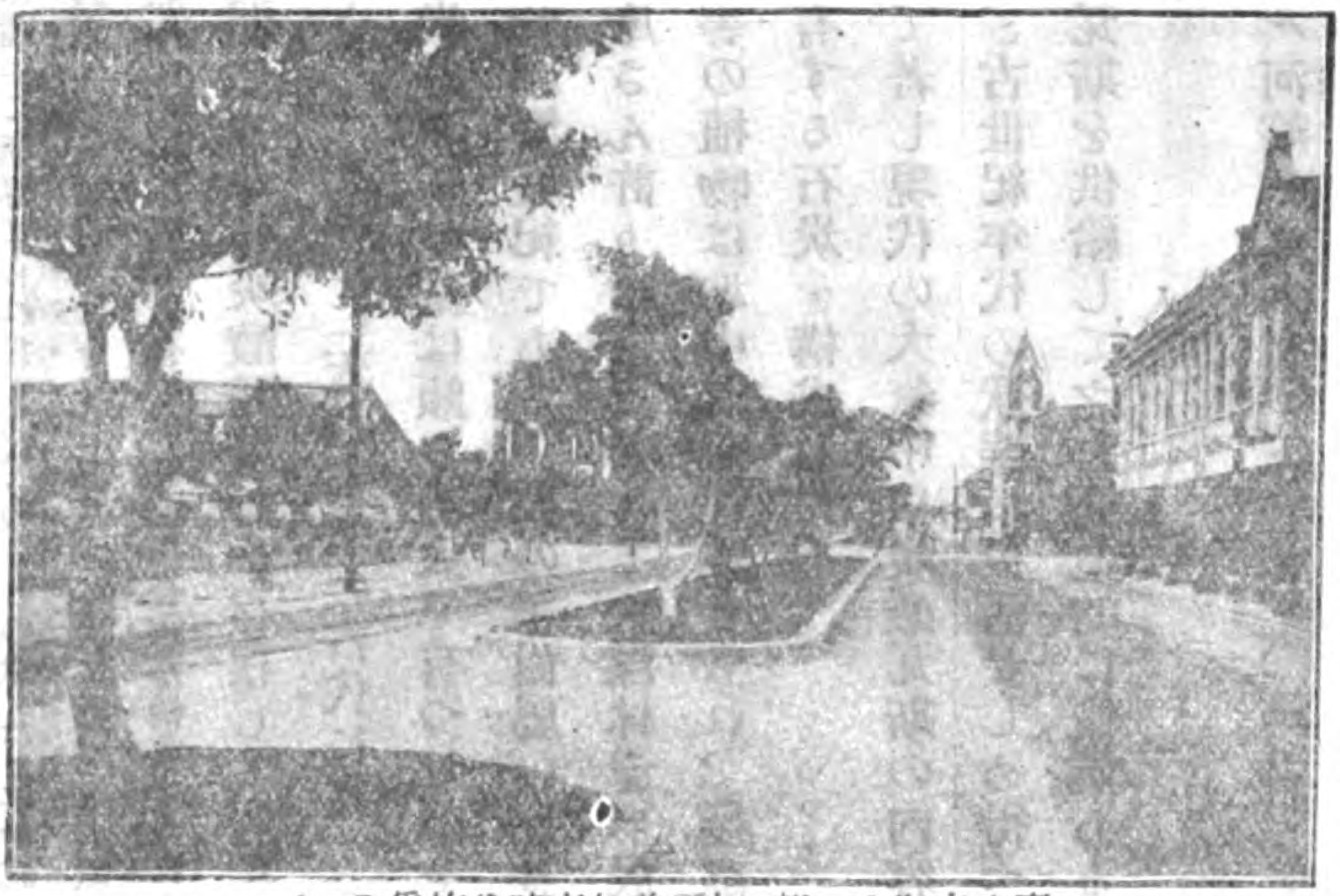

臺中市街の一部（加福前知事時代施爲の一）

又溫室の他の部分に兩方共「トマト」を植えた所其の果實の一定の重量を秤つて見ると前者は八一、三瓩で後者は二九、五瓩に過ぎ無い有樣卽ち試驗室に於ける增量は一七五%と云ふが如き偉大さである同時に胡瓜を作つて置いたに之れはトマトに比しては其の增量程度稍々低かつたけれど後者の收穫一三八瓩に對し前者は二三五瓩卽ち增量七〇%で在る此の胡瓜に就いて興味ある現象は、後者は普通の胡瓜の如く其班文模樣等が明かに顯れて居つたが前者は炭酸瓦斯の充分なる供給に依つて其の葉綠素構成過大

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

セメント管を以てせる試驗

炭酸瓦斯の供給は固形肥料より遙かに遙かに有效なるを實證す

なりし爲め果實の色は全體を通じて暗綠色となつて其の模樣は分明せないことである。

而して溫室中に於て前記の試驗を實行せられたと同時に又開放せる一つの平方區域に同樣なる實驗を試みられたのである、即ち其の方法は該區域の周圍をセメント製管を以て圍み該管の內方に面する方に無數の小孔を穿ち其れより炭酸瓦斯を不斷に噴出せしむる如くにした。然る時は風は大低地面に對して或角度を以て吹き當てる故炭酸瓦斯は試驗區域の中央に向つて各方向より吹き送らるゝ事となり其の瓦斯の影響を受けた試驗植物は又普通の畑に作らるゝものに比し左の如き增量を來たした。

菠薐草は一五〇%、馬鈴薯一八〇%、ハウチハマメ一七四%、大麥一〇〇%

其の中馬鈴薯は普通の畑のものに比し非常に急速に即短時日に於て成熟したと云ふ特異點があつた。

如此にして之等の試驗計畫は以上の驚嘆すべき結果に鑑み益々之を擴張することになり、既設溫室に加ふるに新らしき同大のもの三個を增築し尙は開放地域試驗設備も非常に擴張せられ三〇、〇〇〇平方メーターと云ふが如き擴大なる土地の地下に中央管を設け之より多數の枝管を縱橫に同地域內に延長し各管には前述の如く無數の小孔を穿ちあるは勿論である而して之れに炭酸瓦斯を通じ馬鈴薯を作つた所、此の大規模の試驗に於て其の收穫實に三〇〇%增量と云ふが如き良好なる結果を得たのである。

是に於て炭酸瓦斯を以て空氣を肥沃にすると云ふことは或る一定の肥料或は牛糞以て土地を肥沃にすることより遙かに有效であると云ふ事實は今や立派に證明せられたのである。併し尙は進んで炭酸瓦斯を以て空氣を肥沃にすると同時に土地にも肥料を給するときは該植物は炭酸瓦斯吸收に依つて他の要素(窒素、燐酸、加里其他)を多く要求する事必然にして又是等肥料分を吸收した結果尙多くの炭酸瓦斯を吸收するに至り尙々相俟つて其の結果は益々良好となるのである。ドクトル、リ

炭酸瓦斯の增給さ人體衛生さの關係

ーデル氏の計算に依れば、或る製鐵事業に於て日々一日四、〇〇〇噸の骸炭を使用する熔礦爐は二〇〇の炭酸瓦斯を含有する所の燃燒瓦斯三千五百萬立方メーターを產出すること丶なる、而して如此き莫大量の瓦斯は其の一部を利用しても擴大なる面積の地域に此の貴重なる空氣肥料を供給し得るのである。依つて同氏は近き將來に於て、炭酸瓦斯工業なるものが現在の電氣或は瓦斯事業の如く之を農業者に供給する目的を以て現出するであらふとの信念を有して居る。即ち今後大工業の中心地は又同時に農業生產物を增加する中心地とならねばならぬと云ふて居る尤も其の爲め空氣中に於ける炭酸瓦斯含有量を增加して爲めに人體に有害ならざるやとの議論もあるけれど分析上の結果は如此き程度とはならざることを明かに示して居る。

扨てこの空氣肥沃法を紹介するに當つて囘想さる丶は予が先年考案した、煙突不用、絕對煤煙防止法で有る。これから參考までに其概略を述べて見やう。

煤煙の理用策

現時都市其他に於て煙突より吐き出す煤煙の被害は實に甚大なるもので有る。殊に西歐に於ては倫敦の煤煙、日本に於ては大阪の煤煙は誠に有名のもので倫敦は知らず大阪に於ては如何なる晴れたる日にても郊外なり大阪の天を眺むると、ドンヨリと曇つた空の如く薄墨色をして居る。爲めに公園の樹木が枯死し又市中の民家に煤煙が飛み込み干した洗濯物が汚される等不愉快なる事例は一々枚擧に遑ない程であるが其の中尤も寒心に堪えぬのは此等煤煙に汚れたる空氣を吸收したる場合には肺を犯さる丶事である、予は嘗つて大阪市民の大部分は多少は肺を犯されてゐぬ者は無いとふ云話を聞いて慄然たるを禁じ得なかつたが都市の煤煙は市民の公衆衛生上之が防止策は一日も忽せにすべき問題で無い、煤煙防止に就いて西歐諸國に於ても其れ々々研究せられ、煙道に煉瓦を柄子

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

形に積み之を赤熱せしめ煤煙の此間を通過する際之を燃燒せんとする考案等種々あるが餘り其の效果が上らない近年になつて電氣を用ゐ煙突中に於て煤煙を吸收集積して四方へ放出散亂せしめないと云ふ考案は餘程進歩した樣式ではあるが未だ之を一般的實用に供されて居らない樣である。是に於て予は瓦斯事業に多年從事して居つた關係上、此の問題を石炭瓦斯製造方法に結びつけて卽ち燃燒排氣は煙突を廢止して瓦斯製造の際レトルトよりホルダーに石炭瓦斯を抽出且つ押込む裝置を應用改良して必ず本問題は解決すべきであるとの信念を得、之が機械の考案を爲し終に是等に要する馬力其他煙突に逃るゝ廢瓦斯の熱量の利用等を研究し充分經濟的に成功すべき計算を得たので先年小冊子として先輩友人に配付し、其の意見を聞かんと欲したけれど不幸にして只一つの意見を徵するを得ざりしは今尙は遺憾に堪へざる次第である。其の際燃燒廢瓦斯の熱の利用、副產物たる煤煙の利用其の他洗滌の際水に溶解すべき鹽類等に對し相當考慮を費やしたが未だ炭酸瓦斯の利用に就いては何等の注意も拂らつて居らなかつたのである炭酸瓦斯は只空しく空氣中に放出する考で在つた。

然るに今此の空氣肥沃法を見るに及んで一層切實に予が先年考案せし煙突廢止絕對煤煙防止の考案は經濟的にも其の價値あるを證明された譯である。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

竹榻茶烟

話はチト古いが、今度の州協議會では議員は勿論、參與員も初舞臺であり、殊に本島人も加つて居るので隨分可笑しなこともあつたやうだ▲先登第一に開かれた臺南協議會での話であるが、本島人議員の中には豫算說明書の解釋を誤つた爲か、屡々脱線的の質問を發して參與員を苦しめた杯も珍しくなかつた▲お負けに協議員や參與員までが議事規則を御構ひなしに無暗に發言したり、斷りなしに議席を離れたりして時々議長の注意を受けたやうな御愛嬌もあつた▲奇拔なのは納稅獎勵表彰費の三千圓を削つて之を國語獎勵費の五千圓に加へんとの動議で、內地人も本島人も之に贊成したことであつた、國語研究熱の盛んな結果でもあらうが、實際本島人議員の中には國語を解せぬ人もあつたのだから此の動議は或は適切なものであつたかも知れない、惜い哉幾多舌戰の後、僅かの差で否決になつたのは殘念とも言はうか▲傳染病豫防費も三萬六百餘圓とあるのに尙ほ一萬圓を增加せんとの修正說も出た、虎疫や流寒で檢疫が大事だとの理由であつたが、是亦た二名の差で否決になつたは御氣の毒▲コンな工合で豫算は大體動かなかつたが、夫れでも圖書及印刷費二千九百餘圓とあるのに、ドー云ふ勘定か更に五十圓丈け增加せんとの修正說が出て、夫れが可決になつた、其の爲め歲入の方へも五十圓丈け增加することになり、結局臺南州の三百十一萬餘圓の豫算に對し大枚五十圓を增加することで納まつたとは目出度し／＼▲會議中內地人側に本島人を蔑視する風も無く、本島人側も萬事內地人と均遇なので衷心大いに喜んで見えたのは何より結構であつた▲殊に豫算の內容を赤裸々に開放して說明したので一般に地方事業の理解を得て當局の施設に信賴の狀が見えたとは是亦た好い成績であつた▲議員中、本島人で國語を解せぬ者が五名の多きに及んだとか、夫れかあらぬか會議中、始終沈默を守つた者が八名もあつたとは扨も／＼▲議員中帝大出身が七名、私立大學が八名、其他の學校が五名、淸朝の文秀才が三名、其他が十二名とは此處らが新領土の面白い所であらう。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

統計

臺灣落花生油工業の統計學的觀察（下）

福田要

要旨、油の生產—製油狀況—工場—步留—消費—貿易—相場

一　落花生油の生產狀況

臺灣に於ける製油生產地は其原料の產地と略相一致せるも市場關係上必ずしも然らざるものあり概ね其產地は澎湖、新竹、嘉義、臺中及宜蘭を主とし南投、桃園、臺北之に次ぎ其他臺南、阿緱、花蓮港、臺東の順位なり、就中臺中廳尤も多く年々全產額の約三分の一を算せり今明治四十三年よりの生產統計を案ずるに同年に約百六十三萬斤を生產し以降數年間減退したりしも大正二年より益々增進の趨勢を呈せり而して大正七年には一躍三百五萬二千四百七十二斤其價格九十六萬八千七百十四圓に達し十五年前の約倍額價は約三倍を唱ふるに到れり。

左に最近九箇年に於ける生產統計を掲げて參考に供す。

一　落花生油生產（數量斤價格は圓單位）

	明治四十三年		明治四十四年		明治四十五年大正元年		大正二年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
北	九八、五九二	一六、四六五	一〇八、五八八	一九、二九四	二九、六〇〇	五、九四四	三〇、九七七	五、九四九

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

廳別								
宜蘭	二六、三三〇	三三、六七一	一一一、五三〇	一八、一四七	二一三、〇七一	三八、七九四	一六九、七〇〇	二六、八八六
桃園	七〇、三〇〇	一三、三一三	六一、五〇一	一〇、五六九	五三、四八八	九、七四四	四六、三〇三	一〇、四六〇
新竹	三二七、七九四	五一、四三八	四〇四、六二九	六六、九一五	三四八、六八八	一四、一七三	四二、一三六	七四、二二三
臺中	六五六、〇三一	一一九、四〇三	五一四、三三六	八九、〇四二	三三一、四五一	一七、九四五	三二六、九七四	六三、八四六
南投	三八、三七三	一〇、一四九	三三、八三七	三六、七三三	五二、三四三	一一、〇九三	四五、六八三	九、六六八
嘉義	二二九、一三九	三四、六六四	一四四、六六五	二六、〇九六	三六、二〇三	七、七九二	一六八、三八六	三一、二〇九
臺南	—	—	—	—	—	—	—	—
阿緱	—	—	—	—	—	—	—	—
臺東	—	—	一、三〇〇	二一	一、〇五〇	二一〇	九〇〇	一八〇
澎湖	一六、一六五	一、六三八	八六、七六五	一三、六四八	二六五、九二三	四三、〇三六	二六、八〇三	四二、七三八
合計	一、八三七、七二四	二七七、七三〇	一、四六四、一五一	二四七、六五五	一、三三一、〇一七	一三八、七三一	一、四六三、五四一	二六九、一五九

二　落花生油の生産

年別	大正三年		大正四年		大正五年		大正六年		大正七年	
廳別　數量價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
臺北	三四、七二六	六、六二九	四〇、二四三	六、六〇六	四一、四六九	八、〇六〇	四三、七一〇	一三、一八七	七〇、五〇二	二三、九三〇
宜蘭	二六九、〇三〇	四六、七〇二	六二一、〇五〇	九九、一一八	四三三、一一〇	七九、三七〇	三一六、五〇〇	八八、九一〇	三〇二、〇九〇	九六、七三六
桃園	七四、二一〇	一四、八〇三	五九、九一〇	一〇、七〇六	四七、九二〇	八、二九〇	六一、一三三	一六、六六八	七四、四二一	二四、〇六三
新竹	三九八、〇〇五	六八、八四〇	三八六、〇二七	六二、七四八	四三〇、九九八	七三、一九七	四九二、八一三	一二五、七九四	六一五、〇六七	一九九、三九四
臺中	五〇三、五一〇	九四、六八五	四九七、二二四	八二、七二六	五五一、九〇七	九五、二八六	六六九、一〇八	一八〇、五六七	九五四、四七二	二九九、四七四
南投	四四、一一八	九、五二九	六二、三一六	一三、六九一	六四、八〇九	一一、七七四	五七、七一〇	一六、〇〇八	八六、〇〇三	二五、五三七
嘉義	一六六、六七〇	五一、八三二	三六七、八五一	六七、一四八	三八六、〇五一	七一、七六九	五九三、五〇二	一五三、五八二	九七八、九三〇	一八四、八一二
臺南	三五、九六〇	六七二	—	—	二八、八〇〇	五、三七〇	一五七、五三〇	三五、六五四	四一、二四〇	一二、八六九

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

阿緱	—	—	—	—	七六四	一九四	二、〇五三	四五四	二六、二四〇	七、七七三
臺東	四〇〇	八〇	一、〇〇〇	二〇〇	一、三〇〇	二六〇	一、〇〇〇	三三〇	一、三〇〇	四三〇
花蓮港	—	—	—	—	—	—	—	—	二八、五七五	九、二〇六
澎湖	六二、四二〇	一一、三四五	二四六、七四二	三四、七七四	一〇、〇二〇	一七、六八一	二五二、四六四	六四、五九三	二七六、七三三	八六、五〇一
合計	一、六六七、〇四九	二八九、一一七	二二二八、三六三	三七七、七一七	二〇八九、一二八	三六九、六五二	二六二七、五二三	六九三、七一七	三〇五二、四七二	九六八、七一四

落花生油産額累年比較表

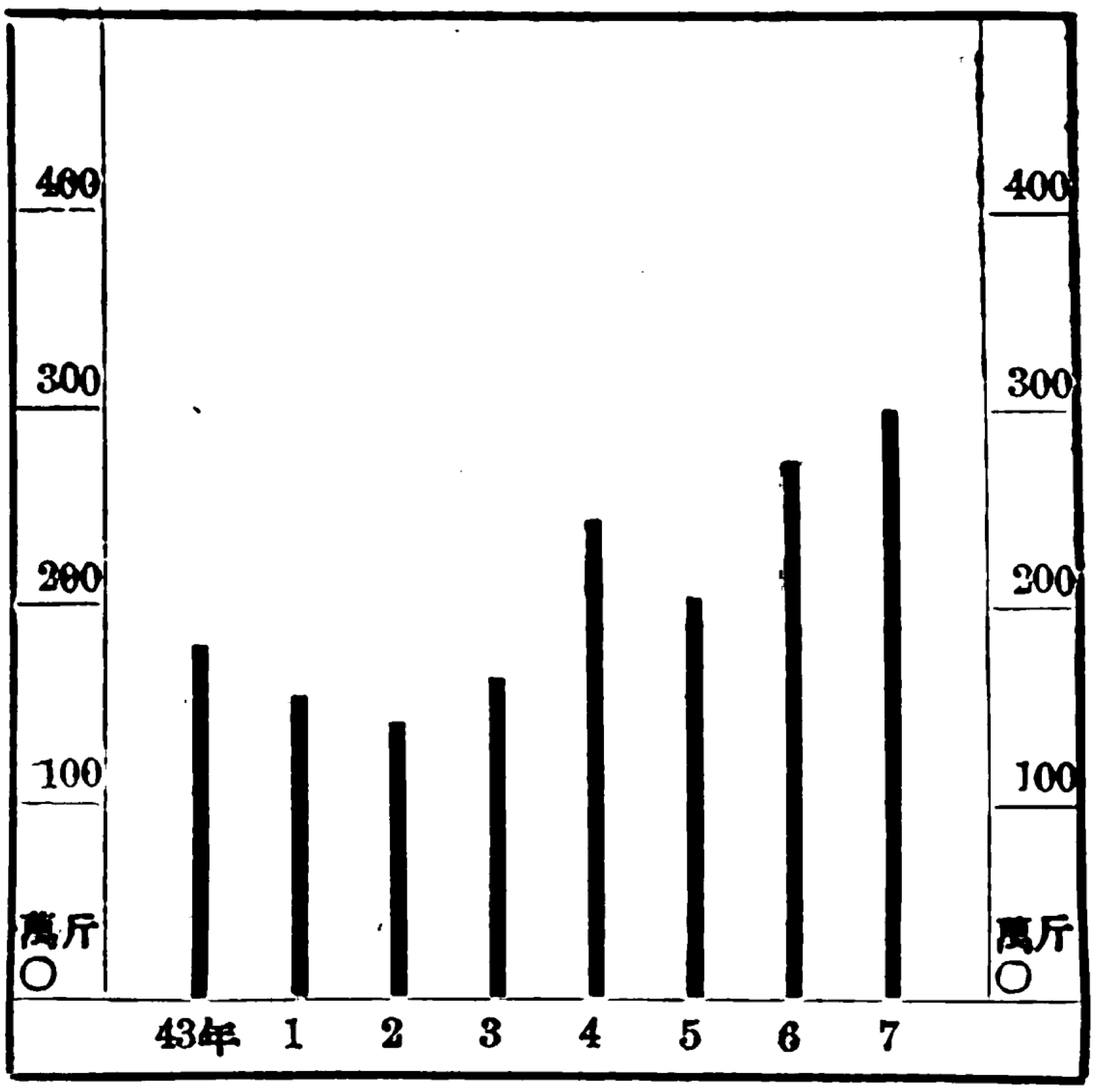

二　製油概況

臺灣に於ける製油業は今より約二百數十年前支那民族の來住したる時卽ち落花生の移植當時に始まりたるものゝ如し從つて數多の製油法を見れば支那在來式なる楔式壓搾機に據り製造せるものにして新式機械によるものは北港街の製油所あるのみなり蓋し楔式は原料の多寡又製油季節の如何に拘はらず極めて簡單に搾油し得るの便益ある爲昔時より其儘利用せられたるものなるべし作業は次の五段なり。

一、原料の乾燥（屋內法と屋外法とあり後者は澎湖郡に利用せらる）二、粉碎（石製輪により水牛若くは黃牛等の畜力を利用せるも澎湖郡は足踏臼にして三人の力を利用せり其他動力として電力水力あり水力によるはスプリンゲルの精米器を使用せり）

三、選別、四、蒸熱、五、抽出。

作業勞賃は受負制度によりて職工の收得に歸す普通例へば五人職工にて一日一回の工程にて作業終り二圓五十錢內外を得たりとせば各人之を分配す今日全島を通じて平均三回の工程なるを以て一人一日の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

勞賃は一圓五十錢内外なり。

油業者は自己の製油場に於て採油するか地方農民にして原料を製油場に委託するものあり此の際は四分六分の計算法によりて工場主は四分の油を製造報酬として受くるものにして殘六分は農民の所有に歸す又地方によりては此制を採用せずして製油報酬として農民より油粕を油業者たる製造主に提供する慣習あり。

三　製油工場

臺灣に於ける重なる五人以上の職工を有する製油工場は大正七年度に於て臺灣總督府殖産局商工課の工場票の記載する所に據れば百四十五工場にして臺中州下最も多く次に臺南州及高雄州（澎湖郡を主とす）等なり今其分布を示せば次の如し。

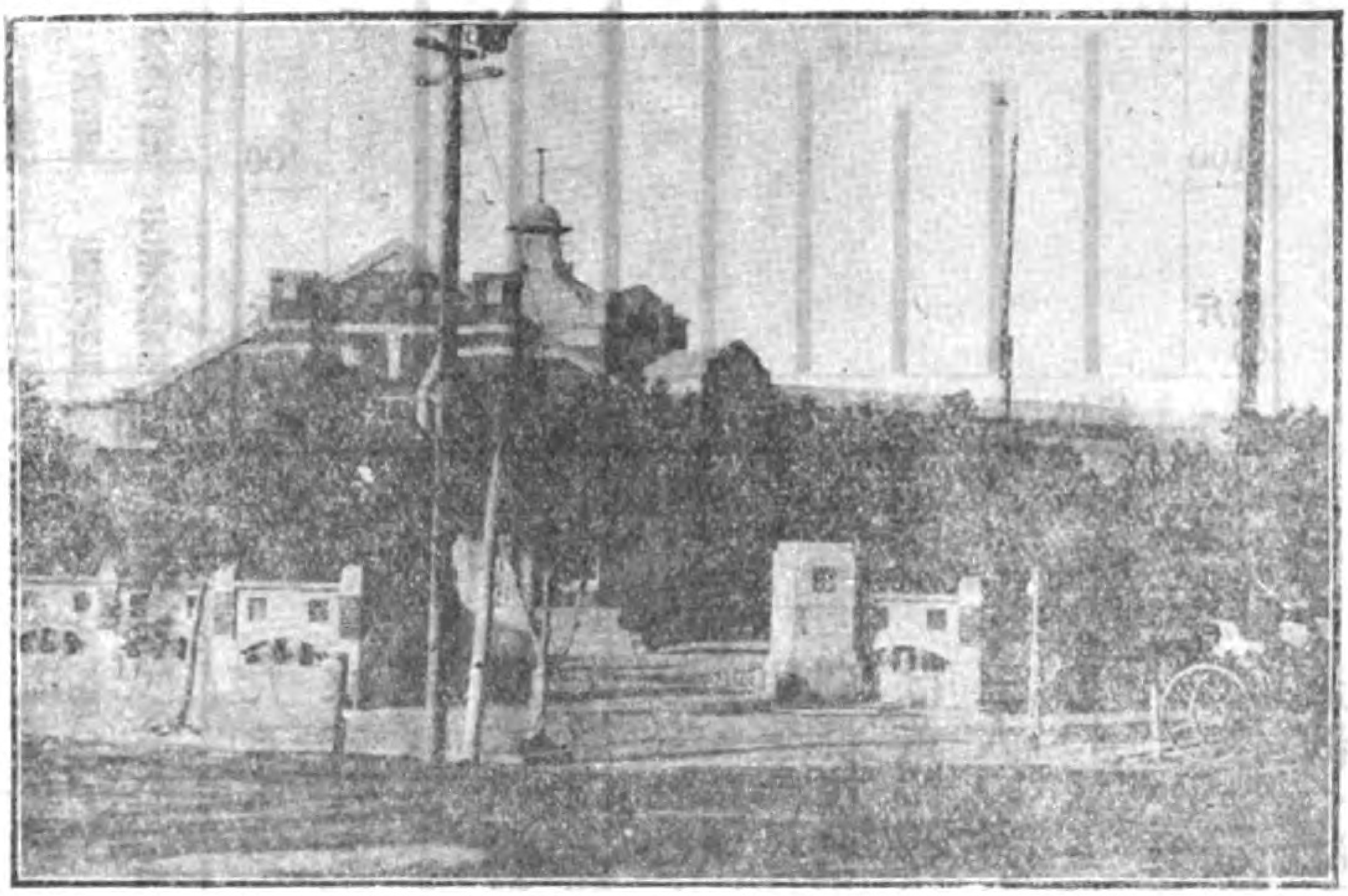

臺中第二市場（加福前知事施爲の一）

州名	工場數	州名	工場數
臺北	七	新竹	五
臺中	八〇	臺南	二
高雄	三	總計	一四五

而して各工場の收油率は製法の異なるに從ひ多少相違あるものなり即壓搾に際し原料に砂を混合し又剝皮したる原料に基くものは步留多き傾向を示せり之れ前者は原料と原料との間隙を少からしめ壓搾上密に堅縮する爲か能く抽出すと稱せらる後者は油分を含まざる皮を除去する爲夾雜物少く爲に抽油分を多からしむるもの丶如し。

今右工場に於ける各州下の平均製油率を掲ぐれば次の如し。

臺北	一〇・五四%	新竹	一一・〇六
臺中	一八・二〇	臺南	七・六四
高雄	一九・八五	平均	一四・五二

右に因つて之れを觀れば高雄州下の歩留最も良好なり是れ該州下の工場は澎湖郡大部を占め居れり然るに此澎湖島は現今落花生を剝皮して製油するの慣習ある爲殼付の儘搾油する他州下の工場よりも收油率の高きは當然なりと云ふべし。

四　用途

（イ）島内消費

今左に臺灣に於ける消費量を掲記して參考とす。

（單位は斤）

年次	輸入	生産高	輸出	移出	輸移出合計	消費高
明治四十三年	一七六	一、六三七、七二四	二三、九八九	一六、七〇〇	四〇、六八九	一、五九七、二〇一
同四十四年	二、三三三	一、四六四、一五一	二、〇四〇	—	二、〇四〇	一、四六四、四四四
大正元年	二六〇	一、三二一、〇一七	二、七五三	一〇〇	二、八五三	一、三一八、四二四
同二年	一六八	一、四六三、六四一	一七、一八九	—	一七、一八九	一、四四六、六二〇
同三年	七六八	一、五七七、〇四九	二二、二六六	三〇	二二、二九六	一、五五五、五二一
同四年	一七、七二四	二、二二七、八五三	—	—	—	二、二四五、五七七
同五年	六、二六五	二、〇八五、一二八	二五	三、三〇〇	三、三二五	二、〇八八、〇六八
同六年	一、六四三	二、六二七、五三三	一、〇七三	一〇〇	一、一七三	二、六二八、〇〇三
同七年	一七、七八〇	三、〇五二、四七二	二	—	二	三、〇七〇、二五〇

右表に據れば四十三年より以降漸次減退の傾向を認められたれども歐洲大戰亂に入りて益々消費額の増進を持續するに至り大正七年度に三百萬斤以上に達し實に九年前及戰亂當初の約倍額を擧げ得たるなり惟ふに此原因は大正二三年に於ては經濟界銷沈に作り生活費の縮少を計りし爲其需要減退し漸次年々經濟界好況に赴きしに從ひ愈々其需要を換起したるに基くものなり又臺灣に於ける日用食料調味品たる豚油脂の相場近來著しく奔騰したる故に本島人は之れに代用するに落花生油を以てする風習著しく増加したるに基因するもの丶如し、

（ロ）煙草の落花生油に及ぼしたる經濟的影響

本島人は昔時より煙草を喫するの風習甚しく特に文化の發達せざる時には刻煙草に落花生油を配合して用ゐたること甚しかりき專賣局は此風習を持續する爲に專賣制度を布きたる後も此配合法を變することなく世の需要に應じ今日に及びたり而して專賣局使用せる本油は年々五十萬斤を超過したりと雖最近數年以來著しく其量を減退するに到りしなり惟ふに之れ歐洲戰爭が經濟界に及ぼしたる好況の結果一般本島人も亦其に均霑し一本島人の嗜好變し上進の趨勢を示したるなり即ち從來の落花生油を配合せる刻

葉を廢して內地臺灣製造の口付紙卷兩切紙卷及內地刻及外國製造の紙卷を喫する風習增進したるに基くものなり故に臺灣刻煙草の製造は逐年減少しつゝあるなり隨つて之れに伴ふ配合用原料たる落花生油の減退するも亦故なきにあらず今專賣局が利用したる落花生油の額を表示すれば次の如し。

（第一表）　煙草配合用落花生油

年別	數量（斤）	價格（圓）
明治四十年	五六五、一四四	一〇七、七五九
同　四十一年	五三三、五三一	一〇一、〇一六
同　四十二年	六七三、九六九	九九、七九六
同　四十三年	五三五、六一九	九六、九一〇
同　四十四年	六二八、五三九	一四四、一四六
大正元年	四九九、四一四	一一九、六二六
同　二年	五七七、七九三	一二三、二八七
同　三年	六〇〇、二三九	一三一、七一六
同　四年	五二三、六九八	一〇八、五〇二
同　五年	五〇七、九一四	一〇一、七〇六
同　六年	五〇〇、二六八	一三〇、五六三
同　七年	四六八、二五一	一一八、六四〇

而して右油は最近本島全消費量の約五分の一に相當し大正七年度には約六分の一に減退したり。

（第二表）　落花生油を配合したる刻煙草の生產統計左の如し（刻煙草は鶴煙烏厚煙及赤厚煙なり）

年次	製造高（斤）	年次	製造高（斤）
明治四十年	一、三九二、三四六	大正二年	二、六一九、四〇〇
同　四十一年	二、一五〇、〇三〇	同　三年	二、七八九、四五〇
同　四十二年	一、三三三、五五二	同　四年	二、四四二、二七三
同　四十三年	一、四〇四、一五〇	同　五年	二、三八三、八〇〇
同　四十四年	一、七六二、五〇二	同　六年	二、二三六、五三一
大正元年	二、三五八、四八〇	同　七年	二、二五九、九七七

右に示したる製造高は年々異にして大正年度に入り減退の傾向を呈し（第一表）の落花生油の減少と概して其步行を一致せるの觀ありしも必ずしも增減を共にせざることあり之れ其年の原料たる煙草の豐凶及品質の善惡は之れに配合すべき油の多少に影響したるを以てなり。

過去三箇年間に煙草に配合せる油の平均一箇年百分率は二一、八七七％なり。

（ハ）　一人當の消費量

臺灣に於ける總消費量より煙草に配合したる油量

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

を控除したるものは大部分食料に供したるものと認めて余は左に其一人當の消費量を算出したり最も機械油及臺車用に消費したる量は極めて小量なるべくしかも之が依るべき統計資料なきを以て止むなく之が數量を其食料中に加算したり即ち下の如し。

年次	人口	島內消費高	煙草配合用油量	食料用油	一人當消費量
明治四十三年	三、二一九、二一一	一、五九七、二〇一	五三五、六一九	一、〇六一、五八二	〇・三二九七斤
同　四十四年	三、二八八、八七九	一、四六四、四四四	六二八、五三五	八三五、九〇九	〇・二五四二
大正元年	三、三五三、九四三	一、三九八、四二四	四九九、四一四	八九九、〇一〇	〇・二六八〇
同　二年	三、四一八、二七〇	一、四四六、五二〇	五五七、七九三	八八八、七二七	〇・二五九九
同　三年	三、四六八、七一九	一、五五五、五二一	六〇〇、二三九	九五五、二八二	〇・二七五四
同　四年	三、四八三、二六六	二、四五五、九七七	五三二、六九八	一、九二二、八七九	〇・五五四九
同　五年	三、五一〇、一一〇	二、〇八八、〇五八	五〇七、九一四	一、五八〇、一四四	〇・四五〇二
同　六年	三、五六〇、〇五〇	二、六二八、〇〇二	五〇〇、二八八	二、一二七、七一四	〇・五九七六
同　七年	三、五八三、三九五	三、〇七〇、二五〇	四七八、二五一	二、五九一、九九九	〇・七二三三

右表に示すが如く本島住民の各階級を通じて常食とする油の消費量は年々增加の趨勢を示し其理由に至りては前掲第一節に敍述したるが如し猶將來に於ても益々常用に供せられ之が需要の增加あるべきは確然たる傾向あるものと認めらる。

五　貿　易

落花生の貿易は昔時より支那臺灣間に行はれたるものなるも輸出にありては三十年輸入にありては二十九年以前の稅關統計の據るべきものなきを以てその以降の材料に基き趨勢の一般を見るに次の如し。

即ち輸出は極めて不振の狀況を示し三十七八年に二十萬斤餘を出したる好況を呈したりしも其前後には頗る沈靜狀態にありて大正七年度には殆んど輸出杜絕を見るに到れり仕向先は主として南支那なり。

移出貿易は四十年より搬出せられたるも其量極めて少く殆んど論ずるの價値なきが如し惟ふに斯く島外への搬出額不振の原因は島內に於て食料用としての消費額增進せしが爲に外ならず。

明治三十一年以降大正八年迄の輸移出額を表示すれば左の如し。

落花生油

年次	輸出		移出	
	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)
明治三十一年	二、五八〇	二六八	—	—
同　三十二年	二七、〇九五	二、七一〇	—	—
同　三十三年	—	—	—	—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同三十四年	一四八、六八七	一七、八三四	—	—
同三十五年	一三五、七五五	一四、八一七	—	—
同三十六年	六八九	八九	—	—
同三十七年	二三〇、五七四	二七、六一九	—	—
同三十八年	二一六、三三八	二九、一〇〇	—	—
同三十九年	八、一八三	九九九	—	—
同四十年	一、六二七	二四一	一、三四〇	一六〇
同四十一年	一、七九六	三三〇	一、九一〇	二三〇
同四十二年	一三、三三八	一三、四〇一	六〇〇	六〇
同四十三年	二三、九八九	二、七〇一	一六、七〇〇	二、〇〇〇
同四十四年	二、〇四〇	三三九	—	—
同四十五年 大正元年	三三、七五三	三、八一八	一〇〇	一五〇
同二年	一七、一八九	二、六七三	—	—
同三年	一一、二六六	一五九	三〇	一
同四年	—	—	—	—
同五年	二五	五	五、三〇〇	六〇〇
同六年	一、〇七三	二一五	一〇〇	一五
同七年	二二	一	—	—
同八年	二一六、九六四	六五、三七八	五九、五四〇	八、五九四
同九年	二五四、七六七	八五、〇九七	一、八七五	六六九

顧て本品の輸移出狀況を精細に見るに三十年三十一年に百萬斤を取引したる以後漸次減退の歸趨を示し大正二年には實に百六十八斤の小量に過ぎざりき爾來年々貿易額の増進を來したるも四十一年前のそれに及ばざること遠しされど大正八、九年度輸出に於て俄然として二十萬斤を又移出に於ては大正八年度五萬斤を突破するに至れり然るに昨年度は內地油界不況の爲頗る減退して一千八百七十五斤を計上したり而して輸出仕出地は南支福州第一にして汕頭溫州及厦門之に次ぐ而して將來需要增加の傾向にあれば島內產のみを以て到底充足し得ざる狀態にあり專ら山東產の落花生油を輸入增進に努力せんか其の補給策として極めて有利なるべしと思はる山東は戰時中米國に輸出したるの盛況を呈したりしも近來米國は國內自給策を執りしの結果之が需要漸く減少の傾向を示したりされば山東は今後何れにか販路を開拓せざるべからざる機運に到來したり此際我が臺灣をして此の原料を輸入したる上一大油工業地化せしむる實現の期遠きにあらざるを思ふ。

移入額は領臺當時より今日に到るまで全然絶無の狀態なり今輸入額を表示すれば左の如し。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

落落生豆油

年別	輸入數量（圓）	輸入價格（斤）
明治二十九年	二五八、一七七	二四、五七四
同　三十年	一、〇八四、七五六	二九、一四三
同　三十一年	一、〇七七、五四一	一三三、三六九
同　三十二年	七三五、八三三	九五、五四九
同　三十三年	三五〇、五五九	四六、四八一
同　三十四年	六六、二三六	九、四六一
同　三十五年	六六、〇七〇	八、二七三
同　三十六年	七〇、三五六	九、八〇九
同　三十七年	八、八四七	一、三一三
同　三十八年	五一、四六二	六、五九九
同　三十九年	一八〇、九三五	二四、五五〇
同　四十年	二五、四一六	四、〇三三
同　四十一年	二三、九八九	二、七一四
同　四十二年	三〇八	三五
同　四十三年	一七六	三〇
同　四十四年	二、三三三	三五三
同四十五年大正元年	二六〇	四九
大正二年	一六八	三五
同　三年	七六八	一六三
同　四年	一七七、三一四	二四、七三四
同　五年	六、三二五	一、一三〇
同　六年	二、六五八	六〇四
同　七年	一七、六八〇	六、七七七
同　八年	一、七六八	六七二
同　九年	一三九、九七三	四三、一〇八

右に因つて是れを觀れば領臺以降數年は輸入額百萬斤に達したることありしも爾後年々減退の傾向にあり惟ふに之れ本島產油の自產自給の域に達したるの證左なりとす。

六　相　場

落花生油の相場は固より需給の關係に據りて變動し最近數年間は槪して昂騰の趨勢を示せり今其騰貴原因に就き調査するに凡そ下の諸點に歸するが如し

一、食用として油の消費頓に增加したること。

二、地代若くは小作料騰貴したること、

三、原料收穫までに要する勞賃は云ふまでもなく製油勞賃及原料供給地より製油場までの運賃及諸掛りの昂騰註、二、三項に述べたる所謂生產費の暴騰に因る。

四、臺灣に於ける適地は旣耕地多くしかも糖業の旺盛により落花生耕作の充分ならざること。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五、油業者の暴利を貪ること。

要するに敍上の如くなるが其他本品を左右するものは原料栽培上天候の善惡及原料の運送力の如何も油價に影響する所尠少ならざるが如し。落花生の出廻時期は九月より翌年二月を以て最も盛なりとするも該時期は概して臺灣產の大宗たる第二期米砂糖及石炭の出廻期に相當せるを以て臺車貨車の拂底を生ずること多く往々原料の輸送停滯することあり從つて市場との調節困難なるにも多少基因するが如し。

臺灣に於ける相場は油の集散及取引關係の如何に依り必ずしも一定せずと雖概して大稻埕の相場を標準として變動するもの丶如し。

今明治四十四年以後に於ける相場(車別)次の如し。

重量は百斤建相場は圓單位とす。

(第一表)年別相場表

明治四十四年	一九・一三	大正元年	二〇・〇八
大正二年	二〇・四九	同三年	一八・七七
同四年	一七・六九	同五年	一八・四五
同六年	二五・〇四	同七年	三三・六八
同八年	三四・三九		

更に各市場に於ける明治四十四年以後の相場左の如し。

備考　重量百斤建、相場は圓單位なり

明治四十四年

月別＼地別	臺北	基隆	宜蘭	新竹	彰化	嘉義	臺南	平均
一月	一八・八〇	一八・八〇	一九・二五	一七・〇〇	一六・〇〇	二一・二〇	—	一八・三八
二月	一九・二〇	一九・〇〇	一九・二〇	一七・〇〇	一七・五〇	二一・二〇	—	一八・八五
三月	二〇・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一八・四〇	一九・〇〇	二一・六〇	—	一九・四八
四月	二〇・六〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一八・四〇	二〇・〇〇	二一・〇〇	—	一九・六五
五月	二一・〇〇	一九・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二一・五八	二一・〇〇	—	二〇・四二
六月	二三・〇〇	一九・六〇	二〇・〇〇	一九・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	—	二〇・四二
七月	一八・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	一九・〇〇	二二・〇〇	二一・〇〇	—	二〇・〇〇
八月	一八・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	一九・〇〇	二一・〇〇	二〇・五〇	—	一九・七五
九月	二〇・〇〇	一八・〇〇	二〇・〇〇	一九・〇〇	二〇・〇〇	二一・五〇	—	一九・七五
十月	二〇・〇〇	一八・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	一九・〇〇	二一・五〇	一六・二〇	一九・二四
十一月	一八・〇〇	一七・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	一九・〇〇	二一・〇〇	一六・二〇	一八・四三
十二月	一八・八〇	一七・〇〇	二一・〇〇	二〇・〇〇	一九・五〇	二〇・五〇	一六・二〇	一八・七三
平均	一九・一九	一八・六三	一九・七九	一八・九〇	一九・六三	二一・〇八	一六・二七	一九・四三

明治四十五年(大正元年)

月別＼地別	臺北	基隆	宜蘭	新竹	彰化	嘉義	臺南	平均
一月	一八・六〇	一九・〇〇	二一・六〇	二〇・〇〇	一九・六〇	二〇・六〇	一六・二〇	一九・〇〇
二月	一五・〇〇	二三・〇〇	二一・六〇	二一・〇〇	一九・五〇	二〇・二〇	一六・二〇	一九・六六
三月	一九・〇〇	二三・〇〇	二一・六〇	二一・〇〇	二〇・〇〇	二〇・二〇	一六・二〇	二〇・〇一

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地別＼月別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	一九・〇〇	一九・〇〇	二〇・五〇	二〇・九〇	一九・六〇	一九・〇〇	一七・〇〇	一八・八〇	一九・六〇	一九・〇九
基隆	二三・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二三・〇〇	二三・二〇	二三・〇〇	二三・〇〇	二三・〇〇	二一・〇〇	二一・九八
宜蘭	二三・〇〇	二〇・〇〇	二三・〇〇	二三・〇八	二三・〇八	二三・一〇	一九・八〇	一九・六〇	一九・六〇	二一・一五
新竹	二一・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇
彰化	二〇・〇〇	二一・〇〇	二〇・〇〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二一・〇〇	二〇・〇〇
嘉義	二〇・六〇	二〇・四〇	二〇・四〇	二〇・六〇	一九・五〇	二三・〇〇	二三・五〇	二三・〇〇	二一・八〇	二〇・八八
臺南	一六・三〇	一六・八〇	一六・九〇	—	—	—	—	—	—	一六・四八
平均	二〇・一六	一九・七四	二〇・一一	二〇・六五	二〇・三三	二〇・六〇	二〇・二三	二〇・四〇	二〇・六五	二〇・〇八

大正二年

地別＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	二〇・〇〇	二三・〇〇	二〇・五〇	一八・〇〇	一七・五〇	一八・二〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一九・三九
基隆	二三・〇〇	二三・〇〇	二三・〇〇	二一・〇〇	二三・〇〇	二三・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二〇・〇〇	二三・〇〇	二〇・〇〇	二一・〇〇
宜蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新竹	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二一・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇
彰化	二一・五〇	二三・五〇	二三・五〇	二三・五〇	二三・〇〇	二三・五〇	二三・五〇	二三・〇〇	二三・〇〇	一九・七三	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二一・八五
嘉義	二一・五〇	二一・二〇	二一・二〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・八〇
臺南	—	—	—	—	—	—	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇
平均	二〇・九〇	二一・〇四	二一・〇四	二〇・八〇	二一・〇〇	二一・八〇	二〇・六七	二〇・一七	一九・七五	一九・三三	一九・六七	一九・六七	二〇・四九

大正三年

地別＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	一九・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	二〇・五〇	二一・〇〇	二一・〇〇	一九・五〇	一九・五〇	一七・五〇	一九・五〇	一八・五〇	[illegible]
基隆	—	—	—	—	—	一八・五〇	—	一八・〇〇	一八・〇〇	—	—	—	[illegible]
宜蘭	一八・〇〇	一八・〇	一八・〇〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・三三	一七・五〇	一七・五〇	一七・一〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	[illegible]
新竹	二一・〇〇	二一・〇〇	一九・〇〇	一八・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	[illegible]
彰化	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・五〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二〇・五〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	[illegible]
嘉義	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇
臺南	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	—	一八・〇〇
打狗	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	—	一八・〇〇
平均	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

大正四年

地別＼月別	一月
臺北	一八・〇〇
基隆	—
宜蘭	一六・〇〇
新竹	一八・〇〇
彰化	一八・〇〇
嘉義	二〇・〇〇
臺南	一八・〇〇
平均	一八・〇〇

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一五・六〇	一五・六〇	一六・〇〇	一六・五〇	一七・二四
	—	一五・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一六・五〇	一八・七〇	一八・〇〇	一五・〇〇	一七・五〇	一七・五〇	一五・五〇	一六・七七
	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・一〇	一六・一〇	一六・一〇	一六・二〇	一六・二〇	一六・〇六
	一九・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一五・〇〇	[illegible]・五〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一五・〇〇	一七・四六
	一八・〇〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・五八
	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一四・五〇	一四・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一八・五〇
	一七・五〇	一七・〇〇	一六・五〇	一六・五〇	一六・五〇	一六・八〇	一六・八〇	一六・八〇	一六・八〇	一六・八〇	一六・八〇	一六・九〇
	一八・〇七	一七・五〇	一七・七二	一七・七二	一七・五〇	一七・九七	一七・〇六	一五・五七	一六・五七	一七・〇七	一六・四[illegible]	一七・三九

大正五年

地別＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	一六・八〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・八〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一七・五〇	一七・二〇	一七・二〇	一八・〇〇	二三・〇〇	二三・〇〇	一八・四[illegible]
基隆	一五・〇〇	一五・五〇	一六・〇〇	一八・〇〇	一八・五〇	一七・〇〇	一八・〇〇	一八・三三	一八・五〇	一九・〇〇	二六・〇〇	二五・五〇	一八・九八
宜蘭	一六・二二	一六・二二	一六・二二	一六・二二	一六・二三	一六・二五	一六・二〇	一七・一〇	一七・〇〇	一七・〇〇	二九・五〇	二九・五〇	一八・四五
新竹	一六・五〇	一六・五〇	一七・四〇	一七・五〇	一七・五〇	一八・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一六・五〇	二三・〇〇	二五・〇〇	一八・〇〇
彰化	一七・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一七・五〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一七・四〇	一七・二〇	一七・二〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	一八・〇三
嘉義	一七・五〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	一八・〇〇	一九・〇〇	一八・〇〇	一六・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・五〇	二八・〇〇	二九・〇〇	一九・八〇
臺南	一六・八〇	一六・八〇	一六・八〇	一六・八〇	一七・八〇	一九・〇〇	一八・〇〇	一七・〇〇	一八・〇〇	二〇・〇〇	一九・五〇	一九・五〇	一八・〇三
打狗	一六・八〇	一六・八〇	一六・八〇	一六・八〇	一七・八〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一七・〇〇	一八・〇〇	二〇・〇〇	二一・〇〇	一九・二〇	一八・〇[illegible]
平均	一六・六四	一七・一五	一七・七二	一七・四九	一七・八五	一七・六六	一七・五四	一七・三四	一七・六[illegible]	一八・五[illegible]	二五・四八	二五・四五	二〇・四[illegible]

大正六年

地別＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	二〇・〇〇	二一・〇〇	二三・五〇	二四・〇〇	二六・〇〇	二九・〇〇	二五・〇〇	二七・〇〇	二六・〇〇	二七・〇〇	二六・〇〇	三〇・〇〇	二四・八六
基隆	二〇・五〇	二〇・四〇	二一・五〇	二三・〇〇	二五・〇〇	二六・〇〇（澎湖産）	二六・五〇	二五・五〇	二五・五〇	二五・五〇	二八・五〇	二八・五〇	二六・八四
宜蘭	一八・〇〇	二〇・五〇	二〇・〇〇	二〇・五〇	二〇・五〇	二〇・五〇	二三・〇〇	二三・〇〇	二七・五〇	二八・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二三・五五
新竹	一九・〇〇	一九・〇〇	二〇・五〇	二一・〇〇	二五・〇〇	二五・五〇	二三・五〇	二五・〇〇	二六・〇〇	二六・〇〇	二七・五〇	二六・〇〇	二三・五五
臺中	一八・二〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二八・〇〇	二八・五〇	二八・五〇	二八・五〇	二五・[illegible]
嘉義	二〇・五〇	二三・〇〇	二四・〇〇	二五・〇〇	—	三〇・〇〇	二五・〇〇	二六・〇〇	三一・〇〇	二六・〇〇	三〇・〇〇	三一・〇〇	二六・六八
臺南	二二・〇〇	二三・〇〇	二四・〇〇	二六・〇〇	二八・〇〇	二六・〇〇	二六・〇〇	二七・五〇	二七・〇〇	二七・〇〇	二七・〇〇	三〇・五〇	二五・九一
打狗	二二・〇〇	二五・〇〇	二四・〇〇	二六・五〇	二八・五〇	二六・〇〇	—	—	—	—	—	—	二五・〇〇
平均	二〇・〇八	二二・三六	二二・九九	二五・〇〇	二四・五〇	二五・二六	二七・二一	二七・五七	二七・八八	二七・三二	二八・九九	二八・四六	二五・〇四

大正七年

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

月別＼地別	臺北	基隆	宜蘭	新竹	臺中	嘉義	臺南	打狗	平均
一月	三五・〇〇	宜蘭 二八・七〇	三五・〇〇	二八・〇〇	二八・五〇	三三・〇〇	三三・〇〇	—	三〇・四四
二月	三六・〇〇	—	三六・〇〇	三〇・〇〇	—	三七・〇〇	三九・〇〇	—	三五・四〇
三月	三五・〇〇	—	三六・〇〇	三九・〇〇	三五・〇〇	三八・〇〇	三七・〇〇	—	三五・八五
四月	三五・〇〇	宜蘭 二八・九〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三四・五〇	三八・〇〇	三五・〇〇	—	三四・七七
五月	三六・〇〇	〃 二八・七〇	三五・〇〇	三五・〇〇	三五・五〇	三六・〇〇	三八・五〇	—	三四・三五
六月	三五・〇〇	〃 二八・六〇	三五・〇〇	三四・〇〇	三五・五〇	三二・〇〇	三六・〇〇	二七・〇〇	三一・二四
七月	三五・〇〇	二八・七〇	四〇・〇〇	二八・〇〇	三五・〇〇	三二・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三二・〇九
八月	三四・〇〇	三五・七〇	二八・八〇	三三・〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇	三〇・五〇	三〇・五〇	三二・一九
九月	三四・五〇	三五・七〇	三七・〇〇	三二・〇〇	三七・〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇	三四・三三
十月	三四・〇〇	三六・五〇	三一・〇〇	三二・〇〇	三七・〇〇	三五・五〇	三五・〇〇	三五・〇〇	三五・三四
十一月	三二・〇〇	三五・七〇	三四・〇〇	三一・〇〇	三七・〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇	三五・三四
十二月	三五・五〇	三五・五〇	三五・〇〇	三〇・〇〇	三七・〇〇	三五・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇	三五・〇〇
平均	三五・九二	三一・一九	三五・六七	三二・六七	三五・〇〇	三四・一七	三五・二五	三一・二二	三五・三八

大正八年

月別＼地別	臺北	基隆	宜蘭	新竹	臺中	嘉義	臺南	打狗	平均
一月	三五・五〇	三五・七〇	三四・〇〇	三五・〇〇	三七・〇〇	三五・〇〇	三〇・五〇	三一・〇〇	三三・一九
二月	三〇・〇〇	三六・五〇	三四・〇〇	三一・七〇	三七・〇〇	三三・〇〇	二八・〇〇	二八・五〇	三一・八四
三月	二九・〇〇	三〇・七〇	三六・〇〇	二九・〇〇	三七・〇〇	三〇・〇〇	二八・〇〇	二八・五〇	三〇・五五
四月	二七・〇〇	三〇・七〇	三〇・〇〇	二九・〇〇	三七・〇〇	三〇・〇〇	二九・〇〇	二九・五〇	三〇・三八
五月	二八・〇〇	四〇・七〇	三一・〇〇	二九・〇〇	三七・〇〇	三〇・〇〇	二九・〇〇	二九・五〇	三〇・二六
六月	二七・〇〇	三〇・七〇	三三・〇〇	三六・〇〇	三八・〇〇	三六・〇〇	三〇・〇〇	三〇・五〇	三〇・七八
七月	三三・〇〇	三〇・〇〇	三六・〇〇	三五・〇〇	三九・〇〇	三四・〇〇	三三・〇〇	三三・五〇	三四・三六
八月	三四・〇〇	三六・八〇	四〇・〇〇	三五・〇〇	三九・〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇	三三・五〇	三五・一六
九月	三二・〇〇	三六・八〇	四〇・〇〇	三四・〇〇	三六・〇〇	三三・〇〇	三四・〇〇	三五・〇〇	三五・一〇
十月	三二・〇〇	三六・八〇	三八・〇〇	三四・〇〇	三六・〇〇	三二・〇〇	三四・〇〇	三五・〇〇	三五・一〇
十一月	三二・〇〇	三八・八〇	四三・〇〇	三三・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇	三六・〇〇
十二月	三八・〇〇	三八・四〇	四五・〇〇	三三・〇〇	三八・〇〇	三七・〇〇	三九・〇〇	三八・〇〇	三八・三六
平均	三一・七九	三五・九九	三六・〇〇	三三・〇五	三七・二五	三三・二五	三一・九九	三一・九六	三三・三九

（追加）前稿最後に左の一表を脱したるにより補足す。

大正八年落花生相場（基隆市場ものは宜蘭産無殼なり）

月別＼地別	臺北	基隆	宜蘭	新竹	臺中	嘉義	臺南	打狗	平均
一月	八・七〇	一七・四〇	五・五〇 仁 六・五〇	嘉義産 八・〇〇	八・五〇	七・五〇	七・五〇	七・五〇	一一・七三
二月	九・〇〇	一七・四〇	七・五〇	八・五〇	八・五〇	七・七〇	六・八〇	六・七〇	九・九九
三月	—	一七・四〇	殼付 七・五〇	九・〇〇	八・五〇	七・〇〇	六・八〇	六・七〇	九・九九
四月	—	一七・五〇	四・五〇	九・〇〇	八・五〇	七・〇〇	六・五〇	六・五〇	九・八〇
五月	—	一七・六〇	四・五〇	九・〇〇	九・〇〇	七・四〇	六・四三	六・四〇	九・九九
六月	七・〇〇	一七・五〇	五・〇〇	八・〇〇	九・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	九・六〇
七月	七・〇〇	一七・五〇	五・五〇	七・五〇	九・五〇	七・六〇	七・八〇	七・八〇	九・八三
八月	七・〇〇	一四・五〇	六・五〇	七・五〇	九・六〇	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	一〇・八一
九月	八・〇〇	一五・五〇	六・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇	八・五〇	八・五〇	八・五〇	一一・四四
十月	九・〇〇	一五・五〇	六・五〇	九・〇〇	一二・〇〇	八・五〇	九・〇〇	九・五〇	一一・八八
十一月	九・〇〇	二〇・〇〇	七・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	九・五〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇
十二月	一〇・五〇	二〇・〇〇	九・〇〇	一三・〇〇	一四・〇〇	九・五〇	一一・五〇	—	一三・一〇
平均	八・二五	一六・〇二	七・三六	八・八八	九・八四	七・九三	八・〇三	七・六八	一一・〇七

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣工場統計（其一）原動力種類別（大正八年末）　商工課調査

機械及器具工場

		機械製造及修理業 原動機及其附屬機械類其他	器具製造業 農具及物其他	器具製造業 電氣器具其他	金屬品製造業 鍋釜其他鑄物	金屬品製造業 バケツ及罐類	金屬品製造業 車輪建築用金物其他	金屬品製造業 錫箔及鉛板	金屬品製造業 琺瑯鐵器	自轉車鍍金及修理業	計
工場數	原動力ヲ使用スルモノ	一六	一	一	七	一	二三	三	—	一	五三
工場數	原動力ヲ使用セザルモノ	八	二三	—	一	六	三	五	一	—	四七
工場數	計	二四	二四	一	八	七	二六	八	一	一	一〇〇
汽力 汽機	機關數	八	—	—	—	—	—	—	—	—	八
汽力 汽機	馬力	四八六·〇	—	—	—	—	—	—	—	—	四八六·〇
汽力 蒸汽タービン	機關數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
汽力 蒸汽タービン	馬力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瓦斯發動機	機關數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瓦斯發動機	馬力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石油發動機	機關數	三	—	—	—	一	—	—	—	—	四
石油發動機	馬力	一一·〇	—	—	—	二·〇	—	—	—	—	一三·〇
水力 タービン式水車	機關數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水力 タービン式水車	馬力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水力 ペルトン式水車	機關數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水力 ペルトン式水車	馬力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水力 日本形水車（本島形ヲ含ム）	機關數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水力 日本形水車（本島形ヲ含ム）	馬力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電動機 自家發電	機關數	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一
電動機 自家發電	馬力	八·〇	—	—	—	—	—	—	—	—	八·〇
電動機 他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノ	機關數	二九	一	二	一三	—	三	四	—	一	五三
電動機 他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノ	馬力	一三七·五	一·〇	六·〇	二八·〇	—	四八·〇	七·〇	—	三·〇	二三〇·五
牛畜使用頭數		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

染織工場

		織物業 木綿	織物業 芭蕉布	織物業 帶	織物業 麻袋帆布包布其他	製綿業 打直	染色業 木綿	編物業 靴下	計
工場數	原動力ヲ使用スルモノ	一	—	—	一	三	—	—	五
工場數	原動力ヲ使用セザルモノ	二	六	一〇	—	—	四四	二	六四
工場數	計	三	六	一〇	一	三	四四	二	六九
汽力 汽機	機關數	一	—	—	—	—	—	—	一
汽力 汽機	馬力	一三·〇	—	—	—	—	—	—	一三·〇
汽力 蒸汽タービン	機關數	—	—	—	—	—	—	—	—
汽力 蒸汽タービン	馬力	—	—	—	—	—	—	—	—
瓦斯發動機	機關數	—	—	—	—	—	—	—	—
瓦斯發動機	馬力	—	—	—	—	—	—	—	—
石油發動機	機關數	—	—	—	—	—	—	—	—
石油發動機	馬力	—	—	—	—	—	—	—	—
水力 タービン式水車	機關數	—	—	—	一	—	—	—	一
水力 タービン式水車	馬力	—	—	—	二〇〇·〇	—	—	—	二〇〇·〇
水力 ペルトン式水車	機關數	—	—	—	—	—	—	—	—
水力 ペルトン式水車	馬力	—	—	—	—	—	—	—	—
水力 日本形水車（本島形ヲ含ム）	機關數	—	—	—	—	—	—	—	—
水力 日本形水車（本島形ヲ含ム）	馬力	—	—	—	—	—	—	—	—
電動機 自家發電	機關數	—	—	—	二	—	—	—	二
電動機 自家發電	馬力	—	—	—	一〇〇·〇	—	—	—	一〇〇·〇
電動機 他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノ	機關數	一	—	—	—	三	—	—	四
電動機 他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノ	馬力	一五·〇	—	—	—	五·〇	—	—	二〇·〇
牛畜使用頭數		—	—	—	—	—	—	—	—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

化學工場

業種	品目																						
窯業	陶磁器	一	七	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	五・〇	一
	硝子製品	—	七	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	石灰	—	一八	一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	骸炭	—	九	九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	煉瓦、水甕、土管其他	四	一七	一〇一	一	二五〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	四〇〇・〇	一三〇
	セメント	一	—	一	一	五〇〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一八	一,〇〇〇・〇	—
發火物製造業	爆竹煙火燐寸	二	二	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	六・〇	—
製油業	落花生胡麻	一六	一二五	一四八	一	六・五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	?	—	—	二	二五・〇	一五六
	芳香油	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
樟腦製造業	工業用樟腦及樟腦油	一	一	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	五・〇	—
顏料業	臺灣白粉	一	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一・〇	—
工業用酒精其ノ他		三	—	三	三五	一,〇八〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	八・〇	—	—	—
人造肥料製造業		四	一	七	一	一五・〇	—	—	一	二四・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	二一・〇	—
曹達灰製造業		一	—	一	一	五〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	三五・〇	—
炭化石灰製造業		一	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一五六・〇	—
製藥業	カフエイン	一	—	一	一	五・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	古柯鹽	一	—	一	—	—	—	—	—	—	一	五・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製紙業	美濃紙牛紙塵紙竹紙包紙	一	四八	四九	六	四四・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五
染料業	リマエキス	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	植物染料	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		四四	五三九	五七三	五三	二,二四〇・五	—	—	一	二四・〇	一	五・〇	—	—	—	—	一	?	二	八・〇	四六	一,五四八・〇	四三三
	清酒紅酒米酒燒酎泡盛藥酒糖蜜酒其他	三	二〇	三三	二	一四七・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	三五・〇	八
	醬油	—	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

飲食物工場 釀造業 味噌	白油	醤油及味噌	紅油	製糖業 含蜜及分蜜糖	赤糖	製茶業 烏龍包種緑茶紅茶	籾摺及精米業	製粉業 米豆小麥	澱粉業 甘藷アロールート	製麺業 米粉	麺線	菓子製造業 蜜餞ビスケットパン飴生干菓子其他	罐詰業 鳳梨其他	水産品製造業 鰹節	鹽精製業	鹹酸甜製造業	飲料水業 サイダーラムネシトロンイチゴ蜜	玄米乳製造業	豆腐製造業	計	印刷製本業	印刻業
—	一	二	—	三六	六	五	六九一	五四	三〇	二	四	二	五	六	—	—	二	—	一	[illegible]	一〇	—
二	—	七	五	一〇〇	二	九六	九	—	一三	二一	三	二〇	四	一五	一	一	二	一	—	三二二	一〇	一
五	一	九	五	二九	八	一〇一	七〇〇	二四	一八	二七	一六	二九	七	二	一	一	四	一	一	一、五五四	五四	一
—	—	—	—	二〇四	七	五	一〇五	—	一	—	—	一	一	一	—	—	—	—	—	三六八	—	—
—	—	—	—	三一、二一八・九	四五六・〇	四六・三	五九〇・〇	—	一〇・〇	—	—	五・〇	五・〇	五・〇	—	—	—	—	—	三二、七八〇・四	—	—
—	—	—	—	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七	—	—
—	—	—	—	一、五八六・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、五八六・〇	—	—
—	—	—	—	二	—	—	二	二	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七	—	—
—	—	—	—	二五・〇	—	—	二〇・〇	二一・五	一〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六一・五	—	—
—	—	—	—	一六	—	—	六七	一	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八七	—	—
—	—	—	—	一六七・〇	—	—	二六六・二	〇・五	二三・五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四五四・七	—	—
—	—	—	—	一	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	—
—	—	—	—	一五・〇	—	—	—	四八・〇	五・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六六・〇	—	—
—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—
—	—	—	—	二〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇・〇	—	—
—	—	—	—	—	五	—	八八	—	—	二	五	—	—	—	—	—	—	—	—	九八	—	—
—	—	—	—	—	?	—	?	—	—	?	?	—	—	—	—	—	—	—	—	?	—	—
—	—	—	—	二一四	—	一	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二一六	—	—
—	—	—	—	六、一六四・三	—	四・〇	—	一・五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六、一六九・八	—	—
—	一	二	—	八	二	—	四四	三六	四	一	二	一	—	四	—	—	二	—	一	三四五	二三	—
—	一・〇	五・〇	—	三〇五・〇	一九五・〇	—	七六七・五	九三・〇	三六・〇	五・〇	五・〇	一・〇	—	八・〇	—	—	二・〇	—	一・〇	一、四三五・五	四九・五	—
—	—	—	—	五、二〇一	一八	—	一〇	—	—	—	五	—	—	—	—	—	—	—	—	五、二四〇	—	—

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

雑	工	場																					
紙製品業		木竹草藁類製造業										装身具業	皮革製造業	雑業									
金銀紙	紙箱	製材其他	算盤卓子椅子寝臺其他	茶箱煙草箱及セメント樽	棺及桶	籐籠	竹器（煙草吹口）	竹輪	草履蓙疊表其他	叺及藁縄	席藁縄	酒精用箱	指環簪耳飾腕輪鎖其他	西洋形及支那形靴其他	洋服	本島人服	帽子	防水布	蓮草造花	線香	コンクリート製品	足袋	サイザル繊維
—	—	三	—	七	—	—	一	—	—	二	二	一	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	一
二一	四	一三	一八	二二	一〇	四	—	一	三	六	[illegible]	—	二九	二六	一六	四	二	二	一	五	五	[illegible]	—
二一	四	一六	一八	二九	一〇	四	一	一	三	八	[illegible]	一	二九	二六	一六	四	二	二	[illegible]	六	五	[illegible]	[illegible]
—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一
—	—	三五・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四八・〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	三五・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	六	—	七	—	—	一	—	—	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—
—	—	三三・〇	—	一七・〇	—	—	一・〇	—	—	四・〇	六・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二・〇	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

玉石（大理石及スレート）製品業	—	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	四三	二三八	二八一	三	一〇四・〇	—	—	二	五七・〇	—	—	—	—	—	—	四	?	—	—	二三	三一一・三	—
特別工場 製氷業	六	—	六	五	四二七・〇	一	六〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	二〇七・五	—
電氣業	一四	—	一四	四	六六七・〇	一	一、三七〇・〇	八	七〇〇・〇	一	三・〇	一〇	五、七七三・〇	—	—	—	—	二	八七・九	—	—	—
瓦斯業	一	—	一	二	一〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酸素業	一	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	四三・五	—
船舶車輛製造業 船舶	四	二	六	一	四〇・〇	—	—	—	—	二	二七・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	四	二六・〇	—
船舶車輛製造業 荷車	—	八	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木材防腐	一	—	一	一	六〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	七・〇	—
計	二六	一〇	三六	一三	一、二一〇・〇	二	一、四三〇・〇	八	七〇〇・〇	三	三〇・〇	一〇	五、七七三・〇	—	—	—	—	二	八七・九	一三	二八四・〇	—
總計	一、〇〇四	一、二四〇	二、二四四	四一八	三六、六〇一・九	九	二、九三六・〇	一八	九七〇・三	九一	五〇一・七	一三	六、一三六・〇	二	二〇・〇	一〇四	?	二二三	六、三四七・七	七一六	三、八四三・六	三、九六三

臺灣工場統計（其二）職工及勞働人夫（大正八年）

商工課調査

工場ノ種類	直接作業ニ從事スル者 內地人 男	內地人 女	本島人 男	本島人 女	外國人 男	外國人 女	計 男	計 女	計	勞働人夫 內地人 男	內地人 女	本島人 男	本島人 女	外國人 男	外國人 女	計 男	計 女	計	總計	一箇年間就業日數	一日就業時間
機械及器具 機械製造及修理業 原動機及其附屬機械類其他	一八二	—	六七二	九	四八	—	九〇二	九	九一一	四	—	四〇	二	一	—	四五	二	四七	九五八	二九三	九・八
器具製造業 農具及物其他	—	—	四七	—	五六	二	一〇三	二	一〇五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇五	二六六	九・三
器具製造業 電氣器具其他	二	—	二八	—	—	—	三〇	—	三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇	三四八	一〇・〇
鍋釜其他鑄物	二	—	一四二	六	七〇	—	二一四	六	二二〇	—	—	三七	二	—	—	三七	二	三九	二五九	三三三	一一・〇
バケツ及罐類	二	—	五二	—	六	—	六〇	—	六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六〇	二九八	一〇・〇

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

具工場：金屬品製造業 車輪類鐵用金物其他	鍋釜及鉛板	鉄葉細工器	自轉車鈑金及修理業	計	染織工場：織物業 木綿	莚蓆	帶	麻袋帆布包布其他	製綿業 打直	染色業 木綿	編物業 靴下	計	化學：窯業 陶磁器	硝子、製品	石灰	煉炭	煉瓦瓦水甕土管其他	セメント	燐火物製造業 竹煙火燐寸	製油業 落花生胡麻	芳香油	樟腦製造業 工業用樟腦及樟腦油
[illegible]	—	—	一	[illegible]	—	—	—	—	一	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	一	—	—	一〇	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	六	—	—	—
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
—	[illegible]	二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—
—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	八	八	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	[illegible]	[illegible]	[illegible]
—	[illegible]	二	一	三	[illegible]	[illegible]	一	[illegible]	一	—	[illegible]	[illegible]	二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	八	—	—	一	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
[illegible]	一	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	八	—	八	[illegible]	八	[illegible]	八	一、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	—	—	—	六	—	—	—	—	—	六	—	六	[illegible]	—	一	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	[illegible]	—
—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	八	—	八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八	一、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	—	—	—	六	—	—	—	—	—	六	—	六	[illegible]	—	一	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	[illegible]	—
二	[illegible]	—	—	一〇	—	—	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八	一、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	六、[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	一〇・〇	一〇・〇	—	[illegible]	[illegible]	一〇・[illegible]	一〇・〇	八・[illegible]	[illegible]	八・〇	—	[illegible]	[illegible]	一〇・〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一〇・〇	八・〇	[illegible]

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

工場										
顔料業（臺灣白粉）	工業用酒精其ノ他	人造肥料製造業	曹達灰製造業	炭化石灰製造業	製藥業 カフエイン	製藥業 古柯鹼	製紙業（美濃紙牛紙塵紙竹紙包紙）	染料業 リマエキス	染料業 植物染料	計
—	三八	一五	七	二五	四	五	三八	二	七	五六五
—	—	一	—	—	—	—	三五	—	—	二四
二	一九	四三	六	三五	六	四	四三	四	七〇	七,〇一二
—	五	一六	—	五	六	—	一一	一〇	一〇	一,三六二
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一
二	二八	七七	二五	四五	一〇	七	五四	六	七七	七,四〇七
—	五	一七	—	五	六	—	四四	一〇	一〇	一,一三八
二	二八	四一	二五	四七	二八	七	五八	二八	一〇五	八,五九五
—	二五	—	—	—	—	—	—	—	四	一〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	二九	一三	一	一七	—	五	一〇〇	—	二〇	二,五一九
—	一六	—	五	五	—	五	—	—	二六	二,二一一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	六四	二九	一	一七	—	五	一二〇	—	五四	二,五四五
—	一六	—	五	五	—	五	—	—	二六	二,二一一
—	八〇	一六	九	六二	—	一〇	一三〇	—	五六	二,九五五
一二	二一二	九三	一一	六六	一二〇	一五	六二八	一六	一六五	一一,五七八
一六〇	二九七	一三四	一六〇	八一	一七〇	一三二	一九六	一二一	一〇二	—
九・〇	一六・四	三・〇	一〇・〇	二三・〇	一〇・〇	一〇・〇	一三・五	一〇・〇	九・〇	—

飲食物											
釀造業 清酒紅酒米酒燒酎泡盛藥酒糖蜜酒其他	釀造業 醬油	釀造業 味噌	釀造業 白糖	釀造業 醬油及味噌	釀造業 紅糖	製糖業 含蜜及分蜜糖	製糖業 赤糖	製茶業（烏龍包種綠茶紅茶）	粗糧及精米業 精米業	製粉業（米豆小麥）	澱粉業（甘藷アロールート）
六五	四〇	—	四	六	—	一,八五五	三〇	五	三五	—	八五
四	—	—	—	—	—	九	—	—	六	—	二
一,〇〇七	三七	二	一五	三七	三七	九,〇三五	一三〇	三六六	二,六九七	一三	七〇
七〇	一	—	—	二	五	一一七	二	五,四〇五	二五七	四	一〇一
八	—	—	—	—	—	二	—	三六	六	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一,一〇八	四五	二	一七	二八	三九	一〇,九八六	一四五	八六七	一,六八八	一三	六五
七一	一	—	—	二	五	一一六	二	五,四〇五	二六〇	四	一〇五
一,一七三	四七	二	一七	七〇	四一	一一,〇一三	一六六	六,二六八	二,九四六	一一八	一六六
七	—	—	—	—	—	四〇	—	一	五	一	二
—	—	—	—	—	—	七	—	—	四	—	—
一,三一三	八	一	五	九	—	一〇,五二一	四六	一〇六	一七六	一二	六〇
七六〇	二	—	—	—	一	四一三	四	五	一六八	二	八三
—	—	—	—	—	—	—	—	四六	一	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一,三一四	八	一	五	九	—	一〇,八二一	四六	一七一	一七一	一五	八二
七六〇	二	—	—	—	一	四五九	四	七	一九一	二	八二
二,〇一四	一〇	一	五	九	一	一一,二七〇	五〇	一六八	八九六	一五	一六五
五,一八八	一〇二	三	二三	六九	四二	三三,二一四	二二六	六,四二五	五,八三一	一四六	五六二
一八九	五〇	一九	三五	二五	一八五	一七	一五	一六	一九二	二六	一七
一一・九	一〇・〇	一〇・二	八・〇	一〇・一	一四・〇	一二・六	一九・五	一〇・五	一〇・九	一三・六	九・五

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

工場																						
製麺業	米粉	—	—	一三	五	—	—	一三五	五	一五四	—	—	一	—	—	—	一	—	一	一五三	一八	一〇・〇
	麺線	—	—	八〇	五	三五	二	一〇八	七	一三一	—	—	二	—	—	—	四	—	四	一二一	一〇	一〇・八
菓子製造業	蜜餞ビスケットパン飴 生干菓子其他	六三	五	一〇二	九	八	—	四一	七	[illegible]	—	—	六	—	—	—	六	—	六	[illegible]	[illegible]	[illegible]
罐詰業	鳳梨其他	八	—	一五	四四	—	—	一五	四四	一〇	—	—	六	二	—	—	六	二	一五	一五	一八	一〇・一
水産品製造業	鰹節	三七	二四	一二	二八	—	—	四〇	四八	八八	七	四	二八	四	—	—	二八	八	三八	一、一三	七	一一・五
鹽精製業		四	—	九	—	—	—	二	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	[illegible]	[illegible]
鹹酸甜製造業		—	—	四	五	—	—	三	五	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	一四〇	一五・〇
飲料水業	サイダーラムネシトロン イチゴ蜜	—	一	一六	二三	—	—	一六	二四	四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇	一〇	一〇・〇
玄米乳製造業		五	—	二	—	—	—	五	—	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	一五	一〇・〇
豆腐製造業		—	—	二	—	—	—	一	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一五〇	八・五
計		二、五九七	六六	一二、四八四	六、五五五	五七二	二	二一、〇三五	六、五五七	二三、八一五	一四二	五五	一三、一〇六	一、四八七	四六	—	一三、五三九	一、五三三	一四、八六七	一六、六六六	—	—

雜																						
印刷製本業		二四	五	六三	八〇	—	—	一四六	八〇	八四	—	—	二	—	—	—	二	—	二	八四	一二三	一〇・四
印刻業		六	—	—	—	—	—	六	—	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	二〇	一〇・〇
紙製品業	金銀紙	—	—	一三二	三三	—	—	一七三	三三	二〇五	—	—	三	—	—	—	三	—	三	二〇八	一八四	一〇・三
	紙箱	九	二	九	九	—	—	一八	八	二六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二六	一八四	一〇・五
木竹草藁類製造業	製材其他	四三	一	六八	二三	—	—	一〇九	二六	一三五	三二	一	八〇	九	—	—	一一三	六	一三一	二五〇	一一〇	九・五
	箪笥卓子椅子寝臺其他	三四	—	七二	二七	四四	—	一五二	二七	一四三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四三	一五〇	[illegible]
	茶箱煙草箱及セメント樽	—	—	四七	一三	一八	—	四一	一三	四七	—	—	五	—	—	—	五	—	[illegible]	四七	一二	一〇・〇
	棺及桶	—	—	四〇	—	一八	—	五八	—	五八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	一〇	[illegible]
	藤籠	—	—	二六	七七	—	—	二六	七七	九三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九三	一五	九・〇
	竹器（煙草吹口）	—	—	五	四〇	—	—	五	四〇	四五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四五	一三	一〇・〇
	竹輪	—	—	九	三二	—	—	九	三二	四〇	—	—	九	三二	—	—	九	三二	四〇	八〇	一〇	一〇・〇
	草履蓆疊表其他	—	—	一二	七八	—	—	一二	七八	九〇	—	—	五	—	—	—	五	—	五	九五	一三	一〇・〇
	叺及藁縄	—	—	五	一五七	—	—	五	一五七	一六二	二	—	七	—	—	—	七	—	七	一六九	一八	[illegible]

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

	總計	持別工場 計	木材防腐	船舶車輛製造業（車輛）	船舶車輛製造業（船舶）	鐵工業(?)	瓦斯業	電氣業	製氷業	工場 計	玉石製品業（大理石及スレート）	雜業 サイザル纖維	雜業 足袋	雜業 コンクリート製品	雜業 線香	雜業 通草造花(?)	雜業 防水布	雜業 帽子	雜業 木島人形(?)	雜業 洋服	皮革製造業（西洋形及支那形鞄其他）	裝身具業（指環簪耳飾腕輪鎖其他）	酒精用[illegible]	[illegible]業
1	五、六二二	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	二	[illegible]	[illegible]
2	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—
3	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
4	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]
5	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—
6	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	—	—
7	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
8	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
9	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
10	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	—
13	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	—
17	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	—
19	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
20	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
21	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣工場統計（其三）職工賃錢原料消費高及ビ製造高（大正八年）商工課調査

工場ノ種類		職工一人一日ノ賃錢 十五歳未滿 内地人 男	同 内地人 女	同 本島人 男	同 本島人 女	同 外國人 男	同 外國人 女	十五歳以上二十歳未滿 内地人 男	同 内地人 女	同 本島人 男	同 本島人 女	同 外國人 男	同 外國人 女	二十歳以上 内地人 男	同 内地人 女	同 本島人 男	同 本島人 女	同 外國人 男	同 外國人 女	原料消費高	製造高 主産物價額	製造高 副産物價額	製造高 計
機械及器具工場	機械修理及ビ製造業 原動機及ビ其ノ附屬品機械類其他	〇・五四	—	〇・三七	—	—	—	一・二六	—	〇・五三	〇・三七	〇・三三	—	二・七〇	—	一・一八	〇・四四	一・五五	—	二一一・六五四	四六一・二二七	—	四六一・二二七
	器具製造業 農具及物其他	—	—	〇・三四	—	〇・三〇	—	—	〇・二〇	〇・六三	〇・三〇	—	—	—	—	一・〇八	—	一・三二	〇・二〇	四・五六六	三一・五一五	—	三一・五一五
	器具製造業 電氣機械其他	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・四〇	—	—	—	一・五〇	—	一・〇〇	—	—	—	四・二〇〇	一五・〇一五	—	一五・〇一五
	金屬品製造業 鍋釜其他鑄物	—	—	〇・三九	—	—	—	一・〇〇	—	〇・三〇	—	—	—	二・八〇	—	一・一〇	〇・三二	一・二六	—	五五・一九九	一二一・六七一	—	一二一・六七一
	金屬品製造業 バケツ及鑵類	—	—	—	—	—	—	一・〇〇	—	〇・二八	—	〇・一〇	—	—	—	一・一〇	—	一・四〇	—	四三・三三四	七三・五九八	—	七三・五九八
	金屬品製造業 車輪建築用金物其他	〇・四四	—	〇・四〇	—	—	—	一・〇〇	—	〇・六六	—	〇・八〇	—	二・四〇	—	一・一〇	—	一・二〇	—	三八・二六六	七〇・五四九	—	七〇・五四九
	金屬品製造業 銀箔及鉛板	—	—	〇・三〇	〇・一五	〇・三三	—	—	—	〇・五三	〇・四六	〇・四〇	—	—	—	一・一五	〇・二一	〇・八九	〇・五五	七一・五一〇	一〇四・六六八	—	一〇四・六六八
	金屬品製造業 琺瑯鐵器	—	—	〇・二七	—	—	—	—	—	〇・三二	〇・三二	—	—	—	—	一・四〇	〇・三三	—	—	一〇・五〇〇	二四・七八七	—	二四・七八七
	自轉車修理及ビ其ノ鍍金業	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・六〇	—	—	—	一・五〇	—	〇・九〇	〇・三三	—	—	一・八〇〇	五・一一五	—	五・一一五
	計	〇・九八	—	二・〇七	〇・一五	〇・六三	—	四・二六	〇・二〇	三・五五	一・二一	二・三三	—	一〇・一〇	—	一一・三一	一・九九	七・六九	〇・七五	四四一・八九七	八八一・七八五	—	八八一・七八五
染織工場	織物業 本綿織	—	—	—	〇・一〇	—	—	—	〇・三〇	〇・五八	〇・一七	—	—	—	〇・六三	〇・八四	〇・二九	—	—	四・七七〇	六・六六〇	—	六・六六〇
	織物業 帶	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・四〇	—	〇・一一	—	—	—	一・〇〇	〇・二〇	〇・六〇	—	三・八八〇	四・六〇〇	—	四・六〇〇
	織物業 芭蕉布	—	—	—	〇・一一	—	—	—	—	—	〇・二六	—	—	—	—	—	〇・二九	—	—	三・八六六	三・一八二	—	三・一八二
	織物業 帆布包布及袋	—	—	〇・三六	〇・二七	—	—	—	—	〇・二五	〇・一八	—	—	—	—	〇・七〇	〇・二六	—	—	四三九・五九一	六六二・〇一三	—	六六二・〇一三
	製綿業 打直	—	—	—	—	—	—	—	〇・三〇	〇・四〇	—	—	—	一・七〇	—	—	—	—	—	?	〇・九七五	—	〇・九七五
	染色業 木綿	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・四〇	—	—	—	—	—	〇・八〇	—	—	—	一五七・六七七	二八八・一〇〇	—	二八八・一〇〇
	編物業 靴下	—	—	〇・一五	〇・一四	〇・五〇	〇・一三	—	—	〇・四〇	〇・五五	〇・二三	—	二・七〇	—	一・〇〇	—	〇・六〇	〇・五〇	三一・四〇九	三九・九六九	—	三九・九六九
	計	—	—	〇・四〇	〇・五六	〇・六〇	〇・三三	—	〇・九〇	三・二二	一・三六	〇・九七	—	四・七〇	〇・六三	四・四六	一・一五	一・二〇	〇・一〇	六六七・九七一	九一〇・二一五	—	九一〇・二一五

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

區分	業種																						
化學工場 窯業	陶磁器	—	—	〇・五八	—	—	—	〇・八〇	—	〇・五九	〇・三〇	〇・八〇	—	三・〇〇	—	〇・九八	〇・四五	一・四〇	—	? 〇・八〇五	一四・五五〇	—	一四・五五〇
化學工場 窯業	硝石製品	—	—	〇・一八	〇・一二	—	—	一・三四	—	〇・六六	〇・三四	—	—	二・四六	—	〇・九三	〇・三二	—	—	六・四八三	八五・三四九	—	八五・三四九
化學工場 窯業	石灰	—	—	—	〇・一〇	—	—	—	—	〇・三四	〇・三一	—	—	二・一〇	一・三〇	一・一三	〇・七六	—	—	八・三〇三	四六・二六七	—	四六・二六七
化學工場 窯業	骸炭	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・六八	〇・四三	—	—	—	—	一・二八	〇・五九	—	—	四〇・一三五	一三九・〇四七	—	一三九・〇四七
化學工場 窯業	煉瓦瓦水甕土管	—	—	〇・四九	〇・五七	—	—	—	—	〇・七六	〇・六八	〇・一	—	一・〇四	—	一・〇五	〇・三三	一・四〇	—	五・四九六	三三・九七	—	三三・九七
化學工場 窯業	セメント	—	—	〇・三六	〇・六九	—	—	一・六九	—	〇・八八	〇・三六	—	—	三・一五	〇・八〇	一・三九	〇・六四	—	—	一〇六・六一八	一、三二一・〇一〇	—	一、三二一・〇一〇
化學工場	發火物製造業（爆竹煙火燐寸）	—	—	〇・二五	〇・一六	—	〇・二〇	—	—	〇・五七	〇・三三	—	—	一・八二	一・〇〇	〇・三三	〇・四五	〇・四七	—	三一・〇〇〇	五一・二三四	—	五一・二三四
化學工場	製油業（落花生胡麻芳香油）	—	—	〇・五七	—	—	—	—	—	〇・一九	〇・三三	—	—	—	—	〇・八九	〇・六七	—	—	一五一・五五七	一五九・二八八	四三・六六七	一八三・九五五
化學工場	樟腦製造業（工業用樟腦樟腦油）	—	—	〇・三〇	〇・四〇	—	—	—	—	〇・四四	〇・八〇	—	—	一・三〇	—	一・一四	一・〇〇	—	—	五八六・七四三	四四二・二九八	—	四四二・二九八
化學工場	顔料業（臺灣白粉）	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・四〇	—	—	—	—	—	〇・八〇	—	—	—	〇・六三三	〇・八〇〇	—	〇・八〇〇
化學工場	工業用酒精其他製造業	—	—	—	—	—	—	〇・八九	—	〇・六六	〇・一〇	—	—	二・〇三	—	〇・九九	〇・八〇	—	—	二三七・六八一	一、一三一・六六〇	—	一、一三一・六六〇
化學工場	人造肥料製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・一	—	—	—	一・六九	〇・三〇	一・〇二	〇・三〇	—	—	四八六・五三七	五四一・九六〇	二〇八・三〇一	七五一・六六六
化學工場	炭化石灰製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・六〇	—	—	—	一・三〇	—	〇・七〇	〇・三〇	—	—	五八・九八〇	八〇・二一〇	—	八〇・二一〇
化學工場	製藥業（カフェイン古柯鹽）	—	—	—	—	—	—	一・〇〇	—	〇・三〇	〇・五〇	—	—	一・三〇	—	〇・六〇	〇・四七	—	—	七・五六一	一五・一一〇	—	一五・一一〇
化學工場	製紙業（包紙美濃紙牛紙塵紙竹紙）	—	—	—	—	—	—	一・一七	—	〇・八五	〇・三〇	—	—	一・〇三	〇・六〇	〇・九二	〇・一一	—	—	三〇・五九二	七八・五五二	—	七八・五五二
化學工場	染料業（リマエキス）	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・四〇	〇・三〇	—	—	一・五〇	—	〇・三〇	〇・三三	—	—	二・七〇〇	五・三〇〇	—	五・三〇〇
化學工場	曹達石灰製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三・〇八	—	一・三四	—	—	—	?	五・六五九	—	五・六五九
化學工場	計	—	—	二・八一	一・六六	—	〇・二〇	六・四〇	—	九・三二	三・四三	一・〇〇	—	二二・五一	四・二七	二六・九七	八・三〇	五・二一	—	一、四九五・五七二	四、〇〇四・九九三	三二一・九六六	四、三二六・九五九
飲食 釀造業	清酒紅酒米酒藥酒糯米酒白酒燒酎泡盛	—	—	—	〇・一九	—	—	一・〇〇	—	〇・三三	〇・三〇	—	—	一・六八	〇・四〇	〇・八八	〇・五八	〇・九三	—	三五八・九九〇	六〇七・八四三	二二一・〇一〇	八二九・八五三
飲食 釀造業	紅麴	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・六一	—	—	—	—	—	一・〇五	—	—	—	一八・七三五	六〇・二〇八	—	六〇・二〇八
飲食 釀造業	醬油	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・七〇	〇・五〇	—	—	一・七〇	—	〇・八九	—	—	—	五六九・一四〇	六九二・五九六	—	六九二・五九六
飲食 釀造業	味噌	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・六二	—	—	—	—	—	一・三〇	〇・四〇	—	—	四〇・〇九八	八〇・七四四	—	八〇・七四四
飲食 釀造業	醬油及味噌	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・五〇	〇・四〇	—	—	一・四〇	—	〇・五〇	〇・五〇	—	—	六一・九三六	七五・六五五	一・九七〇	七七・六二五

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

料物工場

醸造業（白油）	製糖業（赤糖）	製糖業（分蜜糖含蜜糖）	製茶業（烏龍包種紅茶綠茶）	籾摺及製米業（玄米白米其他）	製粉業（米豆小麥）	製酒業（米…粉）	製酒業（紅酒々精其他）	製菓業（生干菓子飴・餅乾ビスケットパン）	罐詰製造業（鳳梨其他）	水産品製造業（…節）	鹽精製造業	飲料水製造業（ラムネサイダーシトロン苺蜜）	玄米乳製造業	澱粉業（アロルー）	澱粉業（甘藷アロルー）	豆腐製造業	[illegible]甜製造業	計	印刻業	印刷製本業	紙製品業（金銀紙）	紙製品業（紙箱）
—	—	0.四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.四〇	—	—	—	0.四〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	0.五一	—	0.五三	0.四四	0.三〇	0.四〇	0.五八	0.三四	—	—	—	—	—	—	—	—	三.〇一	—	0.六〇	0.五〇	0.五三
—	—	—	0.一〇	0.四〇	—	—	—	—	—	—	—	0.六八	—	—	—	—	0.六九	一.六六	—	0.[illegible]	0.[illegible]	0.三
—	—	0.七一	—	—	—	—	0.四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一.一[illegible]	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	0.八八	0.九五	—	—	—	—	—	0.七八	—	0.七六	—	—	—	一.一〇	—	—	—	五.六九	0.六〇	0.四〇	—	0.五[illegible]
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一.一〇	—	—	—	—	—	—	—	一.一〇	—	—	—	—
0.五一	0.六〇	0.五五	0.五五	0.六五	0.五五	0.四四	0.四九	0.六五	一.五〇	0.四六	—	—	—	0.七五	—	一.一〇	—	三.三一	—	0.四八	0.四〇	0.一三
—	—	0.五〇	0.一三	0.五五	—	—	—	0.一三	0.七六	0.六八	—	0.一五	—	0.一一	0.三〇	—	—	[illegible]	—	0.一一	0.一三	0.一三
—	—	一.四〇	0.五〇	0.四五	—	—	0.四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二.七五	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一.六七	一.七一	一.七一	一.四〇	一.六〇	—	—	—	一.六四	二.五〇	一.四七	一.一〇	—	一.〇〇	一.七八	一.九〇	—	—	二四.五四	二.〇〇	一.六〇	—	一.四〇
—	—	0.六五	—	—	—	—	—	一.〇〇	—	一.〇[illegible]	—	一.〇〇	—	0.四〇	—	—	—	四.九六	—	0.七一	—	0.三〇
0.九〇	一.〇三	一.一九	0.八二	一.一四	一.〇七	0.七八	0.八八	0.四〇	一.七二	0.八六	0.八〇	0.五〇	一.〇〇	0.七八	0.七二	—	0.八〇	一〇.八四	—	一.〇五	0.六九	0.七八
—	0.五〇	0.五〇	0.五一	0.六六	0.四九	0.四〇	—	0.六八	0.七五	0.六九	—	0.四[illegible]	—	0.四七	0.四九	—	0.四五	七.二五	—	0.四一	0.六六	0.六八
—	—	一.四八	0.五〇	一.五一	—	—	0.五〇	0.五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六.六一	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	0.二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.二八	—	—	—	—
二二.六六八	五九.五五八	五,二一七.二四四	一,五二八.九四八	四,九一五.五一五	二八〇.五〇八	四四.九四	九一.〇六五	一三〇.四四九	四五.七七	八九.九七一	七.〇[illegible]	六一.五一八	五.六六	二一.四〇	三三.九四	0.九六	0.四九	二,九七五.五七	一.五七〇	八七.六八八	四九.八八一	六.一五
四四.三九〇	五〇七.七六四	三,一〇〇.九一七	一,九九九.二五五	四,七四四.五八五	三五八.〇九六	三六.六八〇	九七.一八六	五八八.〇〇二	二八.九七九	四〇五.四八	四七.二一〇	三一.九九六	一〇.〇〇〇	二〇.九八五	五三.一一六	一.三三〇	二.〇六〇	二一,八〇二.八六一	六.一五〇	一六六.三〇七	五五.一二五	一三.〇一七
—	—	三二八.四〇七	四.六九六	五七.一五七	五.八八〇	—	九.三〇〇	五.八八〇	—	—	—	—	—	—	五.八〇五	—	—	六七七.六七七	—	—	〇.〇一五	—
四四.三九〇	五〇七.七六四	三,四九五.五三三	一,五二一.八六一	四,八〇一.五八二	三〇一.八九九	五六.六八〇	一〇六.八八六	五二一.八八五	一二八.九七七	四〇九.五八六	四七.二一〇	五一.九二六	一〇.〇〇〇	三〇.九八五	四〇.一〇五	一.三三〇	二.〇六〇	二二,三一一.三九八	六.一五〇	一六六.三〇七	五五.一二六	一三.〇一七

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雑工場

業別	品目																						
竹木草藁類製品業	箪笥卓子椅子寝臺	〇・二五	—	〇・三一	〇・四〇	〇・三〇	—	〇・五〇	—	〇・五〇	〇・五〇	〇・六五	—	二・五〇	—	一・二〇	〇・三四	一・一七	—	四七・〇一七	一三三・六八八	—	一三三・六八八
	(甲)竹環	—	—	—	〇・一五	—	—	—	—	〇・六〇	〇・二〇	—	—	—	—	〇・五〇	〇・四〇	—	—	四・三二〇	六・八三一	—	六・八三一
	(乙)製材	—	—	〇・四一	〇・三〇	—	—	一・五	—	〇・八五	〇・三〇	—	—	二・六七	〇・八〇	一・七六	〇・三五	—	—	五三・六一一	七七・八一七	—	七七・八一七
	酒精用箱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一・八〇	—	一・一〇	—	—	—	七・八六	六・七四〇	—	六・七四〇
	セメント樽・茶箱煙草箱	—	—	〇・六六	—	—	—	—	—	〇・一五	〇・三五	—	—	二・六七	—	〇・六六	〇・三四	〇・六六	—	六一三・五〇〇	七八七・一〇一	—	七八七・一〇一
	棺桶及桶	—	—	〇・三〇	—	〇・二四	—	—	—	〇・三三	—	〇・二四	—	—	—	一・〇一	—	〇・五八	—	一六・八六六	二六・二〇三	〇・二八四	二六・四八八
	籐籠	—	—	〇・三〇	〇・一一	—	—	—	—	〇・六一	〇・一四	—	—	—	—	一・〇〇	〇・一七	—	—	一三・二二〇	二三・二二七	—	二三・二二七
	竹器(煙草吸口)	—	—	—	〇・一〇	—	—	—	—	—	〇・二五	—	—	—	—	〇・八〇	〇・五〇	—	—	二・六〇〇	八・六二五	—	八・六二五
	草履疊表莚其他	—	—	—	〇・一六	—	—	—	—	—	〇・一四	—	—	—	—	〇・七五	〇・四六	—	—	四〇・四八二	六〇・六五〇	—	六〇・六五〇
	叺及藁縄	—	—	—	〇・四〇	—	—	—	—	—	〇・六八	—	—	一・二〇	—	〇・五〇	〇・三五	—	—	〇・二五〇	一・三二五	—	一・三二五
	蓆及藁縄	—	—	—	〇・五〇	—	—	—	—	〇・三〇	〇・一一	—	—	二・〇〇	—	〇・三一	〇・一一	—	—	二・三八〇	七・一五〇	—	七・一五〇
装身具業	指環、髪飾、耳飾、鎖類・腕環、簪	—	—	〇・一八	—	—	—	〇・七〇	—	〇・一三	—	〇・二五	〇・一〇	二・五〇	—	〇・七三	—	一・一〇	〇・四〇	一一九・五六〇	一三六・三八三	—	一三六・三八三
皮革製品業	西洋、支那型靴	—	—	—	〇・一五	〇・二一	〇・二〇	—	—	〇・三八	〇・一四	〇・一〇	—	二・六〇	—	一・〇〇	〇・二〇	一・一一	—	五一・〇一六	八六・四三八	—	八六・四三八
雑業	洋服裁縫業	—	—	—	—	〇・二五	—	〇・八〇	—	〇・七〇	〇・一〇	〇・三一	—	二・六〇	〇・八〇	一・二四	〇・二〇	二・六一	—	三四・〇二七	七四・三一三	—	七四・三一三
	本島人服	—	—	—	—	〇・二五	—	—	—	—	—	〇・五〇	—	—	—	—	—	一・一二	—	四七・三一六	五二・八〇〇	—	五二・八〇〇
	帽子	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・二五	〇・二五	—	—	—	—	〇・七〇	〇・二四	—	—	二・〇三四	四・二一五	—	四・二一五
	防水布	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一・四〇	—	一・〇〇	〇・四〇	—	—	三三・六八〇	六四・二〇〇	—	六四・四〇〇
	通草造花	—	—	—	〇・三〇	—	—	—	—	—	〇・五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二・四三四	三・〇〇〇	—	三・〇〇〇
	線香	—	—	〇・三〇	〇・四〇	—	—	—	—	〇・二七	—	—	—	—	—	〇・六一	〇・五〇	—	—	一一・六三六	一六・七八六	—	一六・七八六
	コンクリート製品	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・六八	〇・四七	—	—	三・〇〇	—	〇・八四	〇・三四	—	—	一一・一七一	二八・四八六	—	二八・四八六
	足袋	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・二五	〇・三〇	—	—	一・二〇	—	〇・八五	〇・一五	—	—	三二・三一〇	六三・一〇〇	—	六三・一〇〇
	サイザル繊維	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・二四	—	—	—	—	〇・二五	—	—	—	?	三六・五六二	—	三六・五六二
石玉製品業	大理石スレート	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・八〇	—	—	二・六二	—	一・八七	—	—	—	?	八四・一〇〇	—	八四・一〇〇
計		〇・八七	—	四・五〇	四・〇三	一・六七	〇・三〇	六・五四	—	八・七三	六・二四	二・七六	〇・一〇	四六・六一	二・八一	二四・六三	六・八八	六・一〇	〇・四〇	一、二六六・八一三	二、〇一七・七六	〇・二〇七	二、〇一八・一〇四

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

	特別工場 製氷業	電氣業	瓦斯業	酸素業	船舶車輛業 船	荷車	木材防腐業	計	總計
	—	—	—	—	—	—	—	—	一·[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	〇·[illegible]	—	〇·[illegible]	二·九[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	六·七[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	〇·[illegible]
	—	〇·八〇	—	—	一·六八	—	—	二·六八	[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
	—	〇·三五	—	—	〇·九八	〇·六八	—	二·〇一	四·〇一
	—	—	—	—	—	—	—	—	六·[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇·八[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
	一·八八	二·六[illegible]	一·[illegible]	三·〇[illegible]	—	—	一·[illegible]	九·[illegible]	[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
	〇·九[illegible]	〇·[illegible]	〇·[illegible]	一·[illegible]	—	一·〇〇	〇·[illegible]	三·八[illegible]	八[illegible]·〇[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	一·[illegible]
	二一·〇[illegible]	二·七[illegible]	二一·〇一	?	二三四·八[illegible]	一三·〇〇	九·[illegible]	四三[illegible]·七[illegible]	[illegible]
	一〇九·[illegible]	一四〇·[illegible]	六[illegible]·[illegible]	〇·八八	四[illegible]·[illegible]	一七·四三	三〇〇	八六[illegible]·[illegible]	[illegible]
	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
	一〇九·[illegible]	一四〇·[illegible]	六[illegible]·[illegible]	〇·八八	四[illegible]·[illegible]	一七·四三	三[illegible]·〇〇	八六[illegible]·[illegible]	[illegible]

●臺灣總督府直轄學校敎員及生徒の數

大正九年十二月末日現在總督府直轄學校は高等商業の外、專門學校三、師範學校二、中等程度の普通及專門十四にして其學級、敎職員及生徒の數は次の如し

學校數二十校　學級數百六十三學級　敎員數四百五十五人　生徒數五千八百六十七人

内　內地人二千八百九十四人

本島人二千九百六十六人、支那人七人

漫録

松井大使と語る

=遊絲繚亂たる靈泉境に=

杜峯生

來臺二週日東奔西馳、何んさいふ忙しい視察に耽つた松井大使が、最後の唯つた一日を、いで湯湧く此翠綠の仙寰に徐かに憩はんさ、北投無名庵に避けたるを、尚其處迄も追駈けては、何かの話し草を求めやうさしたのは、恰かも二月二十四日の正午前後。胸中色々さ話題を數へて新北投驛に汽動車を捨つれば、竟ひ眼の前の停車場構内の、彼の冷めつたいベンチの上に、萬ものらしい洋杖を地なくり乍ら、今し喘ぎを止めた汽動車をうつさりさ凝視めて居る二人りの紳士があるではないか。而して其二人りこそは、一昨晩の懇話會宴席で初對面した當の大使さ、同行の今村氏ではないか。

之れは好いさころさ、早速刺を通じ來意を陳べるさ、大使は『妙なさころで摑まつた、』今村さんは『君を出迎へに來たやうなものだねえ』。恁うして三人がベンチに列んで一時間半、話は腹案通り先づ佛國戰後の植民政策問題から、其關稅問題、それから、羅甸民族の將來さいふ一層大きな方面に移つて、さご吾々人類の爲めには最も重大なるべき世界永遠の平和の其れに移つた、何んさいふ痛快な、何んさいふ心措きない物談りであつたらふ。以下要點を綴つて見やう。

問、『最近の佛國議會では、上院の一議員で、佛領印度支那の賣却説を主張したものがあつたといふが、何ふしたものでせう』

さ、大使は言下に之れを否定した『否、そんな事は私の居つた間は聞きませなんだ、佛國の議員中には隨分突飛な考を有つてるものもないでもないか、彼の國の例として大抵の案は政府さ下交渉してから發表するのだから』

實は私が印度支那賣却云々の話を耳にしたのは、最近彼の地方からの一歸客の口からで、上院の某議員が此説を主張し、併て最後に本人の議員が、『今は私の説が容れられないことは充分承知だ、併し將來は必ず行はるべき問題である』さ叫んださいふこさ迄論議がされたのだ。で私は其次第を陳べ、更に私の考をも附け加へた。『佛國の現狀では人口は年々減少の一方で此意味からも植民能力はなし、財政から云つても年々巨額の補給しねばならぬ謂はゞ厄介物を、戰後窮迫の今日でも尚從前通り唯强國の體面上と云つた意味合での保存は永續の理由となるものでしせうか、恁う考へると賣却説も强ち無理で

はないと思ふが』

大使は愈眞面目になつて、『實は私は耳にもしないことだから、眞面目に論評するも如何と思ふが』と冒頭して、更に話は長く〳〵續いた。

『何んと云つても佛蘭西は古い大國です、大國民といふ誇つた觀念は何人にも血のやうに充ち滿ちて居ます。如何に戰後疲弊の今日でも、若しそんな說をするものがあつたとせば、何んだ、不景氣なことを云ふぢやないか位で葬られて了ふべき運命のもの。戰時中國費極めて多端の時でさへ、主もなる道路は改修もし、彼の公園から凱旋門を經てコンコートに通ずる巴里市內の大道の如きは、戰爭最中ながら立派に改修された。家屋の建築にも擴張を揃へるとか、何年に一回は屹度塗り換へると云つたことを實行してる。畢竟斯る事柄にも何時如何なる場合に限らず、澤山の金を投することとは何んとも思はぬ。恁うして外人を招き寄せて利益を得るのだから、一種の資本ではあるが』莞爾し乍らちよつと一と息切で『然るに今更多大の血と金とを濺いで非常の苦心の餘に得たる彼の印度支那を手放さうとは、私は何ふしても考へ得られないところであります』

一段落を畢うして告げるさ私の質問は佛領印度支那の關稅問題に移つた。御承知の通り彼の地の輸入稅は凡べて最惠國に對し互惠的に輕減してるのに獨り我國のみは英、米、伊等の其れよりも高率であるから、之れを對等に改正するに就いて兩國政府が交渉を重ねても、佛本國の政府は我が要求を容れて居乍ら、愈々印度支那總督の見に徵して、問題を決定しやうさの段取迄行くさ忽ち破れて了ふ。其理由は斯うだ。本國政府から意見を問はれた印度總督は、更に問題を河內、海防、西貢等の商業會議所の意見に聽き、之れを總督自身の意見さするのだが、十名の佛人さ二三名の土著人を以て成る商業會議所では、我商貨の壓迫を受くることさ共大なる佛商の勢力の爲めに、滿場一致を以て日貨の輸入稅輕減は不贊成であるさの決議を餘議なくされる。之れは無論日商側の見だが、私は以上の次第を陳べて、佛蘭西本國政府の眞意の那邊にあるかを確め度いさ思つたのです。

すると大使は、先づ無造作に質問を受取つて恁ふいふことを云つた。此前條約の改正が出來さうになつて外づれたのは、日本が西貢米の輸入稅を安くしない―詳言せば、佛領印度は彼の通りの米產地だから、日本へ之れを輸出するに就いて日本側の輸入稅を安くして欲しい。日本政府が之れを容れたら、佛領印度でも其交換條件として日貨の輸入稅を下げやうといふのだ。然るに其際の日本は何ふ言ふ考へであつたか向ふの要求をば斥け自分の方丈けの要求を得

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

やうとしたものだ。娓々として茲まで説いて來て大使は更に自家の所見を述べるのであつた。

『一體恁麼場合には向ふの要求も容れ、此方の要求も聞いて貰ひ、此方の物を賣出して向ふの安いものを買ふのが双方の利益となるのだが、當時の政府は向ふの要求を斥けて此方の要求丈けを主張したのは、多分農民保護と云つた都合でもあつたらふ』

此時私は恁麼に思つた『成程農民保護も結構だが、そんな棚から牡丹餅のやうな願ひ事は、米國のやうに何ものも他國の厄介にならんでも濟む純獨立獨行に行けるも國土なれば格別、持ちつ持たれつの世の中では、餘り我儘も言はれまい』と。恁うして話の舵を米國の方へ向けると、大使は暫らく夫れから米國の富源を説き、今日各種の輸入品といつても、國内で造るよりは安上りと云つた便宜上入れてるもので、國内で造らふとせば出來ぬ事のないことやら、我精巧なる羽二重でも往く／＼は向ふで製産されぬと限らぬことなどを縷説し

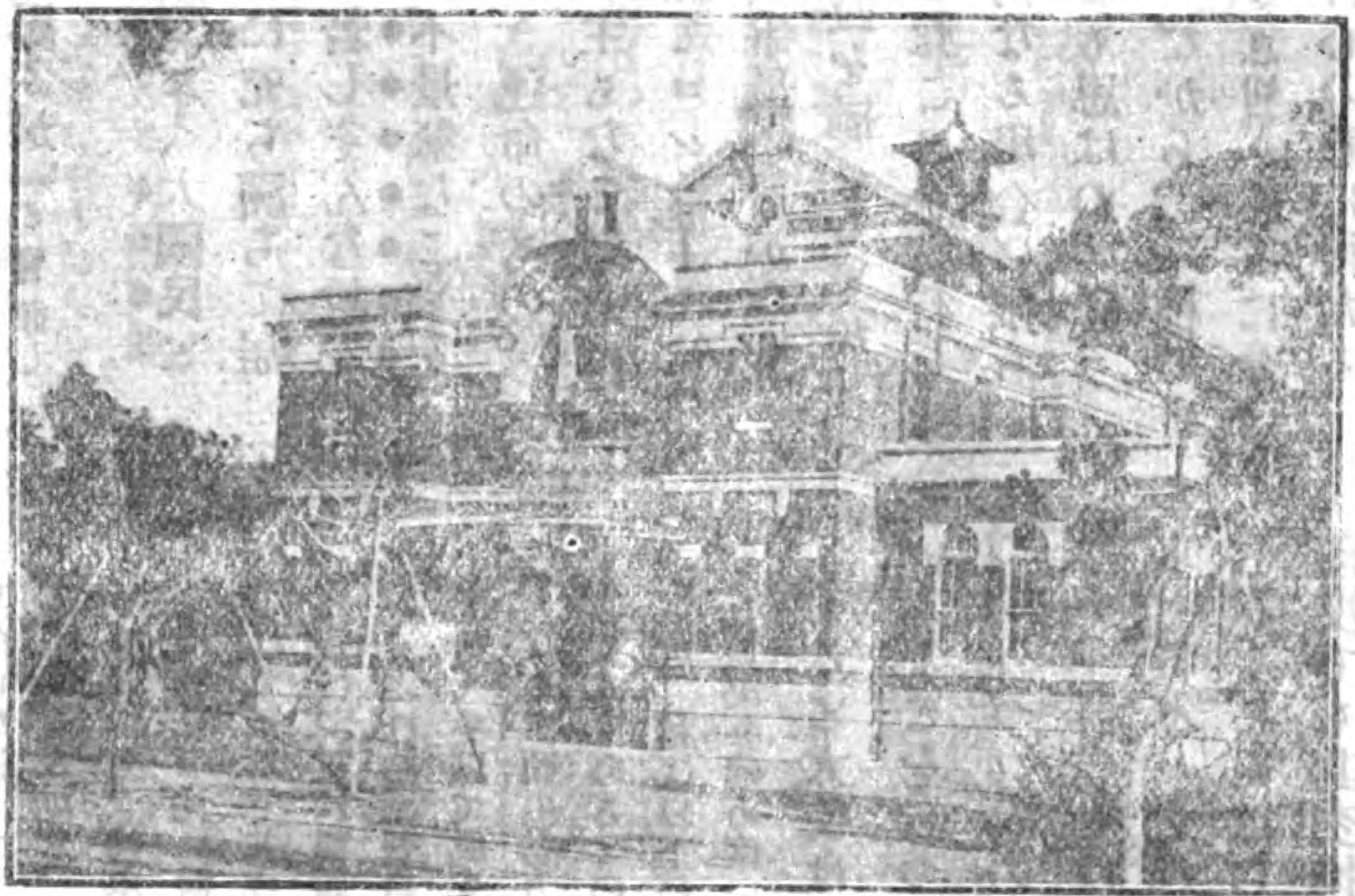

臺中會堂（加福前知事時代施爲の一）

『顧みれば私が米國に居つた明治二十九年か三十年頃と思ふ、米國では關税を改正した結果、日本からの主要輸出品、絹織物（羽二重類）、茶、花蓆等は非常な打撃を被ること〻なつた。然るに時の我が公使は彼の星亨氏で、何ふかして之れを踏み破らふとしたが、とど不成功に終つてといふのは、此方から強く出ると、向ふからは、それでは鐵や綿をやらぬといふやうなことになるのみならず、之等の諸品は決して米國民に取つての必需品ではない、邦人に對する綿とか鐵といつた性質とは全く違つて、唯便宜上輸入されてる迄だ。今日は何ふなつてるか、竟ひ戰前迄も英、獨方面からの輸入品は總輸入額中の何割といふのに、日

本からのは僅かに總額の三歩に過ぎなかつたではないか。此三歩は日本に取つてこそ大事の客ではあるが、向ふに取つては賣らうが賣るまいが、先ア殆んど眼中にないと云つたもの。(私は此時最近一米國大雜誌が、堂々と其社說に於て『我米國は唯一護謨を除いては、何物でも產出しないものはないと』傲言した彼の記事を想ひ出さずには居れなかつた。)……兎にも角にも佛領印度の關稅改正は、今のところでは手出さるべきものでもなし、又手出しても何んの益にも立たぬ。何故なれば、佛國では―英國や伊太利も亦其準備中だが―各國との現在の條約は悉く破棄して、遠からず新に條約を締結し直すことになつて居る。之れは、此曠古の世界大戰の結果、各國の事情は全く一變し、隨つて國と國との間柄も自ら戰前と異らざるを得なくなつたからで、是から先、此世界各國の狀勢を通觀した上に適當な條約を結ばふとするのである。だから今日では何を云つても其れは聽かれるものではない。然し今後新條約締結の日に際しても、關稅問題は依然前日と異らずとせば何ふなるか。印度支那政府の方針は、商業會議所の意見を尊重することは事實だが、其重要な商業界では、政府の方針に反する人間が最重要位置を占めてる以上は、何處も同じこと、當局に於ても亦如何ともすべからざる事情があるもの。恁うして來るべき新條約でも亦我が要求が拒まれたとせば如何なる方策に出つべきか、之れが餘程考へ物で、まさかに關稅戰爭をやるべきでもあるまいし』恁う云つて聊か顏色を濁らし、話はそこに一段落を告げた。

* * * * *

目を瞑つて世界文明開展の跡を顧みるに、羅甸民族程に花やかな歷史を留むるものはあるまい。一卷の文明史、其處には羅甸民族こそは其中樞脊髓をなす巨像として、花輪に飾られ月桂冠を戴く最も勝ち誇れる勇士の俤を留むるではないか。私は今人種問題の日に日に囂しきを思うて、而して其れは單に膚色を異にする間柄のみではなく、同じ白人間にも愛爾蘭問題の如きを目の前にするに及んで、スラヴ、チユウトンは暫らく云はず、ラテン民族とアングロサクソンとの關係は恁うなるだらふ、何時迄も何時迄も今迄通り兩々手を把つて、益々文明の販路を登つて行かれることであらふか、あらず其孰れかは氣喘ぎ體疲れて、終には道半ばにして跪ることはないではなからふか。餘計なこと乍ら世界の文明史を振り返つての斯る懸念は、終に私をして大使に對つて此大問題の批判を請はしめずには措かなかつた。然し、之れは謂はゞアングロサクソンとラテン民族との優劣論とも見らるべきもの、外交大官としての大使の口から

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は容易に是非を口にし得ない性質のもの・恐らくは其故でもあらふ、答は極めて簡單で其意は極めて朦朧であつた。

『何ふしても人種問題は將來の世界の爭點です、否過去に於ても矢張り然りて、米國では、今日こそ排日問題が異人種排斥の焦點をなしてるが、之れを歴史的に顧みると、最初にはネグロの排斥、次にはアイリシユ、其次にはチャイネス、而して今日のシャパニスに及んだもの。前三者は今では夫れ〳〵解決されたが排日問題も亦ソンな風に解決の日が到著するだらふか』。異人種排斥論の輪廓を先づ恁ふ描いて。

『然しラテン人種（大使は人種といはれた）とアングロサクソンといふやうな間柄は又別問題となるだらふ、之れは旨く調和して行きませう。英國人でも西班牙とか葡萄牙人には多少輕侮の念も持つて居やうが、佛蘭西に對しては矢張り大國民として尊敬して居る。多少の利害の衝突はあつても世界は廣いのたから、夫れ〳〵分擔の任務を負うて、同一歩調で進んで行くことでせう』これが私の質問に對する答の全部であつた。

私が最後に提供した問題を、學校の試驗問題のやうに縮めて云つて見ると、『世界永久の平和の可能性如何』といふのであつた。少しく思慮ある學生であつたら、（哲學的に論ずれば非常に確かしくなるか常識論としては）恐らくは此問題に對して平和は可能なりと答ふるものはあるまい。國際聯盟を永久の平和機關の如く考ふるのに、特稱命題を全稱命題と考ふる底の論理學上のファラシーに陷つたもので、恁麼機關が出來たにせよ、政府と政府との間の約目丈けでは—別に超政府（Super-Government）のない限り—到底も永久の平和なんて保てるものでない、私もこれ位のことは知つてる積り。然し、直接斯る世界の最重要會議に列した大使の口から親しくこれを聽くに於て、平凡なことでも非凡となり、有り觸れのことでも有難く聞える。

『今回の戰爭で、永久の平和なんては以ての外だ、寧ろ遠方にある爆彈を近く持つて來て破裂さするもので、度の戰爭がなかつたら、何十年何百年後に起るべきであつた諸問題を、覔い目の前に持つて來た迄だと、恁う有力な歐文雜誌などでも云つてるものがあります。國際聯盟の目的も怪しいもの、やうですが』

私は先づ恁麼に火蓋を切つて見た。と大使は、こゝにも極めて眞摯に眞面目に、

『さういふ說をなしてる論者も澤山ありて、……先アそんなものでせう。然し又翻へつて考へると、此前の大戰即ち普佛戰爭の際は、大戰は大戰でも、謂はゞ二箇國間の戰爭に過ぎぬので、英國は傍観

の地位にあり、況して今回關係した世界各國などは全然與り知るところでなかつた。然るに今回の戰爭は何うです、其關係國數と云ひ、其戰鬪員數と云ひ、又其戰術や武器といひ到底彼れとは比較になつたものでない。隨つて其害毒の慘澹たることも普佛戰爭式の目を以てしては想像し難い激烈なるものであつた。―田畑は荒廢して食ふにものなく、如何なる建築も家屋も或は破壞せられ、或は兵燹の犯す所となつて住はんとして處がなしといふ痛ましい人間は幾百千萬を以て算ふべきで。米國は兎も角として、英佛、獨墺の諸國の如きは、唯の一家として一人として、其血族の間から死傷者を出さぬものないといふ有樣、兒を失へる親、親を失へる兒、鰥寡孤獨は看る〳〵間に殖えて往く。現に斯る人生の悲慘の極を、今回といふ今回が始めて目の前にしたからに、其處に何ふしても永久の平和を要望するの憧仰が生じて來ずに居なかつたのです。國際聯盟の終極の目的も此要望に應せんが爲めて、何ふせ生きてる人間界には、爭ひを根絕することは能きまいが、今回の戰爭からの教訓に依つて、冀くは二度のものならば一度に減らし度いものといふに過ぎない。而して夫れならば各國の反省に俟つて決して不可能のことであるまいと思ふ』

清澄な而して明瞭な彼の聲音で、話は學理を繰るかの如く盡きなかつた、時々は機密に渉る事柄迄も交へられ乍ら。そしては若しや恁麼內談に耳峙てさうの人間は來ぬかさ、時々は出入の乘客に氣を配り乍ら。

春日々照たる綠林を前に、何處迄も〳〵面白い其話。然し此時フト見上ぐれば壁間の時計は既に一時、私は此時はつと氣が付いた。―お話は十一時半頃から始まつた、而して今は一時、さお二人りには未だ午餐を攝られぬ筈さ。私は長いお話に厚く感謝し乍ら、惜しくも自ら結論を促かさざるを得なかつた。而して、さて私は恁う言ひ出た。

『何ふも外交關係といふものは、デリケートなもので御座います』さ、大使も亦鸚鵡返しに、

『本當に夫れはデリケートなものだからねえ』やをらベンチを立ち上がつたが、今村さんは怎麼に御退屈なことでしたらふ。二人りは更に園囿を縫うて、養生館指してそゞろ歩るきの歩を運んだ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雜報

加福知事治績の回顧

加福前臺中州知事が在官十有六年玲瓏珠の如き風格を以て信望上下に遍ねく官民擧つて其退官を惜まざるなきは前號にも述べたる如くなるが、總督府在官時代は暫らく措き、臺中廳就任以來、其所管內統治上の功績の如何に就き、以下其概要を紹介することゝすべし。

一、砂防造林に就き造林事業に就きては總督府林務課長時代より留意奬勵を怠らざりしが出でゝ臺中廳長たるや常持の理想を其海岸砂防造林に實現せんとして特に深き趣味を以て之れに著手し益々豫算の增加に盡力し、以て事業の進捗を圖れるの結果、大正六年中の豫想にては其完成には大正十八年を待たざる可らずとせられしものが今日に及んでは同十四年を以て豫定の事業を遂行し得べき見込なり。

又明治四十年中指定せられし彰化水源涵養保安林事業は其後の成績良好ならず近年水源の涸渇を來して屢々給水の困難に陷りしが氏の努力に依つて民行より官行に移し豫算の配付を受け事業の整理進捗を企つる所ありしが爲め、既に本年に入つて水量頓かに增加し、今後一箇年を以て充分事業の完成を見るべき見込立てり。

二、農業組合に關し農業の指導奬勵を徹底的ならしめんが爲め各警察官吏派出所管內の農會員を糾合し農業組合を組織せしめたる結果、米種改良、肥料購買組合等農政上重要なる機關となりたるが、之れ實に本島內に於ける街庄農會の鼻祖とすべきもの。

三、殖產會社の設立州下に於ける畜牛の年々減少する傾あるに察し、大肚山脈に連る數千甲步の林野を開發して畜牛、山羊、緬羊の放牧をなし、其品種を改良し乳肉皮革羊毛等を供給し、又養豚場を設けて種豚を養成し、一方此等の輸送販賣及仲買等の冗費を節せんが爲め官府と相待つて會社の設立を奬勵し、終に大正九年中臺灣殖產株式會社の創立を見るに至る。

此等の畜產事業中特に推稱すべきは豚種の改良にして、氏を須つて始めて平均生體量六十七斤に過ぎざりし豚兒は百十斤を示し、年六萬餘頭の生產は十二萬餘頭に躍進し、從來殆んど皆無なりし移出は四

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

萬餘頭價額百六十萬圓に上れるを致す。

四、理蕃事業蒞位以來蕃地の開發に留意し其指導啓發に努めたりしも偶々流行感冒は東勢角蕃地をも侵し多數の死者を出すに及んで、頑迷なる蕃人は、以て異種族との交通に由る祖先の逆怒に觸れたるものとし、終に大部分反抗の擧に出でたるも、氏が執れる所の處置機宜に合し、反抗蕃の四分の三は先づ歸順哀願し、兇獰サラマオ蕃の如きを以てして、結極衣食に窮し、歸順を乞ふの他なきに至らしむ。

蕃地の施設としては、據點の設置、八通關越蕃地橫斷道路、ピヤナン鞍部越蕃地縱斷道路、雪山坑道路は遠からず竣成を見んとし、眉溪、霧社間の軌道敷設は已に著手の準備成り、又本年度内には蕃童教育所、蕃人療養所の增設すべきもの數箇所に及び、來年度に於て大甲溪を溯りピヤナン道に接續し、以て蕃地鎭定の基礎たらしめんとせしもの亦氏の計劃に成りたるもの。

其他產業方面に於ては芭蕉果の羅市を設けて價格の安定を圖り、其內地移送には自ら移出業組合の組長として統一を計り、鐵道部、郵船、商船等移送機關に折衝して、從來發送途中に生じたる腐敗其他の大損害の防止に盡力し、都會地の經營に於ては臺中水泳場を設け、豐原の水道及び下水溝を創設し、大甲水道用地を改め、員林街に鑿井をなし、以て其衞生狀態を一新せんとするなど、在任僅に數年に過ぎざるも、功績や幾んど枚擧に遑あらず。斯の人永へに我が官界を去る、惜まざるを得んや。

臺中州縱貫道路（加福前知事時代施爲の一）

統計協會の解散

臺灣統計協會は客年十二月二十五日を以て解散の手續を爲し爾來殘務處理中なりしが此の程全く整理を了し其の目的としたる事業は臺

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

灣時報發行所に於て之が引繼を受けたり抑々臺灣統計協會は本島統計事業の改善發達を圖り併て統計の學術を研究する目的を以て明治三十六年十一月官民協力の下に成立したり爾來同會の爲したる事業は機關雜誌の發行、外國文書の翻譯、特別印刷物の刊行、講演會の開催等にして尚同會が特に賛助の力を盡したるは前後三回の「センサス」事業並總督府開催の前後六回の統計講習事業を主なるものとし其の他統計關係の公私事業に多大の貢獻を爲したるは十目の認むる所なり而して其の機關雜誌は同會の成立と同時に第一號を發行し四十一年十二月迄は隔月一回發行し來りしが四十二年一月よりは之を毎月發行とし且毎號に統計描畫圖を掲ぐる事に改めたり爾後九年三箇月間此の制に依り以て大正七年三月に至りしが各般の都合上同年四月以降は發行度數を減じて之を一年四回に改め以て今日に及び初號以來號を重ねること百五十六に至れり然るに一方に臺灣時報の發行ありて統計の研究評論をも其の目的の一と爲せるが故に同種の目的を有する數箇の團體相駢立するは大局上得策に非ず寧ろ臺灣統計協會を解散し其の目的たる事業は之を臺灣時報發行所に引繼ぐを可とすとの趣旨より此に及べる次第なり。

●大正九年の蕃害

大正九年の蕃害は死者五十四人、傷者六人、死傷合計六拾人なるが傷者が死者の約一割に過ぎざるに見ば以て蕃人の襲撃の如何に巧妙なるかを察するに難からざるべく、更に以上の被害を内地人と本島人とに別てば、死に於て内地人男女各六人計十二人本島人男二十五人女十七人の計四十二人傷に於て内地人女のみ二人、本島人男女各二人、の計六人となり、他に被掠奪品として銃器二十四挺彈藥一千四百二十一發あり。

今之れを大正八年中の被害に比するに、同年間の死者は本島人のみにして其數二十二人、傷者は本島人二十人内地人一人にして死傷合計四拾三人なれば大正九年より少きこと十七人、而かも八年に於ては内地人の死者一人をも出さざりしに、九年中には其害拾二人の多數に上れるものは以て前年に比し如何に蕃情の不良なりしかを察知するに足るべし、其被掠奪品の如きも八年中には僅かに銃器二挺、彈藥二十發に過ぎざりし也。

●正誤

臺灣地方自治制要義（末松局長）中、第十五頁六行「産牛馬組合」は「畜産組合」の誤に付訂正す

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

◉一　月

▲二十一日(金)

□熱帶病大會出席者　本年八月バタビヤに開かるべき第四回極東熱帶病醫學大會出席者として臺北醫院醫長於保乙彦氏、醫專教授吉田坦藏、總督府技師高柳譲の三氏之に決定したりさ

□故柳生氏追悼會　前臺灣銀行頭取柳生一義氏一週年に當り二十日臺北八甲庄法華寺に於て故人生前の知友相會し追悼會を執行したり

□保險業者取締の通牒　保險業者の不正又は不法行爲に付嚴重取締るべき旨二月十三日付總務長官より各州知事及各廳長に通牒を發したり

▲二十二日(土)

□六三案提出　政府は本日愈々臺灣に施行すべき法令に關する法律案を議會に提出せる旨東電あり

□東宮殿下御渡歐決定　東宮殿下御渡歐に決定せる旨本日午後一時中村宮相より濱尾東宮太夫以下に内達せり

▲二十四日(月)

□臺南州協議會開會　本島地方自治制創始□初の協議會として本日臺南州に其の開會を見る

▲二十五日(火)

□臺北鐵道營業開始　臺北鐵道會社經營臺北鐵道(臺北新店間)線萬華公館街間、本日より運轉開始す

▲二十六日(水)

□腐敗茶買收　輸出停滯腐敗烏龍茶を百斤八圓にて總督府之を買收し更に製藥原料として三井茶行之を買受くるの方策により督府は本日新竹州より買收に着手す

◉二　月

▲一　日(火)

□臺灣議會設置請願　林獻堂等臺灣議會設置の請願を議會に提出す

▲七　日(火)

□新竹州協議會　本日開會

▲九　日(木)

□高雄州協議會　本日開會

▲十二日(土)

□高木、山口兩博士紀念胸像除幕式　本日醫學專門學校に行はる

▲十四日(月)

□臺中州協議會　本日開會

▲十五日(火)

□臺北州協議會　本日開會

▲十七日(木)

□六三案　本日衆議院本會議に於て原案通り可決せらる

人事消息

自一月二十一日
至二月二十日

▲汕頭觀光團晩餐會　長官々邸にては高田殖產局長主人役として二十一日午後六時より汕頭觀光團員二十名を招待し晩餐會を催せり

▲志保田鉎吉氏(臺南師範學校長)　二十五日歸臺

▲小西恭介氏(土木局事務官、本誌編纂委員)同上

▲小野視學官二十五日着任

▲堤林數衞氏爪哇より一旦來臺暫らく滯在の上内地に赴ける同氏は二十五日再び來臺

▲賀來專賣局長二十五日上京の途に就きしが途上嚴父危篤の報に接し郷里大分縣下に向

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

へりさ。

▲西田吉人氏（厦門博愛醫院長）二十六日來臺

▲第二回汕頭觀光團第一回觀光團の好反響は未だ一行の歸還せざるに、早くも第二回觀光團の組織さなり一行七名二十七日の開城丸にて來臺

▲井村大吉氏元當總督府臺北廳長、通信局長、勅任參事官等の重職を帶びて令聞あり後一旦內地に歸還し更に大連取引所長に就職したりし同氏は二十八日現職を去れりさ

▲中村圓一郎氏（靜岡多額納稅議員）二十九日來臺、二月三日歸還

▲廣江萬次郎氏（臺南中學校長）二十九日歸臺

▲加藤正生氏（總督府商業學校長）同上

▲米澤外務事務官南支那に於ける領事裁判視察の用務を帶び其途次來臺、長官々邸にては三十一日夜谷野法院長主人代理として同氏の爲めに晩餐會を催せり。

▲小山鐵道部技師歐米出張中の所三十日歸朝、二月十九日歸臺

▲池田專賣局事務官　三十日南支那及香港へ出張

▲相馬半次氏（明治製糖重役）二月一日內地へ

▲森俊六郎氏（臺灣銀行副頭取）三日上京

▲笹島海軍少佐　澎湖島馬公要港部附同少佐は病氣中の處四日死去せりさ。絕南の一孤島丈け痛心更に深し。

▲松井慶四郎男大戰前より駐佛帝國大使として講和會議以下國際上各種の重大問題に參加し、功成りて最近姑らく閑地に就きたる同男には、年來の宿望として本島に關係深き男の親戚今村繁三氏さ相携へ、八日來臺、平地及び蕃界共精細なる視察をなす。

▲角源泉氏（電力會社副社長、本誌評議員）昨年七月中より上京中なりし同氏は八日歸臺

▲野呂寧氏（總督府技師）八日歸臺

▲高木利太氏（大阪每日專務）同日來臺

▲谷野高等法院長　嚴父危篤の報に接し十一日內地へ

▲太田秀穗氏（臺北師範學校長）同上

▲柵瀨軍之佐氏　十二日來臺

▲金子惠教氏（元臺中市尹）今回臺北の大正街七條通十一番戶卜居

▲槇哲氏（鹽水港製糖社長）十四日來臺

▲曾田參謀長、臺灣軍司令官として在任二年七箇月信望文武の上下に遍かりし同參謀長には十五日附を以て朝鮮鎭海灣要塞司令官に轉任の命を受く。後任は是迄鎭海灣要塞司令官たりし佐藤少將なりさ。

任命

大正十年一月

▲一月四日

總督秘書官　松本剛吉
總督秘書官　喜多孝治

田總督上京ニ付隨行ヲ命ス

▲一月六日

醫院醫長　明石眞隆

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

醫院醫長　尾崎寧

臺南醫院長ヲ命ス

▲一月七日

參事官　立川連

總督府官房秘書課長喜多孝治不在中代理ヲ命ス

參事官　鎌田正威

普通試驗委員ヲ命ス

參事官　石井光次郎

普通試驗委員ヲ免ス

▲一月七日

總督府技師　永田春生

一時歸府ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲一月十二日

總督府事務官 菊地 武芳

勅任參事官、敍高等官四等、參事官室勤務ヲ命ス

醫學專門學校助教授 渡邊醇之助

任醫學專門學校教授、敍高等官六等、年俸千六百二十圓下賜

▲一月十三日

鐵道部技師 小山 三郎

海外ヨリ歸任ノ途次上京ヲ命ス

▲一月十四日

警務局長 川崎 卓吉

（各通） 事務官 森島庄太郎

察及監獄職員通譯兼掌者銓衡委員ヲ命ス

高雄州知事 富島 元治

（各通） 警察官及司獄官練習所教官 増田 秀吉

警 及監獄職員通譯兼掌者銓衡委員ヲ免ス

工業學校教諭 瀨波惣之進

工業學校長吉田佐次郎不在中代理ヲ命ス

公立實業學校教諭 植阪 廣一

公立臺北工業學校長吉田佐次郎不在中代理ヲ命ス

市尹 金子 惠教

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

▲一月十四日

事務官 相所 茂雄

依願免本官（內閣） 一級俸下賜

▲一月十五日

法院判官 高田 富藏

法院判官 望月 恒造

（各通） 院判官 宇野 庄吉

法院判官 後藤和佐二

臺灣督督府法院判官懲戒委員ヲ命ス

法院判官 田中 吉雄

（各通） 法院判官 大里武八郎

法院判官 伴野喜四郎

臺灣總督府法院判官豫備懲戒委員ヲ命ス

內務局長 末松偕一郎

官國幣社神職尋常試驗委員長ヲ命ス、社司社掌試驗委員長ヲ命ス、臺灣小學校及臺灣公學校教員檢定委員會會長ヲ命ス

警務局長 川崎 卓吉

官國幣社神職尋常試驗委員長ヲ免ス、社司社掌試驗委員長ヲ免ス、臺灣小學校及臺灣公學校教員檢定委員會會長ヲ免ス

事務官 中瀨 拙夫

工場胎權審查委員ヲ命ス、工場胎權審查委員會幹事ヲ命ス

事務官 今川 淵

工場胎權審查委員ヲ免ス、工場胎權審查委員會幹事ヲ免ス

▲一月十四日

總督府技師 筒井丑太郎

土木局土木課長池田秀苗不在中代理ヲ命ス

▲一月二十一日

遞信局長 齋藤 愛二

私設無線電信通信從事者資格檢定委員長ヲ命ス

事務官 深川 繁治

事務官 村田 三郎

（各通） 總督府技師 山本三次郎

海事官 保木 利吉

遞信技師 杉山鉦太郎

通信技師 桑名 祝

私設無線電信通信從事者資格檢定委員ヲ命ス

▲一月二十二日

法院檢察官 菅 元生

補臺中地方法院檢察官

法院檢察官 中山 孝一

補臺南地方法院檢察官

▲一月二十一日

農事試驗場技師兼總督府技師 井原 英市

總督府視學官 田中友二郎

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内務局附屬博物館評議員ヲ命ス

▲一月二十四日

總督府技師　稲本　林作

殖産局附屬林業試驗場嘉義支場兼殖産局營林所嘉義出張所勤務ヲ命ス

總督府技師　右田　吉人

一時歸府ヲ命ス

▲一月二十五日

警務局長　川崎　卓吉

臺灣總督府警察官及司獄官練習所長ヲ命ス

（各通）　專賣局事務官　池田　幸甚

專賣局事務官　岡本　賢一

南支那及英領香港へ出張ヲ命ス

▲一月二十八日

總督府州技師　長屋　正元

任總督府技師、敍高等官四等

山本　二郎

任法院判官、敍高等官五等

山梨縣理事官　佐藤　正俊

任總督府事務官、敍高等官六等

陸軍三等軍醫　飯塚　實

任總督府醫院醫長、敍高等官六等

總督府技師　岩淵　恕

任總督府州技師、敍高等官七等

總督府醫院醫官補陸軍三等軍醫渡邊　四郎

任總督府醫院醫官、敍高等官八等

總督府醫院醫官補　天野　龍郎

任臺灣總督府醫院醫官、敍高等官八等

總督府技師　長尾　正光

四級俸下賜、土木局土木課勤務ヲ命ス

五級俸下賜　法院判官　山本　二郎

六級俸下賜　總督府事務官　佐藤　正俊

醫院醫長　飯塚　實

六級俸下賜、屏東醫院長ヲ命ス

醫院醫長　恩地　功

嘉義醫院長ヲ命ス

總督府州技師　岩淵　恕

九級俸下賜、臺中州內務部土木課長ヲ命ス

醫院醫官　渡邊　四郎

九級俸下賜、高雄醫院勤務ヲ命ス

醫院醫官　天野　龍郎

十級俸下賜、臺北醫院勤務ヲ命ス

總督府技師　高橋　甚也

臺灣電力株式會社監理官附ヲ命ス

總督府技師　岩淵　恕

臺灣電力株式會社監理官附ヲ免ス

總督府事務官　田阪　千助

殖産局庶務課長兼務ヲ命ス

新刊紹介

法院通譯片岡巖君著

●臺灣風俗誌

本島人の風俗慣習に就て屢々名著を出せる片岡君が公務の傍十數年の研鑽を編述せる苦心の大著なり、臺灣人の出産、結婚、葬儀を初め凡百の風俗習慣輯して此一書に在らざるなく、爲政家は之に依りて思想感情を知り、商賈は之に依つて趣味好尚を窺ひ、一般本島人に接觸するもの亦た此書によつて利する所頗る多かるべし敢て江湖に薦む（發行所、臺灣日々新報社、定價金五圓、紙數一千一八四）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文
臺灣時報
大正十年三月號

就制定戶籍令而言

臺灣總督府參事官　鼓包美

臺灣戶籍令一案、懸置已久、尙未解決、頃將戶籍法令諸案、提出議會、以求賛許、諒必通過而能得施行、顧我臺灣改隸以來、已閱二十六載于玆、然其人情風俗習慣等、與我內地、均不相同、如親相族續一事、尤其甚者、欲以內地法令、行之臺灣、尤覺困難、六三法令、不可廢止、豈無謂乎、今欲論臺灣戶籍令之概要試先就親族相續之辨法而言、夫內地戶籍法、不得行諸臺灣、自當稽考舊慣而酌定特別戶籍令、以便島民、是卽本論之綱紀也、次則內地人與本島人、互相融和日加親密、戶籍制度、乃欲使兩者結合、實爲統治臺灣之眞諦也、余欲將此二事、周詳議論焉、

一　制定戶籍令之必要

臺灣現有戶口規則、照此規則而作成戶口調查簿、以供證明人事之用、然其本來之目的、欲將此戶口簿、供爲警察之用、故其列載事項、均屬警察之事而頗缺精確、未足證明人事、且其家族關繫難以詳悉、但因內地戶籍法、未見施行、故將戶口規則、暫爲代用、以待戶籍令之制定、而今本島人之人事、日趨複雜、家族關繫、愈要明白、時勢如此、卽不能以現狀苟安是以此次制定臺灣戶籍令、而欲將此令適用于臺灣人也、次就內臺人共通之戶籍令而言、外國人與內地人、其國法令習慣各殊而不妨合婚養子竝爲認知(認爲庶子)外

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國人與本島人亦然其故何哉曰彼此之間自有民事法令可以適用即應照日本民法第十三條並第十八條第十九條而得以行之然而內地人與本島人均屬日本國民而未得合婚養子並爲認知似不合理唯我法律未免有此缺陷故能致此倘非制定新法即內臺之人不得合婚然本島人與內地人其風俗習慣大相徑庭且其文化程度亦有軒輊故其公法上並私法上各項之事不能一律照辦然則內地人與本島人不可不爲分別欲爲分別則不可不立新法而此戶籍令尤爲簡明且易實行特以有籍于內地者爲內地人有籍于臺灣者爲本島人是即改隸以來我總督府所辦之方法也此等方法此後若干年間尙須保存依之照辦一俟內臺之人互相融和得以同法適用即可廢止如照新令即內地人移籍臺灣或臺灣人移籍內地均可任意雖然暫時不爲許可唯內臺之人欲爲合婚養子認知等任其自由可無拘束苟已許之則彼此之間不可不移戶籍倘以此故欲移戶籍特爲許可然其移籍固有制限未得悉容蓋從此內地人可爲本島人而本島人可爲內地人如此即得以助長內臺人之親睦而促進同化之進步可謂有利無害之良法也故以大正七年特頒共通法其第二條云「關于民事兩者所居地域之法令雖不相同乃得適用兩處云々」從此可於內臺人之間互相結合愈加親密其第三條云「倘依其地域法令欲入其地之家者乃得去他域之家倘依其地域之法令而不得去其家者亦不得入他地域之家云々」蓋此一事另定期日得以實行故實際上內臺人之合婚養子以及認知等均未得實行如能實行即其妻或其養子或其被認知者應去從前地域之家而入其良人或其養親或其認知者地域之家故設令定有法令得以適用然須待至前開第三條施行之後乃能得實行焉

附說或就內臺人之合婚而論曰「養子認知皆然茲特就合婚而言」彼此欲爲合婚只有共通法第二條第二項之規定即足矣如其第三條之規定均屬虛文如就現在內地戶籍公署之辦法而觀之即其合婚男係內地人女屬臺灣人即將其男子之戶籍事項欄特爲塡明「某月某日與臺灣人某女合婚」之字句而不使女子之戶籍入于男子之戶籍內女係內地人而男

屬臺灣人、即將女子戶籍事項欄、只爲塡入「某月某日與臺灣人某男結婚」之字句而不爲除籍、可見其第三條、可免實行、然以余觀之、難從其說、蓋爲是言者、實以混同「入家」與「入籍」並「去家」與「除籍」之意義、故致誤解、唯此四句、不可混淆、須要分別倘照民法之所定、即合婚一事應向戶籍公吏聲報而後乃生效力、然該聲明書、在戶籍公署以不合法例之故、不肯受理、則不異無爲聲明、故一俟受理而後發生效力焉、且已爲合婚、則其妻應入夫家、此事載明民法（茲除養子贅婚只就娶妻合婚而言）而此規定不許例外、然則合婚成立之日、其妻須入夫家、合婚雖見成立、而其妻仍留于母家、不入夫家、即法律上、難得認爲合婚、雖然合婚成立之日、未得將其妻之戶籍移于夫家、戶籍公署受理合婚稟明書而後移籍夫家、須要多日、况於外國公使館或領事館受理稟明書、愈要長久、顧其送籍、雖見較遲、然其合婚稟明書、得見受理、則其妻不可不即時入其夫家決不許送籍辦法告畢之後、入其夫家、然則內臺人之合婚、待至共通法第三條之規定實行之後、乃能得行之、蓋雖如內地戶籍公署所辦、不爲入籍與除籍然其妻之可入夫家、非在移籍之後而以合婚成立之時如前所述、畢竟共通法第三條法例、應爲及早施行照辦以便之子于歸並爲移籍、茲欲爲一言者、共通法第三條、實行之後、內臺之人、欲爲結婚、而未免有阻碍者、即戶籍公吏均照內地戶籍法而辦理一切、然而從來之戶籍法與新頒之共通法毫無聯絡、故雖以共通法而確定入籍與除籍之辦法、然內地之戶籍公吏、仍照內地之戶籍法而辦理、即未得爲入籍與除籍、是以將改定日本戶籍法一案、提出本屆帝國議會、

二　制定戶籍令之經過

制定臺灣戶籍令之必要、如上所開、我臺灣總督府、亦認爲必要、故自從前起稿、特將臺灣戶籍令一案、提出于內閣、其後已閱六載、將見頒布此間有種々阻礙、難以言語形容者、茲就戶籍令一案而欲言其經過、本島人與內地人、其親族相續之習慣、彼此各殊內地戶籍之規定、不得適用于本島人、即應定臺灣戶籍令、以行諸島民、故我督府以大正三年、草定臺灣親族相續令並臺灣戶籍令兩案、提出內閣、其後該案、移之法制局、已費

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

多日、愼重審議、而親族相續令一案、法制局與總督府、所見各殊、立論不同、故懸置已久、未得解決、法制局所主倡者、曰島民之習慣、固不可不爲尊重、然所謂習慣者、當隨社會實情而時常移動、昨之習慣、已非今日之習慣、而今日之習慣、亦未必爲明日之習慣、倘有過重本島人之舊慣而欲將此習慣以爲基礎制定法令、是即未免大紕、何則島民舊慣永遠保存、即有阻碍同化而內臺人士不能融和、將其舊慣、暫時保存而內地法令、漸次而行、以通用于臺灣人、即至後能得淳化云々、此等法制局之意見亦多中肯、唯臺灣戶籍令、愈要速定、故以大正六年、總督府乃撤回以上兩案、改爲人事令與戶籍令兩案、又向法制局提出而其人事令一案、遂得通過第一讀會、雖然該案內容、許多事項、概用舊慣、而其舊慣之中、或有未合臺灣之現狀、須要改修之處居多、而法文不足、尚要加添之處亦不少、故以大正八年、再向法制局交涉、而特將第一讀會議決之該案、更加改修、以是年十月、再附第二讀會爾時、該局審議、極爲綿密、難以進行、至于年末、議畢者僅有十數條而其中保留者亦有若干、唯該案之要點、已得同局參事官之贊同、附時竊思、從此而進、當不遠而得決定戶籍令一案亦必解決、迨至翌年、法制局、簇出許多法案、均要從速審議、繼而臺灣總督府亦將地方制度法案、提出該局、若該法案、更須趕速、不事唯是臺灣戶籍令、設使制定、如未得改定內地戶籍法、則難期實行、而內臺人之合婚上、未有効力、以此之故、在法制局特以戶籍令、並人事令之審議附諸等閑、以至今日、顧剋下臺灣情形、愈覺戶籍令之速定、以故督府屢向法制局請求、且該局經承樞密院之慫慂、欲爲從速審議、然則人事戶籍兩案、數月之內、當見頒布。

三　改定戶籍法之經過

戶籍令案經過之概要、如上所述、顧雖見臺灣戶籍令之頒行、倘不改內地戶籍法、即內臺人之合婚、難期完成者亦如上所縷述、唯我臺灣地方制度之實施、經已告竣、六三問題、亦見解決、今我督府、得盡力于戶籍制度、故向中央政府、請將改定戶籍法諸案提出本期議會、幸得同情、遂爾附議、該案現由議會審查、至今未見有唱異議、諒必通過上下兩院、玆將原文臚列于左、

○改定戶籍法案

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、戸籍法之內須改定如左
第四十二條之第二項、第三十一條乃至三十四條並第三十五條第一項之規定、應照共通法第三條之規定卽可得適用云々。

附則

本法施行期日應出勅令定之。

內臺人之合婚養子並爲認知等、實行時期、愈速愈妙欲爲速行、卽將共通法第三條之規定、不可不從速實行而內臺戸籍公署、應爲互相聯絡、照此辦理、卽此處公署如受合婚稟明書、卽移之他處公署俾便入籍、或爲除籍、願將改定日本戸籍法案、提出本屆議會者、乃預期共通法第三條不遠而得實行、並見臺灣戸籍令之頒布、故爲此舉、如幸得如此、卽改隷以來之懸案、乃能解決、而內臺之人、得以合婚養子並爲認知、若改定內地戸籍法與共通法並臺灣戸籍令、相俟而行、卽可確立臺灣戸口制度之完成、豈不懿哉。

論今之道德

小野西洲

自耶敎入我邦以來、博愛主義、此唱彼和、若孤兒院貧民院慈善會救民會救世軍等、先後創興、世人視爲向義之士有道之人、如有遨遊歐美、歸來提唱社會道德者、世人又號爲德行之儒禮敎之派、詎知其所謂道德者、不過社會之交誼、人類之汎愛、公共之慈善已耳、乃變本加厲、其間多有不顧己身、不知忠孝、其行爲舍近圖遠、其主義、但云博愛、不復云仁義、每況愈下、至有先夫婦而後父子、重人民而遺尊親、於是乎、我國本來之忠孝道德、漸次衰頹、人紀人綱、日就廢弛、厭故喜新、獻迎實利主義、利己主義沿習流弊、幾々乎不可挽回、無怪民彝泯滅、廉耻不顧、名節無存、賄賂公行、爲鬼爲蜮、將伊胡底歟、不佞淺學無才、今之道德、與古之道德、孰是孰非、固未之知、願追原正理、親

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

爲重、疏者在所輕也可知、近爲先、遠者在所後也可知、且民彝泯滅、賄賂公行、既非國家之幸事、自不禁慮及世道人心、迫於情之不能已耳、且夫博愛主義、實利主義、在泰西則得以安其國便其民、彝倫不至攸斁者、蓋自祖先幾百年以來、具有浸淫宗敎心、爲之羈束、故其主義雖殊、尙不至顯背乎中庸之定理、且彼等畏神信神有素、深明善惡殊途、故猶謹守善報惡報、亦不至陷入巨惡坎窞、至如我國、三綱五常之道、久已不振、前因後果之說、復將淪胥、基礎不立、遷移靡定、淑變爲慝、善流爲惡、伊誰卓識、砥柱中流、日趨日下、直如大洋中泛一小舟、無櫂無帆、不知所向、滔々潮湧、飄々風馳、將擠之鬼界火坑、混入無何有之鄉亦曰殆哉、雖然我大日本帝國五十年以前、以德義爲國是之本、以正道爲邦家之基、名聞世界、無不讚美、而今道德觀念、竟至如此、嗚呼、江河遞下、孰挽狂瀾、吾人對此金甌無缺之國家、謂之奈何、謂之奈何。

賦得社頭曉　六石　佐藤寬

宿霧分華表。殘星耿閟宮。橿原思彷彿。縱野氣龍葱。辛酉迎新歲。膺懲憶大功。豐碑文授耀。晝旭彩旗紅。運將天壤久。德乃古今同。鬱茂林容邃。森嚴廟貌崇。鼓響知佳霽。神來仰惠風。萬方齊跪拜。杲日出於東。

同　黎嶺　山口正德

半天華表峙。拂曙拜元正。古道今回挽。新宮昨落成。岳蓮寒有色。海水靜無聲。畏敬神如在。虛靈鏡似明。霎時雲氣散。俄頃旭光生。仰見巍巍德。稜威震八紘。

同　拈華　黑部義曉

廟鼓知晨霽。仙雞報履端。一天佳氣動。四境瑞光攢。寶鏡輝金殿。瑤簾響玉壇。威靈誠炳耀。國土益平安。縹緲神山曉。汪洋東海瀾。仰瞻華表上。初日照人寒。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二章　我國地方制度ノ沿革

第一款　古來地方制度變遷ノ概要

我國ハ建國ノ初ヨリ族長的君主國體 Patriarchal Monarchy ニシテ君主ハ最高貴ノ氏族ノ長トシテ全國ノ氏族ヲ統治シ氏族制度ヲ以テ政治上及社會上ノ國家組織ノ基礎ト爲ス氏族制度トハ國民皆血統ヲ同フスル多數ノ氏族ニ分レ各氏族ニ氏上ト稱スル族長アリテ其ノ氏ニ屬スル人民ヲ支配ス氏ニハ部曲ノ民及奴婢之ニ隷屬シ皆一定ノ釆邑ヲ領ス又各氏神ヲ有シ氏上其ノ祭祀ヲ行フ而シテ皇室ハ各氏族ノ源泉ナルヲ以テ各氏族ニ共通ノ祖神ノ即チ天祖ニシテ天ツ日嗣タル天皇ノミ之ヲ祭ルノ特權ヲ有ス故ニ天皇ハ最高ノ統治者タルト同時ニ最高ノ祭主ナリ朝廷ノ官職モ亦一定ノ氏ノ掌ル所ニシテ之ヲ世襲セリ例ヘハ中臣氏齋部氏ハ祭祀ヲ掌リ物部氏大伴氏ハ軍事ヲ掌ルカ如シ又各氏族ノ族長ニハ其ノ尊卑ニ應シ一定ノ嘉婆稱名（尸名）ヲ賜ハル例ヘハ臣又ハ連ハ其ノ最モ尊キ稱類ナリ地方制度ニ於ケル行政長官タル國造縣主又ハ稻置等モ亦一ノ尸名ナリ

我國太古ノ行政區劃ヲ大八州（或ハ洲ノ字ヲ用フ）ト云フ淡路州、伊豫二名州、筑紫州、壹岐州、對馬州、隱岐州、佐渡州、及大日本豐秋津州是ナリ其ノ他六箇ノ小島アリ之ヲ合セテ十四島ト云ヘリ神武天皇都ヲ大倭國橿原ニ定メ位ニ卽キ給フ時大倭國葛城國造ヲ定メ其ノ他功臣ニ國造ヲ賜ヒ次テ縣主ヲ置キ和銅年間ニ至ルマテ總任國造百四十四アリタリト云フ故ニ我上世ノ地方區劃ハ百四十四國ニシテ國造其ノ長トナリ國中ノ神祇祭祀及民事ヲ統管シタリ成務天皇ノ時國郡ニ造長ヲ立テ縣邑ニ稻置ヲ置キ各其ノ管轄區域ヲ定ム孝德天皇ノ時更ニ國郡ノ區劃ヲ定メ國ニ國司（守、介、椽、目ヲ總稱ス）ヲ置

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

キ郡ニ郡司（郡領、主政、主長ヲ總稱ス）ヲ置キタリ國司ハ既ニ仁德帝ノ時ニ存在シ國造ト竝ヒ稱セラレタリシカ此ノ時ニ至リ國造ハ全ク廢セラレタリ當時國ハ之ヲ大上中下ノ四種ニ分チ其ノ總數六十八アリ郡ハ之ヲ大上中下小ノ五種ニ分チ其ノ總數凡五百九十八アリ國司ハ朝廷ニ於テ時々之ヲ任命シ郡司ハ多ク從來ノ國造ヲ以テ之ニ充テ其ノ職ヲ世襲セシメタリ郡ノ下ニ里アリ凡五十戶ヲ以テ一里ト爲ス（里ハ後ニ之ヲ鄕ト改稱シタリ）而シテ大郡ハ二十里以下十六里以上ヲ以テ組織スルノ制ナルカ故ニ千戶乃至八百戶ヲ有シタルモノナリ右ノ外五畿七道ノ區劃モ亦當時既ニ存在シタリ

奈良朝及平安朝ニ至リ中央政府ノ權力衰頽シテ地方ニ及ハス遙授ノ制起リ國司ニシテ任地ニ赴カサル者多ク且權門勢家ノ私領地タル莊園漸ク獨立ノ姿ヲ成シ國司郡司ノ管轄區域ハ益々縮少セラレ國司郡司ハ殆ト有名無實ノ官職タルニ至レリ源賴朝幕府ヲ鎌倉ニ建ツルニ至リ諸國ニ守護ヲ置キ莊園ニ地頭ヲ置キ各其ノ家人ヲ以テ之ニ任シ漸ク官職世襲ノ制ヲ成シ遂ニ封建制度ノ濫觴トナリ足利、織田、豐臣ノ時代ヲ經テ德川時代ニ於ケル諸侯割據ノ鞏固ナル封建制度ノ完成ヲ見ルニ至レリ德川時代ノ幕府直轄官廳ニハ一般領地ニ郡代、代官、勘定奉行アリ京都ニ所司代アリ其ノ下ニ町奉行ヲ置ク其ノ他大阪ニ城代ヲ長崎、伏見、堺、佐渡等ニ奉行ヲ置キ之ヲ遠國奉行ト稱セリ右ノ外江戶ノ行政組織及諸侯領內ノ地方制度等ハ頗ル複雜ニ亙ルヲ以テ茲ニ之ヲ說明セス

第二款　維新以前ノ自治制度

古代ニ於ケル我國自治制度ノ濫觴ハ前ニ述ヘタル氏族ノ制ナリ氏族ハ家族團體タル戶ヲ以テ組織スル血族團體ニシテ氏ノ行政事務ハ氏ノ長者タル氏上ヲシテ一切之ヲ處理セシム氏ニ大氏小氏アリ小氏ハ更ニ戶ヲ以テ之ヲ組織ス而シテ當時ノ戶ハ家族甚タ多ク一戶百人又ハ數百人ヲ有スルモノアリ故ニ人

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

口增殖シ交通頻繁トナリ文化稍發達スルニ從ヒ氏ノ制ハ漸次社會組織ノ單位タル地位ヲ失ヒ戸ヲ以テ之ニ代フルニ至レリ元來氏ハ祖先崇拜ノ思想ニ基ク血族團體ナルヲ以テ個人主義ヲ重ンスル佛教ノ流行カ氏ノ勢力ヲ失墜スル一原因タリシハ想像スルニ難カラス然レトモ社會上ノ單位トシテハ戸ハ餘リニ小ナルノ不便アルヲ以テ周代五家ノ制ニ倣ヒテ五戸ヲ以テ一團體ヲ組織スル所謂五保ノ制ヲ生シタリ然ルニ人口ノ增加社會ノ進歩ニ伴ヒ戸ハ再ヒ分解シテ家トナリ五保ノ制ハ變シテ五家ノ制トナレリ是レ即チ德川時代ノ自治制度トシテ有名ナル五人組制度ナリ

五人組ノ名稱ハ慶長三年ノ高札ニ初メテ見ユ固ヨリ五保ノ制ノ遺物ナレトモ其ノ直接ノ原因ハ耶蘇教傳播ノ防遏浮浪人ノ取締ニ在リ其ノ組織ハ隣保相接スル五家ヨリ成立シ一家ヲ推シテ其ノ長ト爲シ之ヲ版頭ト稱ス法令禁止ノ事項及人民ノ遵守スヘキ要件ヲ帳簿ニ記錄シ署名調印ノ上毎年所管ノ役所ニ提出ス所謂五人組帳是ナリ其ノ規定ノ要項ヲ擧クレハ租稅ハ必ス上納ス、法令ハ必ス遵守ス、基督教其ノ他禁制ノ宗教ヲ信仰スル者及犯罪人ハ必ス告訴ス、賭博ヲ爲サス、社寺ヲ侵サス、官有ノ山河林野ニ濫入セス、爭論訴訟ヲ愼ム又道路橋梁水利等ニ注意シ、農業ヲ勉勵シ勤儉貯蓄ヲ勵ムコト等ニシテ若シ之ニ違背スル者アルトキハ五人組ハ連帶シテ其ノ責任ヲ負ハサルヘカラス五人組ノ版頭ハ組頭筆頭又ハ伍長ト稱シ偶世襲ノ者又ハ任命セラレタル者ナキニ非スト雖多クハ組合ニテ互選シタリ五人組ノ管掌スル主タル行政事務ハ組合內ノ警察、勸業、土木、納稅等ノ事務ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ自治シタリ

獨逸ニ於テハ普通ノ自治團體以外ノ大地主ノ私領區ト云フモノアリ之ニ自治權ヲ與ヘテ今尚町村ト併立セシム我國現行制度ニハ此ノ種ノ自治團體ヲ認メスト雖古代ノ莊園ト稱スルモノハ頗ル之ニ類スル

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ノ制ナリ、莊園ハ素權門勢家カ荒蕪地ヲ開墾シテ別業地トナシ特ニ免租地トシテ所有シタルモノナリシカ後其ノ區域內ノ行政司法ノ權ヲ掌握スルニ至リタルモノニシテ鎌倉幕府以來莊園ノ守護、地頭カ漸次權勢ヲ得タルコトハ歷史上顯著ノ事實ナリ而シテ莊園ハ足利時代ニ於ケル大爭亂ノ際漸ク其ノ形跡ヲ失ヒ以テ德川氏封建制度ノ完成ヲ見ルニ至レリ

德川時代ニ於ケル江戶、京都、大阪ニハ町奉行、所司代又ハ城代ノ下ニ町年寄數名ヲ置キ以テ各區ノ行政事務ヲ掌ラシメタリ町年寄ハ世襲官吏ノ如キ者ナレトモ其ノ下ニ江戶ニ於テハ町名主、組頭アリ京都ニ於テハ町代アリ大阪ニ於テハ總年寄アリ是等ハ恰モ今日ノ區長ノ如ク偶世襲ノ者ナキニ非スト雖多クハ選擧ニ依リ管內町民ノ利害ヲ代表シ其ノ行政事務ヲ處理シタリ故ニ其ノ管轄區域ハ殆ト自治團體ト同一ナル性質ヲ有シタリ其ノ他堺兵庫ノ如キ商工業ノ盛ナル地ニ於テハ公選ニ依ル會合衆ト稱スル集會アリテ行政司法ノ事務ヲ管掌シタリ

我市町村ノ淵源タル村ハ固ヨリ其ノ初ヨリ自治團體ナリト稱スルコト能ハサレトモ自治的要素ヲ有シタルコトハ疑ナキ事實ナリ村ノ起原ハ血族團體カ氏ヲ尙ヒ祖先崇拜ノ觀念ヨリ神社ヲ中心トシ互ニ團結ヲ成シタルニ基クナラム德川時代ニ於ケル村ノ長ニ名主又ハ庄屋ト云フモノアリ名主ハ東北地方ノ名稱ニシテ庄屋ハ西南地方ノ名稱ナリ庄屋ニハ世襲ノモノ多カリシモ名主ハ多ク選擧ニ依リテ就職シタリ而シテ庄屋又ハ名主ハ自ラ村ヲ代表シ租稅ヲ徵收シ、裁判ヲ執行シ、布告ヲ傳達シ、農事ヲ奬勵シ、殖產ヲ勸起シ、道路堤防其ノ他土木工事ヲ督勵シ且重大事件ニ付テハ一身ヲ犧牲ニ供シテ人民ヲ保護シタリ元來名主庄屋ハ有給職ニシテ官吏ノ如キ外觀アリト雖其ノ職務執行ニ付テハ自治ノ觀念ヲ有スル點少カラス名主庄屋ノ下ニ組頭又ハ百姓代アリ共ニ選擧ニ由ル名擧職ニシテ恰モ今日ノ區長ノ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

如キ地位ニ在リ

第三款　維新以後ノ自治制度

前述ノ如ク德川時代ニ於テモ五人組ノ制又ハ名主庄屋ノ事務ノ一部ノ如キ自治的要素ヲ具備シタル行政少カラサリシヲ以テ若シ其ノ自然ノ發達ニ委シタラムニハ一種日本固有ノ自治制度ノ完成シタルヤモ知ルヘカラス然ルニ明治維新ハ諸般ノ事物ト共ニ是等ノ制度ヲモ根本的ニ革新シ行政組織ハ一旦全ク官治組織ニ變シタリシカ後遂ニ自治ノ必要ヲ認メ現行制度ヲ施行スルニ至レリ其ノ狀恰モ獨逸ニ於テ封建制度ノ衰頹ト　ニ強大ナル中央集權トナリ古來ノ自治制度ニ大打擊ヲ與ヘタリシカ再ヒ自治制度ヲ施行スルニ至リタルト全ク其ノ軌ヲ一ニセリ

維新後暫時ハ幕府時代ノ庄屋、名主、年寄等ノ名稱ヲ存シタリシカ明治四年七月廢藩ト共ニ郡區町村ヲ區域トシテ大小區ヲ設ケ五年四月庄屋以下ノ名稱ヲ改メ戶長、副戶長ト稱シタリ明治九年十月布告第百三十號ヲ以テ政府ハ各區町村金穀公債、共有地取扱、土木起工規則ヲ制定シ一方ニ於テハ區町村カ公共事業ヲ起シ共有ノ地所建物ヲ隨意ニ處分シ金穀ヲ公借シ得ルコトヲ認ムルト共ニ他ノ一方ニ於テハ人民カ地方行政ニ參與スルコトヲ認メタリ明治十一年太政官布告第十七號ヲ以テ郡區町村編制法ヲ發布シ府縣ヲ分チテ郡區町村ト爲シ從來ノ大小區ノ制ヲ改メ三府五港其ノ他人口稠密ノ市街地ヲ區トナシ全國ニ三十餘區ヲ置キ他ハ悉ク之ヲ郡トナシ全國ヲ八百三十九郡區ニ分チ郡區ノ下ニ町村ヲ設ケ每郡ニ郡長ヲ每區ニ區長ヲ每町村又ハ數町村ニ戶長ヲ置キタリ戶長ノ選任ハ各府縣隨意ノ規定ニ依リタレトモ多クハ人民ノ選擧ニ係リ又同時ニ町村ニ町村會ヲ置クコトヲ許シタリ然レトモ町村會ニ關スル規定ハ法律ニ明文ナカリシヲ以テ明治十三年四月區町村會法ヲ發布シ區町村ノ公共事務及其ノ經

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

費ノ支出徴收法ヲ議スル爲區會町村會ヲ設クルコトヲ明ニシ其ノ議決ハ區長又ハ戸長ヲシテ執行セシメタリ此ノ區町村會法ハ自治制度トシテハ、甚タ不完全ナリシヲ以テ明治十七年町村法案ヲ作リ内務省ニ町村法調査委員ヲ置キ調査ノ結果十八年六月法案成リ之ヲ獨逸人顧問ロエスレル及モッセノ兩氏ニ示シ其ノ意見ヲ求メタリ其ノ後モッセ氏ノ意見ニ基キ地方制度編纂委員ヲ設ケモッセ氏ヲ委員ノ一人ニ擧ケタリ氏ハ先ツ地方制度編纂綱領ヲ起草シ之ニ基キ市町村制ヲ起案シ次テ市町村制理由書ヲ成ナシ市町村制ハ閣議、法制局及元老院ノ議ヲ經テ確定シ明治二十二年四月一日以後地方ノ情況ヲ裁酌シ府縣知事ノ具申ニ依リ之ヲ施行スルコト、爲レリ初メ原案ニハ市長官選ノ制ナリシモ閣議ニ於テ之ヲ公選ニ改メ又原案ノ東京、京都、大阪三市ノ特制ヲ改メ同一市制ヲ施行スルコト、シ市長ハ市會選擧ノ三名ノ候補者中ニ就キ上奏裁可ヲ得ルコト、シ元老院ノ審議ニ附シタリ元老院ハ市長公選ニ同意セシモ三市ニ普通市制ヲ施行スルコトニ反對シ種々意見ヲ鬪ハシタル後三市ノ市長ハ府知事ヲシテ之ヲ兼ネシムルコト、ナシ所謂三市ノ特別市制案ニ決定シ明治二十二年法律第十二號ヲ以テ三市ノ特別市制ヲ公布シタリ然ルニ特別市制ハ甚タシク自治權ヲ制限シタルモノナリトノ非難三市ノ人民間ニ起リ第二議會以來兩院ノ懸案トナリシカ明治三十一年法律第二十號ヲ以テ同年九月三十日限リ之ヲ廢止スルコト、爲レリ然レトモ三市特ニ人口二百萬以上ヲ有スル東京市ノ如キ大市ニ對シ人口三四萬ノ小市ト同一ノ法制ヲ適用スルハ種々ノ不便アルヲ以テ第十三議會以來東京市ノ特別市制ニ關シ再ヒ兩院ニ種々ノ提案アリ議論未タ決セスシテ明治四十四年市制全部ノ改正ニ依リテ一時中止ノ狀態ト爲レリ

我市制町村制ハ此ノ如キ經過ニ由リ明治二十一年四月十七日法律第一號トシテ公布セラレ翌二十二年四月一日ヨリ地方ノ情況ヲ裁酌シ府縣知事ノ具申ニ依リ内務大臣ノ指揮ヲ以テ之ヲ施行スルコト、ナ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

レリ爾來實驗ノ結果不備不當ノ點少カラサルヲ認メ一部ノ改正ハ屢々行ハレタリシモ根本的改正ハ容易ニ行ハレサリキ政府ハ第二十二回及第二十三回ノ議會ニ於テ全部改正案ヲ提出シタリシモ東京市特別市制又ハ郡制廢止等ノ懸案アリ爲ニ第二十二議會ハ衆議院ヲ通過シタルモ貴族院之ヲ議了セス第二十三議會ハ政府自ラ撤回スルノ運命ニ終レリ第二十七議會ニ於テ桂内閣ハ政友會ト所謂情意投合成リタル爲數年ノ懸案タリシ市制町村制改正案ヲ提出シ小部分ノ修正ヲ以テ兩院ヲ通過シ明治四十四年四月六日法律第六十八號市制及同第六十九號町村制トシテ公布セラレ同年十月一日ヨリ實施セラレタリ現行市制町村制卽チ是ナリ

郡ハ維新前ハ一ノ行政區劃ニシテ固ヨリ自治團體タル沿革ナシ維新後明治十一年郡區町村編制法發布前ハ行政區劃ニモアラス單ニ地理的名稱ニ過キザリシカ同法ハ郡ヲ以テ行政區劃トナシ一郡又ハ數郡ニ郡長ヲ置キ郡行政ヲ管掌セシメ其ノ後明治二十三年ニ至リ郡制ヲ發布シ郡ヲ以テ市町村及府縣ノ中級自治團體トナシタリ然レトモ郡ニ對シテモ市町村ノ如ク廣大ナル自治權ヲ與フルトキハ地方分權ノ弊ニ陷リ行政ノ統一ヲ缺クモノトナシ郡行政ノ長タル郡長ハ公選ニ依ラス官吏ヲ以テ之ニ充ツルコトヽ爲シタルヲ以テ一時郡長公選論起リ屢郡制改正案ヲ議會ニ提出シタリ二十三年發布ノ郡制ハ普國ノ制ニ倣ヒ郡會議員ノ三分ノ一ハ大地主中ヨリ互選スルコトヽ爲シ他ノ郡會議員ハ町村會ニ於テ選擧スルコトヽ爲シタリ然ルニ我國ニ於テハ大地主ニ特權ヲ與フル歷史上ノ理由ナキニ徒ニ他國ノ制度ヲ摸倣シタリトノ非難起リ且ツ複選法ハ郡會議員ノ選擧競爭ヲ町村ニ移スノ結果町村會議員ノ選擧競爭激烈トナリ政黨ノ弊ヲ町村ノ如キ下級自治體ニ誘導シ自治制ノ基礎ヲ危フスルモノナリトノ反對論アリ多年政府及貴族院ニ對シテ論爭シタリシカ明治三十二年遂ニ郡制ヲ改正シテ大地主議員及複選法ヲ廢

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

シ同時ニ郡ヲ法人ト爲スコトヲ明言シタリ然レトモ元來郡ハ中級地方自治團體ニシテ自治ノ權能甚タ廣カラス且其ノ事業モ概シテ僅少ニシテ自治團體ト爲スノ必要少カリシモノナルヲ以テ第二十一回議會ニ於テ郡制廢止法案ヲ衆議院ニ提出シタル者アリ當時ノ桂内閣ハ之ニ反對シテ可決ニ至ラサリシモ更ニ第一次西園寺内閣ノ際第二十二回及第二十三回議會ニ郡制廢止案ヲ政府ヨリ提出シ二回共ニ激烈ナル論爭アリ第一回ハ政府自ラ撤回シ第二回ハ貴族院之ヲ否決シタリ郡制廢止論者ハ郡ノ事業ハ之ヲ府縣事業又ハ町村組合若ハ水利組合ノ事業ニ移シ不必要ナル郡制ヲ廢スルトキハ地方行政ノ複雜ナル組織ヲ免レ多額ノ費用ヲ節減スルコトヲ得ルノミナラス郡長ヲシテ專ラ力ヲ町村ノ監督ニ致スコトヲ得セシメ町村行政ノ改善ヲ來スコトヲ得ヘシト論ス然ルニ之ニ反對スル論者ハ郡制ヲ全國ニ施行シタルハ明治三十三年ナリ僅ニ數年間ノ經驗ニ依リ其ノ不必要ヲ唱フルハ早計ナリ嘗テ閑却セラレタル嘗國ノ郡制カ諸般需用ノ發達ニ伴ヒ漸次法令ノ委任事項ヲ增加シテ今日ノ重要ヲ成スニ至レルヨリ推考スルモ我郡制カ漸次重要ノ價値ヲ增加シ獨逸ノ郡英國ノ聯合區ノ如キ自治體タルニ至ルヘキハ疑ヲ容レス歷史上ノ基礎ナキハ府縣ト雖十數年ヲ遡レハ同一ナリ又一局部ノ郡事業ヲ府縣事業ニ移サムトスレハ利益交換ノ爲メ不急事業勃興シ府縣費濫用ノ弊ヲ生スヘク之ヲ聯合事業ニ移サムトスレハ組合續出シテ却テ行政組織ヲ複雜ニスヘシ其ノ他郡制ヲ廢スルモ決シテ現在郡費ノ大部分ヲ節約シ得ヘキモノニ非ス又ハ町村監督ノ周到ヲ期シ得ヘキニ非スト說明ス大正十年三月三日第四十四議會ニ於テ原内閣ハ更ニ郡制廢止案ヲ提出シタルモ會期切迫ノ今日ニ於テ到底兩院ヲ通過スヘシトモ信セラレス要スルニ郡制施行ノ利害ニ付テハ大ニ議論ノ餘地アルヘシト雖既ニ現存スル五百有餘ノ自治團體ヲ廢滅ニ歸セシメムトスルハ容易ノコトニ非ス故ニ此際暫ク郡ノ監督ヲ充分ニシ改善ノ途ヲ謀ルヲ以テ適當ノ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

措置ト認ム
郡ノ數ハ延喜式時代ニハ五百九十ナリト傳フレトモ目下稍減シテ五百四十五アリ郡制ハ府縣制ニ於ケルカ如ク內務大臣ノ指定ニ依リ漸次各府縣ニ施行セラレタルモノニシテ現今沖繩縣ヲ除ク外各府縣ニ施行セラル但シ市及島嶼ヲ置ク島嶼ハ郡制施行區域外ナルハ言ヲ俟タス
府縣モ亦明治十一年以前ハ單純ナル行政區劃ニ過キサリシモ同年府縣會規則發布セラレ一ノ自治團體トシテ認メラルヽニ至レリ即チ同規則ニ依レハ府縣會ハ地方支辨ノ經費ノ豫算及其ノ徵收方法ヲ議定スルノ機關トナリ每郡區ヨリ五人以下ノ議員ヲ選出シテ之ヲ組織シ府縣ノ行政ニ參與セシムルコトヽナレリ然レトモ同規則ハ佛國ノ制度ニ倣ヒ一時的急速ニ制定セラレタルモノナルヲ以テ不備ノ點多ク數回ノ改正アリ即チ明治十三年布告地方稅規則及營業稅雜種稅規則ニ於テモ課稅主體タルコトヲ認メラレタレトモ完全ナル地方團體トシテ規定ヲ設クルニ至リタルハ二十三年ノ府縣制ニシテ是レ獨逸ノ制度ニ倣ヒタルモノナリ其ノ後三十二年全部之ヲ改正シ更ニ大正三年ニ至リ市制町村制改正ニ伴ヒ且從來ノ不備ヲ補フ爲一部ノ改正ヲ行ヒ以テ現行法ヲ成セリ但シ府縣制ハ一時ニ各府縣ニ施行シタルモノニ非スシテ土地ノ情況ニ應シ府縣知事ノ具申ニ依リ內務大臣之ヲ施行スヘキ府縣ヲ指定シタリ即チ沖繩縣ヲ除ク外二十三年以後三十三年ニ至ル十年間ニ漸次全國ニ普及シタリ獨リ沖繩縣ハ他ノ縣ト其ノ事情ヲ異ニスルモノアルヲ以テ府縣會規則ヲ施行セサリシノミナラス府縣制ヲモ久シク施行セサリシカ普通敎育漸次普及シ稍內地ト同程度ニ進化シタルヲ以テ明治四十一年法律第二號ヲ以テ府縣制第百三十八條ニ「沖繩縣ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得」ト規定シ四十二年勅令第二十號ヲ以テ之カ特例ヲ規定シ四十二年四月一日ヨリ沖繩縣ニモ府縣制ヲ施行スルコトヽナレリ而シテ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

府縣ハ最上級ノ地方自治團體ナレハ其ノ理事者タル府縣知事ハ常ニ官吏ヲ以テ之ヲ充ツルノ規定ナレトモ之カ公選ヲ主張スル者ナシ唯縣會議員モ初メ複選法ヲ採用シタリシカ郡制ト同樣ナル非難起リ三十二年郡制改正ト共ニ之ヲ改メ直接選擧ト爲シ且同時ニ府縣ノ法人タルコトヲ明言シタリ又府ト縣トハ制度上差異ナク沿革的區別ヲ爲シタルニ過キス但シ東京府ニ於テハ警察事務ヲ知事ノ權限ヨリ分離シ特ニ警視總監ト稱スル國政機關ヲ設置シタルヲ以テ府ノ職務範圍稍狹少トナリタルニ過キス

第四章　我國現行地方制度ノ概要

我國現行ノ行政區劃ハ一道三府四十三縣及朝鮮臺灣樺太ニシテ外ニ租借地タル關東州アリ北海道及樺太ニ廳長官、府縣ニ知事、朝鮮及臺灣ニ總督、關東州ニ都督アリテ管內ノ行政事務ヲ統轄ス而シテ府縣郡及北海道等ハ一方ニ於テハ國ノ行政區劃タルト同時ニ一方ニ於テハ地方自治團體ノ區域ナルヲ以テ知事郡長等ノ行爲又ハ命令ニ付テモ國家ノ官廳タル場合ト自治體ノ機關タル場合トヲ區別スルコトニ注意セサルヘカラス內地ノ自治體ニ關スル府縣制、郡制、市制、町村制等ノ規定ニ付テハ本論ニ於テ詳說スル所アルヘシト雖玆ニ本節ニ於テ我現行地方制度ノ概要ヲ說明スルハ自治制度ノ概念ヲ知得スル上ニ於テ敢テ無用ニ非スト信ス

第一款　府　縣

府縣ハ一方ニ於テハ國ノ行政區劃タルト同時ニ一方ニ於テハ自治體ノ區域ナリ府縣知事モ亦一方ニ於テハ國家最上級ノ地方官廳タルト同時ニ一方ニ於テハ府縣自治體ノ行政機關ナリ府縣知事ハ普通地方官廳ナルヲ以テ其ノ權限ハ常ニ廣汎ナル推定ヲ受ケ其ノ管轄區域內ニ於テハ法令中君主ノ大權各省大

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臣ノ直接權限又ハ特別官廳ノ權限ニ屬スルコトヲ明示セサル事項ハ總テ府縣知事ノ權限ニ屬ス

府縣知事ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ各省ノ主務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス而シテ其ノ職務ニ付左ノ如キ權限ヲ有ス

(一)法規制定權　府縣知事ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ府縣令ヲ發スルコトヲ得府縣令ニハ五十圓以内ノ罰金科料又ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得其ノ他行政執行法第五條ノ規定ニ依レハ知事ハ行政處分ヲ强行スル爲執行罰トシテ二十五圓以内ノ過料ヲ課スルコトヲ得

(二)出兵請求權　府縣知事ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スト認ムルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得是レ非常警察ニ屬スル重大ナル權限ナリト雖之ニ依リテ兵力ヲ動カス統帥權ノ一部ヲ委任セラレタルモノニ非ス從テ師團長ハ出兵ノ請求ニ依リテ直ニ出兵ノ義務ヲ生スルニ非ス正當ノ事由アラハ出兵ヲ拒ムコトヲ得ヘシ唯故ナク出兵ノ請求ヲ拒ムトキハ一定ノ罰則ヲ適用セラルルコトアルノミ(陸軍刑法第四十四條)但シ此ノ出兵義務ノ有無ニ付テハ學者間ニ意見ヲ異ニスル所アリ

(三)下級官廳及部下ノ官吏ノ指揮監督權　府縣知事ハ下級官廳及部下ノ官吏ヲ指揮監督シ郡長又ハ島司ノ處分又ハ命令成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得市長ノ處分ニ付亦同シ其ノ他知事ハ部下奏任官ノ功過及懲戒ヲ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ニ付テハ自ラ其ノ進退及懲戒ヲ專行ス

(四)自治體ノ監督權　府縣知事ハ自治法規ノ規定ニ依リ管内自治團體ノ行政ニ對シテ監督權ヲ有ス

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

知事ハ獨任制ノ官廳ナレトモ多數ノ補助官吏ヲ有ス內務部長、警察部長、理事官、警視、技師（以上奏任官）屬、警部、工場監督官補、視學、技手（以上判任官）等是ナリ其ノ他府縣自治行政ノ補助機關トシテ府縣費ヲ以テ府縣吏員ヲ置クコトヲ得

府縣ノ事務ヲ知事官房ノ外內務部及警察部ニ分チ部長其ノ事務ヲ分掌シ知事ノ命ヲ承ケテ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス警察部長ハ警察及衛生事務ノ執行ニ關シ知事ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡査ヲ指揮監督スルコトヲ得右ノ外重要ナル開港地ヲ有スル神奈川、兵庫、長崎、福井、及福岡五縣ニハ特ニ港務部及開港檢疫所ヲ置キ開港地ノ取締及檢疫ノコトヲ掌理セシム港務部ニハ港務部長、（港務官又ハ警察部長ヲ以テ之ニ充ツ）港務官、港務醫官並港務獸醫官及屬、港吏等ノ職員アリテ其ノ事務ヲ掌理ス

一般府縣ニ於テハ警察事務モ亦府縣知事ノ權限ニ屬スルコトハ前述ノ如シト雖東京府ニ於テハ帝國ノ首都タル東京市ノ警察事務カ特ニ重要ニシテ繁多ナルノ故ヲ以テ警察事務ヲ府知事ノ職權ヨリ分離シ府縣知事ト同等ノ地位ヲ有スル警視總監ノ管掌ニ屬セシメタリ警視總監ハ內務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ東京府下ノ警察消防及特ニ內務大臣ノ指定スル衛生事務並工場法施行ニ關スル事務ヲ管理シ各省ノ主務ニ關スル事務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ事務ヲ處理スル最上級ノ地方官廳ナリ固ヨリ右列記ノ事務ノミヲ管掌スル特別官廳ナリト雖一般府縣ノ例外ニシテ特ニ重要ナル官廳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ說明スヘシ

警視總監ハ其ノ事務ノ執行ニ關シ府縣知事ト同一程度ノ罰則ヲ附シ得ヘキ警視廳令ヲ發シ又ハ執行罰ノ過料ヲ課スルコトヲ得又其ノ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ其ノ主務ニ付テハ東京府下ノ郡長、島司、市長、區長及町村長ヲ指揮監督スルコトヲ得ルハ府知事ノ權限ニ異ヲス特ニ出兵請求權ハ非常警察ニ屬

スル權限ナルヲ以テ大正三年官制改正ノ際東京府ニ於テハ知事之ヲ有セス警視總監ヲシテ之ヲ有セシムルコトヽ爲セリ

警視總監ハ獨任制ノ官廳ニシテ其ノ補助官吏ニ官房主事、警務部長、保安部長、衛生部長、消防部長、警察官、警視、消防司令、技師、警部、屬、技手、消防士、警察醫、消防機關士、工場監督官補、技手、通譯、警部補等アリ警視廳ノ事務ハ總監官房、警務部、保安部、衛生部及消防部ノ四部ニ分チ官房主事及各部長其ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第二款　郡及島

府縣ヲ分チテ郡市又ハ島ト爲シ各郡ニ郡長ヲ置ク郡長モ亦府縣知事ノ如ク一方ニ於テハ地方官廳トシテ郡行政區劃内ノ官治行政ヲ掌ルト同時ニ一方ニ於テハ郡自治體ノ行政機關トナリ郡ノ自治行政ヲ行フ者ナリ郡長ハ府縣知事ノ下ニ位スル第二次ノ地方官廳ニシテ其ノ權限ハ郡内ニ於テハ府縣知事ノ權限ニ類似スト雖全ク警察權ヲ有セサルハ其ノ異ル所ナリ蓋シ郡市ノ警察權ハ獨立官廳タル警察署長ノ權限ニ屬スルカ故ナリ

勅令ヲ以テ特ニ指定セラレタル島地ニ島司ヲ置ク島司ノ地位及權限ハ全ク郡長ト同一ナレトモ其ノ島地ハ自治團體ニ非サルヲ以テ自治體ノ機關タルコトナシ明治四十二年勅令第五十四號ヲ以テ指定セラレタル島廳ヲ置クノ島嶼ハ現今東京府小笠原、八丈、大島、長崎縣對馬、島根縣隱岐、鹿兒島縣大島、沖繩縣宮古、八重山ノ諸島ニシテ最後ノ三島ノ島廳ハ大島、宮古、八重山各郡ヲ以テ其ノ管轄區域ト爲セリ郡長及島司ハ府縣知事又ハ警視總監ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ部内ニ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏及下級行政廳ヲ指揮監督スルノ權限ヲ有ス又郡長ハ郡令、島司ハ島廳令ヲ發スルノ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

權限ヲ有スルモ之ニ罰則ヲ附スルコトヲ得ス

郡長ノ補助官吏ニ郡書記、郡視學及技手アリ島司ノ補助官吏ニ島廳書記、島廳視學及技手アリ郡長及島司ノ職務ノ代理及委任ニ付テハ府縣知事ニ付テ述ヘタル所ニ同シ

第三款　北海道

第一項　官治制度

北海道ハ行政區劃トシテノ地位ハ府縣ト大差ナシト雖其ノ地域廣濶人口稀薄ノ未開地ナルヲ以テ今尙特別ナル行政制度ニ依レリ明治二年蝦夷ヲ改メテ北海道ト稱シ開拓使ヲ置キ其ノ後明治十五年ニ至リ函館、根室、札幌ノ三縣ヲ置キタルモ十九年之ヲ廢シテ北海道廳ヲ設ケ北海道全部ヲ其ノ所管ト爲シタリ

北海道廳長官ハ獨任制ノ普通地方官廳ニシテ其ノ地位及權限ハ殆ト府縣知事ト同樣ナリ唯拓殖ニ關スル事務ハ府縣ニ於テ見サル所ナリ又北海道ハ法人タル自治體ニ非スト雖北海道地方費ト稱スル法人アリ其ノ歲入出豫算及北海道地方稅ノ課目課率ヲ議決スル爲北海道會アリ北海道廳ニハ長官ノ外四部ヲ置キ內務部長、警察部長、拓殖部長、及土木部長其ノ部長トナリ諸般ノ事務ヲ分掌セリ長官ノ補助官吏ニハ部長ノ外支廳長、理事官、警視、技師、視學、屬、警部、工場監督官補、技手、通譯、警部補等アリ

北海道廳支廳長ハ一方ニ於テハ北海道廳長官ノ補助官吏ナルト同時ニ一方ニ於テハ其ノ下級官廳タリ其ノ地位及權限ハ殆ト郡長ト同一ナリ唯自治體ノ機關ニ非サルト其ノ管轄區域ノ數郡ニ亘ルトノ差アルニ過キス其ノ發スル命令ヲ支廳令ト謂フ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二項　自治制度

北海道ハ本土ト歷史的事情ヲ異ニスルノミナラス土地廣大人口稀薄ニシテ未開ノ地多ク移民拓殖ノ事務ヲ專ヲトスル狀態ニ在ルヲ以テ他ノ地方ト同樣ナル府縣制ヲ施行スルコト能ハス明治三十四年法律第二號ヲ以テ北海道會法ヲ同法律第三號ヲ以テ北海道地方費法ヲ制定シ同年四月一日ヨリ之ヲ施行シタリ是ニ於テ北海道モ一ノ公共團體トナリ自己ノ費用ヲ以テ其ノ公共事務ヲ處理スルノ權能ヲ得其ノ機關トシテ道內ノ各選擧區ヨリ選出セル議員ヲ以テ組織スル北海道會ヲ有スルニ至リ恰モ現行府縣制施行前ノ府縣ト略同樣ナル組織ヲ有スルニ至レリ今北海道會法ヲ府縣會規則ニ比較スルニ府縣會規則ニハ常設委員會ナルモノアリ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ事業ノ施行方法ヲ議シタリシモ北海道會法ニハ之ニ相當スル機關ナシ唯北海道會ハ北海道地方費ノ歲入出豫算及北海道地方稅ノ課目課率ヲ議決シ北海道地方費ハ北海道地方稅其ノ他地方費ニ屬スル收入ヲ以テ之ヲ支辨スルコト、爲レリ其ノ他北海道地方費法及北海道地方費令ヲ始メ他ノ法令ノ規定ヲ通覽スレハ北海道地方費カ一ノ法人タルハ少シモ疑ナシ（美濃部博士日本行政法六一二頁、清水博士行政篇上卷一一四〇頁）然ルニ法律ニ明文ナキ爲メ其ノ法人タル性質ヲ否認セムトスル者無キニ非ス（織田、市村、佐々木諸氏行政法）然レトモ是レ文字ニ拘泥シ他ノ關係法令ヲ無視シタルノ解釋ニ過キス

北海道ニ於ケル下級ノ地方團體ハ區及町村ナリ區ハ明治三十年勅令第百五十八號北海道區制ノ規定スル所ニシテ略一般府縣ノ市ニ相當ス但シ區ニハ區參事會ヲ置カス區制ヲ施行シタルモノハ札幌、函館小樽及旭川ノ四區ナリ又町村ニハ明治三十年勅令第百五十九號北海道一級町村制ヲ施行セラル、モノト明治三十五年勅令第三十七號北海道二級町村制ヲ施行セラル、モノトノ二種アリ一級町村制又ハ二級町村制ヲ施行スヘキ地ハ法律ノ委任ニ依リ內務大臣省令ヲ以テ之ヲ指定ス而シテ兩者ノ區別ハ資力

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ノ厚薄ニ因ルモノニシテ一級町村ノ公民タル資格ハ二級町村ノ之ニ相當スル町村會議員ノ選擧資格ニ比スレハ多額ノ資産ヲ要ス又一級町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選擧スレトモ二級町村長ハ北海道廳長官之ヲ任命ス而シテ町村長ハ何レモ有給吏員ナリ要スルニ一級町村ハ普通町村ヨリモ自治權ノ範圍稍狹小ニシテ二級町村ハ尙一層自治ノ權能薄弱ナルモノナリ以上ノ外北海道ニハ今尙郡區町村編制法ニ依リ戸長ノ支配ニ屬スル町村アリ

第四款　沖繩縣及島嶼ノ自治制度

沖繩縣ニ於ケル縣制施行ノ沿革ハ前ニ述ヘタルカ如シ而シテ下級ノ自治團體ニ付テハ明治二十九年勅令第十九號ヲ以テ沖繩縣區制ヲ定メ之ヲ那覇首里ノ二區ニ施行シ其ノ他ノ地方ニ付テハ同三十年勅令第三百五十二號ヲ以テ沖繩縣間切島規程ヲ發布セシカ同四十年三月勅令第四十號ヲ以テ沖繩縣ノ間切島ハ之ヲ村ト改メ東京府伊豆七島中利島、神津島、御藏島、靑ケ島、大島、波浮港及八丈島、大賀郷、中ノ郷ニ村ノ名稱ヲ附シ村ノ行政ハ從前ノ例ニ依ルコトヽシ間切島内ノ村又ハ島ハ字トシテ其ノ名稱ヲ存シ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テ村ト稱セサル島ハ從來管轄ヲ同フシタル村ノ一部ヲ成シ大字トシテ其ノ名稱ヲ存スルコトヲ定メタリ之ト同時ニ同年勅令第四十六號ヲ以テ沖繩縣及島嶼町村制ヲ制定シ四十一年四月一日ヨリ之ヲ沖繩縣竝東京府大島、鹿兒島縣大島郡及長崎縣對馬國ニ、同年十月一日ヨリ之ヲ東京府八丈島ニ施行スルコトヽナレリ且同時ニ勅令第四十三號ヲ以テ沖繩縣區制ノ全部改正ヲ爲シタリ右ノ區制及町村制ハ本土ニ於ケル市町村制ニ相當スルモノナレトモ之ト規定ヲ異ニスル主ナル點ハ區長町村長ハ區町村會ノ選擧ニ依ラスシテ地方官廳ノ任命ニ依ルコト訴願裁決ノ權限ヲ府縣參事會、郡參事會ノ如キ合議機關ニ屬セシメスシテ府縣知事郡長ノ如キ單獨機關ニ屬セシメタルコト

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN